

独立行政法人日本学生支援機構の  
第4期中期目標期間の終了時に見込まれる  
業務の実績に関する評価

令和5年

文 部 科 学 大 臣

1-2-1	<a href="#">評価の概要</a>	・・・ p 1
1-2-2	<a href="#">総合評定</a>	・・・ p 2
1-2-3	<a href="#">項目別評定総括表</a>	・・・ p 3
1-2-4-1	<a href="#">項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）</a>	・・・ p 5
	<a href="#">項目別評価調書 No. I-1 奨学金事業</a>	・・・ p 5
	<a href="#">項目別評価調書 No. I-2 留学生支援事業</a>	・・・ p 50
	<a href="#">項目別評価調書 No. I-3 学生生活支援事業</a>	・・・ p 119
1-2-4-2	<a href="#">項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）</a>	・・・ p 134
	<a href="#">項目別評価調書 No. II-1 業務の効率化</a>	・・・ p 134
	<a href="#">項目別評価調書 No. II-2 組織の効果的な機能発揮</a>	・・・ p 143
	<a href="#">項目別評価調書 No. II-3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施</a>	・・・ p 145
	<a href="#">項目別評価調書 No. II-4 情報システムの適切な整備及び管理</a>	・・・ p 148
1-2-4-3	<a href="#">項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）</a>	・・・ p 149
	<a href="#">項目別評価調書 No. III-1 収入の確保等</a>	・・・ p 149
	<a href="#">項目別評価調書 No. III-2 寄附金事業の実施</a>	・・・ p 152
	<a href="#">項目別評価調書 No. III-3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施</a>	・・・ p 155
	<a href="#">項目別評価調書 No. III-4 予算の管理及び計画的な執行</a>	・・・ p 156
1-2-4-4	<a href="#">項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）</a>	・・・ p 160
	<a href="#">項目別評価調書 No. IV-1 内部統制・ガバナンスの強化</a>	・・・ p 160
	<a href="#">項目別評価調書 No. IV-2 情報セキュリティ対策の推進</a>	・・・ p 174
	<a href="#">項目別評価調書 No. IV-3 広報・広聴の充実</a>	・・・ p 177
	<a href="#">項目別評価調書 No. IV-4 施設及び設備に関する計画</a>	・・・ p 180
	<a href="#">項目別評価調書 No. IV-5 人事に関する計画</a>	・・・ p 181
	<a href="#">項目別評価調書 No. IV-6 その他</a>	・・・ p 186
別添	<a href="#">中期目標、中期計画、年度計画</a>	・・・ p 187

1-2-1 中期目標管理法 中期目標期間評価(見込評価) 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本学生支援機構	
評価対象中期目標期間	見込評価	令和4年度
	中期目標期間	令和元年度～令和5年度(第4期)

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	学生支援課、吉田光成
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、次田彰

3. 評価の実施に関する事項	
令和5年7月28日 独立行政法人日本学生支援機構の評価等に関する有識者会合に評価結果案を諮り、意見を聴取した。	

4. その他評価に関する重要事項	
「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)を踏まえ、業務運営の効率化に関する業務を見直すべく、中期目標の情報システムの適切な整備及び管理を加筆修正した。	

1-2-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価(見込評価) 総合評定

1. 全体の評定	
評定 (S、A、B、C、 D)	A
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期目標に定められた以上の業務の達成が認められるため。

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	以下に示すとおり、一部、中期目標に定められた以上の業務の達成が認められており、全体として、中期目標に定められた以上の業務が実施されたと認められる。 ○貸与型奨学金による支援が必要な学生等に対し、適切な支援を随時実施するとともに、回収率の改善を実現し、また、新型コロナウイルス感染症により家計の急変などの影響を受けた者への支援を拡充した。(p. 7 参照) ○令和2年度から開始した新たな給付奨学金について、多様な方法による情報提供を行い、支援が必要な学生等の採用につなげたとともに、新型コロナウイルス感染症により家計の急変などの影響を受けた者への支援を拡充した。(p. 33 参照) ○専門部署の設置等により寄附金拡大に向けた取組を強化し、コロナウイルス感染症対策に係る寄付金も含め、多額の寄附金の受入れにつなげ、災害支援金やコロナウイルス感染症対策助成等の多様な支援を実施した。(p. 152 参照)
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮し学業の継続が困難になった学生・留学生等に対し、社会からの要請に応じて迅速に支援を行った。(p. 6 参照)

3. 課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	○減額返還制度及び返還期限猶予制度について、調査によれば、各制度を返還が始まる前までに認知していたと回答した返還者の割合が低いことから、周知方法等についてさらなる工夫を図ることが望ましい。(p. 27 参照) ○奨学金相談センターについて、奨学金制度改正による制度の複雑化に伴うオペレーションの高度化に対応し、相談者に適切な案内を行うことができる体制を確実に整備することが求められる。(p. 43 参照) ○学生生活調査に関し、実施する調査の項目や内容については、政策的必要性や社会的情勢、また大学・学生等にとっての分かりやすさの観点から、引き続き検討する必要がある。(p. 120 参照) ○今後、法人としても、障害者差別解消法の改正や国における障害のある学生の修学支援に関する検討会の議論や障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針、障害者基本計画等も踏まえた対応を行いつつ、大学等連携プラットフォームなど、関係機関等とも連携した取組の推進が期待される。(p. 123 参照) ○「全国キャリア教育・就職ガイダンス」について、満足度が下がっていることに関して原因を分析し、満足度を高める取組を実施することに期待する。(p. 130 参照)
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	—
その他特記事項	—

- ※ 評定区分は以下のとおりとする。(平成27年6月30日文科科学大臣決定、平成29年4月1日一部改定、以降「旧評価基準」とする) p13)
- S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
  - A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
  - B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。
  - C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。
  - D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-2-3 中期目標管理法 中期目標期間評価(見込評価) 項目別評定総括表様式

中期目標	年度評価					中期目標期間評価	項目別調書No.	備考欄
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
1. 奨学金事業	B	A	A	A	—	A	I-1	
(1) 貸与奨学金	(B)	(A重)	(A重)	(A重)	—	(A重)	I-1(1)	
(2) 給付奨学金	(B)	(A重)	(A重)	(A重)	—	(A重)	I-1(2)	
(3) 奨学金事業に共通する事項の実施	(B)	(B)	(B)	(B)	—	(B)	I-1(3)	
2. 留学生支援事業	B	B	B	B	—	B	I-2	
(1) 外国人留学生に対する支援	(B)	(B)	(B)	(B)	—	(B)	I-2(1)	
(2) 日本人留学生に対する支援	(B)	(B)	(B)	(A)	—	(A)	I-2(2)	
3. 学生生活支援事業	B	B	A	B	—	B	I-3	
(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供	(B)	(B)	(A)	(B)	—	(B)	I-3(1)	
(2) 障害のある学生等に対する支援	(B)	(B)	(A)	(B)	—	(B)	I-3(2)	
(3) キャリア教育・就職支援	(B)	(B)	(B)	(B)	—	(B)	I-3(3)	
II. 業務運営の効率化に関する事項								
1. 業務の効率化	B	B	B	B	—	B	II-1	
(1) 一般管理費等の削減	(B)	(B)	(B)	(B)	—	(B)	II-1(1)	
(2) 人件費・給与水準の見直し	(B)	(B)	(B)	(B)	—	(B)	II-1(2)	
(3) 契約の適正化	(B)	(B)	(B)	(B)	—	(B)	II-1(3)	

中期目標	年度評価					中期目標期間評価	項目別調書No.	備考欄
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
2. 組織の効果的な機能発揮	B	B	B	B	—	B	II-2	
3. 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	B	B	B	B	—	B	II-3	
4. 情報システムの適切な整備及び管理	二	二	二	B	—	B	II-4	
III. 財務内容の改善に関する事項								
1. 収入の確保等	B	B	B	B	—	B	III-1	
2. 寄附金事業の実施	B	A	A	A	—	A	III-2	
3. 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	B	B	B	B	—	B	III-3	
4. 予算の管理及び計画的な執行	B	B	B	B	—	B	III-4	
IV. その他業務運営に関する重要事項								
1. 内部統制・ガバナンスの強化	B	B	B	B	—	B	IV-1	
2. 情報セキュリティ対策の推進	B	B	B	B	—	B	IV-2	
3. 広報・広聴の充実	B	B	B	B	—	B	IV-3	
4. 施設及び設備に関する計画	B	B	B	B	—	B	IV-4	
5. 人事に関する計画	B	B	B	B	—	B	IV-5	
6. その他	B	B	B	B	—	B	IV-6	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 評定区分は以下のとおりとする。（旧評価基準 p11）

S：中期目標管理法人の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の120%以上）。

B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期目標値の100%以上120%未満）。

C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期目標値の80%以上100%未満）。

D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期目標値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定しがたい場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。（旧評価基準 p11）

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価(見込評価) 項目別評価調査(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	奨学金事業		
関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0182 0184

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)貸与奨学金の総回収率(年度計画値)	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90%以上	89.53%以上	90.15%以上	90.78%以上	—	予算額(千円)	2,028,125,771	2,267,907,479	2,146,150,161	2,141,034,452	—
(実績値)	—	88.3%	88.90%	89.86%	90.44%	90.65%	—	決算額(千円)	1,968,338,894	2,045,115,291	2,038,873,290	2,038,135,801	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.0%	100.4%	100.3%	99.9%	—	経常費用(千円)	81,146,968	241,432,632	273,254,974	219,113,062	—
(2)貸与奨学金の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率(年度計画値)	中期目標期間中に97.3%以上とする。	—	97.04%以上	97.11%以上	97.17%以上	97.24%以上	—	経常利益(千円)	2,926,805	△1,511,669	269,178,823	216,708,517	—
(実績値)	—	97.0%	97.15%	97.75%	97.81%	97.69%	—	行政コスト(千円)	83,453,846	241,432,656	327,617,362	219,113,819	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.1%	100.7%	100.7%	100.5%	—	従事人員数	266	282	284	274	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																			
中期目標、中期計画																			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
	業務実績		(見込評価)																
	(1)貸与奨学金【A】 (2)給付奨学金【A】 (3)奨学金事業に共通する事項の実施【B】  <中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績> 新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮する学生・留学生等を支援するために創設された令和2年度の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』及び令和3年度及び令和4年度の「学生等の学びを継続するための緊急給付金」について、大学等から受け付けた推薦により、学生・留学生等に対する支給を実施した。支給に際しては、文部科学省と連携の上、既存の奨学金制度や、令和2年度に実施した「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」において構築していたシステムやノウハウ等を活用し、推薦からおおむね令和2年度については2週間以内、令和3年度及び4年度については1週間以内の送金を行うことによって、経済的な事情により学業の継続に支障をきたしている者に対する迅速な支援を図った。特に、給付奨学金の受給者であって、一定の条件を満たす者については、学生等からの申請や大学等からの推薦を経ることなく支給することとし、令和3年12月20日の補正予算成立から4日後の12月24日より順次支給した。令和4年度については、新型コロナウイルスの感染症の影響により、当初の予定通り入国できなかった留学生をはじめ、令和3年度の実施までに学校推薦できなかった者に対して支給した。		(評定) A  <評定根拠> 所期の目標達成に加え、「学生等の学びを継続するための緊急給付金」に係る事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮し学業の継続が困難になった学生・留学生等に対し、社会からの要請に応じ、推薦からおおむね1週間以内に迅速に支援を行ったことからA評定とする。	評定 A  <評定に至った理由> 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の達成が認められるため  (1)貸与奨学金 (2)給付奨学金 各項目の<評定に至った理由>を参照  ・また、「学生等の学びを継続するための緊急給付金」について、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮し学業の継続が困難になった学生・留学生等に対し、社会からの要請に応じて迅速に支援を行ったことは評価できる。  <今後の課題> (1)貸与奨学金【A】 (2)給付奨学金【A】 (3)奨学金事業に共通する事項の実施 各項目の<今後の課題>参照  <その他事項> -															
	<支給実績> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』</th> </tr> <tr> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円の支給</td> <td>353,196</td> <td>601,418 (申請不要者：291,975)</td> <td>7,039</td> </tr> <tr> <td>20万円の支給</td> <td>74,309 (住民税非課税世帯)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> (単位：人)		区分	「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』			令和2年度	令和3年度	令和4年度	10万円の支給	353,196	601,418 (申請不要者：291,975)	7,039	20万円の支給	74,309 (住民税非課税世帯)	-	-		
区分	「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』																		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度																
10万円の支給	353,196	601,418 (申請不要者：291,975)	7,039																
20万円の支給	74,309 (住民税非課税世帯)	-	-																

4. その他参考情報
特になし



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	奨学金事業 (1)貸与奨学金		
関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0182 0184

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)貸与奨学金の総回収率(年度計画値)	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90%以上	89.53%以上	90.15%以上	90.78%以上	—	予算額(千円)	2,028,125,771	2,267,907,479	2,146,150,161	2,141,034,452	—
(実績値)	—	88.3%	88.90%	89.86%	90.44%	90.65%	—	決算額(千円)	1,968,338,894	2,045,115,291	2,038,873,290	2,038,135,801	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.0%	100.4%	100.3%	99.9%	—	経常費用(千円)	81,146,968	241,432,632	273,254,974	219,113,062	—
(2)貸与奨学金の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率(年度計画値)	中期目標期間中に97.3%以上とする。	—	97.04%以上	97.11%以上	97.17%以上	97.24%以上	—	経常利益(千円)	2,926,805	△1,511,669	269,178,823	216,708,517	—
(実績値)	—	97.0%	97.15%	97.75%	97.81%	97.69%	—	行政コスト(千円)	83,453,846	241,432,656	327,617,362	219,113,819	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.1%	100.7%	100.7%	100.5%	—	従事人員数	266	282	284	274	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																								
中期目標、中期計画																								
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																				
	業務実績		自己評価	(見込評価)																				
	①奨学金の的確な貸与【A】 ②適格認定の実施【B】 ③債権の適切な管理及び返還金の確実な回収【B】 ④機関保証制度の運用【B】 ⑤減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用【B】 ⑥所得連動返還方式の運用【B】		〈評定〉 A  〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成した上、さらに新型コロナウイルス感染症により家計の急変などの影響を受けた者への支援を拡充するなど、計画に定められた以上の業務実績であることからA評定とする。	評定 A  <評定に至った理由> 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の達成が認められるため  ・貸与型奨学金による支援が必要な学生等に対し、適切な支援を随時実施するとともに、回収率の改善を実現し、また、新型コロナウイルス感染症により家計の急変などの影響を受けた者への支援を拡充したことは評価できる。  <今後の課題> 各項目の<今後の課題>を参照。  <その他事項> 各項目の<その他事項>を参照。																				
<主な定量的指標> <1> 貸与奨学金の的確な実施状況	○貸与奨学金の実施状況 貸与基準に基づき、マイナンバーを活用した適切な審査を行い、第4期中期目標期間中の各年度において奨学生の新規採用及び進学予定者の採用候補者決定を(1)、(2)のとおり行った。 また、新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、緊急支援策として(3)のとおり対応を行った。  (1)奨学生新規採用状況 採用者数、緊急採用・応急採用者数、猶予年限特例採用者数及び緊急特別無利子貸与型奨学金採用者数は下表のとおりであった。  <貸与奨学生新規採用状況> (単位：人) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>426,381</td> <td>447,732</td> <td>392,484</td> <td>399,499</td> </tr> <tr> <td>うち緊急採用・応急採用</td> <td>1,152</td> <td>3,696</td> <td>1,661</td> <td>924</td> </tr> <tr> <td>うち猶予年限特例</td> <td>49,325</td> <td>38,326</td> <td>36,712</td> <td>35,836</td> </tr> </tbody> </table>		区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	総数	426,381	447,732	392,484	399,499	うち緊急採用・応急採用	1,152	3,696	1,661	924	うち猶予年限特例	49,325	38,326	36,712	35,836	〈評定〉 A  〈評定根拠〉 ・貸与基準に基づき、マイナンバーを活用して奨学金の申請に係る適切な審査を行ったことは評価できる。 ・真に必要な額の貸与を行うよう申込時及び採用時に周知を行ったことは評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ弾力的な対応を行い、また支援を拡充したことは評価できる。	<今後の課題> —  <その他事項> ・緊急特別無利子貸与型奨学金の開始など、コロナの状況に応じて臨機応変に対応したことは高く評価できる。 ・ボランティア活動を理由とする休学に対応している点など多様な学びの在り方に対応しようとしている点は評価することができる。一方、コロナ禍であることも影響しているかと思われるが、適用件数が少なく増加傾向にもない点が気になる。
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																				
総数	426,381	447,732	392,484	399,499																				
うち緊急採用・応急採用	1,152	3,696	1,661	924																				
うち猶予年限特例	49,325	38,326	36,712	35,836																				

うち緊急特別無利子	—	(2,619)	(904)	(352)
第一種 計	195,428	193,517	177,579	188,915
大学	118,464	115,499	105,040	113,746
短期大学	11,196	10,614	9,159	9,184
大学院	23,832	22,188	21,022	21,885
高等専門学校	555	562	411	350
専修学校（専門課程）	41,315	44,577	41,869	43,656
通信教育課程	66	77	78	94
第二種 計	230,953	254,215	214,905	210,584
大学	151,037	165,648	139,509	139,383
短期大学	13,269	14,008	10,682	9,771
大学院	2,662	2,794	2,793	2,809
高等専門学校	185	239	176	191
専修学校（専門課程）	63,699	71,413	61,616	58,273
通信教育課程	101	113	129	157

(注1) 緊急採用・応急採用とは、生計維持者の失職、破産、事故、病気、死亡等又は震災、風水害、火災等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合に申し込むことができる貸与奨学金。緊急採用が第一種奨学金（無利子）、応急採用が第二種奨学金（有利子）にあたる。

(注2) 猶予年限特例とは、申込時の世帯収入が一定基準以下（例：給与所得のみの世帯の場合、年間収入金額300万円以下）の第一種奨学生について、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度のことである。

(注3) 緊急特別無利子貸与型奨学金は、令和2年度から応急採用（第二種奨学金）の一部として実施しているものであり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が減少した者等を対象として採用し、利子を国が負担する制度である。人数は、応急採用の内数。

(2) 大学等進学予定者に係る採用候補者の決定状況

大学等進学予定者を下表のとおり採用候補者として決定した。

〈採用候補者決定状況〉

(単位：人)

区分	令和2年度進学予定者	令和3年度進学予定者	令和4年度進学予定者	令和5年度進学予定者
第一種奨学金	190,155	161,302	169,530	162,594
第二種奨学金	314,304	191,200	186,449	178,528
計	325,589	294,327	355,979	341,122

(注) 「計」は延べ人数（第一種奨学金及び第二種奨学金両方の採用候補者となった者はそれぞれの区分に計上）。

・貸与奨学金の申請者について家計状況を把握して学校授業料等の最新の状況を収集・分析し、現行の家計基準で適格としている収入層が適正であることを確認したことは評価できる。

・第二種奨学金に関しては、高額貸与者の数が増えており、借り過ぎ抑制の取組も重要と思われる。

(3) 奨学金申込・推薦手続き、書類の提出期限に係る弾力的な対応

①奨学金申込・推薦手続き、書類の提出期限に係る弾力的な対応

・令和2年度

休校期間や学事日程の変更等を受け、各種奨学事務スケジュールの期限を延期するとともに、対面での説明等が困難な状況を踏まえ、学生等への柔軟な対応について、学校に協力を依頼した。

・令和3年度～令和5年度（継続予定）

予約採用について、就職から進学へ進路変更する生徒等を対象として、春の申込期間（4月～7月）とは別に、予備回として秋に申込期間（10月）を設定した。また、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、予備回の申込期間を延期した。

②緊急特別無利子貸与型奨学金

・令和2年度～令和4年度

新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト収入等の大幅減少により、修学の継続が困難な学生等への緊急特別支援として「緊急特別無利子貸与型奨学金（※）」制度を創設した。また、給付奨学金の適格認定（家計）により、支援対象外となった者についても「緊急特別無利子貸与型奨学金」の対象とした（採用実績：令和2年度2,619人、令和3年度904人、令和4年度352人）。

※第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子にて貸与するもの。

③貸与奨学金の期日前交付

・令和3年度～令和4年度

新型コロナウイルス感染症の影響により、早期にまとまった奨学金が必要となった学生等への緊急支援策として、希望する貸与奨学生を対象に、7月に8月分及び9月分の奨学金、又は12月に翌年1月及び2月分の奨学金を期日前に振り込むこととした（対象者数：令和3年度4,373人、令和4年度3,647人）。

④大学等による奨学金相当額の第二種奨学金採用前貸与

・令和3年度

新型コロナウイルス感染症の影響により、早期に奨学金が必要となった学生等への緊急支援策として、採用前に、大学等が、学生等が希望する第二種奨学金の1か月分相当額を貸与し、採用後に当該金額を機構が大学等の口座に振り込むことで清算する対応を行った（対象者数：5人）。

⑤卒業予定期を超えて在学する者に対する第二種奨学金の貸与

・令和2年度～令和5年度（継続予定）

新型コロナウイルス感染症の影響による就職の内定取消し等のため、やむを得ず第二種奨学金の貸与終了（卒業）後も引き続き在学する学生等に対して、緊急支援策として貸与期間を最大1年延長できることとした。

<令和3年3月末時点での対象者数>

・貸与期間延長 69人

<令和4年3月末時点での対象者数>

・貸与期間延長 38人

・新規採用 36人

<令和5年3月末時点での対象者数>

・貸与期間延長 12人

・新規採用 15人

⑥ボランティア活動等の社会貢献活動（学びの複線化）を行う者に対する第二種奨学金の貸与

・令和2年度～令和5年度（継続予定）

第二種奨学金の貸与を受けている者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による修学環境の変化を機に、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う（学びの複線化）ため休学する者で、在学学校長が当該活動を有意義であると認める者については、休学中も第二種奨学金の貸与を最大1年継続できることとした（令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響を問わず実施予定）。

〈令和3年3月末時点での対象者数〉・継続貸与又は新規採用 21人

〈令和4年3月末時点での対象者数〉

・継続貸与 26人

・新規採用 4人

〈令和5年3月末時点での対象者数〉

・継続貸与 22人

・新規採用 6人

○適切な貸与月額選択のための取組

・貸与奨学金案内やスカラネット入力画面にて、家庭の経済状況や生活設計、返還時の負担などを考慮し、必要となる適切な金額を検討するよう促すとともに、将来の返還額や返還回数を試算できる「奨学金貸与・返還シミュレーション」の利用を案内するなど、申込前に適切な貸与月額を選択するよう周知している。

・採用時に奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求め、適切な金額を借りることについての重要性を説明するよう依頼した。

〈貸与月額の選択状況〉

（単位：人）

貸与種別	月額 (円)	令和元年度採用		令和2年度採用		令和3年度採用	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率
第一種 奨学金	最高月額	130,411	76.5%	87,745	51.5%	78,643	50.5%
	50,000	8,197	4.8%	8,038	4.7%	6,902	4.4%
	40,000	15,576	9.1%	15,761	9.3%	14,986	9.6%
	30,000	12,577	7.4%	9,880	5.8%	8,965	5.8%
	20,000	3,665	2.2%	3,612	2.1%	3,239	2.1%
	併給調整	-	-	45,223	26.6%	42,988	27.6%
	計		170,426	100.0%	170,259	100.0%	155,723
第二種 奨学金	120,000	36,497	16.0%	35,665	14.2%	37,208	17.6%
	110,000	5,219	2.3%	6,607	2.6%	5,387	2.5%
	100,000	35,159	15.4%	37,221	14.8%	32,728	15.5%
	90,000	5,612	2.5%	5,646	2.2%	5,472	2.6%
	80,000	25,487	11.2%	23,433	9.3%	20,594	9.7%
	70,000	11,849	5.2%	13,287	5.3%	11,686	5.5%
	60,000	17,169	7.5%	19,872	7.9%	16,081	7.6%
	50,000	48,973	21.5%	54,136	21.6%	43,443	20.5%

	40,000	14,722	6.5%	17,977	7.2%	14,434	6.8%
	30,000	19,246	8.4%	22,632	9.0%	16,764	7.9%
	20,000	8,072	3.5%	14,593	5.8%	8,010	3.8%
	計	228,005	100.0%	251,069	100.0%	211,807	100.0%
貸与 種別	月額 (円)	令和4年度採用					
		人数	比率				
第一種 奨学金	最高月額	83,531	50.2%				
	50,000	7,369	4.4%				
	40,000	16,756	10.1%				
	30,000	9,219	5.5%				
	20,000	3,426	2.1%				
	併給調整	46,026	27.7%				
	計	166,327	100.0%				
第二種 奨学金	120,000	38,393	18.5%				
	110,000	6,008	2.9%				
	100,000	31,385	15.1%				
	90,000	5,463	2.6%				
	80,000	19,331	9.3%				
	70,000	11,329	5.5%				
	60,000	15,673	7.6%				
	50,000	41,264	19.9%				
	40,000	14,674	7.1%				
	30,000	15,899	7.7%				
	20,000	8,008	3.9%				
	計	207,427	100.0%				

(注1) 各採用年度末時点の大学・短期大学・専修学校（専門課程）の月額選択状況である。

(注2) 「併給調整」とは、給付奨学金との併用により貸与月額が調整され、本人の希望とは異なる月額となったもの。また、「最高月額」は、第一種奨学金及び第二種奨学金の併用の基準に合致した者のみが選択できる。

○世帯所得の調査・分析と収入基準の見直し

貸与奨学金の申請者について家計状況を把握するとともに、学校授業料等の最新の状況を収集・分析した結果、現行の家計基準で適格としている収入層が適正であることを確認した。

なお、令和6年度大学等進学予定者に係る予約採用において、家計審査のペーパーレス化を実現するため、基準の算出方法を見直した（令和4年度）。

<p>&lt;2&gt; 貸与奨学金における適格認定の実施状況</p>	<p>○貸与奨学金における適格認定の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度末において、学校報告を踏まえ適格認定（学業）を実施した。</li> <li>・実施に当たっては、適格認定の処理要領を定め、大学等に対して、貸与奨学生の適格基準（学業・人物・経済状況）及び処置の内容について周知し、適格認定の適切な実施について依頼した（毎年11月）。</li> <li>・学校が適切に適格認定を実施できるよう、適格認定における学校報告の開始時期に合わせて、処理方法に係る資料を奨学金事務担当者ホームページに掲載した（2月又は3月）。</li> <li>・奨学生に対しては、学校を通じて説明資料を配付し、適格認定及び「奨学金継続願」提出手続きに対する理解を促した。</li> <li>・「奨学金継続願」では、学修状況の振り返り及び経済状況の見直し、返還義務の自覚の有無の設問に回答させることによって、貸与奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。</li> <li>・令和元年度より、「奨学金継続願」の提出において、スマートフォン・タブレット端末等からのモバイル端末からの提出を可能とした。</li> </ul> <p>(1)適切な貸与月額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年10月に開催した奨学金事務担当者向け研修会で、奨学生に、奨学金の必要性を判断させることや適切な貸与月額を選択させることについて指導するよう周知を図った。</li> <li>・振込明細と返還総額（予定）等を表示した「貸与額通知」を、スカラネット・パーソナルを通じて奨学生に確認させ、返還意識の涵養を図った。</li> <li>・奨学生用説明資料（『奨学金継続願』の提出手続きについて、令和4年度以降は『奨学金継続願 準備用紙』）に、辞退や貸与月額の見直し（減額）を含めて検討するよう促す内容を記載した。</li> <li>・大学等に対して、奨学金の貸与月額が奨学生の経済状況からみて適切であるかを確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額への減額についての指導を促すため、毎年度の適格認定において、各学校が実施した「適切な貸与月額への『指導』」結果を取りまとめ、奨学金事務担当者ホームページに公表した（毎年3月）。</li> <li>・必要最小限の貸与月額を選択させる「指導」の徹底については、無作為に抽出した学校（32校）に対し、「指導」時に使用した面接用紙の提出を求め（令和元年9月）、個別の内容について点検を行った。</li> </ul> <p>(2)貸与奨学生に係る適格認定処置状況</p> <p>&lt;適格認定処置状況&gt; (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度 (905,661件中)</th> <th>令和2年度 (929,037件中)</th> <th>令和3年度 (889,138件中)</th> <th>令和4年度 (862,480件中)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奨学金廃止 (学業成績不振者等)</td> <td>11,086 (1.2%)</td> <td>9,522 (1.0%)</td> <td>9,295 (1.0%)</td> <td>9,627 (1.1%)</td> </tr> <tr> <td>奨学金停止 (学業成績不振者等)</td> <td>9,403 (1.0%)</td> <td>9,070 (1.0%)</td> <td>9,471 (1.1%)</td> <td>10,160 (1.2%)</td> </tr> <tr> <td>警告(学修評価が著しく劣る者等)</td> <td>17,962 (2.0%)</td> <td>18,146 (2.0%)</td> <td>17,632 (2.0%)</td> <td>16,469 (1.9%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>38,451 (4.2%)</td> <td>36,738 (4.0%)</td> <td>36,398 (4.1%)</td> <td>36,256 (4.2%)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度 (905,661件中)	令和2年度 (929,037件中)	令和3年度 (889,138件中)	令和4年度 (862,480件中)	奨学金廃止 (学業成績不振者等)	11,086 (1.2%)	9,522 (1.0%)	9,295 (1.0%)	9,627 (1.1%)	奨学金停止 (学業成績不振者等)	9,403 (1.0%)	9,070 (1.0%)	9,471 (1.1%)	10,160 (1.2%)	警告(学修評価が著しく劣る者等)	17,962 (2.0%)	18,146 (2.0%)	17,632 (2.0%)	16,469 (1.9%)	合計	38,451 (4.2%)	36,738 (4.0%)	36,398 (4.1%)	36,256 (4.2%)	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真に支援を必要とする者に貸与を行うという目的を達成するため、適格認定を厳格に実施したことは評価できる。また、適格認定を厳格かつ迅速に行うため、適格認定に係る基準について十分な周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。</li> <li>・奨学金の必要性の判断や適切な貸与月額の選択を奨学生自らにさせるため、大学等に対して奨学生への指導について、周知を図ったことは評価できる。</li> <li>・適格認定における「警告」の認定者がいる学校に対して実態調査を行い、全校に対して不適切な認定の防止について周知を行い、制度の適正な運用に努めたことは評価できる。</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な貸与額の指導が実施されている点は、奨学金制度の持続可能性の観点からも、奨学生の卒業後の生活の観点からも評価することができる。将来に必要な生活費や、平均的な収入などについて実感を持っていない大学生も少なくないので、そうした点からの教育的指導も重要。</li> </ul>
区分	令和元年度 (905,661件中)	令和2年度 (929,037件中)	令和3年度 (889,138件中)	令和4年度 (862,480件中)																								
奨学金廃止 (学業成績不振者等)	11,086 (1.2%)	9,522 (1.0%)	9,295 (1.0%)	9,627 (1.1%)																								
奨学金停止 (学業成績不振者等)	9,403 (1.0%)	9,070 (1.0%)	9,471 (1.1%)	10,160 (1.2%)																								
警告(学修評価が著しく劣る者等)	17,962 (2.0%)	18,146 (2.0%)	17,632 (2.0%)	16,469 (1.9%)																								
合計	38,451 (4.2%)	36,738 (4.0%)	36,398 (4.1%)	36,256 (4.2%)																								

○不適切な適格認定に対する対応状況

適格認定において「警告」と認定した者の中に、本来「廃止」又は「停止」と認定すべき「卒業延期確定者」がいないか調査を実施した。

なお、当該調査において確認される不適切な認定事例の数は、近年極めて減少しており、各大学等において適格基準の細目等の内容に係る理解も十分に浸透し、適正な適格認定が実施できているものと考えられることから、令和2年度適格認定実態調査（令和3年度実施）より、当該調査の対象については抽出調査と全件調査を隔年で実施することとした。

(1) 令和元年度（平成30年度適格認定実態調査の実施）

- ・調査対象：「警告」と認定した全件（18,133件960校）
- ・調査結果：1件1校の不適切な認定事例を確認した。
- ・調査結果に基づく対応

①改善計画書による確認

不適切な認定のあった学校1校に対して改善計画書の提出を求め、「卒業延期確定者」を「廃止」又は「停止」と認定しなかった理由及び改善事項等について確認した。

②不適切な認定の是正

不適切な認定が確認された1件については、学校に対して認定時に遡及して「廃止」又は「停止」と認定するよう要請し、適切に処理されたことを確認した。

③継続的に不適切な認定を行った学校への対応

改善計画書の提出に加えて、例年必要に応じて機構職員による学校に対する訪問調査を実施し、適格認定に係る事務の実施状況を確認するが、不適切な認定が確認された1校は1回目であったため、該当する対象校は生じなかった。

- ・不適切な認定の防止

不適切な認定事例の発生を防止するため、令和元年度適格認定において、適格認定期間に成績が確定しない者（卒業延期となるか否か判明しない等）に係る認定処理方法をまとめ、「適格認定処理要領」に記載した。

(2) 令和2年度（令和元年度適格認定実態調査の実施）

- ・調査対象：「警告」と認定した全件（17,878件985校）
- ・調査結果：14件9校の不適切な認定事例を確認した。
- ・調査結果に基づく対応

①改善計画書による確認

不適切な認定のあった学校9校に対して改善計画書の提出を求め、「卒業延期確定者」を「廃止」又は「停止」と認定しなかった理由及び改善事項等について確認した。

②不適切な認定の是正

不適切な認定が確認された14件については、学校に対して認定時に遡及して「廃止」又は「停止」と認定するよう要請し、適切に処理されたことを確認した。

③継続的に不適切な認定を行った学校への対応

継続的に不適切な認定を行った学校には、改善計画書の提出に加えて、必要に応じて機構職員による学校に対する訪問調査を実施し、適格認定に係る事務の実施状況を確認するが、令和2年度は訪問調査の対象となる学校は生じなかった。

- ・不適切な認定の防止

令和2年度適格認定において、適格認定期間に成績が確定しない者（卒業延期となるか否か判明しない等）に係る認定処理方法をまとめ、「適格認定処理要領」に記載した。

(3) 令和3年度（令和2年度適格認定実態調査の実施）

- ・調査対象：「警告」と認定した全件（18,146件903校）のうち令和元年度適格認定実態調査の是正指導を実施した学校含めて抽出した397件28校
- ・調査結果：不適切な認定事例は存在しないことを確認した。
- ・不適切な認定の防止

令和3年度適格認定において引き続き、適格認定期間に成績が確定しない者（卒業延期となるか否か判明しない等）に係る認



定処理方法等を「適格認定処理要領」に記載し、周知を図った。

- 学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めることについて、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生用説明資料等に明記した。また、奨学金事務担当者向けの「奨学事務の手引」や奨学生向けの「奨学生のしおり」（機構ホームページ掲載）にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。

(4) 令和4年度（令和3年度適格認定実態調査の実施）

- 調査対象：「警告」と認定した全件（17,632件898校）
- 調査結果：不適切な認定事例は存在しないことを確認した。
- 不適切な認定の防止

令和4年度適格認定において引き続き、適格認定期間に成績が確定しない者（卒業延期となるか否か判明しない等）に係る認定処理方法等を「適格認定処理要領」に記載し、周知を図った。

- 学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めることについて、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生用説明資料等に明記した。また、奨学金事務担当者向けの「奨学事務の手引」や奨学生向けの「奨学生のしおり」（機構ホームページ掲載）にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。

〈適格認定に係る実態調査の実施状況〉

区分		平成30年度 適格認定	令和元年度 適格認定	令和2年度 適格認定	令和3年度 適格認定
		件数 学校数	件数 学校数	件数 学校数	件数 学校数
警告	調査対象数	18,133件 960校	17,878件 985校	397件 28校	17,632件 898校
	不適切認定数	1件 1校	14件 9校	0件 0校	0件 0校

○不適切な認定への対応

「奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について」（是正改善要求）（平成26年10月30日会計検査院）における指摘事項

- 平成26年度適格認定より学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めることとし、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生への配付物等にその旨を明記した。
- 奨学金事務担当者向け研修会や奨学業務連絡協議会においても、当該取扱いに係る資料を配付の上、周知を図った。
- 「奨学事務の手引」や奨学生として採用決定した際に本人に配付する「奨学生のしおり」にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。

〈3〉 貸与奨学金の総回収率  
中期目標期間中に91.4%以上

○総回収率

〈総回収率〉 (単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要回収額	758,099	778,511	789,741	804,034
回収額	673,961	699,600	714,248	728,838
回収率	88.90%	89.86%	90.44%	90.65%

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

- 貸与人員、貸与規模が減少し、貸与奨学金返還者層の構成が変化中、貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債

〈今後の課題〉

—

〈その他事項〉

- 様々な努力によって回収率が向上していることは評価できる。特に、就職先の企業と連携することで、継続的な返済を

<参考1：繰上返還額を考慮した場合の回収率>

前年度までに行われた繰上返還によって返還済となっている額及びこれを加えた回収率は以下のとおりである。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
繰上額	1,420億円	1,489億円	1,591億円	1,660億円
回収率	90.7%	91.5%	92.0%	92.2%

<参考2：割賦の区分別回収実績>

(単位：%)

割賦の区分 (期首)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
8年以上延滞	8.04	8.60	8.72	7.88
1年以上8年未満	9.71	10.27	10.27	8.60
7年以上8年未満	9.07	9.64	9.83	7.77
6年以上7年未満	9.13	10.28	10.76	7.46
5年以上6年未満	9.22	9.65	9.43	8.10
4年以上5年未満	8.90	8.78	9.48	8.17
3年以上4年未満	8.83	9.07	8.82	7.77
2年以上3年未満	9.75	9.82	9.95	8.35
1年以上2年未満	12.09	13.59	12.90	11.60
1年未満	54.11	57.15	54.96	54.78
3年以上1年未満	33.51	36.17	32.77	31.97
3月未満	74.94	77.34	76.22	76.17
○延滞分計	18.59	19.64	18.35	17.33
○当年度分	97.15	97.75	97.81	97.69
総回収実績	88.90	89.86	90.44	90.65

回収率上昇のために、延滞の早期における解消とともに、在学中の指導も含めた返還意識の涵養や奨学金制度に関する正しい理解の促進が重要であることを踏まえ、以下のとおり様々な施策を実施した。

(1) 奨学金申込前及び貸与中の奨学生への指導等

① 借り過ぎ防止策の実施

貸与額が高額となるのが返還に与える影響等を勘案し、奨学金の借り過ぎ防止策として、「第二種奨学金における貸与期間の制限」、「併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導等」、「申込時における過去の奨学生番号の届出」を着実に実施した。

権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、総回収率は上昇したことは、評価できる。

・回収を促進するだけでなく、返還期限猶予制度、減額返還制度の電子申請を可能とするなど、返還困難な者の利便性を図ったことは評価できる。

・新型コロナウイルス感染症の影響下においても、奨学金相談センターにおいて、奨学金返還者や申し込み希望者及び貸与・給付中の奨学生からの相談に対応に際し、必要に応じて返還に関する案内や説明をしたことは評価できる。

・奨学金相談センターにおける返還相談者に対する利便性の向上として、奨学金相談サイト(Q&Aサイト)を設置し、相談者の利便性向上及び効率化を図り、相談者が求める情報を効率よく、分かりやすく伝えるための工夫したことは評価できる。

促す取り組みは効果的と思われることから、今後さらに参加企業を増やしていくことが望まれる。

②大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組

採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、説明会の充実を図るため、返還説明会用のマニュアルを改訂し、奨学金事務担当者ホームページに掲載するなどの取組を実施した。

③「奨学金継続願」提出時の働きかけ

「奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り及び経済状況の見直し、返還義務の自覚の有無の設問に回答させることによって、貸与奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があること及び貸与終了後は返還の義務があることを再認識するよう促した。

④スカラシップ・アドバイザー派遣事業

- ・高校生等が、進学後の経済的な状況についての不安を払拭するとともに安心して奨学金を利用するため、必要な知識を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高等学校等に派遣した。
- ・オンライン版ガイドンスについては、新型コロナウイルスの影響を要因として実施していたが、希望者の利便性の観点から引き続き、当該ガイドンスの実施を継続した。
- ・令和3年10月から大学等に在学する学生に対してもオンライン版ガイドンスを、令和4年4月からは派遣ガイドンスを案内・実施した。

⑤奨学金相談センターにおける対応

- ・奨学金申し込み希望者及び貸与・給付中の奨学生からの相談に対応するため、平成31年1月から、従来の返還相談業務に加えて、奨学金申し込み希望者及び貸与・給付中の奨学生等からの相談にも対応することとし、それらへの対応に際し、必要に応じて返還に関する案内や説明も行った(新型コロナウイルス感染症の影響下においても同様)。
- ・奨学金相談サイト(Q&Aサイト)を設置し、相談者の利便性向上及び効率化を図った(令和3年8月)。
- ・営業時間外にナビダイヤルに連絡してきた相談者向けに、SMSにより奨学金相談サイト(Q&Aサイト)の案内を開始した(令和5年1月)。

⑥「返還のてびき」の改訂

奨学生にとって理解しやすいよう「返還のてびき(ダイジェスト版)」を作成し、学校を通じて満期者に返還説明会等で随時配付するとともに、ホームページに掲載した。また、返還についてより詳しい内容を記載した「返還のてびき(全体版)」も作成し、ホームページに掲載した。

⑦企業による奨学金返還支援制度(代理返還)

- 令和3年度より、各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、各企業で実施する奨学金の返還支援(代理返還)について、企業から直接機構に送金できる仕組みを構築した。
- ・制度利用企業数：733社(令和4年度末時点)

(2)返還者への指導等

①初期延滞債権に係る督促

- ・振替不能1～3回目の者に対して振替不能通知の送付及び督促の架電を行った(振替不能2回目は連帯保証人、振替不能3回目は連帯保証人及び保証人への通知・架電も併せて実施)。
- ・延滞3か月以上の者については回収業務をサービサーに委託し、督促のほか、返還期限猶予の願い出に係る案内、個人情報情報機関への登録に関する注意喚起、法的措置や代位弁済に関する注意喚起を行った。

②減額返還制度及び返還期限猶予制度の周知

返還が困難になった場合の救済制度のより一層の周知を図るため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入った「返還を始める皆さんへ（動画）【奨学金返還 DVD】」を機構ホームページに引き続き掲載した。また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や両制度の違いを分かりやすく説明したリーフレットを、口座振替加入通知等に同封した。リーフレットは、機構ホームページにも掲載した。

③携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）を用いた働きかけ

SMSを用いて、以下の取組を実施した。

- ・口座振替未加入者及び減額返還・返還期限猶予期間の終了通知が送付された返還者を対象とした口座振替加入督促及び返還期限猶予制度等の案内
- ・学校を退学又は奨学金が「廃止」になった者に対する初回振替日前の返還開始（振替日）の案内
- ・返還期限猶予期間の終了通知が送付された者のうち、願い出がない者への口座振替開始の案内
- ・機関保証で振替不能3回目の督促架電が不通話であった返還者及び猶予を申請せず新たに延滞2か月となった返還者に対する振替日前の入金督促（令和2年度まで実施）
- ・新たに返還を開始する者のうち、口座振替において残高不足以外の理由による振替不能であった債権で払込用紙による請求に移した返還者に対して、口座手続の督促（令和2年度まで実施）
- ・返還期限猶予期間終了の通知が送付された者のうち、願い出がない者（口座状態が「口座返還中」以外）への払込みと口座振替の手続（リレー口座加入手続）の案内（令和2年度まで実施）
- ・一般猶予利用年数が5年超から9年以下である者への減額返還制度利用案内（令和2年度より実施）
- ・7月に振替がかかる者のうち、割賦方法が月賦・半年賦併用であり、前年7月に返還不能であった者への振替日前的入金の案内（令和2年度のみ実施）
- ・12月に振替がかかる者のうち前年11月に一般猶予中又は延滞状態にあった者への振替日前的入金案内（令和3年度のみ実施）
- ・令和5年2月に振替がかかる者のうち前年1月に延滞状態にあった者への振替日前的入金案内（令和4年度のみ実施）

○リレー口座（口座振替）加入徹底の取組

奨学金の返還は原則として口座振替で行うため、リレー口座加入徹底に向けた以下の取組を実施した。

- ・学校に対し、採用時説明会や返還説明会を実施することでリレー口座加入の手続を徹底するよう、協力を求めた。
- ・リレー口座未加入者に対して、ショートメッセージサービス（SMS）による加入督促を行った。
- ・令和5年度よりスカラネット・パーソナルからのリレー口座加入手続を可能とし、返還者の利便性を図った。

<新規返還開始者に係るリレー口座（口座振替）加入率>

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
99.6%	99.8%	99.5%	99.5%

<返還者全体に係るリレー口座（口座振替）加入率>

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
98.1%	98.2%	98.3%	98.3%

	<p>○奨学金相談センターにおける返還相談者に対する利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金についての質問に対するチャットボットによるサポートを開始した（令和元年7月）。</li> <li>・奨学金相談センターに寄せられた返還者からの意見を反映し、ホームページや申請用紙等の説明を分かりやすい内容に改める等の改善を図った。</li> <li>・繰上返還や住所変更等について、スカラネット・パーソナルからの申請を案内することで、返還者の利便性を図った。</li> <li>・奨学金相談サイト（Q&amp;Aサイト）を設置し、相談者の利便性向上及び効率化を図った（令和3年8月）。</li> <li>・営業時間外にナビダイヤルに連絡してきた相談者向けに、SMSにより奨学金相談サイト（Q&amp;Aサイト）の案内を開始した（令和5年1月）。</li> </ul>																																																																													
<p>&lt;4&gt; 関連指標の実施状況</p> <p>貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収中期目標期間中に97.3%以上</p> <p>貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合中期目標期間中に10%以上</p> <p>貸与奨学金の要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合中期目標期間中に3.26%以下</p>	<p>○当年度分回収率</p> <p>〈当年度分回収率〉 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="336 478 1209 702"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>678,539</td> <td>699,925</td> <td>716,539</td> <td>733,556</td> </tr> <tr> <td>回収額</td> <td>659,173</td> <td>684,168</td> <td>700,814</td> <td>716,621</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>97.15%</td> <td>97.75%</td> <td>97.81%</td> <td>97.69%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈参考：新規返還者の回収率〉 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="336 766 1209 989"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>23,734</td> <td>23,304</td> <td>21,999</td> <td>21,199</td> </tr> <tr> <td>回収額</td> <td>23,131</td> <td>22,841</td> <td>21,551</td> <td>20,701</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>97.5%</td> <td>98.0%</td> <td>98.0%</td> <td>97.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合の改善率</p> <p>〈3か月以上延滞債権数の割合の改善率〉 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="336 1117 1209 1468"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>【基準】</th> <th>令和</th> <th>令和</th> <th>令和</th> <th>令和</th> </tr> <tr> <th>平成30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要返還債権数 (A)</td> <td>4,664,770</td> <td>4,793,464</td> <td>4,887,388</td> <td>4,982,740</td> <td>5,079,623</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権数 (B)</td> <td>166,028</td> <td>161,105</td> <td>140,897</td> <td>136,060</td> <td>138,061</td> </tr> <tr> <td>割合 (B÷A)</td> <td>3.56%</td> <td>3.36%</td> <td>2.88%</td> <td>2.73%</td> <td>2.72%</td> </tr> <tr> <td>対平成30年度改善率</td> <td>—</td> <td>5.62%</td> <td>19.10%</td> <td>23.31%</td> <td>23.60%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	要回収額	678,539	699,925	716,539	733,556	回収額	659,173	684,168	700,814	716,621	回収率	97.15%	97.75%	97.81%	97.69%	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	要回収額	23,734	23,304	21,999	21,199	回収額	23,131	22,841	21,551	20,701	回収率	97.5%	98.0%	98.0%	97.6%	区分	【基準】	令和	令和	令和	令和	平成30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	要返還債権数 (A)	4,664,770	4,793,464	4,887,388	4,982,740	5,079,623	3か月以上延滞債権数 (B)	166,028	161,105	140,897	136,060	138,061	割合 (B÷A)	3.56%	3.36%	2.88%	2.73%	2.72%	対平成30年度改善率	—	5.62%	19.10%	23.31%	23.60%	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、当年度分回収率は97.69%（年度計画値97.24%以上）となり、年度計画値を達成したことは評価できる。</li> <li>・要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合は2.72%（年度計画値3.28%以下）、平成30年度実績に対する改善率は23.60%（年度計画値8.0%以上）となり、年度計画値を達成したことは評価できる。</li> <li>・要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合は2.73%（年度計画値3.29%以下）となり、年度計画値を達成したことは評価できる。</li> <li>・初期延滞債権について、督促架電及び回収委託業務をサービスに委託するとともに、一部入金があつ</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題&gt; —</p> <p>&lt;その他事項&gt; —</p>
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																																										
要回収額	678,539	699,925	716,539	733,556																																																																										
回収額	659,173	684,168	700,814	716,621																																																																										
回収率	97.15%	97.75%	97.81%	97.69%																																																																										
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																																										
要回収額	23,734	23,304	21,999	21,199																																																																										
回収額	23,131	22,841	21,551	20,701																																																																										
回収率	97.5%	98.0%	98.0%	97.6%																																																																										
区分	【基準】	令和	令和	令和	令和																																																																									
	平成30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																																									
要返還債権数 (A)	4,664,770	4,793,464	4,887,388	4,982,740	5,079,623																																																																									
3か月以上延滞債権数 (B)	166,028	161,105	140,897	136,060	138,061																																																																									
割合 (B÷A)	3.56%	3.36%	2.88%	2.73%	2.72%																																																																									
対平成30年度改善率	—	5.62%	19.10%	23.31%	23.60%																																																																									

○貸与奨学金の要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合

〈3か月以上延滞債権額の割合〉 (単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要返還債権額 (A)	7,424,035	7,513,426	7,555,647	7,558,667
3か月以上延滞債権額 (B)	240,920	206,900	201,671	206,203
割合 (B÷A)	3.25%	2.75%	2.67%	2.73%

○初期延滞債権の回収委託実施状況

(1) 振替不能者への振替不能通知発送及び督促架電

振替不能1回目の者が2回目以降連続して振替不能となることを抑止するため、本人及び連帯保証人等に対し、通知を発送し、督促架電を実施した。

- ・振替不能1回目…本人への通知及び架電
- ・振替不能2回目…本人及び連帯保証人（人的保証）への通知及び架電
- ・振替不能3回目…本人、連帯保証人及び保証人（人的保証）への通知及び架電

〈督促架電の状況〉 (単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
架電件数	1,940,834	1,750,814	1,531,210	1,823,040

(2) 延滞3か月以上の者に係る回収委託

早期における督促の集中的実施を図るため、延滞3か月以上となった初期延滞者に係る回収業務をサービスに委託した。サービスにおいて、返還期限猶予の願い出に係る案内を行うとともに、早期の延滞解消を図るため以下の取組を行った。

- ・個人信用情報機関への登録対象となっている者に対しては、架電により登録に関する注意喚起を実施
- ・法的措置や代位弁済を前提とした強い督促の文言を記載した通知の送付

また、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、回収委託を継続して実施した。

〈初期延滞債権の回収委託実績〉

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託件数 (件)	96,515	81,519	78,721	91,911
請求金額 (千円)	5,570,167	4,751,851	4,504,741	4,997,626
回収件数 (件)	43,160	37,753	36,023	39,677
回収金額 (千円)	2,949,857	2,521,877	2,307,428	2,609,736
猶予件数 (件)	7,053	7,092	6,860	6,597

(注1) 「件数」は債権数である。

(注2) 「回収金額」とは委託期間中にサービスに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。

(注3) 「回収金額」には繰上返還となった入金を含む。

(注4) 「猶予」とは、サービスからの依頼により、機構から返還者へ返還期限猶予の願い出用紙を送付した件数である。

でもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。

- ・中長期延滞債権について、回収委託をサービスに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。
- ・無延滞者を含む住所不明者に対して、ショートメッセージサービス (SMS) により、住所調査の徹底を図ったことは評価できる。
- ・J-LIS (住民基本台帳ネットワークシステム) を活用した住所調査を拡大し、住所不明数を減少させたことは評価できる。
- ・初期延滞者に対して、個人信用情報機関への登録について、ショートメッセージサービス (SMS) ・文書及び架電での注意喚起を行うとともに返還期限猶予制度の周知を行うことで、延滞長期化の抑制を図ったことは評価できる。対象となる延滞者を個人信用情報機関に登録したことは、多重債務化の防止という観点から評価できる。

○中長期延滞債権の回収委託実施状況

中長期延滞債権について、以下の債権の回収業務を計画的にサービサーへ委託した。

- ・延滞2年半以上9年未満かつ3か月以上入金なし（平成29年度から令和元年度契約分）
- ・延滞1年半以上5年未満かつ3か月以上入金なし（令和2年度から令和4年度契約分）

また、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、回収委託を継続して実施した。

<管理回収業務委託の実績>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託件数（件）	9,122	9,854	8,347	7,787
請求金額（千円）	6,498,442	5,498,781	4,089,597	3,452,686
回収件数（件）	5,254	5,508	3,693	3,173
回収金額（千円）	1,105,650	876,830	576,430	492,043
猶予件数（件）	171	455	450	326

<委託継続の実績>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託件数（件）	15,884	9,933	4,851	3,198
請求金額（千円）	15,873,982	9,482,000	3,775,529	1,900,809
回収件数（件）	12,820	8,449	3,882	2,529
回収金額（千円）	2,003,049	1,428,904	651,511	409,703
猶予件数（件）	29	21	9	11

（注1）「件数」は債権数である。

（注2）「回収金額」とは委託期間中にサービサーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。

（注3）「回収金額」には繰上返還となった入金を含む。

（注4）「猶予」とは、サービサーからの依頼により、機構から返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。

○法的処理実施状況

法的処理の対象を定めた「法的処理実施計画」に基づき、延滞状態にある中で相当期間入金がない者と、直近の入金はあるが、延滞の解消が見込めない少額の入金が続いている者に焦点を当て、計画的に法的処理を実施した。

返還者本人が住所不明等のため法的処理の条件が調わない場合には、連帯保証人に対して法的処理を実施した。

(1) 初期延滞債権に係る法的処理

延滞3か月以上となった者を対象に回収委託を実施し、それでもなお原則として入金がなく延滞9か月以上となった者に対して、順次「支払督促申立予告」以降の法的処理を実施した。

(2) 中長期延滞債権に係る法的処理

① 延滞の解消が見込めない少額の入金が続いている者の対応分

延滞5年以上で、1か月あたりの平均入金額が分割基準額に満たない者を対象に、特に返還誓約書未提出の者については優先して、法的処理を実施した。

② 延滞状態にある中で相当期間入金がない者の対応分

- ・ 時効中断の対応が必要な者（延滞5年以上で、5年以上入金がない者（過去に一度も入金がない者を含む））を対象に、特に返還誓約書未提出の者については優先して、法的処理を実施した。
- ・ 延滞5年以上で、1年以上入金がない者（上記の時効中断の対応が必要な者を除く）を対象に、返還誓約書未提出の者については優先して法的処理を実施した。

<法的処理実施状況>

(単位：件)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
支払督促申立予告	16,686	14,583	13,393	14,232
支払督促申立	7,793	6,652	6,297	5,159
仮執行宣言付支払督促申立	1,723	1,263	1,182	1,012
強制執行予告	3,587	3,199	3,020	2,840
強制執行申立	510	438	475	476
強制執行	346	279	303	322
和解	4,596	4,160	4,601	3,257

(注) 件数は、債権数である。

<支払督促申立予告処理の実施結果>

(単位：件)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
応答があったもの（入金・猶予等）	6,278 (37.6%)	6,584 (45.1%)	5,996 (44.8%)	7,039 (49.5%)
対応中（支払督促申立準備中等）	6,169 (37.0%)	4,587 (31.5%)	3,494 (26.1%)	3,537 (24.8%)



支払督促申立実施	4,239 (25.4%)	3,412 (23.4%)	3,903 (29.1%)	3,656 (25.7%)
実施総数	16,686 (100.0%)	14,583 (100.0%)	13,393 (100.0%)	14,232 (100.0%)

(注) 支払督促申立予告については、当該年度中に実施したものであり、表中の区分別件数は当該年度末現在の状況である。

○住所調査の実施

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムを利用した住所調査 (J-LIS 住調)  
令和3年度より、J-LIS による方法を原則として住所調査を実施した。

(2) 役場照会による住所調査  
J-LIS 住調の補助的な手段として役場照会による住所調査を実施した。

<住所調査実施状況> (単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
J-LIS 住調	298,881	356,741	437,205	455,599
役場照会による住所調査件数	233,993	168,907	21,609	20,733

(3) その他の調査

役場照会による住所調査の実施結果が「該当者なし」であった者等について、機構に登録されている携帯電話へショートメッセージサービス (SMS) を一斉送信し、機構への住所確認の連絡を求めた。

<SMS を利用した住所調査> (単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
送信件数	年6回、 17,373	年6回、 16,545	年5回、 7,985	年5回、 7,100
判明件数	2,924	2,405	388	222

(4) 実施結果

(1)～(3)の調査等の結果以下のとおり。

<住所不明数 (年度末時点)> (単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
住所不明数	17,848	14,817	12,908	12,344

(注) 「住所不明」とは、機構からの発送物が返戻となった後、新しい (正しい) 住所が判明・登録されるまでの状態である。

○個人信用情報機関の活用

- ・個人信用情報の登録に同意している初期延滞者に対しては、ショートメッセージサービス (SMS)、文書送付及び架電により、このまま延滞状態が継続した場合には登録されることを注意喚起することによって延滞長期化の抑制を図った。
- ・併せて返還期限猶予制度の周知を行い、該当する場合は願い出を提出するよう促した。
- ・文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願い出等がないまま延滞3か月以上となった者については、多重債務化の防止という観点から個人信用情報機関へ登録した。

〈個人信用情報機関への登録状況〉

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録数	29,781	24,327	24,806	28,844

(注)登録件数は債権数である。

○債権管理・回収等検証委員会における回収状況の定量的把握・分析、返還促進方策の効果の検証

債権管理・回収の適切性等を検証するとともに、必要な改善策等の検討を目的として、外部有識者及び金融関係者等で構成される「債権管理・回収等検証委員会」を第4期中期目標期間の令和元年度から令和3年度に実施した。

各年度の委員会では、直近の回収状況や各種回収施策の効果等について審議を行い、その結果、機構における返還金の回収状況は、回収促進の取組や業務改善等の効果もあり、着実に改善しているとの結論を得た。

また、令和3年度の委員会において、平成21年度に返還金回収スキームを抜本的に見直して以降、これまで債権管理及び回収状況は継続的かつ安定的に改善傾向を示してきたこと等を踏まえ、令和4年度以降は当面、当該委員会を休止し、当該委員会を再開すべきであると認められる状況になった場合に開催することを事務局より提案し、承認された。

○債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた取組

各年度においては、債権管理・回収等検証委員会の検証結果を踏まえ、以下の取組を実施した。

(1)平成30年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた令和元年度の取組

①コンビニ払いの拡充による入金反映の迅速化と新しい入金方法の検討

コンビニ払いの拡充による入金反映の迅速化と新しい入金方法の導入にかかる検討を行い、コンビニ払いを令和2年10月に導入するための準備を進めた。

②スカラネット・パーソナルのアプリ化の検討

委員会において、アプリ化で可能となる PUSH 通知の仕組み等について検討した。

③本人、連帯保証人、保証人以外の第三者（親族等）への情報提供

本人、連帯保証人、保証人以外の第三者（親族等）への情報提供について検討するとともに、通知等の工夫により、いたずらに第三者から奨学金相談センターへの照会を招かないよう試みた。

(2)令和元年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた令和2年度の取組

①令和元年度に実施した回収委託について

令和元年度に回収委託の効果が見られた延滞1年半から5年を対象とした回収委託を実施した。

	<p>②J-LIS による住所調査について 住所調査において、J-LIS の利用を促進することにより経費削減、調査時間の大幅な短縮が可能となった。</p> <p>③ショートメッセージサービス (SMS) の発信 令和2年度においては51,578件の発信を行った。</p> <p>④コンビニ払いの導入について 令和2年10月に導入した。</p> <p>(3) 令和2年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた令和3年度取組</p> <p>①J-LIS による住所調査 住所調査において、経費削減及び調査時間の大幅な短縮を可能とするJ-LISの利用を原則とすることで、更なる住所不明者の削減を図った。</p> <p>②ショートメッセージサービス (SMS) の発信 返還困難者等が救済措置の申請等の必要な手続きを確実にできるよう、令和3年度においては返還期限猶予制度の長期利用者へ減額返還制度の利用を案内する等、各種手続きを促す案内をショートメッセージサービス (SMS) により発信した。</p> <p>③コンビニ払いの実施 口座振替未加入者や初期延滞者の払込状況が適時に把握できるよう支払方法の改善を図ること等を目的として、令和2年10月に導入したコンビニ払いを着実に実施した。</p> <p>④「返還のてびき」の電子化 令和3年度より「返還のてびき」の冊子を廃止し、電子データのみを提供としたことを踏まえ、電子データ上での見やすさを考慮したレイアウトに変更するとともに、「返還のてびき」を確認する機会がないまま返還を開始する返還者を生じさせないよう、従来の「返還のてびき (全体版)」に代えて「返還のてびき (ダイジェスト版)」を冊子として作成し、配付した。</p> <p>⑤減額返還制度利用の案内について 減額返還制度の利用を促すため、「返還期限猶予承認通知」の発送時に、原則として全員に対し減額返還制度利用を案内した。</p> <p>(4) 令和3年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた令和4年度取組</p> <p>①令和3年度の施策の継続 回収状況が順調であることから現在実施している施策の確実な継続が肝要との報告を踏まえ、令和4年度においても継続して施策を実施した (「③債権の適切な管理及び返還金の確実な回収」に記載のとおり)。</p> <p>②インターネット専門銀行の取扱いに向けての準備 返還者にとって返還しやすい手段として、令和5年4月からのインターネット専門銀行の取扱いに向けて、システム改修、各金融機関との契約手続きを進めた。</p>		
--	--	--	--

	<p>○「分別の利益」に係る対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年5月19日に札幌高等裁判所において、これまでの機構の考え方（保証人が「分別の利益」を主張することによって、請求額の2分の1に減額する）とは異なり、保証人の債務は当該保証人からの特段の権利主張は必要なく当然に分割債務になるとする判決が示されたことを受け、保証人が支払うべき金額を超えて機構に弁済した債権2,285件に対し、返金に至るまでの経緯及び返金を希望するかの意思確認の通知文を送付した（令和4年6月～7月）。</li> <li>令和4年8月末より返金を希望する保証人に対して返金を開始し、令和4年度においては1,701件について迅速に返金した（839百万円）。</li> </ul>																																																				
<p>&lt;5&gt; 機関保証制度の運用状況</p>	<p>○機関保証制度の周知及び返還意識の徹底</p> <p>保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会、以下この項目において「協会」という。）及び大学等と連携し、奨学金の申込時・採用時の配付書類や機構及び協会のホームページを活用して機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。</p> <p>①第4期中期目標期間の各年度において、各年度の保証料及び代位弁済後の手続等の情報を機構及び協会のホームページに掲載した。</p> <p>②機関保証制度を案内するチラシを協会と共同で作成し、奨学金事務担当者用ホームページへの掲載等を行った。</p> <p>&lt;機関保証制度の選択状況&gt; (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="333 620 1211 892"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種</td> <td>104,074 (53.42%)</td> <td>106,497 (55.17%)</td> <td>94,246 (53.19%)</td> <td>99,516 (52.76%)</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>132,006 (54.43%)</td> <td>143,601 (55.50%)</td> <td>122,201 (54.34%)</td> <td>119,162 (53.75%)</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>236,080件 (53.98%)</td> <td>250,098件 (55.36%)</td> <td>216,447件 (53.84%)</td> <td>218,678件 (53.30%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;機関保証制度を選択した新規返還者の回収率&gt; (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="333 963 1211 1181"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>10,353</td> <td>10,087</td> <td>9,899</td> <td>10,092</td> </tr> <tr> <td>回収金</td> <td>9,975</td> <td>9,795</td> <td>9,602</td> <td>9,749</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>96.3%</td> <td>97.1%</td> <td>97.0%</td> <td>96.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;機関保証制度選択者における要返還債権数に対する無延滞債権数の占める割合&gt;</p> <table border="1" data-bbox="333 1252 1211 1355"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>91.2%</td> <td>92.5%</td> <td>92.4%</td> <td>92.0%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	第一種	104,074 (53.42%)	106,497 (55.17%)	94,246 (53.19%)	99,516 (52.76%)	第二種	132,006 (54.43%)	143,601 (55.50%)	122,201 (54.34%)	119,162 (53.75%)	全体	236,080件 (53.98%)	250,098件 (55.36%)	216,447件 (53.84%)	218,678件 (53.30%)	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	要回収額	10,353	10,087	9,899	10,092	回収金	9,975	9,795	9,602	9,749	回収率	96.3%	97.1%	97.0%	96.6%	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	割合	91.2%	92.5%	92.4%	92.0%	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配付書類等を活用して機関保証制度を周知するとともに、機関保証制度選択者への返還意識の徹底を図ったことは評価できる。</li> <li>延滞者に対する督促を適切に実施した上で、代位弁済となる対象債権を確実に請求したことは評価できる。</li> <li>外部有識者等を含む委員会の審議を通じて、機構及び協会における直近の実績並びに協会の将来コストを踏まえた事業計画等に基づいて機関保証制度の妥当性を検証するとともに、保証料率の水準について他の保証機関と比較し、その合理性について確認したことは評価できる。</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題&gt; —</p> <p>&lt;その他事項&gt; —</p>
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																	
第一種	104,074 (53.42%)	106,497 (55.17%)	94,246 (53.19%)	99,516 (52.76%)																																																	
第二種	132,006 (54.43%)	143,601 (55.50%)	122,201 (54.34%)	119,162 (53.75%)																																																	
全体	236,080件 (53.98%)	250,098件 (55.36%)	216,447件 (53.84%)	218,678件 (53.30%)																																																	
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																	
要回収額	10,353	10,087	9,899	10,092																																																	
回収金	9,975	9,795	9,602	9,749																																																	
回収率	96.3%	97.1%	97.0%	96.6%																																																	
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																	
割合	91.2%	92.5%	92.4%	92.0%																																																	

○代位弁済請求

代位弁済請求に至る前の段階においては、債権回収会社への回収委託（延滞4か月目～9か月目）、催告書（期限の利益剥奪予告）の送付（延滞10か月目）、訪問督促・居住確認（延滞11か月目）及び期限の利益剥奪通知書の送付（延滞12か月目）を通じて、きめ細やかな督促及び指導を実施した。かかる督促及び指導にもかかわらず、延滞が12か月を超え延滞状況が改善しなかったものについては、確実に代位弁済請求を実施した。

〈代位弁済請求に基づく回収状況〉

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	13,073件	12,205件	10,649件	12,156件
金額	272.0億円	247.8億円	209.3億円	234.0億円

（注）金額は、元金、利息、延滞金の合計である。

○機関保証制度の「妥当性」の検証

『「勧告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案』（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）の指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証するため平成20年9月に設置した外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」において、外部シンクタンクが実施した機構及び協会における回収状況の分析や、機構と協会における直近の実績等に基づいた長期財政収支シミュレーション、他の保証機関との保証料率の比較等について毎年度審議を行い、報告書を取りまとめた。

シミュレーションの結果、機構及び協会の回収状況の悪化がなければ、収支等の財政面で切迫した状況は生じないことを確認した。

そして、同委員会報告書において、返還状況、代位弁済時破産の状況、代位弁済後の回収状況、保証金残高の妥当性及び保証料率の水準の合理性等も含めて、今後も中長期的な機関保証制度の安定性確保の観点から検証を行うことが必要である旨が示された。

〈6〉 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の運用状況

○減額返還制度の運用状況

減額返還制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象として一定期間1回当たりの当初割賦金額を2分の1又は3分の1に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度である（減額返還の適用期間上限は180か月）。

減額返還の願い出に際してはマイナンバーの提出を求め、情報照会結果に基づく審査を実施した。

また、令和5年3月より、郵送による方法に加え、一定の条件を満たした場合には、スカラネット・パーソナルからの願い出を可能とした。

（1）減額返還の承認

減額返還制度を適切に運用し、基準に合致したものについて減額返還を承認した。

〈減額返還の承認件数〉

（単位：件）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1/2 返還	11,489	11,607	11,776	11,536
1/3 返還	19,413	22,217	24,418	26,072
合計	30,902	33,824	36,194	37,608

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

- ・減額返還制度及び返還期限猶予制度については、より一層の周知を図るとともに、適切に事務処理を行い、返還が困難な者を対象として制度を適切に運用したことは評価できる。
- ・返還期限猶予申請者の処理が遅延するも返金処理等について適切に対応を行った。
- ・返還期限猶予の適用が通算10年を超えている者について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によ

〈今後の課題〉

減額返還制度及び返還期限猶予制度について、「奨学金の返還者に関する属性調査結果」によれば、各制度を返還が始まる前までに認知していたと回答した返還者の割合が低いことから、周知方法等についてさらなる工夫を図ることが望ましい。

〈その他事項〉

—

(2)減額返還制度の周知

①卒業後初年度に返還期限猶予の適用を受ける者への周知

未就職や低収入を事由とした返還期限猶予の適用を受ける返還者に対し、減額返還制度の特長を説明したチラシを「返還期限猶予承認通知」に同封した。

②新たに返還を開始する者への周知

返還が困難になった場合の救済制度を広く周知するため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入った「奨学金の返還 ～先輩から後輩へ未来につなぐ夢のリレー～ (動画)」を機構ホームページに掲載した。また、新たに返還を開始する者に対して送付する口座振替加入通知に、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いを説明するリーフレットを同封した。リーフレットは機構ホームページにも掲載した。

(3)新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年5月から7月において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する者に対して、証明書類の後日提出を可能とする臨時対応を実施した。

○返還期限猶予制度の運用状況

返還期限猶予制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象とし、一定期間返還を猶予する制度である。

返還期限猶予の願い出に際してはマイナンバーの提出を求め、情報照会結果に基づく審査を実施した。

また、令和5年3月より、郵送による方法に加え、一定の条件を満たした場合には、スカラネット・パーソナルからの願い出を可能とした。

(1)返還期限猶予の承認

返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等に基づく適切な審査を行い、基準に合致したものについて返還期限の猶予を承認した。

<返還期限猶予の承認件数>

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在学猶予	123,622	109,682	117,461	112,197
一般猶予	150,169	159,134	145,005	145,771
病氣中	10,127	10,324	10,371	10,911
災害	161	117	55	70
入学準備	285	157	130	89
生活保護	5,319	5,541	5,833	6,575
生活困窮	122,877	130,564	115,547	114,444
育児休暇等	6,237	6,075	5,889	6,178

る家計の急変等を理由として申請する場合に限り、令和2年1月から令和3年3月の希望月から12か月を限度として申請を認める特別対応を行ったことは評価できる。

・死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除制度について、審査により免除を認定し適切に運用したことは評価できる。

・特に優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度について、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用したことは評価できる。また、新型コロナウイルス感染症の影響により修業年限内に特に優れた業績を挙げることが困難となった者に対して、延長届(前年度延長届を提出した者は再度延長届)の提出により次年度の申請を可能とし、適切に運用したことは評価できる。

・修士課程及び専門職学位課程進学予定者に対する返還免除内定制度を導入し、業績優秀者返還免除制度の充実を図ったことは評価できる。

猶予年限特例	5,163	6,356	7,180	7,504
合計	273,791	268,816	262,466	257,968

(注) 猶予年限特例とは、申込時の世帯収入が一定基準以下(例: 給与所得のみの世帯の場合、年間収入金額300万円以下)の第一種奨学生について、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度のことである。

(2) 返還期限猶予制度の周知

返還が困難になった場合の救済制度を広く周知するため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入った「奨学金の返還 ～先輩から後輩へ未来につながる夢のリレー～ (動画)」を引き続き機構ホームページに掲載した。

また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や違いを分かりやすく説明をしたリーフレットを、口座振替加入通知に同封した。リーフレットは、機構ホームページにも掲載した。

(3) 返還期限猶予の処理

令和3年7月に審査等業務の委託先業者が変更となり、業者内での進捗管理の不慣れや、新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者が発生したことにより、一時的に処理に遅延が生じた。

これを受け、必要な者へ返金処理等を行うとともに、業者との連携及び進捗管理の強化、機構と業者における審査担当者の増員等の対策により、処理を正常化した。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

① 令和2年5月から7月において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する者に対して、証明書類の後日提出を可能とし、審査中も奨学金の振替を停止する臨時対応を実施した。

② 返還期限猶予の適用が通算10年を超えている者について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する場合に限り、令和2年1月から令和3年3月の希望月から12か月を限度として申請を認める特別対応を実施した。

○ 返還免除制度の運用状況

(1) 死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって返還ができなくなった場合、願い出により審査の上で、以下のとおり返還未済額の全部又は一部の返還を免除した。

<死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除の認定状況>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第一種奨学金	697件	784件	738件	824件
第二種奨学金	1,014件	1,179件	1,237件	1,488件

(2) 特に優れた業績を挙げた大学院第一種奨学生に対する返還免除

・ 大学院第一種奨学金の貸与が終了した者のうち、各大学から特に優れた業績を挙げた免除候補者として推薦のあった者について、学識経験者からなる業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、返還免除者を認定した。認定結果については

各大学及び本人に通知した。

・博士課程を対象に、大学間の業績に係る評価水準の均等化を図ることを目的として、機構の定める評価基準をより具体化するため平成30年12月17日に策定した「博士課程の業績評価に関するガイドライン」を改定し、令和元年度貸与終了者から適用した（各大学へ通知：令和元年11月21日）。

〈貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況〉

区分	貸与終了者数(人)	推薦者数(人)	免除者数(人)		
			全額免除	半額免除	
令和元年度	25,107(8)	7,632	7,568(3)	1,847(1)	5,721(2)
修士課程	21,753	6,563	6,525	1,492	5,033
専門職学位課程	958	281	281	74	207
博士課程	2,396	788	762	281	481
令和2年度	24,638(8)	7,546	7,473(4)	1,840(1)	5,633(3)
修士課程	21,538	6,468	6,461	1,456	5,005
専門職学位課程	868	272	260	63	197
博士課程	2,232	806	752	321	431
令和3年度	23,252(3)	7,292	7,197(2)	1,801(0)	5,396(2)
修士課程	20,412	6,122	6,102	1,374	4,728
専門職学位課程	905	277	268	63	205
博士課程	1,935	893	827	364	463
令和4年度	21,845(5)	6,917	6,803(2)	1,728(1)	5,075(1)
修士課程	18,820	5,749	5,646	1,270	4,376
専門職学位課程	937	290	281	65	216
博士課程	2,088	878	876	393	483

(注) 上表( )内の数字は、海外留学生における人数で内数

・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、下記の対応を行った。

①推薦期間を延長した。[令和2年度貸与終了者に係る推薦]

②業績優秀者返還免除制度の申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響により修業年限内に特に優れた業績を挙げることが困難となった場合は、延長届の提出により業績を挙げる期限を1年間猶予し、次年度の申請を可能とする対応を行った。なお、前年度延長届を提出した者で、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により業績を挙げることができなかった場合は、さらに1年を限度に延長し、次年度の申請を可能とした(対象者数:令和2年度貸与終了者293人、令和3年度貸与終了者312人(うち再延長79人)、令和4年度貸与終了者245人(うち再延長55人)。再延長は1回限り)。

③災害、傷病、感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)の影響及びその他のやむを得ない事情により修業年限内で課程を修了できなくなった業績優秀者返還免除内定者については、内定取消しの対象とせず、修業年限内で課程を修了したものとみなすこととした(対象者数:令和2年度貸与終了者33人、令和3年度貸与終了者36人、令和4年度貸与終了者40人)。

④新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から業績優秀者奨学金返還免除認定委員会を书面審議(令和2年6月)又はオンライン開催(令和3年6月、令和4年6月、令和5年6月)とした。



(3) 返還免除内定制度

[博士(後期)課程及び博士医・歯・薬・獣医学課程進学者]

博士課程の学生を対象とする文部科学省の関連機関が行う主な競争的研究事業における採択状況を勘案の上算出した推薦枠を、対象校に配分し、返還免除内定候補者の推薦依頼を行った。

ホームページに返還免除内定制度を案内するチラシを引き続き掲載し、周知を図った。推薦された候補者については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、以下のとおり内定者を決定した。

<返還免除内定制度の実施状況>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
内定者数	98 大学 231 人	93 大学 235 人	91 大学 228 人	95 大学 202 人

[修士課程及び専門職学位課程進学予定者]

次代の科学技術イノベーションや地域を担う優秀な学部生等(低所得世帯)に対して、修学に係る経済的不安を解消し、進学へのインセンティブを高めるため、令和5年度に修士課程及び専門職学位課程への進学を予定している者を対象とした返還免除内定制度を新たに導入した。

修士課程等の第一種奨学生が一定数以上いる大学院に対して、令和5年度進学者を対象とした推薦枠を配分し、返還免除内定候補者の推薦依頼を行った(令和4年9月20日)。

また、機構ホームページに修士課程等返還免除内定制度を案内する学生等向けチラシを掲載し、周知を図った。

第1回推薦期限までに推薦された候補者については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、以下のとおり内定者を決定した(第1回:令和5年1月)。

<返還免除内定制度(修士課程等)の実施状況>

区分	内定者数
第1回	2 大学 5 人

<7> 所得連動返還方式の運用状況

○所得連動返還方式の適切な実施

(1) 返還方式の選択

所得連動返還方式の選択者数は下表のとおりである。

<所得連動返還方式の選択者数>

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
29,679件	40,794件	33,257件	34,126件

(注) 前年度までに選択完了している緊急継続者や一貫制博士課程3年次の者は除外している。

(2) 所得に連動した返還月額の算出

返還2年目以降となっている返還者について、所得に連動した返還月額の算出を行った。具体的には、マイナンバーを利用した情報連携により返還者の地方税情報を取得し、その課税総所得金額により返還月額を算出した。返還者が地方税法(昭和25年法律第226号)に定める同一生計配偶者又は扶養親族となっている場合には、返還者を扶養している者のマイナンバーを収集した上で地方税情報を取得し、返還者の情報と合わせて返還月額を算出した。マイナンバーの収集に当たっては、業者委託を活用した。

<評定> B

<評定根拠>

- ・ 所得連動返還方式の返還者の増加に対応し、所得に連動した返還月額の算定を、業者委託を活用し効率的な運用に努め、適切に実施したことは評価できる。
- ・ 各種媒体を通じ高校生や学校関係者等へきめ細やかな周知及び情報提供を行ったことは評価できる。

<今後の課題>

<その他事項>

〈所得連動返還方式における返還月額算出者数〉

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2,306人	10,784人	21,792人	44,163人

○所得連動返還方式に係る周知

制度の一層の周知及び制度の適切な実施を目的として、回数、媒体等を工夫し以下のとおり実施した。

(1) 制度周知のための各種媒体の作成・配付

- ・平成31年4月～令和元年6月に採用された第一種奨学生に対し、返還方式の選択理由等についてアンケートを行い、効果的な制度周知を検討する参考とした。
- ・令和2年度予約採用候補者に向けて、所得連動返還方式について掲載したリーフレットを作成し、発送した(令和元年12月)。
- ・新たに奨学金を申し込む者や奨学生として採用された者の目に触れる書類、動画等、各種の広報媒体において、所得連動返還方式の情報を掲載した。
- ・機構ホームページに公開している「奨学金貸与・返還シミュレーション」内に、所得連動返還方式に関する案内を追加した。(令和3年度)

(2) 奨学金事務担当者への周知徹底

奨学金事務担当者向け研修会の資料内容に所得連動返還方式に関する情報を盛り込む等、選択者数の増加に向けた制度の適切な実施に向けて、関係者への情報の提供に努めた。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	奨学金事業 (2) 給付奨学金		
関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0182 0184

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和元 年度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	令和 5.年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和 5.年 度
(1)貸与奨学金の総回収率(年度計画値)	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90% 以上	89.53% 以上	90.15% 以上	90.78% 以上	—	予算額 (千円)	2,028,125,771	2,267,907,479	2,146,150,161	2,141,034,452	—
(実績値)	—	88.3%	88.90%	89.86%	90.44%	90.65%	—	決算額 (千円)	1,968,338,894	2,045,115,291	2,038,873,290	2,038,135,801	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.0%	100.4%	100.3%	99.9%	—	経常費用 (千円)	81,146,968	241,432,632	273,254,974	219,113,062	—
(2)貸与奨学金の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率(年度計画値)	中期目標期間中に97.3%以上とする。	—	97.04% 以上	97.11% 以上	97.17% 以上	97.24% 以上	—	経常利益 (千円)	2,926,805	△1,511,669	269,178,823	216,708,517	—
(実績値)	—	97.0%	97.15%	97.75%	97.81%	97.69%	—	行政コスト (千円)	83,453,846	241,432,656	327,617,362	219,113,819	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.1%	100.7%	100.7%	100.5%	—	従事人員数	266	282	284	274	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標、中期計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	(見込評価)
	①奨学金の的確な支給【A】 ②適格認定の実施【B】	〈評定〉 A  〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成した上、さらに新型コロナウイルス感染症により家計の急変などの影響を受けた者への支援を拡充するなど、計画に定められた以上の業務実績であることからA評定とする。	評定 A  <評定に至った理由> 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の達成が認められるため  ・令和2年度から開始した新たな給付奨学金について、多様な方法による情報提供を行い、支援が必要な学生等の採用につなげたとともに、新型コロナウイルス感染症により家計の急変などの影響を受けた者への支援を拡充したことは評価できる。  <今後の課題> 各項目の<今後の課題>を参照  <その他事項> 各項目の<その他事項>を参照
<8> 給付奨学金の的確な実施状況	○令和2年度から開始した新たな給付奨学金についての準備 (1)令和2年度給付奨学生採用候補者の募集・選考 ・令和2年度から開始する新たな給付奨学金について、周知用リーフレット及びポスターを作成し、高等学校等を通じて全高校3年生に配布し、制度の理解、周知に努めた(令和元年5月)。 ・高校生の保護者向けにより詳細の内容を案内したリーフレットを作成し、高等学校等を通じて配布した(令和元年6月)。 ・ホームページに新たな給付奨学金のページを開設し、制度の概要、申込手続等について案内した。また、「進学資金シミュレーター」に、新たに「給付奨学金シミュレーション」を開設し、どのくらいの支援を受けられるかの見込みを立てられるツールを提供した(令和元年5月)。 ・ホームページに新たな給付奨学金制度に関するよくある質問について公開し、内容の更新を図るなど、情報提供の充実に努めた。 ・高等学校等に「給付奨学金案内」等の資料を送付し、貸与奨学金と併せて、新たな給付奨学金の募集を行った。事情により申込期間に手続ができない者からの申込みを受け付けるため、予備期間を設け、希望する者の申込みを可能とするようにした。 ・申込者の照会に対し、奨学金相談センターで対応するために、FAQを拡充した。  (2)令和2年度給付奨学生の募集・選考 ・令和2年度から開始する新たな給付奨学金について、周知用リーフレット及びポスターを作成し、大学等を通じて進級を予定している学生等に配布し、制度の理解、周知に努めた(令和元年9月)。 ・ホームページに新たな給付奨学金のページを開設し、制度の概要、申込手続等について案内した。また、「進学資金シミュレーター」に、新たに「給付奨学金シミュレーション」を開設し、どのくらいの支援を受けられるかの見込みを立てられるツールを提供した(令和元年5月)。 <b>【再掲】</b> ・ホームページに新たな給付奨学金制度に関するよくある質問について公開し、内容の更新を図るなど、情報提供の充実に努めた。 <b>【再掲】</b> ・大学等に「給付奨学金案内」等の資料を送付し、令和2年度に進級を予定している学生を対象に新たな給付	〈評定〉 A  〈評定根拠〉 ・経済的に極めて困難な状況にある生徒等への支援として平成29年度より実施している給付奨学金制度を適切に実施したことは評価できる。 ・令和2年度から開始した新たな給付奨学金について、リーフレット、ホームページ及び学校宛通知等を通じて高等学校等の生徒等及び奨学金事務担当者への情報提供を行い、高等学校等と連携を図り、令和2年度以降進学予定者を対象に募集・選考を行い、採用候補者の決定を確実に実施したことは評価できる。 ・令和2年度から開始した新たな給付奨学金について、リーフレット、ホーム	<今後の課題> ー  <その他事項> ・2年度からの新たな給付奨学金は待望の制度であるが、その支援対象を現実の多様性に対応して実施したことは高い評価に値する。 ・コロナ禍の混乱もある中で、令和2年度から新たに開始された給付奨学金に適切に対応し、新制度をスムーズにスタートさせることができた点については、高く評価することができる。

奨学金の募集を行った。事情により申込期間に手続きができない者からの申込みを受け付けるため、予備期間を設け、希望する者の申込みを可能とすようにした。  
 ・令和2年度進級予定者について、182,198人の申込みを受付した。

(3) 高等学校及び大学等奨学金事務担当者に対する説明会の実施

奨学金事務担当者へ機構ホームページや関係資料を通じて情報提供を行うとともに、説明会等を実施した。  
 ・高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした説明会を機構主催又は各都道府県との共催にて実施した（11都道府県、18回）。  
 ・各都道府県教育委員会が主催する高等学校奨学金事務担当者等の会議において、新たな給付奨学金の取扱い等について説明や資料配付を行った（説明19県（21回）、資料配付のみ17県）。  
 ・大学等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金業務の研修会において、新たな給付奨学金制度の概要、進級予定の学生を対象とした給付奨学生の募集・選考、在籍報告及び適格認定等の支給中の手続きに係る事務について説明した（令和元年10月（8地区10回））。  
 ・新たな給付奨学金制度における給付奨学金支給中の手続や令和2年度の給付奨学生の採用、返還誓約書に関する業務について、大学等の奨学金事務担当者を対象とした研修会開催を令和2年3月2日から令和2年3月19日にかけて予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、中止した。研修会で配布予定としていた資料については各学校へ送付するとともに、研修内容を音声付で奨学金事務担当者用ホームページに掲載するなど周知を図った。

○令和2年度から開始した新たな給付奨学金

(1) 給付奨学生の募集・選考（在学採用）

令和2年度から開始した新たな給付奨学金について、国等の確認を受けた大学等に在籍する学生を対象に春と秋に募集を行い、下表のとおり採用決定した。審査に際してはマイナンバーを活用して適切に行った。

〈令和2年度から開始した新たな給付奨学生の新規採用状況〉

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	272,179	128,049	124,360
うち家計急変	4,335	1,574	1,122
大学	198,910	79,664	78,388
短期大学	14,280	8,062	7,501
高等専門学校	3,480	1,691	1,644
専修学校（専門課程）	55,009	38,070	36,095
通信教育課程	500	562	732

(2) 給付奨学生の募集・選考（家計急変採用）

令和2年度から開始した新たな給付奨学金について、国等の確認を受けた大学等に在籍する学生等のうち、生計維持者の死亡や事故、病気、失職又は震災等による被災といった予期できない事由で家計が急変した学生等を対象に、年間を通じて随時、給付奨学生の募集（家計急変採用）を行い、下表のとおり採用決定した。新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合、家庭内暴力等から避難した場合についても申込みの対象とし、ホームページや学校等を通じて周知を行った。

ページ及び大学等の奨学金事務担当者を対象とした研修資料を音声付スライド動画で作成し、奨学金事務担当者ホームページに掲載するなど情報提供を行った上で、大学等と連携を図りつつ募集・選考を行い、該当者を適切に採用したことは評価できる。  
 ・生計維持者の死亡、病気、失職等により家計が急変した学生を対象とした給付奨学金について、新型コロナウイルス感染症の影響による事由、家庭内暴力等から避難した事由も支援の対象とし、ホームページや学校等を通じて周知を行い、該当者を適切に採用したことは評価できる。  
 ・次年度給付奨学生採用候補者の募集・選考について、リーフレット、ホームページ及び学校宛通知等を通じて高等学校等の生徒等及び奨学金事務担当者への情報提供を行った上で、高校等と連携を図りつつ募集・選考を行い、給付奨学生及び採用候補者の決定を確実に実施したことは評価できる。

〈給付奨学生（家計急変採用）の新規採用状況〉 (単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
採用者数	4,335	1,574	1,122

(3) 給付奨学生採用候補者の募集・選考（予約採用）

高等学校等に「給付奨学金案内」等の資料を送付し、貸与奨学金と併せて、次年度に進学を予定している高校3年生等を対象に令和2年度から開始した新たな給付奨学金の募集を行い、下表のとおり採用候補者を決定した。審査に際してはマイナンバーを活用して適切に行った。

〈給付奨学生採用候補者の決定状況〉 (単位：人)

区分	令和2年度 進学予定者	令和3年度 進学予定者	令和4年度 進学予定者	令和5年度 進学予定者
採用候補者数	97,838	97,486	101,911	99,325

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応【再掲】

・令和2年度

休校期間や学事日程の変更等を受け、下記のとおり、各種奨学事務スケジュールの期限を延期するとともに、対面での説明等が困難な状況を踏まえ、学生等への柔軟な対応について、学校に協力を依頼した。

・令和3年度

予約採用について、就職から進学へ進路変更する生徒等を対象として、春の申込期間（4月～7月）とは別に、予備回として秋に申込期間（10月）を設定した。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、予備回の申込期間を延期した。

○平成29年度より実施している給付奨学生の採用状況

平成29年度より実施している給付奨学生について、上級学科や4年制大学等に編入学するために継続した者を、以下のとおり認定した。

〈平成29年度より実施している給付奨学生の新規採用状況〉

(単位：人)

	令和元年度
総数	18,919
うち社会的養護を要する人	495
大学	12,308
短期大学	1,538
高等専門学校	102
専修学校（専門課程）	4,955
通信教育課程	16

<平成29年度より実施している給付奨学生の編入継続状況>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 数	54	14	1
うち社会的養護を要する人	1	0	0
大学	38	5	0
短期大学	6	1	1
高等専門学校	0	2	0
専修学校（専門課程）	10	5	0
通信教育課程	0	1	0

○在籍報告

奨学生用説明資料を大学等に配付し提出指導を依頼した。また、大学等による在籍確認結果報告に係る処理要領を定め、適切な在籍報告の実施について依頼した。

○高等学校等及び大学等の奨学金事務担当者に対する情報提供

(1) 令和元年度

奨学金事務担当者へ機構ホームページや関係資料を通じて情報提供を行うとともに、説明会等を実施した。

- ・高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした説明会を機構主催又は各都道府県との共催にて実施した（11都道府県、18回）。
- ・各都道府県教育委員会が主催する高等学校奨学金事務担当者等の会議において、新たな給付奨学金の取扱い等について説明や資料配付を行った（説明19県（21回）、資料配付のみ17県）。
- ・大学等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金業務の研修会において、新たな給付奨学金制度の概要、進級予定の学生を対象とした給付奨学生の募集・選考、在籍報告及び適格認定等の支給中の手続に係る事務について説明した（令和元年10月（8地区10回））。
- ・新たな給付奨学金制度における給付奨学金支給中の手続や令和2年度の給付奨学生の採用、返還誓約書に関する業務について、大学等の奨学金事務担当者を対象とした研修会開催を令和2年3月2日から令和2年3月19日にかけて予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、中止した。研修会で配布予定としていた資料については各学校へ送付するとともに、研修内容を音声付で奨学金事務担当者用ホームページに掲載するなど周知を図った。

(2) 令和2年度～令和5年度

新型コロナウイルスの影響を踏まえ対面での研修会は開催せず、大学等の奨学金事務担当者を対象とした研修資料を音声付スライド動画で作成し、奨学金事務担当者ホームページに掲載するなど情報提供を行った。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ各都道府県等が実施する高等学校等の教職員を対象とした説明会等への職員の派遣は行わず、研修資料等の提供により周知を図った。
- ・給付奨学金制度の周知に関する取組として、給付奨学金を利用していない貸与奨学生に対して、スカラネット・パーソナルから貸与奨学金の「奨学金継続願」提出時に、給付奨学金に関する案内を確認できるようにした。
- ・給付奨学金制度の更なる周知に向けた取組の一環として、奨学生を対象として制度の認知経路等を問うアンケートを実施した。

<9> 給付奨学金における適格認定の実施状況

○給付奨学金における適格認定の実施状況

(1) 令和2年度から開始した新たな給付奨学金

①適格認定（家計）

奨学生及び生計維持者のマイナンバーを利用して支援区分の見直しを実施し、毎年10月から1年間の支援区分及び給付月額を決定した（毎年9月）。

②適格認定（学業）

- ・毎年度末において、学校報告を踏まえ適格認定（学業）を実施した。
- ・2年制以下の課程及び高等専門学校給付奨学生については、年度末に加えて9月にも適格認定（学業）を実施した。
- ・毎年度適格認定（学業）の処理要領を定め、適格認定の適切な実施について、学校に通知した（毎年9月及び11月）。また、学校を通じて奨学生用説明資料を奨学生に配付し、適格認定及び「奨学金継続願」提出手続きに対する理解を促した。
- ・「給付奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り等の設問に回答させることによって、給付奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。
- ・学校が適切に適格認定を実施できるよう、毎年度の適格認定（学業）における学校報告の開始時期に合わせて、処理方法に係る資料を奨学金事務担当者ホームページに掲載した（毎年2月又は3月）。

<給付奨学金に係る適格認定処置状況>

（学業）

（単位：件）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	(256,036件中)	(326,068件中)	(347,258件中)
給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還が必要】	587 (0.2%)	621 (0.2%)	812 (0.2%)
給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還不要】	4,843 (1.9%)	17,815 (5.5%)	18,724 (5.4%)
給付奨学金停止（継続希望無等）	3,141 (1.2%)	2,720 (0.8%)	2,921 (0.8%)
警告（学修評価が劣る者）	34,766 (13.6%)	36,215 (11.1%)	40,175 (11.6%)
合計	43,337 (16.9%)	57,371 (17.6%)	62,632 (18.0%)

<評定> B

<評定根拠>

- ・真に支援を必要とする者に給付を行うという目的を達成するため、適格認定を厳格に実施したことは評価できる。また、適格認定を厳格かつ迅速に行うため、適格認定に係る基準について十分な周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に給付を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。
- ・奨学生に対して自らの学修状況を振り返る機会を設け、学業の精励を促したことは評価できる。

<今後の課題>

<その他事項>

- ・給付奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要がある旨を、適格認定のタイミングだけで奨学生に意識させることは難しく、給付奨学金の利用開始の段階からの意識の涵養も重要。
- ・給付型奨学金の趣旨を踏まえ、奨学生を適切に卒業まで導くため、学業への精励を促すだけでなく、やむをえない事情等がある場合の休止措置の検討等を含め、学生等の状況に応じたトータルでのサポートが重要であり、学校との連携を一層密にすることが望ましい。



(家計) (単位：件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	(271,890件中)	(329,097件中)	(343,283件中)
給付奨学金停止(家計基準が支援対象外等)	20,912 (7.7%)	24,666 (7.5%)	29,727 (8.7%)

(2)平成29年度より実施している給付奨学金

- ・適格認定の処理要領を定め、大学等に対して、給付奨学生の適格基準(学業・人物・経済状況)及び処置の内容について貸与奨学金と異なる点に重点を置いて周知し、適格認定の適切な実施について依頼した(毎年11月)。
- ・学校が適切に適格認定を実施できるよう、適格認定におけるインターネットを通じた学校報告の開始時期に合わせて、処理方法に係る資料を奨学金事務担当者ホームページに掲載した(毎年2月又は3月)。
- ・奨学生に対しては、学校を通じて説明資料を配付し、適格認定及び「奨学金継続願」提出手続きに対する理解を促した。
- ・「給付奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り等の設問に回答させることによって、給付奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。
- ・給付奨学金の申込時に提出された生計維持者のマイナンバーを利用し、経済状況基準による適格認定を実施した。

<平成29年度より実施している給付奨学金に係る適格認定処置状況>

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	(37,608件中)	(6,151件中)	(3,112件中)	(922件中)
給付奨学金廃止 (学業成績不振者等) 【返還が必要】	287 (0.8%)	141 (2.3%)	68 (2.2%)	23 (2.5%)
給付奨学金廃止 (学業成績不振者等) 【返還不要】	411 (1.1%)	455 (7.4%)	315 (10.1%)	72 (7.8%)
給付奨学金停止 (学業成績不振者等)	789 (2.1%)	704 (11.4%)	127 (4.1%)	15 (1.6%)
警告(学修評価が劣る者)	1,460 (3.9%)	220 (3.6%)	54 (1.7%)	2 (0.2%)
合計	2,947 (7.8%)	1,520 (24.7%)	564 (18.1%)	112 (12.1%)

○不適切な適格認定に対する対応状況（平成 29 年度より実施している給付奨学金）  
 適格認定において「警告」と認定した者の中に、本来「廃止」又は「停止」と認定すべき「卒業延期確定者」がいないか調査を実施した。

(1)令和元年度（平成 30 年度適格認定に係る実態調査の実施）

- ・調査対象：「警告」と認定した全件（884 件 307 校）
- ・調査結果：3 件 3 校の不適切な認定事例を確認した。
- ・調査結果に基づく対応

①改善計画書による確認  
 不適切な認定のあった学校 3 校に対して改善計画書の提出を求め、「廃止」又は「停止」の者を「警告」と認定した理由及び改善事項等について確認した。

②不適切な認定の是正  
 不適切な認定が確認された 3 件については、学校に対して認定時に遡及して「廃止」又は「停止」と認定するよう要請し、適切に処理されたことを確認した。

③継続的に不適切な認定を行った学校への対応  
 改善計画書の提出に加えて、必要に応じて機構職員による学校に対する訪問調査を実施し、適格認定に係る事務の実施状況を確認するが、不適切な認定が確認された 3 校は 1 回目であったため、該当する対象校は生じなかった。

- ・不適切な認定の防止  
 不適切な認定事例の発生を防止するため、令和元年度適格認定において、適格認定期間に成績が確定しない者（卒業延期となるか否か判明しない等）に係る認定処理方法をまとめ、「適格認定処理要領」に記載した。

(2)令和 2 年度（令和元年度適格認定に係る実態調査の実施）

- ・調査対象：「警告」と認定した全件（610 件 284 校）
- ・調査結果：11 件 9 校の不適切な認定事例を確認した。
- ・調査結果に基づく対応

①改善計画書による確認  
 不適切な認定のあった学校 9 校に対して改善計画書の提出を求め、「廃止」又は「停止」の者を「警告」と認定した理由及び改善事項等について確認した。

②不適切な認定の是正  
 不適切な認定が確認された 11 件については、学校に対して認定時に遡及して「廃止」又は「停止」と認定するよう要請し、適切に処理されたことを確認した。

③継続的に不適切な認定を行った学校への対応  
 継続的に不適切な認定を行った学校には、改善計画書の提出に加えて、必要に応じて機構職員による学校に対する訪問調査を実施し、適格認定に係る事務の実施状況を確認することとしているが、令和 2 年度は訪問調査の対象となる学校は生じなかった。

- ・不適切な認定の防止  
 不適切な認定事例の発生を防止するため、令和 2 年度適格認定において、適格認定期間に成績が確定しない者（卒業延期となるか否か判明しない等）に係る認定処理方法をまとめ、「適格認定処理要領」に記載した。

	<p>○不適切な認定への対応（令和2年度から開始した新たな給付奨学金及び平成29年度より実施している給付奨学金）</p> <p>学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めることとし、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生への配付物等にその旨を明記した。また、「奨学事務の手引」や奨学生として採用決定した際に本人に配付する「奨学生のしおり」にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。</p>		
--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	奨学金事業 (3)奨学金事業に共通する事項の実施		
関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0182 0184

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)貸与奨学金の総回収率(年度計画値)	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90%以上	89.53%以上	90.15%以上	90.78%以上	—	予算額(千円)	2,028,125,771	2,267,907,479	2,146,150,161	2,141,034,452	—
(実績値)	—	88.3%	88.90%	89.86%	90.44%	90.65%	—	決算額(千円)	1,968,338,894	2,045,115,291	2,038,873,290	2,038,135,801	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.0%	100.4%	100.3%	99.9%	—	経常費用(千円)	81,146,968	241,432,632	273,254,974	219,113,062	—
(2)貸与奨学金の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率(年度計画値)	中期目標期間中に97.3%以上とする。	—	97.04%以上	97.11%以上	97.17%以上	97.24%以上	—	経常利益(千円)	2,926,805	△1,511,669	269,178,823	216,708,517	—
(実績値)	—	97.0%	97.15%	97.75%	97.81%	97.69%	—	行政コスト(千円)	83,453,846	241,432,656	327,617,362	219,113,819	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.1%	100.7%	100.7%	100.5%	—	従事人員数	266	282	284	274	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																								
中期目標、中期計画																								
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																				
	業務実績	自己評価		(見込評価)																				
	①奨学金制度の周知及び広報の充実【B】 ②学校との連携強化【B】 ③効果検証方策等の検討【B】	(評定) B  (評定根拠) 奨学金制度の周知及び広報の充実については利用者の利便性を図る等所期の目標を上回る成果が得られ、各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価しB評定とする。		評定 B  <評定に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。  <今後の課題> 各項目の<今後の課題>を参照  <その他事項> 各項目の<その他事項>を参照																				
<10> 奨学金制度の周知及び広報の実施状況	○ホームページの運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>運営に当たっては、ホームページ利用者によるサイト内の検索状況を随時確認し、特定の事項について照会が集中した場合は、当該事項をトップページのパナーや奨学金カテゴリートップページのトピックス案内に掲載し、利用者の利便性を図った。</li> <li>奨学金についての質問に対するチャットボットによるサポートを開始した(令和元年7月)</li> <li>奨学金に関する疑問・質問をチャットボット等で解決できる奨学金相談サイト(Q&amp;Aサイト)を開設(令和3年8月)し、その後、当該サイトの品質を向上させるため、FAQ等の見直しを図った。</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;ホームページの運営状況&gt; (単位: 件)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームページアクセス件数</td> <td>82,659,681</td> <td>94,739,048</td> <td>91,242,055</td> <td>99,326,872</td> </tr> <tr> <td>チャットボット利用件数</td> <td>31,909</td> <td>44,790</td> <td>95,820</td> <td>99,238</td> </tr> <tr> <td>奨学金相談サイト利用件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>334,042</td> <td>836,493</td> </tr> </tbody> </table> <p>○奨学金事業に関する情報提供 インターネット等の活用により奨学金事業に関する情報提供を行った。</p> <p>(1)高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした機構主催又は各都道府県主催の説明会等の対応</p> <p>①機構主催 ・令和元年度 11 都道府県 18 回</p>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	ホームページアクセス件数	82,659,681	94,739,048	91,242,055	99,326,872	チャットボット利用件数	31,909	44,790	95,820	99,238	奨学金相談サイト利用件数	—	—	334,042	836,493	(評定) B  (評定根拠) ・説明会、インターネット等を活用し、奨学金希望者、貸与中の奨学生や返還中の者に対して、奨学金制度の理解を深めるために情報提供を実施したことは評価できる。 ・奨学金貸与中の者や返還中の者に対して、返還中の手続について解説した動画の公開等、返還中の手続や返還困難時のセーフティネットに関する情報提供を実施したことは評価できる。また、災害発生時に、緊急採用・応急採用についてホームページを通じ関係機関に周知を図ったほか、被災により返還が困難な場合の減額返還・返還期限猶予等について、引き続きホームページ内の特設ページで周知したことは、適切かつ迅速な情報提供という観点から評価できる。 ・オンライン版ガイダンスを実施し、継続して情報提供・		<今後の課題> 奨学金相談センターについて、奨学金制度改正による制度の複雑化に伴うオペレーションの高度化に対応し、相談者に適切な案内を行うことができる体制を確実に整備することが求められる。  <その他事項> ・チャットボットによるサポートの開始など、利用者の利便性を図っている点については評価することができる。
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																				
ホームページアクセス件数	82,659,681	94,739,048	91,242,055	99,326,872																				
チャットボット利用件数	31,909	44,790	95,820	99,238																				
奨学金相談サイト利用件数	—	—	334,042	836,493																				

②都道府県主催

- ・令和元年度 19 県 21 回（説明）、17 県（資料配付）
- ・令和2年度 6 県（資料配付）
- ・令和3年度 4 府県（オンライン会議システムを利用した説明又は資料配付）
- ・令和4年度 4 府県（資料配付）

(2)高等学校等の教職員向けの月刊誌「月刊高校教育」（毎月、年 12 回）及び「月刊産業と教育」（令和元年 6 月号・7 月号）へ奨学金制度や手続等に関する記事を連載した。

(3)全国高等学校 PTA 連合会の地区大会（10 地区）において、奨学金制度や手続に関する資料を配付した（令和元年 5 月～8 月）。

○学生・生徒、保護者等の奨学金の利用を希望する者に対する情報提供

スカラシップ・アドバイザー派遣事業やインターネットの活用等により奨学金事業に関する情報提供を行った。

(1)スカラシップ・アドバイザー派遣事業の実施

令和2年度から開始した新たな給付奨学金制度の周知に加え、進学又は修学のための資金計画を含めた奨学金の利用について、生徒・学生や保護者等の理解を促進し、進学又は修学するための経済的な状況についての不安を払拭するとともに、安心して奨学金を利用するため、必要な知識を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高等学校、大学等に派遣している。

①更新プログラムの実施

e-learning による更新プログラム（研修）を実施し、修了者に認定期間を更新した認定証を交付した。

（令和元年度更新プログラム修了者 1,969 人）

（令和2年度更新プログラム修了者 308 人）

（令和3年度更新プログラム修了者 1,436 人）

（令和4年度更新プログラム修了者 257 人）

②スカラシップ・アドバイザーの派遣

前期に引き続き、全国派遣を行った。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン版ガイダンスを実施した。

〈スカラシップ・アドバイザーの派遣状況〉

（単位：件）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
派遣件数	807	271	293	309
オンライン版ガイダンス実施件数	—	724	379	182

周知を行ったことは評価できる。

・奨学金に関する疑問・質問をチャットボット等で解決できる奨学金相談サイト（Q&A サイト）の品質を向上させ、基本的な制度概要、手続き等については、直接奨学金相談センターに電話で相談せず、サイト内で完結できるよう相談者への利便性を図ったこと及び奨学金制度の周知を図ったことは評価できる。

・「奨学金返還相談センター」と「貸与・給付奨学金相談センター」を統合し、「奨学金相談センター」を開設したことで貸与・給付及び返還の相談を一本化することが可能となり、利用者にとっての利便性を向上させたことは評価できる。

③派遣拡大に向けた取組

- ・高等学校、大学等での実施に加え、引き続き社会福祉協議会・児童養護施設等においてもオンライン版ガイドンスを実施した。
- ・オンライン版ガイドンスについて、奨学金事務担当者宛「事務連絡メールマガジン」、機構ホームページ及びiFAX等を活用し周知を図った。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度よりオンライン版ガイドンスを開始した。
- ・令和3年10月から大学等に在学する学生に対してもオンライン版ガイドンスを、令和4年4月から派遣ガイドンスを案内・実施した。

(2)高等学校等教員向け冊子の作成及び配付

高等学校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう、修学支援新制度に関する記載を追記した「進学マネー・ハンドブック」を作成し、ホームページに掲載した。

(3)奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進

学生・生徒が進学して奨学金を希望する場合の奨学金の貸与額及び返還に関するシミュレーション機能である「奨学金貸与・返還シミュレーション」を機構ホームページ上で引き続き運用した。

〈奨学金貸与・返還シミュレーション利用状況〉 (単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アクセス件数	7,104,044	7,679,470	7,510,364	6,439,363

(4)奨学金相談センターによる照会への対応

- ・従来の「奨学金返還相談センター」と平成31年1月に開設した「貸与・給付奨学金相談センター」を統合し、「奨学金相談センター」を開設したことで貸与・給付及び返還の相談を一本化することが可能となり、利用者にとっての利便性が向上した。
- ・奨学金についての質問に対するチャットボットによるサポートを開始した（令和元年7月）。
- ・奨学金相談業務を維持継続するため、着信数が想定以上にならないよう奨学金相談センターに寄せられた相談者からの意見を反映し、ホームページや申請用紙等の説明を分かりやすい内容に改める等の改善を図った。
- ・奨学金相談サイト（Q&Aサイト）を設置し、基本的な制度概要等については、直接奨学金相談センターに電話で相談せず、サイト内で完結できるよう相談者の利便性向上及び効率化を図った（令和3年8月）。
- ・営業時間外にナビダイヤルに連絡してきた相談者向けに、SMSにより奨学金相談サイト（Q&Aサイト）の案内を開始した（令和5年1月）。
- ・令和6年度からの第4期奨学金相談センターの実施に向け、利用者の利便性を図るため、管理指標の見直し、有人チャットボットの開設等の検討を図る等、調達に向けて準備を進めた。

〈奨学金相談センターにおける応答件数〉 (単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸与関連	147,228	177,333	176,269	157,076
給付関連	46,532	66,679	62,607	53,718
返還関連	625,907	512,517	483,130	441,821
計	819,667	756,529	722,006	652,615

(5) ガイダンス動画の充実

新たな給付奨学金制度が開始されることから、予約採用の奨学金申込時期に合わせて奨学金ガイダンス動画「奨学金を希望する皆さんへ」を更新し、DVDとして高等学校等へ配付した。また、採用候補者の決定時期に合わせて、奨学金ガイダンス動画「採用候補者の皆さんへ」を更新し、ホームページに掲載した。

(6) 進学資金シミュレーターの改修

- ・ 機構ホームページで必要事項を入力することにより高校生等が進学のための資金計画を立てる際のシミュレーションが行えるシミュレーター（平成30年5月公開）に、新たな給付奨学金制度に対応するためシステム改修を行い、生徒・学生向け及び保護者向けの給付奨学金シミュレーションを公開した（令和元年5月）。
- ・ 令和5年度から実施する貸与基準見直しに伴うシミュレーターの改修対応を行った。

○奨学金貸与中及び返還中の者に対する情報提供等

インターネットの活用等により奨学金事業に関する情報提供を行った。

(1) スカラネット・パーソナルによる情報提供等

- ・ スカラネット・パーソナルのモバイル端末の対応開始について、各種通知（冊子）等で周知を行った。
- ・ 令和元年度より所得連動返還方式選択者による最低返還月額申請が可能となった
- ・ 利便性向上を目的として、スカラネット・パーソナルを活用できる手続がないか検討した。

<スカラネット・パーソナル利用状況>

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録数	3,768,997	4,373,964	4,868,025	5,338,334
アクセス件数	185,549,785	193,585,531	189,322,651	172,718,965

(2) 返還中の手続や返還困難時のセーフティネットに関する情報提供

- ・ 返還を始めるに当たって、返還の重要性や手続と流れ、返還開始後の手続、救済制度、延滞した場合の措置などについて解説した動画を引き続きホームページに掲載した。
- ・ 新たに返還を開始する者に対して、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いを分かりやすく説明をしたリーフレットを口座振替加入通知に同封するとともにホームページにも掲載した。

(3) 災害救助法適用に係る情報提供

災害救助法が適用された以下の災害に際し、奨学金の緊急採用・応急採用について、ホームページやプレスリリース等による周知とともに、大学等（約4,000校）に推薦依頼の通知を行った。

<災害救助法適用に係る情報提供実施状況>

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
情報提供事例	4	7	6	8



	<p>(4) 奨学金相談センターによる照会への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金相談センターにおいて、相談者からの制度概要等の照会に対応することで、奨学金制度の周知を図った。</li> <li>・奨学金相談業務を維持継続するため、着信数が想定以上にならないよう奨学金相談センターに寄せられた相談者からの意見を反映し、ホームページや申請用紙等の説明を分かりやすい内容に改める等の改善を図った。</li> <li>・繰上返還や住所変更等について、スカラネット・パーソナルからの申請を案内することで、返還者の利便性を図った。</li> <li>・奨学金相談サイト（Q&amp;Aサイト）を設置し、基本的な制度概要等については、直接奨学金相談センターに電話で相談せず、サイト内で完結できるよう相談者の利便性向上及び効率化を図った（令和3年8月）。</li> <li>・営業時間外にナビダイヤルに連絡してきた相談者向けに、SMSにより奨学金相談サイト（Q&amp;Aサイト）の案内を開始した（令和5年1月）。</li> </ul>																						
<p>&lt;11&gt; 学校との連携状況</p>	<p>○奨学生等に対する指導における学校との連携</p> <p>(1) 高等学校等（大学等予約採用）における指導の充実のための取組</p> <p>大学等進学前に奨学金を申し込む高校生等に対し、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした機構主催又は各都道府県主催の説明会等の対応【再掲】</li> </ul> <p>①機構主催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度 11 都道府県 18 回</li> </ul> <p>②都道府県主催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度 19 県 21 回（説明）、17 県（資料配付）</li> <li>・令和2年度 6 県（資料配付）</li> <li>・令和3年度 4 府県（オンライン会議システムを利用した説明又は資料配付）</li> <li>・令和4年度 4 府県（資料配付）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等の教職員向けの月刊誌「月刊高校教育」（毎月、年12回）及び「月刊産業と教育」（令和元年6月号・7月号）へ奨学金制度や手続等に関する記事を連載した。【再掲】</li> <li>・全国高等学校 PTA 連合会の地区大会（10 地区）において、奨学金制度や手続に関する資料を配付した（令和元年5月～8月）。</li> <li>・全国の高等学校、大学等における進学又は修学説明会等へ機構が認定するスカラシップ・アドバイザーを派遣し、奨学金に関する説明や進学・修学のための資金計画の説明を実施した。</li> </ul> <p>&lt;スカラシップ・アドバイザーの派遣状況&gt;【再掲】 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="407 1155 1288 1224"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣件数</td> <td>807</td> <td>271</td> <td>293</td> <td>309</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン版ガイダンスを実施した。また、令和3年10月から大学等に在学する学生に対してもオンライン版ガイダンスを案内・実施した。</li> </ul> <p>&lt;オンライン版ガイダンス実施件数&gt;【再掲】 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="407 1383 1288 1482"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オンライン版ガイダンス実施件数</td> <td>—</td> <td>724</td> <td>379</td> <td>182</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	派遣件数	807	271	293	309	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	オンライン版ガイダンス実施件数	—	724	379	182	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等が奨学生を対象に実施する採用時説明会及び返還説明会のマニュアルの整備等により、奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。</li> <li>・研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面での開催を中止せざるを得なくなったが、その代替措置として音声付スライド動画をホームページに掲載することで、奨学金事務担当者へ情報提供及び奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。</li> <li>・学校等の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）を更新し、学校等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うための取組の成果を社会に明らかにし、各学校におけるこれらの取組を支援したことは評価できる。</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>—</p>
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																			
派遣件数	807	271	293	309																			
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																			
オンライン版ガイダンス実施件数	—	724	379	182																			

- ・オンライン版ガイドンスについては、新型コロナウイルスの影響を要因として実施していたが、希望者の利便性の観点から引き続き、当該ガイドンスの実施を継続した。
- ・高等学校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう「進学マネー・ハンドブック」を作成し、ホームページに掲載した。

(2) 大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組

採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の促進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、大学等における説明会の充実を図るため、以下の取組を実施した。

- ・採用時説明会用の資料を改訂し、奨学金事務担当者ホームページに掲載した。
- ・返還説明会用のマニュアルを改訂し、奨学金事務担当者ホームページに掲載した。

○奨学金業務に関する研修会の開催

(1) 大学等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会の実施

令和元年10月に8地区で10回の研修会を開催した（出席校数2,691校、出席人数3,687人）。令和2年3月にも開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大に鑑み中止した。研修会で配付予定としていた資料については各学校へ送付するとともに、研修内容を音声付で奨学金事務担当者用ホームページに掲載するなど周知を図った。

令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から対面形式とせず、業務研修資料・音声入り動画を奨学金事務担当者用ホームページに掲載して実施した。令和5年度も同様の実施方法とする予定。

(2) 奨学業務連絡協議会の実施状況

令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での開催が困難であったため、奨学金事務担当者ホームページに奨学金業務に関する音声付スライド動画を掲載し、質問を別途受け付ける等、必要な情報を提供した。

○返還金回収方策の広報・周知

- ・奨学金事務担当者ホームページに大学等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会等の資料、音声付スライド動画を掲載し、奨学金返還の重要性について奨学金事務担当者への周知を図った。
- ・各学校宛に、「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」を送付し、奨学生に対し返還の意義・重要性等を理解させ、返還に関する手続方法を周知・徹底させるよう依頼したほか、奨学金の返還に関して適宜通知することにより、返還について一層の協力を要請した。

○学校等の貸与及び返還に関する情報の公開に係る取組

学校等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うための取組を支援することを目的として、各学校の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）及び奨学事務における学校での取組の好事例を、毎年度機構ホームページで公開した。

<p>&lt;12&gt; 効果検証方策等の検討状況</p>	<p>○効果検証方策等の検討状況</p> <p>奨学金の効果検証については、給付奨学金の在籍報告時に「採用時アンケート（令和3年7月～9月）」及び「終了時アンケート（令和3年10月～11月）」を、給付奨学金及び貸与奨学金の継続願提出時に全奨学生を対象として「継続時アンケート（令和3年12月～令和4年2月）」を実施し、文部科学省及び国立教育政策研究所にて集計・分析を行うため、回答結果を共有した。</p> <p>返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策については、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」、特に優れた業績による返還免除認定通知及び返還完了時に発送する「返還完了通知」へ「寄附金募集のご案内」の掲載を行うなど、寄附金の獲得につなげる取組を実施するとともに、引き続き検討を行うこととした。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学生対象のアンケートを実施し、文部科学省及び国立教育政策研究所に回答結果を共有したことは評価できる。</li> <li>・返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための取組を実施するとともに、引き続き検討を行っていることは評価できる。</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートの実施や分析について、文部科学省や国立教育政策研究所と協力して事業の効果検証や今後の施策の検討等を行い、改善していくことが重要。</li> <li>・元奨学生とのつながりの構築は、寄附金獲得を主要な目的とするのであれば、費用対効果についても検討することが重要。</li> </ul>
--------------------------------	---	--	---

<p>4. その他参考情報</p> <p>特になし</p>
-------------------------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	留学生支援事業		
関連する政策・施策	政策目標 1 3 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1 3-1 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度行政事業レビュー番号 0184 0478 0481 0483

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数 （年度計画値）	182 校以上	—	182 校以上	182 校以上	182 校以上	182 校以上	—	予算額（千円）	16,607,835	16,338,383	15,317,708	14,126,644	—
（実績値）	—	181 校	185 校	186 校	192 校	196 校	—	決算額（千円）	16,436,758	8,684,140	9,016,701	13,357,990	—
（達成度） ※計画値を 100%とする。	—	—	101.6%	102.2%	105.5%	107.7%	—	経常費用（千円）	16,348,653	8,761,001	8,684,991	12,733,781	—
(2) 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度 （年度計画値）	肯定的評価の割合が 80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	—	経常利益（千円）	7,039	173,532	8,988,763	12,980,869	—
東京日本語教育センター （実績値）	—	94.3%	94.7%	91.4%	97.7%	90.5%	—	行政コスト（千円）	17,750,870	9,604,274	9,258,910	13,152,415	—
（達成度） ※計画値を 100%とする。	—	—	118.4%	114.3%	122.1%	113.1%	—	従事人員数	116	112	112	103	—
大阪日本語教育センター （実績値）	—	100.0%	97.1%	91.3%	97.5%	95.8%	—						
（達成度） ※計画値を 100%とする。	—	—	121.3%	114.1%	121.9%	119.8%	—						
(3) イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数 （計画値）	126 回以上 （第 4 期中期目標期間合計）	—	26 回以上	26 回以上	26 回以上	26 回以上	—						
（実績値）	—	125 回 （第 3 期中期目標期間合計）	32 回	13 回	27 回	33 回	—						
（達成度） ※計画値を 100%とする。	—	—	123.1%	50%	103.8%	126.9%	—						

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標、中期計画											
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
	業務実績	自己評価	(見込評価)								
	(1)外国人留学生に対する支援【B】 (2)日本人留学生に対する支援【A】	〈評定〉 B  〈評定根拠〉 各項目で所期の目標を達成したと評価できることからB評定とする。	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2">           &lt;評定に至った理由&gt;            中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">           &lt;今後の課題&gt;            (1)外国人留学生に対する支援            (2)日本人留学生に対する支援            各項目の&lt;今後の課題&gt;を参照。         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">           &lt;その他事項&gt;            (1)外国人留学生に対する支援            (2)日本人留学生に対する支援            各項目の&lt;その他事項&gt;を参照。         </td> </tr> </table>	評定	B	<評定に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。		<今後の課題> (1)外国人留学生に対する支援 (2)日本人留学生に対する支援 各項目の<今後の課題>を参照。		<その他事項> (1)外国人留学生に対する支援 (2)日本人留学生に対する支援 各項目の<その他事項>を参照。	
評定	B										
<評定に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。											
<今後の課題> (1)外国人留学生に対する支援 (2)日本人留学生に対する支援 各項目の<今後の課題>を参照。											
<その他事項> (1)外国人留学生に対する支援 (2)日本人留学生に対する支援 各項目の<その他事項>を参照。											
4. その他参考情報											
特になし											

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	留学生支援事業 (1)外国人留学生に対する支援		
関連する政策・施策	政策目標 1 3 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1 3-1 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度行政事業レビュー番号 0184 0478 0481 0483

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)日本留学試験の渡日前入学許可実施校数 (年度計画値)	182校以上	—	182校以上	182校以上	182校以上	182校以上	—	予算額(千円)	16,607,835	16,338,383	15,317,708	14,126,644	—
(実績値)	—	181校	185校	186校	192校	196校	—	決算額(千円)	16,436,758	8,684,140	9,016,701	13,357,990	—
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	101.6%	102.2%	105.5%	107.7%	—	経常費用(千円)	16,348,653	8,761,001	8,684,991	12,733,781	—
(2)日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度 (年度計画値)	肯定的評価の割合が80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	—	経常利益(千円)	7,039	173,532	8,988,763	12,980,869	—
東京日本語教育センター (実績値)	—	94.3%	94.7%	91.4%	97.7%	90.5%	—	行政コスト(千円)	17,750,870	9,604,274	9,258,910	13,152,415	—
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	118.4%	114.3%	122.1%	113.1%	—	従事人員数	116	112	112	103	—
大阪日本語教育センター (実績値)	—	100.0%	97.1%	91.3%	97.5%	95.8%	—						
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	121.3%	114.1%	121.9%	119.8%	—						
(3)イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数 (計画値)	126回以上 (第4期中期目標期間合計)	—	26回以上	26回以上	26回以上	26回以上	—						
(実績値)	—	125回 (第3期中期目標期間合計)	32回	13回	27回	33回	—						
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	123.1%	50%	103.8%	126.9%	—						

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標、中期計画											
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
	業務実績		(見込評価)								
<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	①日本留学に関する情報提供等の充実【B】 ②日本留学試験の適切な実施【B】 ③日本語教育センターにおける教育の実施【B】 ④学資金の支給等【B】 ⑤宿舍の支援及び交流促進【B】 ⑥卒業・修了後の支援【B】		<評定> B  <評定根拠> 各項目で所期の目標を達成したと評価できることからB評定とする。								
			評定 B  <評定に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。  <今後の課題> 各項目の<今後の課題>を参照  <その他事項> 各項目の<その他事項>を参照								
<13> 日本留学に関する情報提供等の実施状況	○インターネットによる情報発信 (1)「日本留学情報サイト」による情報発信 ①情報発信の状況 平成31年4月1日より、外務省が運営する「日本留学総合情報ガイド」と本機構が運営する「日本留学ポータルサイト」を政府唯一のウェブサイトとして、より分かりやすく情報発信を行うことを目的に統合し、「日本留学情報サイト」を立ち上げた。コンテンツの精査と充実を図るため、文部科学省及び外務省との検討会議を定期的に開催し、日本への留学に関する情報を見直し、更新するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供、ウクライナの学生に対する日本の大学等の支援情報、政府機関等に関するイベントの情報を提供する等、情報発信の更なる充実を図った。令和2年度以降、留学生に関する統計、本機構の留学生事業を紹介するコンテンツ、大学検索機能、各都道府県の生活に関する基本情報を追加した。また、英語に加え、簡体字、繁体字、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、モンゴル語、フランス語、スペイン語、アラビア語の10の外国語での情報発信を令和5年3月より開始した。  <日本留学情報サイトのアクセス件数> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>957,152件</td> <td>2,767,957件</td> <td>4,356,450件</td> <td>5,640,429件</td> </tr> </tbody> </table> ②関係機関との連携 ・独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)と連携して、令和元年度に、日本企業への情報提供として「日本留学情報サイト」に主要56大学に在籍する外国人留学生の在籍状況(国別・専攻分野別の人数等)及び各大学の就職支援に関する取組等の情報を公開し、大学の所在地や留学生の国籍、専攻分野等を条件に情報を検索できる機能を追加した。 ・独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)、自治体等が国内外で実施するイベント情報を日本留学情報サイトやSNSに掲載し、広報の協力を行った。		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	957,152件	2,767,957件	4,356,450件	5,640,429件	<評定> B  <評定根拠> ・関係機関と連携し、「日本留学情報サイト」を統合、構築し、日本留学に関する情報に加え、都道府県ごとの生活情報や新型コロナウイルス感染症に関する情報提供、大学検索機能を構築し、情報発信の充実を図ったことは評価できる。また、アクセス件数についても、令和元年度の構築後、増となっていることは評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた留学希望者の増加のために、SNSを通して日本留学を希望する外国人留学生に特化した情報をより広く発信する必要があることから、令和4年度から新たに日本留学に特化したInstagram及びFacebookアカウントの運用を開始し、情報提供の窓口を拡大していることは評価できる。 ・海外において新型コロナウイルス感染症対策が緩和され、対面での情報提供の機会が増加しつつある中、海外事務所が関
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度								
957,152件	2,767,957件	4,356,450件	5,640,429件								
			<今後の課題> -  <その他事項> ・日本留学情報サイトのアクセス件数が着実に上昇しており評価することができる。SNSを活用していることについても評価することができるが、SNSについてはその運営主体の方針等の安定性に欠けるので常に注意が必要である。								

(2) SNS による情報発信

日本留学イベント等に関する広告に併せて Facebook を運用し、適宜日本留学をはじめとする幅広い情報提供を行い、日本留学に関する情報発信を行うことで、情報提供の窓口を広げた。

〈留学生事業部のFacebookファン数〉

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
12,946件	14,714件	19,901件	22,684件

(注) Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。

また、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた留学希望者の増加のためには、SNS を通してより広く情報を発信することが有用であることから、情報提供の窓口を拡大し、日本留学を希望する外国人留学生に特化した情報発信をすることを目的に、令和4年度から日本留学情報提供に特化した JASSO Study in Japan Facebook と Instagram の運用を開始した。

〈JASSO Study in JapanのFacebookファン数〉

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
-	-	-	1,575人

(注) Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。

〈JASSO Study in JapanのInstagramフォロワー数〉

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
-	-	-	1,312人

(注) Instagram のフォロワー人数は、年度末時点の件数を表す。

○海外事務所における情報発信

マレーシア、タイ、インドネシア、韓国及びベトナムに設置している海外事務所において、令和2年度以降、コロナ禍で対面での情報提供の機会が大幅に減少する中、日本留学への機運の維持に寄与するため、各事務所独自の説明会をオンライン及び対面にて実施した。また、ホームページ及び SNS により日本留学に関する情報発信を行うとともに、電話や E-mail 等による留学相談を行った。

さらに、各国において行われているオンラインを中心としたイベント等に参加し、情報提供及び留学相談を行った。

〈海外事務所情報提供件数等〉

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ホームページ アクセス件数	382,334件	356,307件	1,324,016件	496,746件
Facebookファン数 (注1)	82,193件	83,641件	93,453件	103,687件
Instagramフォロワー 数(注1)	-	-	-	6,994件

係機関と協力の上、各国において実施されるイベントへの参加に加え、独自にオンラインを含めた説明会を実施し、情報提供に努めたこと、また、これらの実践により情報提供件数を増加させたことで、日本留学への機運の維持に寄与したことは評価できる。

・世界各国におけるウィズコロナの浸透を鑑み、一部地域で対面式の日本留学フェアを再開するとともに、海外で関係機関が主催するイベント等にも参加し、日本留学に係る情報提供を行ったことは評価できる。また、日本留学オンラインフェア等を実施し、日本の大学等に海外における情報提供の機会を提供するとともに、日本留学オンラインフェアの事前事後に日本留学オンラインセミナーを実施する等、ウィズコロナを意識した取組を行い全世界の日本留学希望者等に対し正確な情報を提供したことは評価できる。

・日本留学海外拠点連携推進事業に採択された日本本部(日本留学海外拠点連携推進本部)が、政府関係機関や事業採択大学等と緊密に連携しながら日本留学に関する各種情報を積極的に収集し、国内の高等教育機関へウェビナーを通して提供することでネットワーク拡大を図ったほか、勉強会を通じて事業採択大学の実務担当者のブラッシュアップの機会を提供したことは評価できる。



事務所相談件数 (注2)	10,531件	7,732件	7,673件	8,173件
現地説明会 情報提供件数 (注3)	34,544件	26,164件	13,638件	28,511件

(注1) Facebookのファン数、Instagramのフォロワー数については、年度末時点の件数を表す。

(注2) 各事務所における電話やE-mail等での個別相談件数を表す。

(注3) 各事務所が主催、又は外部機関が主催する説明会での参加者等を表す。

○出版物等による情報提供

「STUDY IN JAPAN-基本ガイド-」(日本留学案内)等の日本留学の情報提供・広報を目的とした出版物を作成し、日本留学情報サイトに掲載するとともに、関係機関等への提供、各種説明会やセミナー等でこれらの出版物について紹介する等、日本留学情報の普及に努めた。

<出版物の作成状況等>

(単位:部)

出版物名	内容		作成部数(合計)			
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
STUDY IN JAPAN- 基本ガイド-	日本留学案内	8言語	—	16,700	11,000	17,800
Student Guide to Japan	日本留学総合案内	8言語	85,000	—	—	—
Student Guide to Japan(簡易版/抜 粋版)	上記の簡易版等	11言語	59,100	—	—	—
日本留学奨学金パ ンフレット	日本留学のため の奨学金案内	2言語	4,500	4,500	300	300

○日本留学フェア等の実施及び関係機関が実施する説明会等への参加状況

(1) 機構が主催するイベントの実施状況

海外における対面の日本留学情報提供イベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度末より中止し、令和2年度より全世界を対象としてオンラインによる情報提供を行うため、「日本留学オンラインフェア」を実施した。併せて、日本留学オンラインフェアの効果を高めるため、事前イベントやフォローアップイベントとして、日本留学概要、奨学金、日本留学の魅力、留学手続の解説、各種模擬授業等を主題としたセミナーを「日本留学オンラインセミナー」と題して実施した。また、令和3年度からデジタル広告やSNS広告を活用した広報を実施し、令和4年度より、参加方法を参加者数が多かった英語での開催に集約し、効果を高める工夫を行っている。

さらに、令和4年度より、世界各地における新型コロナウイルス対策の緩和傾向及びウィズコロナの浸透を鑑み、現地からの強い要望があった台湾において対面式の日本留学フェアを再開した。

<日本留学フェア実施状況>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国・地域	9か国・地域	—	—	1か国・地域
	北米(米国)、台湾、中国、タイ、韓国、欧州(フィンランド)、ベトナム、インドネシア、マレーシア	—	—	台湾
都市数	15都市	—	—	2都市
参加機関数(延べ)	1,024機関	—	—	218機関
来場者数(合計)	25,715人	—	—	2,787人

<日本留学オンラインフェア等実施状況>

名称	日程	参加機関数	参加者数(注)
令和2年度		61	7,133人
日本留学オンラインフェア	4日間	61	7,133人
令和3年度		217	40,070人
日本留学オンラインセミナー	12日間	—	1,716人
日本留学オンラインフェア(英語)	3日間	99	31,796人
日本留学オンラインフェア(日本語)	3日間	100	3,171人
日本留学オンラインミニフェア(中国)	2日間	18	3,387人
令和4年度		100	55,930人
日本留学オンラインセミナー	24日間	—	2,860人
日本留学オンラインフェア(英語)	4日間	100	53,070人

(注) セミナー又はライブセッションページに訪問したユーザー数の合計。

<外国人留学生のための進学説明会実施状況>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催都市	東京・大阪	オンライン	中止	中止
参加機関数 (延べ)	316 機関	60 機関		
来場者数 (合計)	3,889 人	ライブセッション訪問者数 1,402 人		

(注) ライブセッション訪問者数はライブセッションページに訪問したユーザー数の合計。

(2) 関係機関が主催するイベント等への参加 (日本留学プロモーション活動)

日本留学促進事業のうち外部主催イベントは、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症対策の影響により対面開催がなかったため参加できなかったが、令和4年度には中国国際教育展及び大学間交流担当者の大会 (NAFSA・EAIE) が再開されたため、関係機関と共にブース出展し、日本留学及び大学間交流に係る情報提供を行った。また、上記以外の情報提供として、国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) 等が主催するイベントに対面及びオンラインにて参加し、日本留学に関する情報提供を行った。

<国際教育展出展実施状況>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国・地域	—	—	—	1 か国
	—	—	—	中国
都市数	—	—	—	2 都市
ブース来場者数(合計)	—	—	—	2,490 人

(注) 令和元年度は開催中止。

<大学間交流大会出展状況>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国・地域	—	—	—	2 か国
	—	—	—	北米 (米国)、欧州 (スペイン)
ブース来場者数(合計：注)	—	—	—	455 人

(注) ブース来場者数は機構の照会対応件数の合計。令和元年度は「日本留学フェア (北米)」「同 (欧州)」として開催したため、実績は(1)に含まれている。

<関係機関が主催するイベント等への参加状況（上記以外）>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加回数	16回	7回	14回	14回

○大学等で留学生交流に携わる関係者を対象とする情報提供

留学生受入れ・派遣体制の整備・充実及び優秀な留学生の獲得を推進することを目的として、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、準備教育施設及び関係団体で留学生交流業務に携わる教職員に留学生交流実務担当教職員養成プログラムを開催した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度は、令和2年3月に対面での開催を予定していたが、開催を中止し、令和2年度以降はオンラインでの開催とした。

<留学生交流実務担当教職員養成プログラムの実施状況>

年度	テーマ	開催都市	参加者数 (合計)	満足度
令和元年度	①外国人留学生の安全確保 ②大学・専門学校等卒業後の在留申請等について	東京、大阪	中止	—
令和2年度	①外国人留学生の安全確保 ②感染症流行下を考慮した災害への備え	オンライン	98人	100%
令和3年度	外国人留学生の関わるハラスメント問題	オンライン	講演：527人 グループディスカッション：77人	89.7%
令和4年度	派遣日本人学生のリスク管理・危機管理	オンライン	441人	98.3%

○日本留学海外拠点連携推進事業（※）日本本部の活動状況

- ・事業採択大学及び国内の高等教育機関との多種にわたる意見交換を通じて、連携関係の構築並びにネットワーク拡大を図るべく、各海外拠点の取組や現地事情の紹介を行うウェビナーを開催した。形態は年度によって様々であったが、「地域別ウェビナー」を開催した際には、現役外国人留学生、現地の元日本留学生協会、駐日外国公館及び在外日本公館等、様々な関係機関が登壇した。
- ・事業採択大学間の連携強化のために「国内連絡会議」を開催するとともに、実務担当者間の情報共有・情報収集を通じた実務担当者のブラッシュアップを目的とした「オンライン勉強会」を開催した。ウェビナー同様、連携関係の構築並びにネットワーク拡大を図るべく、政府関係機関職員、元外国人留学生、非営利団体職員、事業採択大学以外の教職員等、様々な関係者が参加した。
- ・国内高等教育機関に対し、本事業の取組をより効果的に情報発信するため、機構内に設置していた本事業紹介ウェブサイトについて、新たにサブドメインを取得し、独立したサイトを構築した。
- ・「留学生動向調査」の一環として、「留学生獲得戦略実態調査」を実施し、諸外国（米国、英国、中国、韓国、マレーシア）における留学生受入れ政策及びオンライン・ハイブリッド型留学といった、コロナ禍で成果を上げている留学手段等の情報収集を行うとともに、ソーシャルメディア上における話題量の分析（ソーシャルリスニ

ング)等の手法を用いて、留学認知度の把握や分析に努めた。

- ・日本国内に在留している外国人留学生等とのネットワーク形成を図るべく、「国内留学生会年次総会」において、本事業の説明及び日本本部の取組に関する発表を行った。また、同会に参加していた国内留学生会からの要請を受け、同会主催の日本留学説明会において、本事業及び日本留学概要について説明した。
- ・事業採択大学が実施する日本留学フェアやセミナー及び事務所開所式の他、現地並びに国内の教育展等を含む各種会議に参加し、日本留学に関する説明や事業紹介に加え、個別ブースにおける日本留学の紹介・相談等の活動を実施した。また、各採択大学と連携し、現地拠点事務所からの要望を踏まえ、日本留学に関する情報を共有するとともに、日本留学フェア開催時や各拠点事務所での活動の際に、現地で幅広く活用できるよう、日本留学紹介冊子やデータ資料等、各種出版物や電子媒体を提供した。

※文部科学省が戦略的な留学生受入れを行う大学を選考・採択し、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」(平成25年12月18日)において設定された重点地域に留学コーディネーターを配置し、日本留学のプラットフォームの構築、現地の情報収集の強化、日本留学の魅力の伝達等を行ってきた留学コーディネーター配置事業を拡充・発展し、平成30年度から行っている。

採択大学(海外拠点地域)は、東京大学(南西アジア地域)、岡山大学(ASEAN地域)、筑波大学(南米地域)、北海道大学(サブサハラ地域)、北海道大学・筑波大学・新潟大学(ロシア連邦・CIS地域)、九州大学(中東・北アフリカ地域)の6大学である。\*ロシア連邦・CIS地域は令和4年度まで

<ウェビナー開催実績>

年度	日程	地域	採択大学	参加者	満足度
令和2年度	3月18日	全地域	全採択大学	282人	86.3%
令和3年度	8月23日	中東・北アフリカ	九州大学	53人	83.3%
	10月28日	サブサハラ	北海道大学	48人	90.5%
	11月5日	ASEAN	岡山大学	98人	77.8%
	12月2日	南米	筑波大学	47人	66.7%
	12月7日	ロシア連邦・CIS	北海道大学・筑波大学・新潟大学	53人	65.2%
令和4年度	2月6日	中東・北アフリカ	九州大学	165人	90.5%
		南米	筑波大学		
		南西アジア	東京大学		
	2月28日	ASEAN	岡山大学	97人	
		サブサハラ	北海道大学		
		ロシア連邦・CIS	北海道大学・筑波大学・新潟大学		

<オンライン勉強会開催実績>

年度	日程	議題	参加者
令和 2年度	9月30日	オンライン説明会について	33人
	10月28日	就職促進について	35人
	11月25日	他団体との連携について	39人
	1月13日	留学生の活用について	33人
	3月3日	コロナ禍での留学生招致について	33人
令和 3年度	8月18日	アカデミックセミナー：拠点間の連携可能性について	34人
	10月13日	上半期の活動状況報告会	29人
	1月12日	留学生獲得戦略実態調査について概要説明	33人
	3月9日	外国人留学生就職支援の在り方について	36人
令和 4年度	8月24日	ハイブリッド型イベント開催について	33人
	10月26日	上半期の活動状況報告会	33人
	12月21日	With コロナ時代の国際交流について	34人

<日本留学海外拠点連携推進事業におけるイベントへの協力>

地域（採択大学）等	イベント名	日程
南西アジア (東京大学)	東京大学スリランカ事務所開所式・EDEX エクスポ	R 2. 1. 16~19
	東京大学スリランカ事務所開設 2 周年記念セミナー	R 4. 1. 20
	東京大学バン格拉デシュ事務所主催セミナー Higher Education Opportunities in Japan	R 4. 2. 17
ASEAN (岡山大学)	ミャンマー日本留学フェア	R 1. 8. 31
南米 (筑波大学)	南米日本留学フェア	R 1. 8. 22, 24, 27, 28
		R 2. 11. 12, 19
		R 3. 3. 9~12
		R 5. 3. 11
ロシア・CIS (北海道/筑波/新潟大 学)	International Education Fair (アルマトイ会場)	R 1. 10. 10~12
	ロシアオンライン日本留学フェア	R 2. 11. 5, 6
	カザフスタン・キルギス共和国合同 オンライン日本留学フェア	R 2. 11. 21, 23
		R 3. 11. 23
	オンライン日本留学フェア	R 4. 10. 22
	CIS 地域オンライン日本留学フェア	R 3. 6. 24
	日本留学フェア in Tashkent (ウズベキスタン対象)	R 3. 8. 19
R 4. 10. 11		
アゼルバイジャン日本留学フェア	R 4. 12. 3	

	<p>中東・北アフリカ (九州大学)</p>	<p>九州大学アンカラ事務所開所式 R 1. 6. 21</p> <p>QS-APPLE 福岡大会 R 1. 11. 26, 27</p> <p>トルコ IEFT 国際教育展 R 5. 3. 18, 19</p>			
<p>&lt;14&gt; 日本留学試験の 実施状況</p>	<p>○日本留学試験の実施</p> <p>(1) 適正な試験問題作成及び点検の実施 海外における時差等を考慮し、複数の試験問題の作成及び点検を行った上で試験を実施した。試験終了後、得点等化を行い、受験者へ結果を通知するとともに大学等からの成績照会に対応した。</p> <p>(2) 受験上の配慮の実施 障害、負傷等の理由で受験上の配慮を申し出た者に対し、配慮事項審査部会での審議の上、適切な受験上の配慮を行った。また、発達障害等、多様な背景を持つ者からの申請が増加したことにより、令和4年度に発達障害を専門とする委員を1人増員した。</p> <p>(3) シラバスの改訂 平成30年3月に、我が国の高等学校における新しい学習指導要領が告示され、令和4年4月から実施されていることに伴い、日本留学試験においても「基礎学力」科目（「理科」、「総合科目」及び「数学」）のシラバスの改訂作業を令和4年度に開始した。令和8年度第1回試験から改訂したシラバスで出題する予定である。</p> <p>(4) 国内試験会場の増設 国内実施都市について、自治体（高知県）から試験実施会場設置の要望と実現に向けた協力の申し出があったことにより、令和4年度より高知県を追加した。</p> <p>(5) ウラジオストク（ロシア）会場での中止 令和4年度及び令和5年度の試験実施について、現地情勢の影響により中止とした。試験利用校に対しては、当該都市実施中止の旨を通知すると共に、実施要項や機構のホームページで広く周知した。</p> <p>(6) 厳正な試験監督の実施 厳正な試験監督を実施するため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートデバイス使用禁止を示すポスターを改訂し、試験当日の試験室に掲示した（令和元年度～）。</li> <li>・不正行為を分かりやすく受験者に周知するため、事前に配付する「受験上の注意」のイラスト版を作成した</li> </ul>	<p>Cambridge International 主催 オンライン日本留学説明会 (Destination Japan) R 3. 11. 16</p> <p>スリランカ国内留学生会主催 オンライン日本留学説明会 R 4. 9. 3</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の適正な試験問題の作成及び点検を行い、得点等化を行ったことは評価できる。</li> <li>・試験実施の厳正化を行ったことは評価できる。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策を講じ、円滑に試験を実施したことは評価できる。</li> <li>・日本留学試験のコンピュータ化に必要な検討を着実に進めたことは評価できる。</li> <li>・試験実施運営上のミスにより、再試験の実施につながった事案が発生したことは遺憾。速やかにマニュアルの改善等の措置を講じたが、今後とも着実に試験を実施する必要がある。</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータ試験の実施に向けて着実に準備を進めていることは評価することができる。コンピュータ試験を実施する目的と実施の形態については、適宜確認する必要がある。</li> </ul>	

- （令和3年度～）。
- ・試験監督者等を対象とする試験実施事前説明会において、盗撮用メガネ等の実物を提示し、不正行為事例を周知することで、試験監督者に対し注意喚起した（令和3年度～）。
- ・なりすまし受験防止のため、試験当日に受験者に顔写真付き身分証明書の持参を義務付け、本人確認をより厳正に実施した（令和4年度～）。
- ・不正行為の監視を強化するため、試験当日の不正行為監視担当監督補助を増員した（令和4年度～）。

（7）利便性向上の取組

試験利用者（応募者、受験者、利用校等）の利便性を向上させ、試験利用の拡大を図ること等を目的に開発した「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」について、次のとおりシステムを改修し、利便性を向上させた。

- ・国内の出願について、郵送を廃止し、オンラインのみでの受付とした。
- ・国内の応募者が従来郵送等で行っていた受験票記載内容の訂正及び受験票紛失時の再発行手続きについてオンラインで行えるようにした。
- ・国内外全ての受験者がオンラインで成績を確認できるようにした。
- ・国内における団体出願の担当者が取りまとめた受験者について、その成績確認を可能とした。
- ・インボイス制度に適合した領収書を出力できるようにした（令和5年度予定）。

〈年間応募者数〉

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1回	35,953 人	34,408 人	22,332 人	17,389 人	25,688 人
第2回	33,867 人	32,824 人	21,466 人	21,953 人	未定
計	69,820 人	67,232 人	43,798 人	39,342 人	未定

（注）令和5年度第2回については令和5年9月上旬決定予定。

○新型コロナウイルス感染症への対応

（1）新型コロナウイルス感染症の影響による試験実施状況

令和2年度第1回試験は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクに配慮し、国内外全ての会場において試験の実施を中止した。

令和2年度第2回試験はマニラ（フィリピン）、コロンボ（スリランカ）、令和3年度第1回試験はニューデリー（インド）、シンガポール、コロンボ（スリランカ）、バンコク（タイ）、台北（台湾）、マニラ（フィリピン）、ハノイ及びホーチミン（ベトナム）、クアラルンプール（マレーシア）、令和3年度第2回試験においてはマニラ（フィリピン）が中止となった。

（2）追試験の実施

国内会場において、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがあり、本試験を受験できなかった者及び新型コロナウイルス感染症の影響で日本への入国制限等により本試験を受験できなかった者を対象に、令和2年度第2回試験においては東京及び大阪で追試験を実施し、令和3年度第2回試験においては東京で追試験を実施した。令和4年度及び令和5年度（11月末頃確定予定）においては、感染状況が好転し、日本への入国制限も緩和されたことから追試験は実施しなかった。



- (3) 試験実施時における新型コロナウイルス感染症感染予防対策
- ・受験者入室時の検温、消毒の徹底等の措置を講じて試験を実施した。
  - ・受験者間の座席の間隔を平時より広げて実施した。
  - ・国内での実施については、文部科学省の通達に従い、咳の症状等のある受験者についても、健康状態の確認を行った上で、別室受験する等の対策を講じた。
  - ・国外については、各国・地域の新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等に基づき、状況に応じた会場数及び試験室数を設定し試験を実施した。

○試験実施体制等の改善・強化

(1) 令和元年度第2回試験の大阪会場（大阪大学豊中キャンパス）において、試験実施運営上のミスにより、試験実施に必要な試験問題冊子が不足したため、受験予定者 2,469 人のうち、日本語及び基礎科目の受験者計 1,624 人の試験を試験当日、実施できなかった。その後、希望者には再試験及び追加再試験を実施したほか、そのいずれも受験しなかった者に対し、受験にかかった交通費・宿泊費の補償及び受験料の返金を行った。併せて、次のとおり、令和2年度から体制の改善を図った。

- ・不測の事態が生じた場合に実施本部長（理事長）と協議の上、速やかな対応ができるよう担当理事を中心とした体制を構築し、試験当日の緊急連絡網を整備する。
- ・試験当日に試験監督等が使用する「試験実施マニュアル」に、不測の事態が生じた場合の対処手順について、具体的に記載する。
- ・不測の事態が生じた場合に備え、予備の問題を作成する。
- ・適確な執行管理及びガバナンスの構築のため、定期的に担当管理職から担当理事への進捗状況の報告を行う。

(2) 試験監督のミス防止及びミス発生時に迅速な対処を行うため、次のとおり改善を図った。

- ・試験進行時間管理のダブルチェックを徹底させる等、試験監督の実施手順を大幅に見直した（令和4年度～）。
- ・試験監督の手順を分かりやすく説明するため、「試験監督マニュアル」を大幅に改善した（令和5年度）。

○収支の把握

(1) 受験料の改定

次のとおり受験料を改定した。なお、改訂にあたっては受験者に過度な負担を強いない金額となるよう、実施協力機関及び在外日本公館と協議の上、日本留学試験実施委員会の承認を得て決定した。

<日本留学試験受験料の改定状況>

年度	改定内容
令和元年度	国外 韓国（一科目のみ 40,000→50,000 ウォン、 二科目以上 65,000→80,000 ウォン）
令和2年度	国内（一科目のみ 7,560 円→7,700 円、 二科目以上 14,040 円→14,300 円）
令和3年度	国内（一科目のみ 7,700 円→ 10,000 円、 二科目以上 14,300 円→ 18,000 円） 国外 インドネシア 50,000 ルピア → 75,000 ルピア ベトナム 130,000 ドン → 185,000 ドン

令和4年度	国外 インドネシア 75,000 ルピア → 110,000 ルピア シンガポール 36 シンガポールドル → 65 シンガポールドル スリランカ 1,000 スリランカルピー → 1,850 スリランカルピー タイ 350 バーツ → 400 バーツ フィリピン 250 ペソ → 500 ペソ ベトナム 185,000 ドン → 275,000 ドン マレーシア 60 リンギット → 90 リンギット モンゴル 14,000 トウグルク → 35,000 トウグルク
令和5年度	国外 インド 800 ルピー → 1,300 ルピー 台湾 一科目のみ 1,200 台湾ドル → 1,500 台湾ドル、 二科目以上 1,600 台湾ドル → 2,000 台湾ドル フィリピン 500 ペソ → 750 ペソ 香港 一科目のみ 450 香港ドル → 500 香港ドル、 二科目以上 850 香港ドル → 950 香港ドル ミャンマー 15 米ドル → 20 米ドル

(2) 収支の状況

第4期中期計画期間において、令和元年度は過去最高の応募者数であったことにより、受験料収入も過去最高額となったが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により応募者が激減したことに伴い、収入が減少した。支出について、新型コロナウイルス感染症対策にかかる費用及び新型コロナウイルス感染症の影響で大学を試験会場として利用できなくなったことにより民間会議室を借用したため、支出が増大した。また、新型コロナウイルス感染症対策にかかる費用が生じたほか、令和2年度及び3年度については本来の試験日に加え、別の日程で追試験を実施したことにより支出が増大した。令和4年度以降は、安価な大学の会場を借用し、会場借料経費の削減に努めた。

〈日本留学試験に係る事業収支の状況〉

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入	746,149	361,060	593,263	547,748
支出	716,762	604,381	666,350	762,780

※令和3年度及び令和4年度の支出額には、コンピュータ試験化検討経費が含まれており、令和3年度においては9,584千円、令和4年度においては126,518千円である。コンピュータ試験化検討経費を除く支出は、令和3年度は656,766千円、令和4年度は636,261千円である。

○日本留学試験のコンピュータ試験に向けた準備

(1) コンピュータ試験の実施に向けた検討

- ・大学入学共通テストのコンピュータ試験化を検討した有識者及び英語試験の専門家等7人で構成される「日本留学試験コンピュータ試験化検討部会」を令和3年度に発足し、テストデザイン等の検討のほか、試行試験の実施方法を検討した。令和3年度末に中間とりまとめを作成した。
- ・機構理事長代理を主査とする「日本留学試験コンピュータ試験化プロジェクトチーム」を令和3年度に発足し、コンピュータ試験化の実施運営上の課題や問題点を明らかにし課題点を整理した。
- ・受験上の配慮を検討する「配慮事項審査部会」において、令和4年度からコンピュータ試験化における受験上の配慮の在り方についての議論を開始した。

	<p>(2) 試行試験の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅で受験する IBT(Internet Based Testing)方式について、公正な試験環境で実施できるかを検証するため、試行試験を行った(令和3年度)。</li> <li>・出題媒体が従来の紙による場合とコンピュータによる場合とで、試験問題の難易度に違いが生じるか等について検証するため、業者が運営するテストセンターで受験する CBT(Computer Based Testing)方式の試行試験を行った(令和4年度)。</li> <li>・手書きによる解答をキーボード入力に変更した場合、試験時間を現状のままとしてよいか等について検証するため、日本留学試験日本語科目記述試行試験を実施した(令和4年度)。</li> <li>・令和4年度に実施した試行試験の結果をふまえ、引き続き、課題の検証を行うこととした。</li> </ul>																	
<p>&lt;15&gt; 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数 中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数 182 校以上</p>	<p>○試験結果の利用促進のための取組</p> <p>以下の取組により、大学等に対し、日本留学試験の利用及び日本留学試験を利用した渡日前入学許可(※)の実施を促した。</p> <p>令和4年度末時点で、日本留学試験利用校は 917 校(前中期目標期間の最終年度 824 校から 120 校が新規利用開始、27 校が利用中止)、うち日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校は 196 校(前中期目標期間の最終年度 181 校から 27 校が新規利用開始、12 校が利用中止)であった。</p> <p>※渡日前入学許可とは、外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のために出願者を渡日させることなく可否を判定し、入学を許可するもの。</p> <p>(1) 情報提供の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構ホームページや Facebook で日本留学試験の最新情報を適時に発信した。</li> <li>・国外において、機構海外事務所及び実施協力機関による広報を実施した。</li> <li>・日本留学海外留学拠点連携事業と連携し広報を実施した。</li> </ul> <p>(2) 試験結果の利用促進のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等関係機関に試験利用を促す案内冊子「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を送付した。</li> <li>・日本留学試験を利用した渡日前入学許可により留学した学生の留学成功体験を機構ホームページに掲載し、渡日前入学許可制度の利点を周知した。</li> <li>・大学等及び全国専修学校各種学校総連合会に加盟している外国人留学生の受入れが可能な専門学校に対し、各年度、試験実施通知を送付することにより、試験の利用促進を図った。</li> <li>・大学等に対し、各年度、試験実施通知を送付する際に大学院入試への検討を依頼し、試験の利用促進を図った。</li> <li>・機構が主催した日本留学フェア及び日本留学オンラインフェアにおいて、日本留学試験の概要を説明した。</li> </ul> <p>&lt;渡日前入学許可実施校数&gt;</p> <table border="1" data-bbox="443 1297 1301 1469"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本留学試験利用校</td> <td>856校</td> <td>876校</td> <td>899校</td> <td>917校</td> </tr> <tr> <td>うち日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校</td> <td>185校</td> <td>186校</td> <td>192校</td> <td>196校</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	日本留学試験利用校	856校	876校	899校	917校	うち日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校	185校	186校	192校	196校	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により対面での広報が制限されたが、大学等に資料を送付し周知に務めたことにより、前中期目標期間の最終年度(平成30年度)より日本留学試験利用校及び渡日前入学許可校のいずれも増加したことは評価できる。</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>—</p>
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度														
日本留学試験利用校	856校	876校	899校	917校														
うち日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校	185校	186校	192校	196校														

	<p>○日本留学試験の今後の在り方についての検討  令和元年度に実施した「日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキンググループ」において、新規実施の候補地としてカトマンズ（ネパール）、プネー（インド）、タシケント（ウズベキスタン）、アンカラ（トルコ）が提案された。令和3年度は、コンピュータ試験化検討の一環として、新規実施の候補地において他のコンピュータ試験が既に実施されているか業者にヒアリングした。令和4年度は、候補国の一つであるトルコについて、九州大学トルコ事務所に最新の現地状況及び需要等についてヒアリングした。令和5年度は、カトマンズ、プネー、タシケントについて、交通、インフラ及びセキュリティ事情、日本語学習者数等の状況について調査し、需要を予測することを予定している。</p>		
<p>&lt;16&gt; 日本語教育センターの卒業者の進路や日本語レベルの状況</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症への対応として遠隔授業の実施  緊急非常事態宣言発出に伴い臨時休校措置を講じた令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により渡日ができなかった学生及び渡日が遅れた学生に対し、遠隔授業を実施した。国内において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した際には、校内での感染拡大を防ぐため、対面授業を遠隔授業やハイブリッド授業に切り替えて実施するなど、状況に応じて必要な教育を行った。また、渡日の遅れによる授業時間不足を補うため、土曜日や夏期・冬期休業日、通常の授業時間後の時間を活用して補講を実施した。</p> <p>○カリキュラムの改善等  東京・大阪両日本語教育センターの教職員が連携してカリキュラムの改善について検討を行い、学習内容及び学習目標をより分かりやすく示した「日本語教育センター（JLEC）日本語スタンダード」（平成27年度作成）を令和3年3月に改訂し、名称を「日本語教育センター日本語到達目標」に改め、令和3年5月にホームページで公開した。また、令和4年度には「日本語教育センター日本語到達目標」の改訂に係る経緯報告を「日本語教育センター紀要」に掲載するとともに、「日本語教育センター日本語到達目標」と令和3年度に発表された文化庁「日本語教育の参照枠」との対照確認を行い、改訂した。</p> <p>○教材の開発等  令和元年度以降、以下の教材開発等に取り組んだ。  (1) 日本語教材の開発・改訂</p> <p>①『知っていますか日本のこと 学ぼう話そう日本事情』  令和元年度に一部内容を改訂し、2020年版として出版した。</p> <p>②『アラビア語話者のための場面と音声で覚える日本語入門教材 日本語で話そう！アブドラさんの日本留学体験記』  アラビア語圏の学生を対象とした日本語初級教材として、令和元年度に本書を作成・出版した。</p> <p>③『留学生のための分野別 学びの扉』  日本語上級者用の教材として、令和元年度に開発に着手、掲載する素材の検討を行うとともに著作権処理を進め、令和3年度には学内試用版を印刷し上級クラスで試用を行い、令和4年度に初版を発行した。</p> <p>④『実践研究計画作成法』  大学院進学を目指す学生のための教材として発行した本書について、令和元年度に情報検索ツールや他機関のサイト情報に係る部分を改訂し、第2版として出版した。</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;  ・新型コロナウイルス感染症の影響で渡日が遅れた学生に対して遠隔授業による対応を行い、遠隔授業に必要な教材作り等を授業と並行しながら進めたことは評価できる。  ・新型コロナウイルス感染症の国内の流行局面でも、校内での感染拡大を防ぐために遠隔授業を行うなど、状況に応じて必要な教育を行ったことは評価できる。  ・渡日が遅れることとなった学生に対しては、授業の遅れを取り戻すべく、補講を行うなど、状況に応じて必要な教育を行ったことは評価できる。  ・カリキュラムの改善について検討を行い、日本語教育の新たな基準となる文化庁「日本語教育の参照枠」との対照確認を行い「日本語教育センター日本語到達目標」を改訂できたことは評価できる。  ・遠隔授業の質を向上させるため教材のデジタル化対応や試験の整備を行ったこと、また、日本語教材及び基礎科目教材について複数改訂又は作成したことは評価できる。  ・新型コロナウイルス感染症への対策を行いながらの状況下においても学生の日本語レベルを毎年度3段階以上伸ばしたことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt;  —  &lt;その他事項&gt;  —</p>

	<p>⑤『進学する人のための日本語初級』 内容が古くなった部分を更新するため令和元年度から改訂を進め、令和3年度に学内試用版の印刷製本を行い、令和4年度には改訂第2版として発行するとともに、令和3年度に改訂できなかった読み文、教師用指導書も改訂を行った。</p> <p>⑥『クイズ日本事情』 ホームページに掲載している内容の一部について、今後の出版に向け令和4年度に改訂を行った。</p> <p>(2)基礎科目(※)教材の開発・改訂 学部進学希望者のための教材を以下のとおり作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合科目教材『進学する留学生のための世界史(17～19世紀)』(試用版)(令和元年度)</li> <li>・総合科目教材『進学する留学生のための世界史(20世紀)』(試用版)(令和2年度)</li> <li>・『進学する留学生のための地理』(試用版)(令和2年度)</li> <li>・『進学する留学生のための政治』(学内版)(令和3・4年度)</li> </ul> <p>また、以下については記載内容の更新等、改訂を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アラビア語圏の学生のための教材『物理テキストアラビア語圏の学生のための物理(原子編)』の改訂(令和元年度)</li> <li>・『進学する人のための数学 用語・公式集』(令和2年度～令和4年度)</li> </ul> <p>※基礎科目：数学、物理、化学、生物、地理歴史・公民、英語、情報</p> <p>(3)進学指導のための教材の開発 『進学する人のための面接』を令和元年度に出版、増刷した。</p> <p>○遠隔授業のための教材等 新型コロナウイルス感染症拡大への対応として実施する遠隔授業に必要な内部教材の作成等を行った。</p> <p>①令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初級・中級漢字・文法導入スライド</li> <li>・初級文型導入ビデオ</li> <li>・敬語導入ビデオ</li> <li>・初級漢字・語彙・文法クイズ</li> <li>・使用教材(教科書・練習帳・宿題帳等)のパワーポイント化・PDF化</li> <li>・初級漢字フラッシュカード</li> <li>・導入用の絵カードのパワーポイント化</li> <li>・初級漢字リスト語彙練習シート(英語版)</li> <li>・オンラインプレースメントテスト(日本語・数学)</li> <li>・オンライン JLPT 形式模擬テスト</li> </ul> <p>②令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初級まとめテスト</li> <li>・中級学内一斉試験</li> <li>・教科書に準拠した試験問題</li> <li>・卒業試験問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究協議会について、新型コロナウイルス感染症への対策を行いながらの状況下においても、オンラインで開催し、新たな参加者を得る等の成果を得たことは評価できる。</li> <li>・東京・大阪の相互連携による教材開発に加え、新型コロナウイルス感染症対応に関係する情報の共有、学生募集活動への共同参加、研究協議会の共同開催、海外現職日本語教員研修の共同実施を行ったことは評価できる。</li> <li>・留学生の受入れ増に係る取組として、対面又はオンラインで開催された複数の日本留学フェアに東京・大阪両日本語教育センター共同で参加し、連携した学生募集活動を行ったことは評価できる。</li> </ul>	
--	--	---	--

③令和4年度

- ・中級学内一斉試験（オンライン）追加問題の作成及び画像化作業

○日本語レベルの伸長率

入学時と卒業時の日本語レベルの伸長率を以下により測定した。

- ・令和元年度から令和3年度は日本語教育センター作成の「日本語教育センター（JLEC）日本語スタンダード」に、令和4年度は「日本語教育センター日本語到達目標」に基づき、日本語レベルを6段階（Z（初心者）、A（初級前半）、B（初級後半）、C（中級前半）、D（中級後半）、E（上級））でランク付けし、1段階伸長する毎に1ポイント（5段階上がった場合は5ポイント）として伸長率を測定した。
- ・入学時の日本語レベルは、入学時のプレースメントテスト又は入学時のクラスレベル、卒業時の日本語レベルは、卒業時の試験の結果で判断した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた令和2年度以降も含め、毎年おおむね3段階は伸びている。

〈日本語レベルの伸長率〉

（単位：ポイント）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東京日本語教育センター平均	3.97	3.26	3.32	3.28
大阪日本語教育センター平均	3.42	3.18	2.77	3.19
全体平均	3.74	3.23	3.09	3.25

○研究協議会の開催

日本語予備教育の質の向上を図るために、進学先の教育機関の留学生担当者と日本語教育機関の関係者が緊密に情報交換や意見交換を行うことを目的とする研究協議会を開催した。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、オンラインで東京・大阪両日本語教育センターの共同開催とした。

〈研究協議会の開催状況〉

区分	テーマ	参加者数	満足度	
令和元年度	東京	大学に聞くー近年の正規学部留学生受入れ状況の変化についてー	99人 (64機関)	95.8%
	大阪	これからの日本語教育	111人 (47機関)	98.7%
令和2年度		留学生のための基礎科目教育を考える～日本と諸外国の学習項目を比較する～	231人 (131機関)	87.0%
令和3年度		オンライン授業～工夫と課題～	951人 (421機関)	96.0%
令和4年度		日本語学習者の自学習の方法から考えるこれからの日本語教育～日本語教師にできること～	490人 (281機関)	97.5%

○外国人の現職日本語教員研修

海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、以下のとおり外国人現職日本語教員を対象に研修を実施した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和2年度以降はオンラインで研修を実施した。

また、研修後には、受講者の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、海外の教育機関における日本語教育を支援した。

〈外国人の現職日本語教員研修〉

区分	国	人数	研修時間
令和元年度	カンボジア、マレーシア、タイ、ベトナム	4人	6日間
令和2年度	スリランカ、ベトナム、ミャンマー	4人	東京12時間 大阪9時間
令和3年度	マレーシア、モンゴル、ベトナム、ミャンマー、スリランカ	7人	東京14時間 大阪15時間
令和4年度	マレーシア、モンゴル、ミャンマー、スリランカ	4人	東京15時間 大阪15時間

○教育実習等による実習生の受入れ

大阪日本語教育センターで、以下のとおり実習生を受け入れた。

〈実習生の受入れ〉

区分	大学	日程	参加者数
令和元年度	神戸女学院大学	令和元年8月1日～令和元年8月7日	6人
	大阪大学	令和元年11月13日～令和元年11月19日	5人
令和2年度	大阪大学	令和2年11月11日～17日	4人
令和3年度	神戸女学院大学	令和3年8月2日、10月9日～17日	5人
	天理大学	令和3年10月20日～26日	2人
	大阪大学	令和3年11月16日～22日	2人
令和4年度	大阪樟蔭女子大学	令和4年7月6日～12日 令和5年2月13日～17日	3人
	神戸女学院大学	令和4年8月3日～9日	8人
	天理大学	令和4年9月7日～13日	2人
	大阪大学	令和4年11月16日～22日	3人

- 日本語教員の海外派遣等  
文部科学省からの要請により、毎年度3月～7月に中国の予備教育機関へ3人の日本語教師を派遣するとともに、マレーシアの予備教育機関に派遣される基礎科目教員（7～8人）の新規派遣教員研修に協力した。中国の予備教育機関への教師派遣については、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中国への渡航が困難となり、同期間に代替として実施された東京外国語大学を拠点とするオンラインによる遠隔授業の実施に協力した。
- 「日本語教育センター紀要」の発行（年刊）  
毎年度、日本語教育センターの教育活動の成果を普及・共有することを目的として、教員による授業報告、教材作成報告のほか研究論文をまとめた「日本語教育センター紀要」を刊行し、高等教育機関及び日本語教育機関等に配付した。
- 東京・大阪両日本語教育センターの連携による効果的・効率的な事業の実施  
効果的・効率的な事業の実施を推進するため、以下の取組を行った。
  - (1)事務の連携  
新型コロナウイルス感染症拡大を受け、海外からの新規入国制限措置や、ビザ取得のための特別な申請方法、新型コロナウイルス感染症により経済状況に影響を受けた学生に対する助成金の募集等について、東京・大阪両日本語教育センターで得た情報を共有し、正確な事務処理に当たった。また、ウイルス感染防止に関するルールの制定等、学校で統一した対応が必要な対策については、東京・大阪両センターで連携し実施した。
  - (2)学生募集活動及び留学に関する情報提供  
東京・大阪両日本語教育センターの共同で対面又はオンラインで留学フェアに参加し、学生募集を連携して行った。

<日本留学フェア>

区分	参加フェア	参加方法
令和元年度	アラブ首長国連邦アブダビ首長国の国際教育展「Najah Fair」	対面
令和2年度	アラブ首長国連邦アブダビ首長国の国際教育展「Najah Fair」	オンライン
	機構主催日本留学オンラインフェア	オンライン
令和3年度	機構主催日本留学オンラインフェア	オンライン
	九州大学主催日本留学フェア（中東・北アフリカ地域対象）	オンライン
	ラオス日本人材開発センター主催日本留学フェア	オンライン
	カンボジア日本人材開発センター主催日本留学フェア	オンライン
令和4年度	機構主催日本留学オンラインフェア	オンライン
	機構主催日本留学フェア（台湾）	機構ブースにオンラインで参加



(3) 教材の開発

令和元年度より東京・大阪両日本語教育センターで連携し、日本語教育センター上級日本語教材『留学生のための分野別 学びの扉』を作成、試用版を経て、令和4年度に出版した。

(4) 研究協議会の開催

令和2年度以降、オンラインにより東京・大阪両日本語教育センター共同で開催した。

(5) 研修の実施

毎年度、東京・大阪両日本語教育センターの教員向けの研修をオンラインで実施した。

(6) 教職員間の相互交流

テレビ会議システムを利用して、カリキュラムや教材開発に係る検討会議を定期的に開催し、両センターの連携強化に努めた。

また、教職員間で相互交流し、意見交換等を継続的に実施することによって、東京・大阪両日本語教育センターにおける教員の指導力や教育の質の向上に努めた。

○国際交流活動への参加等

外国人留学生と日本人の双方が互いの国への理解を深めることにより、友好的な関係を築くとともに、将来、日本と自国との懸け橋になる人材を育成することを目的とし、以下のとおり交流活動を行った。

(1) 国際交流活動への参加状況

在校留学生について、近隣の小学校・中学校・高等学校や団体の実施する国際理解教育授業への参加により、日本の児童・生徒との交流を図った他、国立高等専門学校文化祭や日本人大学生の国際交流活動に参加した。

<国際交流活動への参加状況>

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東京	件数	3校・4機関、 9回	2校、5回	2校、5回	2校、4回
	参加者数	413人	150人	392人	218人
大阪	件数	12校、16回	3校、3回	5校、6回	10校、 10回
	参加者数	117人	22人	50人	35人

(注)参加者数は延べ人数

(2) 地域交流活動等への参加状況

近隣地域の団体が主催する国際交流行事等に参加した。

〈地域交流活動への参加状況〉

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東京	件数	106件	実施せず	実施せず	実施せず
	参加者数	594人			
大阪	件数	55件	7件	6件	23件
	参加者数	806人	49人	45人	174人

(注)参加者数は延べ人数

(3) ホームステイ等への参加状況

〈ホームステイ等への参加状況〉

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東京	件数	3件	-	-	1件
	参加者数	34人			18人
大阪	件数	4件	-	-	-
	参加者数	55人			

(注)参加者数は延べ人数

○留学生の受入れに係る取組

- ・ 今期は私費留学生の受入れ制限がなくなったため、令和元年度以降、対面又はオンラインで開催された機構主催日本留学フェアにて東京・大阪両日本語教育センターの広報・学生募集を積極的に行った。
- ・ 外国政府派遣等留学生の積極的な受入れを図るため、東京・大阪両日本語教育センターが連携し、アラブ首長国連邦大使館と政府派遣留学生の受入れについて協議した。
- ・ 中東諸国からの留学生を確保するため、アラブ首長国連邦アブダビ首長国の国際教育展「Najah Fair」や日本留学海外拠点連携推進事業採択大学である九州大学が主催するオンライン日本留学フェアに参加し、東京・大阪両日本語教育センターの広報・学生募集を行った。
- ・ 東南アジア地域からの留学生を獲得するため、ラオス及びカンボジアの日本人材開発センターがそれぞれ主催するオンライン日本留学フェアに参加し、東京・大阪両日本語教育センターの広報・学生募集を行った。
- ・ 東京日本語教育センターでは、日本台湾交流協会が日本へ派遣する優秀な留学生を継続して受け入れており、選考への協力をを行った。
- ・ 大阪日本語教育センターでは、ミャンマーと日本の交流のかけ橋となる人材育成を目的に、令和元年度以降も継続して公益信託井内留学生奨学基金の助成を受けたミャンマーからの留学生を受け入れた。
- ・ 大阪日本語教育センターでは、質の高い私費留学生を確保するため、同窓会等の関係機関が推薦する優秀な学生を優先的に受け入れた。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による渡航制限がない時期においては、東南アジア・東アジア地域に赴き、関係機関や高校を訪問して入学説明会を開催し、日本語教育センター及び留学に関する情報提供を行った。

○国費留学生・政府派遣等留学生・私費別留学生受入数

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度以降は私費別留学生が減少したが、国費留学生について高等専門学校留学生と専修学校留学生に加え、大学から日本語予備教育依頼のあった研究留学生及び教員研修留学生を積極的に受入れた。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により入国出来なかった学生に対しては現地への遠隔授業を実施し、入国制限が解除された後に渡日した留学生については、順次、対面授業を実施した。

<留学生受入状況>

(単位：人)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
受入数	338 (100.0%)	230 (100.0%)	292 (100.0%)	322 (100.0%)
東京	189	145	174	216
大阪	149	85	118	106
国費留学生	112 (33.1%)	122 (53.0%)	180 (61.6%)	177 (55.0%)
東京	70	83	115	115
大阪	42	39	65	62
政府派遣留学生	49 (14.5%)	39 (17.0%)	35 (12.0%)	31 (9.6%)
東京	28	26	20	25
大阪	21	13	15	6
私費別留学生	177 (52.4%)	69 (30.0%)	77 (26.4%)	114 (35.4%)
東京	91	36	39	76
大阪	86	33	38	38

<課程別受入状況>

(単位：人)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
受入数	338 (100.0%)	230 (100.0%)	292 (100.0%)	322 (100.0%)
東京	189	145	174	216
大阪	149	85	118	106
大学院等進学希望者	92 (27.2%)	38 (16.5%)	59 (20.2%)	81 (25.2%)
東京	56	26	34	58
大阪	36	12	25	23
大学等進学希望者	246 (72.8%)	192 (83.5%)	233 (79.8%)	241 (74.8%)
東京	133	119	140	158
大阪	113	73	93	83

(内数) 準備教育の対象となる学生	24 (7.1%)	25 (10.9%)	14 (4.8%)	17 (5.3%)
東京	14	23	11	14
大阪	10	2	3	3

〈非漢字圏からの学生数〉

(単位：人)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
受入数	338 (100.0%)	230 (100.0%)	292 (100.0%)	322 (100.0%)
東京	189	145	174	216
大阪	149	85	118	106
非漢字圏からの学生	231 (68.3%)	177 (77.0%)	242 (82.9%)	254 (78.9%)
東京	132	115	148	171
大阪	99	62	94	83

○卒業者の進学率の状況

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、渡日が遅れた学生は、渡日後の進学のための準備期間が短縮されることになったが、渡日前のオンラインでの進学指導実施等、きめ細かな個別の指導を行った結果、東京・大阪両日本語教育センターともに、毎年度高い進学率を確保した。

〈卒業者の進学率〉

(単位：人)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
進学希望者数(A)	309	221	233	254
東京	189	149	150	178
大阪	120	72	83	76
進学者数(B)	302	216	230	251
東京	185	145	149	176
大阪	117	71	81	75
進学率(B/A)	97.7%	97.7%	98.7%	98.8%
東京	97.9%	97.3%	99.3%	98.9%
大阪	97.5%	98.6%	97.6%	98.7%

○卒業者の進学先について  
卒業者の進学先については以下のとおりとなっている。

〈卒業者の進学状況〉 (単位：人)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
合計	302	216	230	251
東京	185	145	149	176
大阪	117	71	81	75
大学院	52	26	34	44
東京	40	24	30	41
大阪	12	2	4	3
大学	130	72	52	67
東京	80	49	30	50
大阪	50	23	22	17
短期大学	0	0	0	0
東京	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0
高等専門学校	51	69	85	80
東京	51	69	85	80
大阪	0	0	0	0
専修学校（専門課程）	69	49	59	60
東京	14	3	4	5
大阪	55	46	55	55

〈17〉 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度  
肯定的評価の割合80%以上

○修了予定者に対するアンケート調査  
日本語教育センターの教育及び教育環境改善のため、各年末に修了予定者に対するアンケート調査を実施している。

(1) 日本語教育センターに対する満足度

「満足」「やや満足」「どちらともいえない」「やや不満足」「不満足」の5段階による満足度調査で、「満足」「やや満足」と回答があった者の割合（満足度）は以下のとおりであった。

〈5段階評価による満足度〉

区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
東京日本語教育センター	満足度	94.7%	91.4%	97.7%	90.5%
	回収率	100.0%	97.9%	99.2%	100.0%
大阪日本語教育センター	満足度	97.1%	91.3%	97.5%	95.8%
	回収率	97.9%	97.9%	95.2%	97.0%

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

・新型コロナウイルス感染症への対策を行いながらの状況下においても、満足度において肯定的な評価の割合が常に90%以上（年度計画値80%）と顕著な成果を得られたことは評価できる。  
・また、個別項目に対する満足度においても、アンケート結果を踏まえ改善に努め、特に日本語の授業、日本語教員については肯定的な評価の割合が常に90%以上を得られたことは評

〈今後の課題〉

—

〈その他事項〉

・日本語教育センターは、総合的に見て、満足度は極めて高く評価することができる。年次ごとに大きく変動する項目もあるので、その要因を特定しておくことが重要である。

(2) 個別項目に対する満足度調査

令和2年度及び令和3年度においては新型コロナウイルス感染症対応では実施出来なかった交流活動を除いて個別項目についても調査を実施、また、令和2年度以降は感染症対策及び遠隔授業についての項目を加えて実施した。

新型コロナウイルス感染症の国内の流行局面においても、遠隔授業以外の項目で80%以上の満足度を得ることができた。特に日本語の授業、日本語教員については毎年度90%以上の高い満足度を得た。

(参考：個別項目に対する満足度)

設問		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
日本語の授業	東京	95.2%	94.3%	97.7%	91.1%
	大阪	94.3%	95.7%	96.2%	95.8%
日本語の教材	東京	93.1%	92.1%	94.6%	87.5%
	大阪	96.4%	94.6%	92.4%	95.8%
日本語教員	東京	97.3%	95.7%	99.2%	92.9%
	大阪	98.6%	95.7%	97.5%	95.8%
基礎科目の授業	東京	74.3%	84.3%	91.5%	83.3%
	大阪	82.9%	76.1%	84.8%	81.3%
進路指導	東京	96.8%	89.4%	96.3%	89.5%
	大阪	97.1%	92.7%	98.5%	86.4%
課外活動	東京	92.5%	—	—	97.2%
	大阪	92.9%	—	94.9%	99.0%
学習環境	東京	94.6%	85.0%	94.6%	85.7%
	大阪	92.1%	92.4%	100%	93.8%
生活サポート	東京	96.8%	89.1%	95.0%	91.5%
	大阪	97.9%	95.9%	98.6%	97.8%
交流活動有無	東京	59.3%	—	—	57.1%
	大阪	81.4%	—	—	69.8%
交流活動	東京	97.3%	—	—	99.0%
	大阪	98.2%	—	—	95.5%
教育サービス	東京	90.3%	80.7%	92.7%	88.7%
	大阪	93.2%	87.0%	96.2%	96.6%
感染症対策	東京	—	82.1%	86.9%	86.3%
	大阪	—	98.9%	96.2%	94.8%
遠隔授業	東京	—	58.6%	60.8%	82.6%
	大阪	—	50.0%	70.9%	74.0%

(注1) 新型コロナウイルス感染症の影響で新たに追加したもの、実施できていないものについては質問項目から外したため、「—」で表示している。また、令和2・3年度の遠隔授業は3段階評価、他は5段階評価である。

価できる。

・また、修了予定者のアンケート結果を踏まえて、授業や学習指導、学生生活に係るサポートについて改善したことは多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育の実施という観点から評価できる。

- (注2)令和3年度の東京日本語教育センターにおいて課外活動はアンケート調査終了後の3月14日から17日の期間に実施したため、調査項目から除いた。
- (注3)「交流活動有無」については、アンケート回答者のうち、交流活動へ参加「有」の者の割合を示しており、次の「交流活動」は、交流活動参加者を対象とした満足度を示している。

○アンケート結果を踏まえた改善等

(1)基礎科目の授業の満足度改善への取組

- ①分かりやすい授業・満足度の高い授業を実施するため、「初級レベルの学生にも理解できる平易な日本語を使用する」「話すスピードをゆっくりとする」ことを念頭に授業を行った。
- ②授業評価の低かった科目の教員全員でグループ会議を1週間に1時間設け、日本語教師としての経験が長い教員から経験が浅い教員に対し平易な日本語での授業方法についてアドバイスする機会とした。
- ③普段、学生がどのように日本語を学んでいるかを基礎科目の教員にも理解してもらうため、日本語の授業の見学も行った。
- ④担任教員及び基礎科目の教員に対して実施する授業評価アンケートの結果について各教員にフィードバックし、各教科において改善を促し、年間の授業計画などの見直しを依頼、実行した。

(2)高い満足度の維持及び質の高い教育実践のための取組

①学習についてのサポート

授業内容等の学生からの相談に対して、可能な限り柔軟にきめの細かい対応を行った。なお、学力レベルが十分でない学生に対しては、個別に補習授業等を行い、学力伸長を図った。

②学習環境の改善

- ・遠隔授業での利用等を目的として、東京・大阪両日本語教育センターの教室及び寮にそれぞれ Wi-Fi 設備を設置し、運用を開始した。
- ・大阪日本語教育センターにおいては、教室のカーテンを遮光ブラインドに取り替えて、断熱効果と電子黒板等 I C T に対応する機器の機能をより使いやすいものにした。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、東京・大阪両日本語教育センターの教室等にパーティションを設置した。

③進路指導

- ・学生の希望や学力に沿って個別に指導を行った。
- ・東京日本語教育センターでは、担任と担任以外の複数の教員が指導を行い、指導に必要な書類を学生課と教務課で連携し、引き継げるようサポート体制を整えた。
- ・東京日本語教育センターでは、信州大学、会津大学、立命館アジア太平洋大学、武蔵野大学他、大学、大学院の進学説明会を対面又はオンラインで開催した。
- ・大阪日本語教育センターでは、毎年度、関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学による4大学説明会を開催した。また、それ以外にも令和元年度には全国30大学の合同進学説明会を開催するなど、毎年度、複数の大学・大学院の説明会を対面又はオンラインで開催した。

	<p>④学生生活に係るサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的として、手洗い、うがい、マスク着用の励行及び「三つの密」の回避を指導した。また、登校時には学生全員を検温するとともに、校舎に入る前のアルコールによる手指の消毒を行い、習慣となるよう指導した。</li> <li>・教室や共有スペースの消毒、室内のパーテーションの設置、ソーシャルディスタンスの確保及び換気等の可能な対策を徹底するとともに、学校棟及び寮棟の共用部分に抗菌加工を実施した。</li> <li>・病気・けがの学生に対しては、必要に応じて教職員が病院に付き添い、症状を医者に的確に伝えることで、学生の不安を取り除くとともに、正しい治療が受けられるよう努めた。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の症状がある学生については、必要に応じて職員が付き添い PCR 検査を受検させ、自宅待機の対応をとっている。寮生が PCR 検査を受検した場合は、使用するトイレを限定し、シャワー及びキッチンの使用は禁止した上で、可能な限り人との接触の機会を減らす対応を行った。</li> </ul> <p>⑤生活における学生の悩みへの対応</p> <p>教職員、レジデント・アシスタント（外国人留学生の生活サポートを行う日本人学生等）、カウンセラー及び産業医と連携し、学習面でのサポートや欠席や遅刻が続く学生への面談等を積極的に実施し、学生を孤立させないことで、異文化不適應による引きこもり等の予防や不安の解消に努めた。なお、東京日本語教育センターにおいては未来日のオンライン受講生についてもカウンセラーへの相談を行えるよう配慮した。</p>												
<p>&lt;18&gt; 外国人留学生に対する学資金支給の実施状況</p>	<p>○国費外国人留学生の給与（奨学金）支給業務</p> <p>(1)国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等支給状況</p> <p>大学等に対して支給手続に係る文書を発出するなどして、国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等の支給業務を適切に行った。</p> <p>&lt;国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等支給状況&gt; (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="405 879 1290 979"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給実績</td> <td>9,160</td> <td>8,517</td> <td>8,684</td> <td>9,305</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)各年度3月分の支給状況</p> <p>(2)新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>文部科学省が定める新型コロナウイルス感染症による影響に対する以下の特例措置に基づき、文部科学省や大学等と連携して適切に支給を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(令和2年度～3年度)給与(奨学金)支給期間を終了し、本国への帰国を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する交通遮断等により帰国が困難となっている国費外国人留学生に対し、引き続き国費外国人留学生としての身分を付与し、給与(奨学金)を支給する特例措置を実施した。これにより、令和2年度は延べ800か月、令和3年度は延べ94か月分の支給を行った。</li> <li>・(令和2年度)国費外国人留学生の入国について、入国後14日間の待機・公共交通機関の不利用などの防疫措置を講じるようになったことに伴い、待機のために必要となる滞在費(宿泊費)相当分を給与(奨学金)に加算して支給する特例措置を講じ、令和2年10月～令和3年3月で延べ2,005件の滞在費の支給を行った。</li> <li>・(令和2年度～令和4年度)在籍確認簿のサインに関する各種特例措置を実施した。</li> </ul>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	支給実績	9,160	8,517	8,684	9,305	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国費外国人留学生に係る給与(奨学金)等の支給を円滑に実施するとともに、文部科学省と分担・連携の上、国費留学生の選考における審査事務を適切に実施したことは評価できる。また、例年の業務に加え、新型コロナウイルス感染症等の影響により経済的に困窮している留学生に対し、特例措置を行ったことは評価できる。</li> <li>・留学生受入れ促進プログラムによる文部科学省外国人留学生学習奨励費の給付業務を円滑に実施するとともに、「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を厳格に運用し、適切な措置を講じたことは評価できる。</li> <li>・留学生受入れ促進プログラムにおいて、グローバル化や外国人留学生の我が国での定着等</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>—</p>
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度									
支給実績	9,160	8,517	8,684	9,305									



○国費外国人留学生の選考における審査事務

文部科学省担当官と月例の打合せを行うこと等により連携を図り、事務分担に基づき、申請書類の受付及び確認、選考審査資料の作成、国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会の開催及び審査結果の文部科学省への報告等を行った。

○国費外国人留学生歓迎会の開催

渡日した国費外国人留学生が早期に日本での生活に馴染めるよう、文部科学省との共催で実施した。

〈国費外国人留学生歓迎会実施状況〉

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	兵庫 240人 東京 544人	—	—	—

○留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）の実施

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者に対して文部科学省外国人留学生学習奨励費を以下のとおり給付した。

(1) 支援内容

奨学金月額：大学院・学部レベル 48,000 円  
日本語教育機関 30,000 円

(2) 採用実績

予算の範囲内で以下のとおり適切に採用した。

〈留学生受入れ促進プログラム採用実績〉

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
採用実績	8,077	24,922	11,828	7,012
うち特別追加採用	—	18,271	5,381	—

(注) 令和2年度特別追加採用の支給期間は1か月。

に向けた取組推進の観点から、これらの取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したことは評価できる。また、例年の業務に加え、新型コロナウイルス感染症等の影響により経済的に困窮している留学生に対し、特別追加採用や特例措置を行ったことは評価できる。

・海外留学支援制度（協定受入）に係る奨学金支給業務を円滑に実施するとともに、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して重点枠として採択したことは評価できる。また、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた大学等に対し、特例措置を行ったことは評価できる。

・外国人留学生のための大学等の宿舍を安定的に確保するため、留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度（協定受入）と連携し、留学生借り上げ宿舍支援事業を円滑に実施したことは評価できる。

・「留学生借り上げ宿舍支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」を大学等へ周知するとともに、経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。

(3) 各大学等の取組状況に応じた重点配分

国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、以下のプログラム等に対して重点配分を行い、採用した。

(単位：人)

年度	プログラム	採用実績
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム</li> <li>・日本留学海外拠点連携推進事業</li> <li>・スーパーグローバル大学創成支援事業</li> <li>・留学生就職促進プログラム</li> <li>・就職支援特別枠</li> <li>・専修学校職業実践専門課程</li> </ul>	1,341
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本留学海外拠点連携推進事業</li> <li>・スーパーグローバル大学創成支援事業</li> <li>・留学生就職促進プログラム</li> <li>・就職支援特別枠</li> <li>・専修学校職業実践専門課程</li> </ul>	1,447
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本留学海外拠点連携推進事業</li> <li>・留学生就職促進プログラム</li> <li>・就職支援特別枠</li> <li>・専修学校職業実践専門課程</li> <li>・留学生就職促進教育プログラム</li> </ul>	1,406
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本留学海外拠点連携推進事業</li> <li>・留学生就職促進プログラム</li> <li>・就職支援特別枠</li> <li>・専修学校職業実践専門課程</li> <li>・留学生就職促進教育プログラム</li> <li>・特別追加採用（ウクライナ支援）（※）</li> </ul>	1,519

※長期化するウクライナ情勢を踏まえ、ウクライナ国籍の留学生を支援するために特別配分を行い、19人を採用した。

(4) 留学生受入れ促進プログラムに係る不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の厳格な運用

平成26年度に策定した「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」における削減措置の要件及び削減割合の見直しを令和元年度に行い、同基準を改正した。その上で、同基準に定めた不法残留者等に関する要件に合致した大学等に対し、推薦依頼数について削減措置を行った。

<削減措置校数>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数	24校	23校	60校	79校	23校

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症等の影響により、経済的に困窮している外国人留学生に対し、特別追加採用を行った。

また、各大学等からの受給者の推薦や在籍確認の条件を一部緩和することにより、水際対策等で渡日できない留学生や渡日直後や新型コロナウイルス感染症の影響による隔離等の理由により登校できない留学生に対する特例措置を講じた。加えて、日本留学試験の成績優秀による文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者に対し、大学等の入学時期の期限を延長する特例措置を講じた。

〈特別追加採用 採用実績〉 (単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度
採用実績	18,271	5,381
支給期間	1か月	6か月

○海外留学支援制度（協定受入）の実施

我が国の高等教育機関の学生交流の充実を図るとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、諸外国の大学等に在籍している学生を、我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて短期間受入れするプログラムについて、審査を行い、以下のとおり採択し、採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対し奨学金を支給した。

(1) プログラムの採択

〈海外留学支援制度(協定受入)採択プログラム数〉 (単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
プログラム枠	330	218	361	321	
重点枠	大学の世界展開力強化事業	56	43	32	44
	スーパーグローバル大学創成支援	48	35	34	35
	UMAP 推進	10	4	—	—
計	444	300	427	400	

(注) プログラムには、留学生の受入れのみの「短期研修・研究型」と留学生の派遣及び受入れを一体とした「双方向協定型」がある。

(2) 支援内容

奨学金月額：80,000円

(3) 支援実績

以下のとおり採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対して、奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定受入)支援実績(新規採用者数)〉 (単位:人)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
プログラム枠		4,904	261	225	3,104
重点枠	大学の世界展開強化事業	971	46	0	345
	スーパーグローバル大学創成支援	641	26	13	523
	UMAP 推進	21	1	—	—
計		6,537	334	238	3,972

また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定受入)支援実績(継続支援者数)〉

(単位:人)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2,010	1,273	161	217

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和元年度海外留学支援制度(協定受入)の採択プログラムのうち、令和2年度においても継続して支援するプログラム(学生交流推進タイプ(タイプB))の採択について、本来は、採択年度において実績がないと翌年度の採択を取り消すところ、令和元年度の実績がない場合においても採択を取り消さないよう特例措置を講じた。令和3年度、令和4年度において継続して支援するプログラム(学生交流推進タイプ(タイプB))の採択についても同様の特例措置を講じた。

○留学生借り上げ宿舎支援事業の実施

留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度(協定受入)と連携し、留学生借り上げ宿舎支援事業を以下のとおり実施し、外国人留学生のための宿舎確保を推進した。

(1) 支援実績

〈留学生借り上げ宿舎支援事業実施状況〉

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援	支援対象者数(人)	3,541	906	1,188	3,869
	金額(千円)	135,016	40,477	53,976	157,260

海外留学支援制度 (協定受入) 支援	支援対象者数 (人)	153	10	0	90
	金額(千円)	7,387	350	0	3,673
ホームステイ支援	支援対象者数 (人)	180	1	0	15
	金額(千円)	3,010	20	0	300

(2)不正受給、不正使用を防ぐための取組

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）における「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」に基づき、以下を実施した。

- ・平成25年度に策定した経理書類調査計画をもとに、支援金を交付した大学等の一部を無作為に抽出し、本事業に係る経理書類（帳簿、証憑書類）を提出させて調査を行い、大学等における適正処理を促す取組を実施した（調査件数：令和元年度 30校、令和2年度 28校、令和3年度 16校、令和4年度 10校）。
- ・平成27年3月に策定した不正受給等に対する「留学生借上げ宿舍支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」について、引き続き、ホームページ及び募集要項等への掲載により各大学等へ周知した。

(3)新型コロナウイルス感染症への対応

（令和2年度）文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援の一般募集において、新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限の状況に鑑み、令和2年4月以前に渡日又は入学した者も対象とする条件の緩和を行った（通常は令和2年5月以降に渡日又は入学した者のみ対象）。

（令和2年度、令和3年度）ホームステイ支援に係る年間計画書の提出期限を延長する特例措置を講じた。

<19> 東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流事業を含めた運営状況

○東京国際交流館における収支改善に向けた取組状況、入居状況

(1)収支改善に向けた取組状況

- ・入居者を確保し、施設使用料（館費）を得るため、大学等からの推薦による入居者の募集（大学推薦方式）を行い、入居許可後に入居辞退等により空室が発生した居室について、通常の募集とは別に臨時募集を行い、入居率の維持・向上に努めた（令和元年度、令和2年度、令和3年度）。
- ・入居者の募集（配分方式）にあたり、大学等への意向調査を基に予め配分した居室で、30日以上空室の状態が続き、入居申請がない居室について、配分の取消しを行うとともに、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行い、入居者の確保と入居率の維持・向上に努めた（令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度）。
- ・令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による出入国停止措置等を受け、新規入居者のキャンセルや入居延期が増加した結果、2年連続して入居率は低下し、館費等収入も減少したが、令和4年3月に政府による外国人の新規入国制限の緩和措置が実施されたことにより、入居者の確保に努めた結果、令和4年度は入居率が上昇し、館費等収入も増加した。
- ・支出削減を目的として、設備運転保守管理、警備及び清掃業務委託事業者と令和3年度から令和5年度の業務委託内容及び委託費の一部見直す契約変更を行い、業務委託費を削減した。
- ・留学生・研究者宿舍屋上の一部を通信事業者にアンテナ設置場所として有償で貸し出すとともに、臨海副都心エリアでモビリティシェアリングサービス（電動アシスト自転車・電動キックボード）を展開する民間事業者に、駐輪場の一部を有償で貸し出す契約を締結し、収入を確保した（令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度）。

<評定> B

<評定根拠>

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による入居率の低下にもかかわらず、入居率の維持・向上に向けた取組や、委託費の支出削減にかかる取組、施設を有効活用することにより収入を得る取組、また、将来的なランニングコストの抑制が期待される取組を行ったことは評価できる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が残り、活動が制限される中でも、国際交流の拠点としての機能を維持すべく、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館において、オンラインによる実

<今後の課題>

—

<その他事項>

- ・兵庫国際交流会館で防災教育を継続して実施していることは、地域性があるだけでなく、日本の自然環境を海外に発信するという意味でも高く評価できる。

- ・将来的なランニングコストの抑制が期待される設備の更新として、留学生・研究者宿舎において、電気設備のLED化が完了していない箇所の一部のLED化を行うとともに、共用部照明設備のLED化及び太陽光発電設備の改修工事を行った（令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度）。
- ・設備の老朽化に伴い、防災設備の更新工事を行った（令和4年度）。

(2) 入居状況

- ・令和元年度は、入居者の確保に努めた結果、平均入居率は93.3%となり、平成30年度の平均入居率91.2%から2.1ポイントの増となった。
- ・令和2年度は、入居者の確保に努めたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響による出入国停止措置等を受け、新規入居者のキャンセルや入居延期が急増した結果、平均入居率は90.2%となり、令和元年度の平均入居率から3.1ポイントの減となった。
- ・令和3年度も、令和2年度と同様の理由により、新規入居者のキャンセルや入居延期の増加が継続した結果、平均入居率は85.4%となり、令和2年の平均入居率から4.8ポイントの減となった。
- ・令和4年度は、これまで実施されてきた新型コロナウイルス感染症の影響による出入国停止措置等について、令和4年3月に政府による外国人の新規入国制限の緩和措置が実施されたことにより、入居者の確保に努めた結果、令和4年5月以降の毎月の入居率が全て令和3年度を上回ったことで、平均入居率は92.4%となり、令和3年度の平均入居率から7.0ポイントの増となった。

〈東京国際交流館の入居率〉 (単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入居率	93.3	90.2	85.4	92.4

〈東京国際交流館の入居者数内訳〉 (単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
外国人留学生	666	637	590	634
日本人学生	31	33	40	43
研究者	43	45	47	54
計	740	715	677	732

(注) 各月10日時点の入居者数の年間平均値。四捨五入により計は一致しないことがある。

(3) 収支の状況

〈東京国際交流館の収支の状況〉 (単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入	538,983	530,787	511,748	554,886
支出	597,983	594,946	591,360	661,151
収入－支出	△59,000	△64,159	△79,612	△106,265
収入÷支出	90.1%	89.2%	86.5%	83.9%

施を主軸としつつも、内容により対面の要素を加えながら確実に且つ安定して事業を実施したことは評価できる。対面、オンライン、ハイブリッド（対面及びオンライン）と実施方法の選択肢を増やしたことで、事業の幅を広げて実施できたことも評価できる。なお、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後も引き続き、後身の事務局からの協力依頼に基づき、東京国際交流館の入居者を適切に小学校等へ派遣できたことも評価できる。  
・各地域において外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流促進・相互理解を促進する「留学生地域交流事業」を着実に実施したことは評価できる。

○兵庫国際交流会館における収支改善に向けた取組状況、入居状況

(1) 収支改善に向けた取組状況

- ・入居者を確保し、施設使用料（館費）を得るため、大学等からの推薦による入居者の募集（大学推薦方式）を行うことに加え、入居許可後に入居辞退等により空室が発生した居室の入居者を確保するため、通常の募集（月2回）とは別にいつでも入居申請が可能な臨時募集を行い、入居率の維持・向上に努めた（令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度）。
- ・入居者の募集（配分方式）にあたり、大学等への意向調査を基にあらかじめ配分した居室で、30日以上空室の状態が続き、入居申請がない居室について、配分の取消しを行うとともに、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行い、入居者の確保と入居率の維持・向上に努めた（令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度）。
- ・令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による出入国停止措置等を受け、新規入居者のキャンセルや入居延期が増加した結果、2年連続して入居率は低下し、館費等収入も減少したが、令和4年3月に政府による外国人の新規入国制限の緩和措置が実施されたことにより、入居者の確保に努めた結果、令和4年度は入居率が上昇し、館費等収入も増加した。
- ・将来的なランニングコストの抑制が期待される設備の更新として、共用部照明設備のLED化の改修工事を行った（令和3年度）。
- ・設備の老朽化に伴い、防災設備の更新工事を実施した（令和5年度）。

(2) 入居状況

- ・令和元年度は、入居者の確保に努めた結果、平均入居率は91.8%となり、平成30年度の平均入居率92.1%とほぼ同水準の入居率を確保できた。
- ・令和2年度は、入居者の確保に努めたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響による出入国停止措置等を受け、新規入居者のキャンセルや入居延期が急増した結果、平均入居率は75.6%となり、令和元年度の平均入居率から16.2ポイントの減となった。
- ・令和3年度も、令和2年度と同様の理由により、新規入居者のキャンセルや入居延期の増加が継続した結果、平均入居率は73.7%となり、令和2年度の平均入居率から1.9ポイントの減となった。
- ・令和4年度は、これまで実施されてきた新型コロナウイルス感染症の影響による出入国停止措置等について、令和4年3月に政府による外国人の新規入国制限の緩和措置が実施されたことにより、入居者の確保に努めた結果、令和4年4月以降の毎月の入居率が全て令和3年度を上回ったことで、平均入居率は81.8%となり、令和3年度の平均入居率から8.1ポイントの増となった。

〈兵庫国際交流会館の入居率〉

(単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入居率	91.8	75.6	73.7	81.8

〈兵庫国際交流会館の入居者数内訳〉

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
外国人留学生	162	135	129	142
日本人学生	12	9	11	10
研究者	5	4	4	8
計	179	(注) 147	144	160

(注) 各月10日時点の入居者数の年間平均値。四捨五入により計は一致しないことがある。

(3) 収支の状況

〈兵庫国際交流館の収支の状況〉

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入	81,270	67,705	65,712	73,620
支出	64,333	67,565	71,436	80,228
収入－支出	16,937	140	△5,724	△6,608
収入÷支出	126.3%	100.2%	92.0%	91.8%

○東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点活動

(1) 東京国際交流館における国際交流事業

- ・東京国際交流館の施設等を活用した国際交流プログラムを実施し、同館入居者を中心とした外国人留学生・研究者の日本社会・文化への一層の理解促進を図るとともに、参加者の相互理解促進や将来的な人的ネットワークの構築・拡大を図った。令和2年度以降のプログラムについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じてオンライン・対面・ハイブリッド(対面とオンラインの併用)を使い分けて実施し、感染対策とプログラム実施の両立に努めた。対面での参加が難しい環境下でも、オンライン利用により遠隔参加や後日視聴を可能としたり、兵庫国際交流会館と合同の事業を実施したりすることで交流を推進した。
- ・ウェルカムパーティー(入居者交流事業)については、令和元年度は春季(5月9日)、秋季(10月24日)とも実施したが、令和2年度、令和3年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、入居者の安全を鑑みて実施しないこととし、代替策として新規入居者への歓迎メッセージの館内掲示・装飾を行った。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了により「東京都オリンピック・パラリンピック教育コーディネーター事務局」は「東京都国際交流コンシェルジュ事務局」へと名称変更があったが、引き続き、協力依頼に基づき、東京国際交流館入居者の小学校等への派遣事業を行った。
- ・機構が支援する学生等を対象として実施する我が国の伝統芸能の理解促進に資する事項について、相互に連携及び協力してその推進を図ることを目的とした独立行政法人日本芸術文化振興会との協定(平成30年9月21日締結)を踏まえ事業を行った。
- ・令和4年度に東京国際交流館入居者の同窓会組織への支援の一環として同窓会組織にヒアリングを行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、同窓会組織内での活動が停止している状況を把握した。令和3年度に入居者向けに実施した就職セミナーは、令和4年度より入居者以外にも対象を広げて年度を通して実施することで、基礎知識が得られるセミナーから実践的な試験対策まで行う包括的な就職セミナーへと発展した。



＜東京国際交流館における国際交流事業実施状況＞

プログラム	区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
講演会「国際塾」	実施件数	2	1	3	3
	参加者数、視聴回数	123人	56人、 409回	74人、 474回	59人、 942回
交流研究発表会	実施件数	4	2	3	3
	参加者数、視聴回数	343人	142.7回	19人、 948回	51人
国際シンポジウム	実施件数	1	—	1	1
	参加者数	191人	—	432人	135人、 187回
地域住民等との交流	実施件数	1	1	1	1
	参加者数、視聴回数	4,753人	81人	1,749回	1,663人、 448回
入居者交流事業	実施件数	2	1	9	6
	参加者数、視聴回数、投稿者数	約490人	50人	388人、 51回、 18組	258人、 119回、 7組
文化・芸術活動	実施件数	1	1	1	—
	参加者数	10人	200人	128人	—
就職支援活動	実施件数	—	—	1	2
	参加者数、視聴回数	—	—	91人、 76回	683人 217回
他機関との連携・協力	実施件数	10	4	7	6
	参加者数、作品数	514人、 107件	88人	190人	132人

(注1)「視聴回数」については、令和2年度以降に実施したプログラムのうち、オンライン配信を行ったプログラムの視聴回数がかかるものを記した。プログラムの実施形態により、公開後の特定期間の総視聴回数又は平均視聴回数、ライブ配信時の最大同時視聴数、延べ視聴数を記載している。

(注2)「投稿者数」は、インスタグラム投稿用の写真の入居者提供者数の合計を記した。

(2) 兵庫国際交流会館における国際交流事業

- ・兵庫国際交流会館の施設等を活用した国際交流プログラムを実施し、同館入居者を中心とした外国人留学生・研究者の日本社会・文化への一層の理解促進を図るとともに、参加者の相互理解促進や将来的な人的ネットワークの構築・拡大を図った。令和2年度以降のプログラムについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じてオンライン・対面・ハイブリッド（対面とオンラインの併用）を使い分けて実施し、感染対策とプログラム実施の両立に努めた。対面での参加が難しい環境下でも、オンライン利用により遠隔参加や後日視聴を可能としたり、東京国際交流館と合同の事業を実施したりすることで交流を推進した。
- ・ウェルカムパーティー（入居者交流事業）については、令和元年度は春季（4月12日）、秋季（10月11日）とも実施したが、令和2年度、令和3年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、入居者の安全を鑑みて実施しないこととし、代替策として新規入居者への歓迎メッセージの館内掲示・装飾を行った。

〈兵庫国際交流会館における国際交流事業実施状況〉

プログラム	区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
講演会「国際塾」	実施件数	2	—	2	2
	参加者数／視聴回数	50人	—	91人、 58回	73人、 396回
交流研究発表会	実施件数	3	2	2	3
	参加者数／視聴回数	123人	26人、 247.8回	19人、 99回	56人
入居者交流事業	実施件数	2	—	—	—
	参加者数	約390人	—	—	—
地域住民等との交流	実施件数	1	—	1	1
	参加者数／視聴回数	658人	—	1,749回	1,281人 448回

(注)「視聴回数」については、令和2年度以降に実施したプログラムのうち、オンライン配信を行ったプログラムの視聴回数がかかるものを記した。プログラムの実施形態により、公開後の特定期間の総視聴回数又は平均視聴回数、ライブ配信時の最大同時視聴数、延べ視聴数を記載している。

<「兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業」の実施状況>

プログラム	区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
外国人留学生の活用 と相互理解・共生推 進のための事業	実施件数	3	6	3	3
	参加者数	104人	460人	227人	589人
高度外国人材として の留学生向けキャリ アサポート	実施件数	2	3	12	12
	参加者数	215人	472人	476人	1,154人
防災教育	実施件数	1	3	2	2
	参加者数	19人	82人	119人	40人
地域連携	実施件数	1	2	1	2
	参加者数	72人	176人	173人	160人
留学生・国際交流情 報の発信事業・支援 者間ネットワークの 体制整備	実施件数	—	3	2	2
	参加者数/対 象校	—	183人、 57校	170人	46人
学習・研究支援	実施件数	1	1	4	5
	参加者数/視 聴回数	105人	160人	291人	271人、 32回
キャリア形成支援	実施件数	2	3	3	4
	参加者数	36人	228人	227人	182人
文化交流	実施件数	13	3	5	10
	参加者数	242人	62人	82人	175人
生活支援	実施件数	3	2	4	4
	参加者数	44人	147人	77人	55人
その他	実施件数	1	1	1	1
	参加者数	44人	39人	29人	25人

(注) 複数回実施したプログラムの参加者数は延べ参加者数を記した。

○留学生地域交流事業の実施

公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、地域における外国人留学生と日本人等住民との相互理解促進に係る事業を助成することにより、日本の諸地域における外国人留学生の適切な受入れ環境を整備し、留学生交流を推進するため「留学生地域交流事業」を実施した。

第4期中期目標期間は、毎年度の募集で令和4年度までに合計291件の応募があり、97件を採択した。

<留学生地域交流事業採用状況(事業別)>

(単位：件)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	応募 件数	採用 件数	応募 件数	採用 件数	応募 件数	採用 件数	応募 件数	採用 件数
1 国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業	29	5	19	7	14	8	15	2
2 外国人留学生の生活支援体制整備のための事業	14	5	8	5	14	6	12	2
3 外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業	45	16	42	12	35	13	23	9
4 外国人留学生の各種支援を目的とする関係諸機関相互のネットワーク整備のための事業	3	1	7	3	5	3	6	0
合計	91	27	76	27	68	30	56	13

<留学生地域交流事業採用状況(地域別)>

(単位：件)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	応募 件数	採用 件数	応募 件数	採用 件数	応募 件数	採用 件数	応募 件数	採用 件数
北海道	7	2	5	4	5	3	3	0
東北	11	2	10	2	7	0	6	0
関東	25	5	15	6	14	8	13	2
中部	7	5	7	3	7	2	7	2
近畿	16	6	18	8	15	8	13	3
中国	10	3	9	0	6	3	5	2
四国	4	1	3	2	6	2	2	2

九州	11	3	8	1	7	3	6	1
沖縄	0	0	1	1	1	1	1	1
合計	91	27	76	27	68	30	56	13

〈留学生地域交流シンポジウム〉

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	69人	—	39人	—

(注) 令和3年度は、ライブ配信時の最大同時視聴者数。

〈20〉 外国人留学生に対する就職支援の実施状況

○就職支援に関するガイダンスの実施

大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」の企画運営を分担し、関係機関との連携・協力により、以下のとおり実施した。

・内容：

文部科学省、出入国在留管理庁及び東京外国人雇用サービスセンターによる情報提供（資料ホームページ掲載）、一般社団法人留学生支援ネットワークによる講演等（令和元年度は対面による実施、令和2年度以降はオンライン開催（オンデマンド配信））

〈外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション実施状況〉

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催日	6月11日	11月24日 ～27日	6月30日	6月22日・23日
参加者数	311人	—	—	—

※令和2年度以降はオンラインによる開催であり、視聴者数の把握が困難

○外国人留学生を対象とした就職に関する情報提供

(1) 外国人留学生のための就活ガイドの作成

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生の就職活動について、日本人学生に比べ、情報収集及び準備等で遅れがちな外国人留学生に対し、あらかじめ日本の採用制度及び就職活動の手順を理解させ、それぞれのキャリアデザインに沿った就職ができるよう「外国人留学生のための就活ガイド」を作成し、日本語版、英語版、韓国語版及び中国語版（繁体字・簡体字）（韓国語及び中国語版は令和3年度まで）をホームページに掲載するとともに、日本語版については冊子を作成し、大学等に配布することにより、外国人留学生の就職活動に関する情報提供に努めた。

作成に当たっては外部有識者及び日本で就職活動を行った元留学生を交えた企画検討会議を開催し、内容の充実を図った。

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

- ・外国人留学生に対する就職支援を強化するために、関係省庁・団体との連携のもとに、大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施したことは評価できる。
- ・就活ガイドや日本留学ネットワークメールマガジン、日本留学ネット等により、関係省庁・団体とも連携して、外国人留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。
- ・日本留学海外拠点連携推進事業日本本部において、政府関係機関や採択大学との連携を推進する取組として、大学等における外国人留学生の就職に関する情報を収集し、提供したことは評価できる。

〈今後の課題〉

—

〈その他事項〉

—

	<p>(2)インターネットによる情報提供</p> <p>日本留学ネットワークメールマガジン（Japan Alumni eNews）の他、就職支援のホームページ上に、主に学校担当者を対象とした就職関連イベント情報のコーナーを設け、外国人雇用サービスセンターや外国人材活躍推進プログラムの関係省庁・機関等と連携してセミナーやイベントの情報提供を行った。令和3年7月には、日本留学ネットワークメールマガジン（Japan Alumni eNews）に替わり、「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」の運用を開始し、Facebookページで外国人留学生の日本での就職に関する情報提供を行った。</p> <p>また、日本留学情報サイトにおいても外国人留学生の日本での就職に関する情報提供を行った。</p> <p>○日本留学海外拠点連携推進事業日本本部による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業採択大学及び国内の高等教育機関との連携関係の構築並びにネットワーク拡大を図るべく開催したウェビナーや、採択大学間の連携強化のために開催した「国内連絡会議」及び「オンライン勉強会」に、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の担当者を招き、高度外国人材採用に係る中堅中小企業及び外国人材留学生の支援事例を紹介する他、意見交換の機会を通じて、同機構が運営する「高度外国人材活躍推進ポータル」との連携を推進する取組を行った。</li> <li>・大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、「キャリア教育・就職支援の取組」事例紹介の一環として、「特別企画：JASSO&amp;JETRO 事例紹介発表」と称し、本事業の取組及び独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が運営する「高度外国人材活躍推進ポータル」等、外国人材の採用・育成・定着に係るサポートに関する取組を発表した。</li> <li>・事業採択大学の実務担当者間の情報共有・情報収集を目的とした「オンライン勉強会」において、外国人留学生就職支援の在り方に関する有識者の講演並びに意見交換を行った。</li> <li>・「留学生動向調査」の一環として、在外日本公館等の協力を得て、「帰国留学生就職実態調査」を実施し、元留学生の就職に至った経緯等に焦点を当て、分析することで、外国人留学生の就職実態の把握に努めた。</li> <li>・外国人留学生の就職支援にかかる情報提供の一環として、「外国人留学生のための就活ガイド」を採択大学拠点担当者に提供したほか、ウェブサイトへのリンクを同事業のウェブサイトに掲載した。</li> </ul> <p>○関係機関との連携【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）と連携して、日本企業への情報提供として令和元年度に「日本留学情報サイト」に主要56大学に在籍する外国人留学生の在籍状況（国別・専攻分野別の人数等）及び各大学の就職支援に関する取組等の情報を公開し、大学の所在地や留学生の国籍、専攻分野等を条件に情報を検索できる機能を追加した。</li> <li>・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）、自治体等が国内外で実施するイベント情報を日本留学情報サイトやSNSに掲載し、広報の協力を行った。</li> </ul>		
--	--	--	--

<p>&lt;21&gt; 日本留学経験者に対するフォローアップの実施及びこれらとのつながりを維持するためのネットワークの整備状況</p>	<p>○帰国外国人留学生短期研究制度の実施 開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国外国人留学生に対し、日本留学時に在籍していた大学等の研究者と共に短期研究を行う機会を提供した。また、短期研究終了後に帰国外国人留学生及び受入研究者から提出される報告書をホームページで公開した。</p> <p>&lt;帰国外国人留学生短期研究制度の実施状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学数</td> <td>25 大学</td> <td>29 大学</td> <td>23 大学</td> <td>19 大学</td> </tr> <tr> <td>国・地域数</td> <td>20 か国・地域</td> <td>19 か国・地域</td> <td>13 か国・地域</td> <td>14 か国・地域</td> </tr> <tr> <td>採用者数</td> <td>45 人</td> <td>45 人</td> <td>26 人</td> <td>25 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は13人が研究を実施し、その他の採用者は辞退した。令和3年度は外国人の入国が制限されていたため、年度末までに26人全員が辞退した。</p> <p>○帰国外国人留学生研究指導事業の実施 留学を終え、自国の大学や学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国外国人留学生に対し、日本における留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施した。今後の事業の方向性について、実施委員会で意見を伺った上で、令和5年度をもって帰国外国人留学生研究指導事業を終了し、帰国外国人留学生短期研究制度の充実を目指すこととした。</p> <p>&lt;帰国外国人留学生研究指導事業の実施状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学数</td> <td>9 大学</td> <td>7 大学</td> <td>6 大学</td> <td>4 大学</td> </tr> <tr> <td>国・地域</td> <td>7 か国・地域</td> <td>7 か国・地域</td> <td>5 か国・地域</td> <td>5 か国・地域</td> </tr> <tr> <td>採用者数</td> <td>10 人</td> <td>10 人</td> <td>6 人</td> <td>5 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は年度末までに10人全員が辞退した。令和3年度は現地での研究指導は採用者全員が実施できなかったが、オンラインで研究指導及び特別講義等を実施した場合に必要な経費を支援する特例措置を講じ、3人が実施した。</p> <p>○日本留学ネットワークメールマガジン (Japan Alumni eNews) の配信 知日派人材のネットワークの構築に資するため、機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を日・英2か国語で毎月配信するとともに、JASSOのTwitter及び留学生事業Facebookにてメールマガジンの配信情報を毎月発信した。</p>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	大学数	25 大学	29 大学	23 大学	19 大学	国・地域数	20 か国・地域	19 か国・地域	13 か国・地域	14 か国・地域	採用者数	45 人	45 人	26 人	25 人	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	大学数	9 大学	7 大学	6 大学	4 大学	国・地域	7 か国・地域	7 か国・地域	5 か国・地域	5 か国・地域	採用者数	10 人	10 人	6 人	5 人	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・留学効果の向上に資するため、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を適切に実施し、外国人留学生の帰国後のフォローアップを行ったことは評価できる。 ・帰国外国人留学生研究指導事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響による規制が多い中、帰国外国人留学生の研究遂行のため、オンライン実施の特例措置を講じたことは評価できる。 ・日本留学ネットワークメールマガジン (Japan Alumni eNews) 及び日本留学ネットワーク (Japan Alumni Global Network) により日・英2か国語で情報を発信し、多くの外国人留学生に機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、助成金団体等、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を届けたことは、留学経験者のネットワークの構築に資するものであり、フォローアップの観点から評価できる。 ・日本国内における留学生会に対する支援を着実に実施し、国内留学生会年次総会や交流イベントの実施を通じて、ネットワークの促進に努めたことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; — &lt;その他事項&gt; —</p>
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																							
大学数	25 大学	29 大学	23 大学	19 大学																																							
国・地域数	20 か国・地域	19 か国・地域	13 か国・地域	14 か国・地域																																							
採用者数	45 人	45 人	26 人	25 人																																							
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																							
大学数	9 大学	7 大学	6 大学	4 大学																																							
国・地域	7 か国・地域	7 か国・地域	5 か国・地域	5 か国・地域																																							
採用者数	10 人	10 人	6 人	5 人																																							

<Japan Alumni eNews 配信状況>

区分	令和元年度	令和2年度
国・地域数	194か国・地域	195か国・地域
配信先件数	71,453件	78,570件
年間合計配信先件数	824,513件	899,284件

(注) 配信先件数は、年度末最終配信時の件数

○日本留学ネット (Japan Alumni Global Network) の運用

上記、日本留学ネットワークメールマガジン「Japan Alumni eNews」に替わり、令和3年7月にFacebook ページ「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」を開設した。機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、助成金団体等、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を日・英2か国語で発信した。また、Facebook ページを閲覧できない留学生等に向けて「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」のニュースレターを発行した。

<日本留学ネットのFacebookファン数>

令和3年度	令和4年度
47,933件	66,108件

(注) Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。

○国内留学生会ネットワーク促進事業の実施

日本国内における外国人留学生による団体（以下、「留学生会」という。）の各種活動を通じ、留学生会の会員間のみならず、留学生会と日本社会とのネットワークを促進し、留学生交流の推進に資することを趣旨として実施した。

年度末には国内留学生会年次総会を開催し、代表団体による好事例紹介の共有を行った。令和元年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、メールによる意見招請を行う等の補完に努め、令和2年度からはオンラインで行った。令和3年度からはこれまでの内容に加えて、国内留学生会会員のみならず、一般にも開かれた国内留学生会交流イベントを実施した。

<国内で活動する留学生会への支援状況>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	11件	10件	10件	11件

<国内留学生会日本留学経験者ネットワークイベント開催状況>

区分	令和3年度	令和4年度
参加者数/視聴回数	35人	24人

(注) ライブ配信時の最大同時視聴者数。



〈国内留学生会年次総会の開催状況〉

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施日	中止	令和3年3月6日	令和4年3月5日	令和5年3月4日

〈国内留学生会交流イベント開催状況〉

区分	令和3年度	令和4年度
実施内容	Show Our Nice Alumni ～憧れの先輩～	オンライン運動会
参加者数／視聴回数	35人	24人

(注)ライブ配信時の最大同時視聴者数。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	留学生支援事業 (2)日本人留学生に対する支援		
関連する政策・施策	政策目標 1.3 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1.3-1 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第7号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0184 0483

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)日本留学試験の渡日前入学許可実施校数(年度計画値)	182校以上	—	182校以上	182校以上	182校以上	182校以上	—	予算額(千円)	16,607,835	16,338,383	15,317,708	14,126,644	—
(実績値)	—	181校	185校	186校	192校	196校	—	決算額(千円)	16,436,758	8,684,140	9,016,701	13,357,990	—
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	101.6%	102.2%	105.5%	107.7%	—	経常費用(千円)	16,348,653	8,761,001	8,684,991	12,733,781	—
(2)日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度(年度計画値)	肯定的評価の割合が80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	—	経常利益(千円)	7,039	173,532	8,988,763	12,980,869	—
東京日本語教育センター(実績値)	—	94.3%	94.7%	91.4%	97.7%	90.5%	—	行政コスト(千円)	17,750,870	9,604,274	9,258,910	13,152,415	—
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	118.4%	114.3%	122.1%	113.1%	—	従事人員数	116	112	112	103	—
大阪日本語教育センター(実績値)	—	100.0%	97.1%	91.3%	97.5%	95.8%	—						
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	121.3%	114.1%	121.9%	119.8%	—						
(3)イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数(計画値)	126回以上 (第4期中期目標期間合計)	—	26回以上	26回以上	26回以上	26回以上	—						
(実績値)	—	125回 (第3期中期目標期間合計)	32回	13回	27回	33回	—						
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	123.1%	50%	103.8%	126.9%	—						

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
中期目標、中期計画													
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
	業務実績	自己評価	(見込評価)										
	①海外留学に関する情報提供等の充実【A】 ②学資金の支給【B】	〈評定〉 A  〈評定根拠〉 各項目を通じて、コロナ禍という制約がある条件下にもかかわらず、所期の目標を達成したことからA評定とする。	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td colspan="2">           &lt;評定に至った理由&gt;            以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の達成が認められるため         </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の状況の中、オンラインも活用しつつ、海外留学に関する情報提供について推進するとともに、必要な情報を充実させた「海外情報サイト」へのリニューアルを実施したことは評価できる。</li> <li>・事前に予期することができない円安によって留学生が見込んでいた資金計画に大幅な影響があったところ、「海外留学支援制度における日本人学生の留学継続のための経費」(令和4年度第2次補正予算)の措置に際して、膨大な作業を行い、所管省庁と綿密な連携を行い、きめ細やかな支援を行ったことは評価できる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">           &lt;今後の課題&gt;            各項目の&lt;今後の課題&gt;を参照         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">           &lt;その他事項&gt;            各項目の&lt;その他事項&gt;を参照         </td> </tr> </table>	評定	A	<評定に至った理由> 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の達成が認められるため		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の状況の中、オンラインも活用しつつ、海外留学に関する情報提供について推進するとともに、必要な情報を充実させた「海外情報サイト」へのリニューアルを実施したことは評価できる。</li> <li>・事前に予期することができない円安によって留学生が見込んでいた資金計画に大幅な影響があったところ、「海外留学支援制度における日本人学生の留学継続のための経費」(令和4年度第2次補正予算)の措置に際して、膨大な作業を行い、所管省庁と綿密な連携を行い、きめ細やかな支援を行ったことは評価できる。</li> </ul>		<今後の課題> 各項目の<今後の課題>を参照		<その他事項> 各項目の<その他事項>を参照	
評定	A												
<評定に至った理由> 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の達成が認められるため													
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の状況の中、オンラインも活用しつつ、海外留学に関する情報提供について推進するとともに、必要な情報を充実させた「海外情報サイト」へのリニューアルを実施したことは評価できる。</li> <li>・事前に予期することができない円安によって留学生が見込んでいた資金計画に大幅な影響があったところ、「海外留学支援制度における日本人学生の留学継続のための経費」(令和4年度第2次補正予算)の措置に際して、膨大な作業を行い、所管省庁と綿密な連携を行い、きめ細やかな支援を行ったことは評価できる。</li> </ul>													
<今後の課題> 各項目の<今後の課題>を参照													
<その他事項> 各項目の<その他事項>を参照													
<22> 日本人学生の海外留学に関する情報提供等の実施状況 中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数126回以上	○海外留学情報の収集・整理 海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実させるため、海外の高等教育機関に関する情報をはじめとする海外留学情報の収集・整理を行い、「海外留学情報サイト」等に掲載し、情報提供を行った。  <海外留学に関する情報収集・提供> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>チェコ・ハンガリーへの留学情報収集</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>・チェコ・ハンガリーへの留学情報公開 ・海外教育機関調査(非英語圏留学)の実施方法にかかるコンサルティング(仕様書作成)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>海外教育機関調査(非英語圏留学情報収集)実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>海外教育機関調査(非英語圏留学情報)公開、海外留学体験談の収集</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施内容	令和元年度	チェコ・ハンガリーへの留学情報収集	令和2年度	・チェコ・ハンガリーへの留学情報公開 ・海外教育機関調査(非英語圏留学)の実施方法にかかるコンサルティング(仕様書作成)	令和3年度	海外教育機関調査(非英語圏留学情報収集)実施	令和4年度	海外教育機関調査(非英語圏留学情報)公開、海外留学体験談の収集	〈評定〉 A  〈評定根拠〉 ・海外留学に関する様々な情報について、需要や収集方法を検討の上、収集し公開していることは評価できる。 ・「海外留学支援サイト」に最新の留学事情や教育機関の情報を掲載して海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実させ、新たに「海外留学情報サイト」としてリニューアルし、運用を開始したことは評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、他機関実施	<今後の課題> —  <その他事項> —
年度	実施内容												
令和元年度	チェコ・ハンガリーへの留学情報収集												
令和2年度	・チェコ・ハンガリーへの留学情報公開 ・海外教育機関調査(非英語圏留学)の実施方法にかかるコンサルティング(仕様書作成)												
令和3年度	海外教育機関調査(非英語圏留学情報収集)実施												
令和4年度	海外教育機関調査(非英語圏留学情報)公開、海外留学体験談の収集												

○ホームページ等による情報提供の充実

(1)「海外留学支援サイト」の運営

平成26年度に構築した海外留学支援サイトに最新の留学事情や教育機関の情報を掲載して海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実させ、令和4年度までコンテンツの更新を行いつつ、継続して運営を行った。

また、令和元年度より、「海外留学支援サイト」の運営と並行してサイトリニューアルに向けた準備に着手し、令和5年3月に構築を完了し、令和5年4月より「海外留学情報サイト」として新たに運用を開始し一般に公開した。

〈「海外留学支援サイト」アクセス件数〉 (単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アクセス件数	1,189,981	854,302	1,040,316	1,336,362

(2)「海外留学奨学金検索システム」の運営

海外留学に関する奨学金情報を検索できる海外留学奨学金検索システムを継続して運営するとともに、コンテンツの更新を行った。

〈海外留学奨学金検索システムアクセス件数〉 (単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アクセス件数	37,680	31,715	33,067	41,997

(3)動画コンテンツの配信

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により他機関実施イベントでの情報提供の機会が減少したことに対し、利用者の便宜を図るため、海外留学の基礎情報及び奨学金情報等をより分かりやすくまとめた動画コンテンツ計12本を配信した。また、令和3年度には海外留学オンラインフェアの参加機関等による説明動画計24本を期間限定で配信した。

(4)SNSの利用

Facebookを通じて適宜情報提供を行い、海外留学に関する情報発信を行った。

〈留学生事業部のFacebookファン数〉【再掲】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
12,946件	14,714件	19,901件	22,684件

(注) Facebookのファン数は、年度末時点の件数を表す。

○出版物の作成

「私がつくる海外留学」(留学総合案内冊子)及び「海外留学奨学金パンフレット」(海外留学のための奨学金一覧)を作成し、大学、関係機関等にも提供するとともに、ホームページに掲載してオンラインで提供し、冊子を作成しなかった年度においても海外留学情報の普及に努めた。

イベントでの情報提供が減少したことに対応して、海外留学の基礎情報及び奨学金情報等の動画を令和2年度より作成し、配信したことは評価できる。

・海外留学フェアや海外留学説明会の開催及び他機関が主催する多くのイベントへの参加を通じて、海外留学の基礎情報や奨学金情報の提供に努めたことは評価できる。

〈出版物の作成状況〉

出版物名	内容	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
私がつくる海外留学	留学総合案内冊子	作成部数	7,000部	5,000部	—	—
海外留学奨学金パンフレット	海外留学のための奨学金一覧	作成部数	6,000部	7,000部	3,000部	3,000部

○海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力

留学希望者が効果的に留学準備を進められるよう、在日外国公館等のブース参加を得て海外留学フェアを実施するとともに、海外留学奨学金の説明や海外留学経験者の体験談を中心とした海外留学説明会を実施した。また、外部機関が実施する説明会に参加し、海外留学に関する情報提供を行った。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、機構主催イベントを全てオンライン開催とするとともに、外部イベントへの参加についても、主催者の意向に沿ってオンラインやハイブリッドでの実施に対応した。

(1)海外留学フェア実施状況

〈海外留学フェア実施状況〉

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催地	東京	オンライン	オンライン	オンライン
来場者数	687人	434人	1,058人	2,393
満足度	74.5%	68.0%	80.0%	84.4%

(2)海外留学説明会実施状況

〈海外留学説明会実施状況〉

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催数	4都市5回	5回 (オンライン)	12回 (オンライン)	12回 (オンライン)
来場者数 (延べ数)	369人	322人	1,252人	2,010人

(3) 他機関実施イベントへの協力状況

〈他機関実施イベントへの協力状況〉

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
協力回数	26回	7回	14回	20回

〈参考：海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力状況〉

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
海外留学フェア	1回	1回	1回	1回
海外留学説明会	5回	5回	12回	12回
他機関実施イベントへの協力	26回	7回	14回	20回
全体	32回	13回	27回	33回

(4) 動画コンテンツの配信【再掲】

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により他機関実施イベントでの情報提供の機会が減少したことに対し、利用者の便宜を図るため、海外留学の基礎情報及び奨学金情報等をより分かりやすくまとめた動画コンテンツ計12本を配信した。また、令和3年度には海外留学オンラインフェアの参加機関等による説明動画計24本を期間限定で配信した。

〈23〉日本人留学生に対する学資金支給の実施状況

○海外留学支援制度（協定派遣）の実施

我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、我が国の大学等が、諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて諸外国の大学等に学生を短期間派遣するプログラムを審査の上、以下のとおり採択した。また、採択されたプログラムにより派遣する留学生に対し、以下のとおり奨学金を支給した。

(1) プログラムの採択状況

プログラム枠として各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラムを、重点枠としてグローバル化を一層推進する観点から該当するプログラムを、それぞれ以下のとおり採択した。

〈海外留学支援制度(協定派遣)採択プログラム数〉 (単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
プログラム枠	1,361	1,281	1,112	1,108	
重点枠	大学の世界展開力強化事業	62	53	49	73
	スーパーグローバル大学創成支援	55	36	37	36
	UMAP推進	4	3	—	—
計	1,482	1,373	1,198	1,217	

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

・海外留学支援制度（協定派遣）に係る奨学金支給業務について、新型コロナウイルス感染症により海外安全ホームページにおける感染症危険情報レベル2以上であった場合でも誓約書の提出があれば支援の対象とする等の柔軟な対応を行いつつ、円滑に実施したことは評価できる。また、事前・事後研修に係る動画や事例を管理システムに掲載し、学校関係者が検索できるよう、留学効果を高めるための取組を進めたことや長期

〈今後の課題〉

—

〈その他事項〉

・トビタテ第2ステージが始まったことは素晴らしい。日本人学生の海外留学を推進することは、学術、産業、政治などあらゆる場面における日本の国際的な競争力やプレゼンスを維持向上する上で非常に重要と考えられる。次期中期目標期間でも取組が望まれる。  
・メンタリング制度のように留学中に生じる不安に対しても対応できる制度を準備していることは評価できる。さまざまな側面から留学にかかわる不安要因を取り除いていることを周知することが留学へのハードルを下げる上で重要。

(注)プログラムには、留学生の受入れのみの「短期研修・研究型」と留学生の派遣及び受入れを一体とした「双方向協定型」がある。

(2) 支援内容

奨学金月額：60,000円～100,000円（留学先地域により異なる）

渡航支援金（一定の家計基準を満たす者が対象）：

令和元年度から2年度 160,000円

令和3年度から4年度 320,000円

令和5年度 160,000円

臨時的渡航支援金（派遣期間が6か月以上の者を対象）：

令和5年度 130,000円

(3) 支援実績

以下のとおり採択されたプログラムにより派遣する留学生に対して奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定派遣)支援実績(新規採用者数)〉 (単位：人)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
プログラム枠		14,530	1	1,350	6,848
重点枠	大学の世界展開力強化事業	761	0	33	475
	スーパーグローバル大学創成支援	514	0	21	763
	UMAP推進	13	0	—	—
計		15,818	1	1,404	8,086

また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定派遣)支援実績(継続支援者数)〉

(単位：人)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3,138	1,740	0	1,354

(4) 留学期間の長期化を促す取組及び政府方針を踏まえた支援の検討状況

- ・帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的な支援を行うための方策として、令和3年度募集以降に学生交流創成タイプ(タイプA)として申請する協定派遣プログラムについて、プログラム日数を31日以上1年以内の期間を対象としたほか、採択の際も令和2年度から1学期以上等のより長期のプログラムを優先的に採択した。
- ・全ての派遣プログラム申請時に、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学の取組や短期留学の成果を定着させるための取組例の記載が可能となるよう令和3年度にシステム改修を行い、令和4年度に取組例を掲載した。

のプログラムを優先的に採択する等、留学期間の長期化を促す取組を行ったことは評価できる。

・海外留学支援制度(大学院学位取得型)及び海外留学支援制度(学部学位取得型)に係る奨学金支給業務について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた留学生に対し、日本国内のオンライン学修であっても支援の対象とする等の柔軟な対応を行いつつ、円滑に実施したことは評価できる。また、ホームページでの広報や関係機関への案内の郵送、説明会への参加等、関係機関及び支援希望者に対して制度の周知を効果的に行ったことは評価できる。

・海外留学支援制度(学部学位取得型)について、採用者を対象に事前オリエンテーションを行い、有用な情報や知識を提供したことは評価できる。

・民間企業・団体及び個人からオンラインでの面談も併用して寄附金を募り、民間の力を活用して官民協働海外留学支援制度を運営した。意欲と能力のある日本人留学生を海外に派遣するために、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、令和3年度においては、面接審査をオンラインを活用して実施した上で、選考したことは評価できる。

・官民協働海外留学支援制度について、新型コロナウイルス感染症への対応(影響

(5) 新型コロナウイルス感染症に関連する特別措置について

- ・令和元年度海外留学支援制度（協定派遣）の採択プログラムのうち、令和2年度においても継続して支援するプログラム（学生交流推進タイプ（タイプB））の採択について、本来は、採択年度において実績がないと翌年度の採択を取り消すところ、令和元年度の実績がない場合においても採択を取り消さないよう特例措置を講じた。令和3年度、令和4年度において継続して支援するプログラム（学生交流推進タイプ（タイプB））の採択についても同様の特例措置を講じた。
- ・令和2年度から令和4年度において、渡航支援金の対象者について、直近の所得証明書の所得額を基準に支給の有無を決定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、経済的に困窮している学生も支援の対象とした。
- ・令和3年8月以降、1学年（9か月）相当の留学について、誓約書を提出することにより、感染症危険情報レベル2又はレベル3の国・地域への渡航であっても支援の対象とした。さらに、令和4年4月以降は留学期間に関わらず誓約書を提出することにより、支援の対象とした。

○海外留学支援制度（学部学位取得型）の実施

留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的に諸外国の学士の学位を取得するための留学をする日本人学生等を対象とした、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度（学部学位取得型）」を実施した。

(1) 支援内容

- ・奨学金月額：59,000円～118,000円（留学先地域により異なる）
- ・授業料実費（令和4年度まで年度上限2,500,000円、令和5年度 年度上限3,000,000円）

(2) 支援実績

以下のとおり、支援を実施した。

〈海外留学支援制度(学部学位取得型)支援実績〉 (単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規採用者	45	45	45	45
継続支援者数	69	111	145	150

(3) 募集・選考

以下のとおり、採用者の募集、選考を行った。

〈海外留学支援制度(学部学位取得型)採用実績〉 (単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
応募者	207	235	223	250
採用者数	45	45	45	78

への対応)として、コロナ禍において、日本国内のオンライン学修であっても支援の対象とする等の特別措置など柔軟な対応を行いつつ、広報活動、イベント開催、寄附金募集活動などの取組についてもオンラインを積極的に活用し工夫したことは評価できる。

・支援企業と連携して、官民協働海外留学支援制度の事前研修・事後研修を計画的に実施し、留学による効果を高めるとともに、メンタリング制度により留学中の派遣留学生に対する支援も実施し、学生の成長の促進及び留学中のモチベーションの維持に取り組んだことは評価できる。

・当初の計画では令和2年度で留学生の派遣を終了する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、計画を2年延長し、令和3年度派遣留学生の募集・選考を行い、一定の条件と機構の承認をもって支援対象としたなど、派遣人数1万人という目標の達成に向けて引き続き取組を行ったことは評価できる。

・引き続き派遣人数1万人を目指し、トビタテ第2ステージの一環として、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム」の大学生等対象のコース及び高校生等を対象とするコースの令和5年度派遣に向けた募集を開始したことは評価でき



	<p>(4) 募集・選考業務等の効率化  募集・選考業務をオンラインで実施し、書類のペーパーレス化及び業務の効率化を図りつつ、応募者、選考委員及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、確実な実施に努めた。</p> <p>(5) 効果的な周知の実施状況  海外留学支援制度（学位学部取得型）の周知として、以下の取組を実施した。</p> <p>① 募集案内等の郵送  募集概要の機構ホームページへの掲載に併せて、全国の教育委員会、知事部局、スーパーグローバルハイスクール採択校等の高等学校及び在日の外国大使館等の関係機関に募集案内やチラシを郵送した。</p> <p>② 個別相談会・説明会の実施  機構主催の海外留学フェア（対面又はオンライン）や海外留学説明会（対面又はオンライン）において制度概要について周知するとともに、対面のイベントでは留学希望者に対し個別相談を行い、オンラインの場合はオンライン上で質疑応答を行った。</p> <p>③ 紹介動画の掲載  令和2年度以降、「海外留学支援サイト」に制度の概要を紹介する動画を掲載し、毎年度内容を更新した。</p> <p>(6) 事前オリエンテーションの実施  国費留学生としての自覚を持たせること及び危機管理意識を持たせることの必要性から、令和2年度以降オンラインで事前オリエンテーションを実施した。（令和元年度は実施を予定していたが新型コロナウイルス感染症の影響で中止し、資料送付を行った。）</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染症への対応  令和2年度から令和4年度について、派遣学生に対して、感染症危険情報レベルが2以上の場合、支援の対象外としているが、誓約書を提出することにより、感染症危険情報レベル2以上の国・地域への渡航であっても支援の対象とするほか、日本国内のオンライン学修であっても支援の対象とした。また、休学、留学開始時期の取扱要件の緩和及び支援期間の延長を行った。令和3年度から令和5年度の応募者に対して、応募書類の一つである語学試験結果の提出日を猶予した。</p> <p>○海外留学支援制度（大学院学位取得型）の実施  留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的に、諸外国の大学等で修士・博士の学位取得を目指す日本人学生等を対象に、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」を実施した。</p>	<p>る。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、派遣留学生の選考における面接審査や、研修・メンタリング等を、オンラインを活用して実施したことは評価できる。</p>	
--	---	---	--

(1) 支援内容

- ・奨学金月額：89,000円～148,000円（留学先地域により異なる）
- ・授業料実費（令和4年度まで年度上限2,500,000円、令和5年度 年度上限3,000,000円）

(2) 支援実績

以下のとおり、支援を実施した。

〈海外留学支援制度(大学院学位取得型)支援実績〉 (単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規採用者	95	93	108	121
継続支援者数	154	157	159	176

(3) 募集・選考

以下のとおり、採用者の募集、選考を行った

〈海外留学支援制度(大学院学位取得型)採用実績〉 (単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
応募者	239	457	454	453
採用者数	93	108	121	151

(4) 募集・選考業務等の効率化

募集・選考業務をオンラインで実施し、書類のペーパーレス化及び業務の効率化を図りつつ、応募者、選考委員及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、確実な実施に努めた。

(5) 効果的な周知の実施状況

海外留学支援制度(大学院学位取得型)の周知として、以下の取組を実施した。

①募集案内等の郵送

募集概要等の機構ホームページへの掲載に併せて、全国の国公立大学に募集要項を郵送した。

②個別相談会・説明会の実施

機構主催の海外留学フェア(対面又はオンライン)や海外留学説明会(対面又はオンライン)において制度概要について周知するとともに、対面のイベントでは留学希望者に対し個別相談を行い、オンラインの場合はオンライン上で質疑応答を行った。

③紹介動画の掲載

令和2年度以降、「海外留学支援サイト」に制度の概要を紹介する動画を掲載し、毎年度内容を更新した。

(6) 新型コロナウイルス感染症に関連する特別措置について

令和2年度から令和4年度について、派遣学生に対して、感染症危険情報レベルが2以上の場合、支援の対象外としているが、誓約書を提出することにより、感染症危険情報レベル2以上の国・地域への渡航であっても支援の対象とするほか、日本国内のオンライン学修であっても支援の対象とした。また、休学、留学開始時期の取扱要件の緩和及び支援期間の延長を行った。

令和3年度から令和5年度の応募者に対して、応募書類の一つである語学試験結果の提出日を猶予した。

- 「トビタテ！留学 JAPAN」の施策で得た経験の海外留学支援制度での活用について  
「トビタテ！留学 JAPAN」の施策で得た経験の活用については、文部科学省等の意見等を踏まえ、検討を行い、事前・事後研修を海外留学支援制度にも取り入れることとした。海外留学支援制度（協定派遣）では、事前・事後研修に係る事例紹介の動画を機構ホームページに掲載、事前・事後研修に係る事例を管理システムに掲載できるようシステム改修を行い、事例を掲載、「トビタテ！留学 JAPAN」の施策で得た内容を踏まえた事前・事後研修用動画を作成する等の取組を行った。また、令和5年度のプログラム枠の募集において、「トビタテ！留学 JAPAN」の手法を要素として取り入れたプログラムを学修形態「トビタテ！」として申請可能とした。  
海外留学支援制度（学部学位取得型）においては採用者を対象とした事前オリエンテーションを引き続き実施するなど、留学効果を高めるための取組を進めている。

- 官民協働海外留学支援制度（トビタテ！留学 JAPAN）の実施  
経済団体、支援企業、教育機関関係団体及び自治体全国組織等の代表から構成されるグローバル人材育成コミュニティ協議会の意見を踏まえつつ、民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するために官民が協力した海外留学支援制度である「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」の派遣留学生の募集・選考を行い、大学生等コース、高校生コース及び地域人材コースのそれぞれについて採用者を支援した。  
また、コロナ禍で落ち込んだ留学生数を少なくともコロナ前の水準に回復することを目指し、産官学挙げてのグローバル人材育成の取組を強化する方針の実現に向けて実施が決定したトビタテ第2ステージの一環として、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラムの大学生等対象のコース及び高校生等対象のコースにおいて令和5年度派遣に向けた募集を開始した。

(1) 大学生等を対象としたコース

大学生等コースは、理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース及び多様性人材コースから構成される。平成30年度からは理系、複合・融合系人材コースに未来テクノロジー人材枠を設けた。

① 支援内容

以下の内容で、令和3年度(第14期)までに採用した派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。

<平成29年度前期(第6期)以降>

奨学金 (月額)	留学先地域により区分： 16万円、12万円 [家計基準を超える者は一律6万円]
留学準備金 (定額)	15万円(アジア地域)、25万円(アジア地域以外)

授業料 (定額)	大学・大学院の授業料が対象 ・ 1年以内の留学・・・ 30万円 ・ 1年を超える留学・・・ 60万円
-------------	--

<令和2年度前期（第12期）以降>

授業料 (定額)	大学・大学院の授業料が対象 30万円 (第12期以降、留学期間は最長で1年以内となる。)
-------------	--

②派遣年度別採用実績

令和元年度から令和3年度の実績は表のとおりである。令和4年度は、令和3年度までの採用者への支援を継続するとともに、令和5年度(第15期)の派遣に向けた募集を開始した。

<コース別内訳>

(単位：人)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
		第10期 第11期	第12期第 13期	第14期
理系、複合・融合 系人材コース	申請者数	1,185	520	330
	採用者数	437	265	182
うち未来テク ノロジー人材 枠	申請者数	129	49	32
	採用者数	86	31	23
新興国コース	申請者数	311	109	104
	採用者数	106	49	54
世界トップレベ ル大学コース	申請者数	313	72	122
	採用者数	89	26	43
多様性人材コー ス	申請者数	1,363	399	417
	採用者数	214	167	132
合計	申請者数	3,172	1,100	973
	採用者数	846	507	411

(注)令和2年度後期(第13期)は派遣留学生の募集を行ったが、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、採用中止とした(申請1,568人)。

③新型コロナウイルス感染症による影響及びその対応

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部の令和元年度後期（第11期生）及び令和2年度前期（第12期生）に加えて、令和3年度（第14期生）の派遣留学生については予定通りの渡航ができなくなったことから、以下のとおり柔軟な対応を行った。

[対応]

段階的に留学開始期限を延長した。

（令和3年3月31日→令和4年3月31日→令和5年2月28日）

また、令和2年度から、一定の条件と機構の承認をもって、日本国内においてオンラインでの留学開始を認め、留学準備金と授業料を支給した。

これに加え、感染症危険情報レベル2、3の国・地域への渡航においては、令和3年6月17日付けで連続した9か月以上の留学期間の者について、令和4年2月4日付けでそれ以外の者について、一定の条件と機構の承認をもって支援対象とした。

④新・日本代表プログラムにおける募集・選考に係る実績

新・日本代表プログラムについて、令和5年度（第15期）派遣留学生の募集を行った。

〈コース別内訳〉

コース名	申請者数
イノベーターコース	61人
STEAMコース	408人
ダイバーシティコース	856人
合計	1325人

（注）採用者数は令和5年度に決定。

(2) 高校生等を対象としたコース

意欲のある若者の留学を高等学校段階から支援することで海外留学の機運を高めることを目的とする「高校生コース」の募集を行った。

①支援内容

以下の内容で、令和3年度（第7期）までに採用した派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。

〈アカデミック（ロング）〉

授業料	留学先における授業料相当額（学費・登録料）： 30万円
現地活動費 （毎月）	留学先地域、留学期間により区分： 10万円～14万円
往復渡航費	10万円（アジア地域）、20万円（アジア地域以外）
事前・事後研修参加費	事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

＜アカデミック（ロング）以外＞

奨学金 （一括支給）	留学先地域、留学期間により区分： 24万円～95.5万円
事前・事後研修参加費	事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

（注）家計基準を超える者は、それぞれの金額に0.6を乗じた金額を支給。事前・事後研修参加費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修をオンラインで実施したため旅費が発生せず、令和3年度の支給はなし。

②派遣年度別採用実績

令和元年度から令和3年度の実績は表のとおりである。

令和4年度は、令和3年度までに採用された生徒等への支援を継続するとともに、令和5年度（第8期）に向けた募集を開始した。

＜分野別内訳＞

（単位：人）

区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
		第5期	第6期	第7期
アカデミック（テイク オフ）新高校1年生対 象	申請者数	423	—	234
	採用者数	121	—	119
アカデミック（テイク オフ）新高校2－3年 生対象	申請者数	914	—	437
	採用者数	243	—	245
アカデミック（ショー ト）	申請者数	427	—	197
	採用者数	128	—	111
アカデミック（ロン グ）	申請者数	264	—	199
	採用者数	21	—	18
スポーツ・芸術	申請者数	338	—	141
	採用者数	102	—	83
プロフェッショナル	申請者数	232	—	83
	採用者数	108	—	57
国際ボランティア	申請者数	420	—	128

	採用者数	112	—	71
合計	申請者数	3,018	—	1,419
	採用者数	835	—	704

(注)令和2年度後期(第6期)派遣留学生の募集を行ったが、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、採用中止とした(申請2,458人)。

③新型コロナウイルス感染症による影響及びその対応

一定の条件と機構の承認をもって、日本国内においてオンラインでの留学開始を認め、奨学金(授業料相当額)を支給した。これに加え、感染症危険情報レベル2、3の国・地域への渡航においては、令和3年6月17日付けで連続した9か月以上の留学期間の者について、令和4年2月21日付けでそれ以外の者について、一定の条件と機構の承認をもって渡航しての留学開始を認めた。

④新・日本代表プログラムにおける募集・選考に係る実績

新・日本代表プログラムについて、令和5年度(第8期)派遣留学生の募集を行った。

〈コース別内訳〉

コース別	申請者数
マイ探究コース	1,277人
社会探究コース	416人
スポーツ・芸術探究コース	164人
合計	1,857人

(注)採用者数は令和5年度に決定。

(3)地域人材コース

地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のある学生を対象に、地域内でのインターンシップを組み合わせた留学を支援する「地域人材コース」の募集を各採択地域で行った。

①支援内容

以下の内容で、令和3年度(第14期)までに採用した派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。

〈平成29年度前期(第6期)以降〉

奨学金 (月額)	留学先地域により区分：16万円、12万円 [家計基準を超える者は一律6万円]
留学準備金	往復渡航費(定額) 10万円(アジア地域)、20万円(アジア地域以外)
	研修参加費(上限)6万4千円

授業料 (上限)	・ 1年以内の留学・・・ 30万円 ・ 1年を超える留学・・・ 60万円
-------------	---

<令和2年度前期（第12期）以降>

授業料 (上限)	30万円 (第12期以降、留学期間は最長で1年以内となる。)
-------------	-----------------------------------

②採用実績

令和元年度から令和3年度の実績は表のとおりである。令和4年度においては、令和3年度までに採用された各地域の学生等への支援を継続するとともに、各地域協議会が開催する壮行会や留学報告会へ出席した。

※なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部の地域協議会においては、当該協議会の判断により、派遣が中止とされた。

派遣留学生採用実績

<地域事業別採用実績>

(単位：人)

地域名	地域事業の名称	区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
			第10期 第11期	第12期 第13期	第14期
北海道	北海道海外留学支援事業～トビタテ！道産子海外留学応援プログラム～	申請数	16	—	2
		採用数	4	—	2
岩手県	いわて協創グローバル人材育成プログラム	申請数	9	—	—
		採用数	8	—	—
山形県	やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム	申請数	15	—	6
		採用数	11	—	5
福島県 いわき市	トビタテ！福島浜通り再生ストーリーの主役たち	申請数	6	2	—
		採用数	4	2	—
栃木県	とちぎグローバル人材育成プログラム（上級コース）	申請数	8	—	3
		採用数	5	—	2
群馬県 太田市	新田山(にいたやま)グローバル人材育成事業	申請数	8	—	0
		採用数	8	—	0
石川県	いしかわの明日の人材を育成する実践的留学プログラム支援事業	申請数	11	9	5
		採用数	6	5	5
福井県	福井県地域グローバル人材育成事業	申請数	4	—	—
		採用数	4	—	—



静岡県	ふじのくにグローバル人材育成事業	申請数	10	—	0
		採用数	4	—	0
奈良県 奈良市	「奈良を『開く』人材」グローバル人材育成プロジェクト	申請数	9	—	2
		採用数	5	—	1
島根県	島根県グローバル人材育成支援事業	申請数	5	—	0
		採用数	5	—	0
岡山県	おかやま若者グローバルチャレンジ応援事業	申請数	5	—	—
		採用数	4	—	—
広島県 福山市	トビタテ学種！花開け学種！ふくやまグローバル人材育成事業	申請数	12	—	3
		採用数	10	—	3
徳島県	徳島県地域グローバル人材育成事業	申請数	7	—	—
		採用数	5	—	—
香川県	香川地域活性化グローバル人材育成プログラム	申請数	4	—	2
		採用数	4	—	2
佐賀県	世界とともに発展するSAGANグローバル人材育成事業	申請数	11	—	—
		採用数	6	—	—
長崎県	長崎ブレイクスルー(長崎グローバル人材育成)プロジェクト	申請数	11	—	—
		採用数	10	—	—
熊本県	「熊本と世界をつなぐ」グローバル人材育成事業	申請数	12	—	2
		採用数	7	—	2
大分県	大分県地域グローバル人材育成・定着事業	申請数	18	—	4
		採用数	7	—	3
宮崎県	みやざきグローバル人材育成事業	申請数	5	—	—
		採用数	5	—	—
沖縄県	沖縄からアジアへトビタテ！留学JAPANプロジェクト	申請数	9	—	12
		採用数	8	—	8
合 計 (大学生等)		申請数	195	11	41
		採用数	130	7	33
地域人材コースのうち高校生を対象とするもの					
福島県 いわき市	トビタテ！福島浜通り再生ストーリーの主役たち	申請数	2	0	—
		採用数	2	0	—

長崎県	長崎ブレークスルー(長崎グローバル人財育成)プロジェクト	申請数	0	-	-
		採用数	0	-	-
宮崎県	みやざきグローバル人財育成事業	申請数	5	-	-
		採用数	3	-	-
合計(高校生)		申請数	7	0	-
		採用数	5	0	-

(注)令和2年度後期(第13期)派遣留学生の募集を行ったが、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、採用中止とした。

<参考:大学生等の採用実績(全コース統合)(注)>

(単位:人)

区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
		第10期 第11期	第12期 第13期	第14期
理系、複合・融合 系人材コース	申請者数	1,185	520	330
	採用者数	437	265	182
うち未来テクノロジー人材 枠	申請者数	129	49	32
	採用者数	86	31	23
新興国コース	申請者数	311	109	104
	採用者数	106	49	54
世界トップレベル 大学コース	申請者数	313	72	122
	採用者数	89	26	43
多様性人材コース	申請者数	1,363	399	417
	採用者数	214	167	132
地域人材コース (大学生)	申請者数	195	11	41
	採用者数	130	7	33
合計	申請者数	3,367	1,111	1,014
	採用者数	976	514	444

(注)大学等コースの採用者及び地域人材コースで採用された大学生等。

<参考：高校生の採用実績（全コース統合）（注）>

（単位：人）

区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
アカデミック（テイクオフ）新高校 1年生対象	申請者数	423	—	234
	採用者数	121	—	119
アカデミック（テイクオフ）新高校 2－3年生対象	申請者数	914	—	437
	採用者数	243	—	245
アカデミック（ショート）	申請者数	427	—	197
	採用者数	128	—	111
アカデミック（ロング）	申請者数	264	—	199
	採用者数	21	—	18
スポーツ・芸術	申請者数	338	—	141
	採用者数	102	—	83
プロフェッショナル	申請者数	232	—	83
	採用者数	108	—	57
国際ボランティア	申請者数	420	—	128
	採用者数	112	—	71
地域人材コース （高校生）	申請者数	5	0	—
	採用者数	3	0	—
合計	申請者数	3,023	0	1,419
	採用者数	838	0	704

（注）高校生コースの採用者及び地域人材コースで採用された高校生。

③新型コロナウイルス感染症による影響及びその対応

一定の条件と地域協議会の承認をもって、日本国内においてオンラインでの留学開始を認めた。これに加え、感染症危険情報レベル2、3の国・地域への渡航においては、令和3年6

	<p>月 17 日付けで連続した 9 か月以上の留学期間の者について、令和 4 年 2 月 21 日付けでそれ以外の者について、一定の条件と地域協議会の承認をもって渡航しての留学開始を認めた。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症による影響と地域協議会に対する支援  地域協議会に対する支援（運営経費の一部を交付）は令和 2 年度で終了のところ、まだ渡航できていない学生を支援するため、令和 3 年度までの支援を更に延長し、令和 4 年度まで支援をすることとなった。また、地方経済の悪化を鑑み、地域事業に必要な資金の取扱いの柔軟化を講じた。</p> <p>(4)各種イベントの実施</p> <p>①「#せかい部」  高校生の海外や留学の関心を喚起するために留学経験を活かし活躍する著名人や海外のチームにチャレンジして成長したスポーツ選手などをゲストに招いたハイブリッド形式のイベント等を実施した。</p> <p>②模擬留学イベント及びオンラインオープンキャンパスイベント  海外大学への進学を果たした留学生に、海外の授業を英語で行ってもらい、質疑応答をする模擬留学イベントを定期的に開催した。  また、留学生が 1 日の流れを動画撮影し、その動画を見せながらキャンパスライフを紹介し、質疑応答をするオンラインオープンキャンパスイベントも定期的に実施した。</p> <p>③海外大学留学セミナー及び海外大学院留学セミナー  毎回、テーマを決めてオンラインも活用しながら毎年度複数回のセミナーを開催し、積極的に質疑応答がなされた。</p> <p>④第 1 ステージ成果報告会の開催  令和 4 年度においては、第 1 ステージの成果報告及び第 2 ステージのビジョン・コンセプトを伝えるとともに、支援企業へ感謝状を授与するイベントを開催した。</p> <p>(5)審査業務等の効率化  審査業務の実施や留学計画変更申請業務等の処理に当たっては、オンラインを活用し、学生、生徒、選考委員、学校及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、その確実な実施を図っている。</p> <p>(6)制度の周知に向けた取組  支援企業と連携した広報活動をはじめ、ホームページ、ポスター、チラシの制作、イベント、SNS活用及びメディア掲載などを通じて、さらなる周知を図るとともに、メディアへの働きかけを実施した。  特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても実施可能な取組に努め、留学準備や留学の目的意識を醸成するための動画やチラシ等の作成やオンラインセミナーの開催に尽力した。</p>		
--	---	--	--

(7)今後の方向性について

新型コロナウイルス感染症の影響により次期トビタテへの移行はさらに1年後ろ倒しで対応することとなった。令和5年度以降の「トビタテ！留学JAPAN」の在り方について、文部科学省と連携して検討を進め、令和4年8月に次期トビタテの実施について公表した。

(8)寄附金募集活動

グローバル人材育成部及び文部科学省幹部等により、トビタテの原資を確保すべく企業等と面談（一部はオンラインで実施）し、寄附金募集活動を行った。

特に、個人寄附拡大のため、連携団体の開拓及び関係強化を進め、イベントの共催等、PR活動に注力し、新規寄附獲得につなげることができた。

具体的には、季節の挨拶状送付、トビタテの活動報告等、既存寄附者及び新規アプローチ先へのきめ細かなフォローに留意するとともに、返礼品としてトビタテ第2ステージの新しいロゴをデザインしたTシャツを制作する等、新規の取組を行った。

また、第2ステージに向けては、新・日本代表プログラムの新規募集や第1ステージ成果報告会等をきっかけとした新規アプローチで、寄附を獲得した。

<寄附金募集活動の実施状況>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規訪問企業・団体数	50	9	1	15
訪問済み企業等への働きかけ	129	-	97	259
新規支援決定企業・団体数	7	2	4	8
寄附金受入実績(円)	1,423,551,113	914,032,945	201,115,587	652,011,422

○2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向けた取組状況

当初計画では2020年までに留学生の派遣を終了する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえて、計画を2年延長し、高校生コース第7期及び大学生等コース第14期の募集・採用を行うなど、派遣人数1万人という目標の達成に向けて取り組んだ。

<派遣年度別採用状況（累計）>

目標		10,000人			
採用者累計		9,471人			
		大学生等		高校生	
		申請者	採用者	申請者	採用者
合計		19,266人	6,074人	11,028人	3,397人
	平成26年度	1,700人	323人	-	-
	平成27年度	2,074人	660人	514人	303人
	平成28年度	3,220人	950人	2,058人	511人

平成 29 年度	3,275 人	1,115 人	1,904 人	501 人
平成 30 年度	3,505 人	1,092 人	2,108 人	538 人
令和元年度	3,367 人	976 人	3,025 人	840 人
令和 2 年度	1,111 人	514 人	—	—
令和 3 年度	1,014 人	444 人	1,419 人	704 人

(注) 令和 2 年度は、大学生等コースの前期のみ、令和 3 年度は大学生等コース・高校生コースともに募集は 1 回のみ。

○留学前・留学後の研修

- ・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」のプログラムの一環として、留学の効果を高めるため、留学開始前及び留学終了後の派遣留学生を対象として、事前研修・事後研修を実施している。  
実施に当たっては、グローバル人材としての意識の醸成のため、支援企業の経営幹部による講演や留学・海外経験のある社員や帰国した派遣留学生による留学計画や留学中の活動へのアドバイスを行う等、より効果的な留学機会を提供できるよう努めている。
- ・事前研修・事後研修には、研修に関する専門知識とノウハウを有する外部業者を活用し、円滑かつ効率的な運営に努めている。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大後は、その影響を鑑み、オンライン開催としてきたが、状況の変化に伴い令和 4 年度の事後研修は対面での開催とし、参加者同士の繋がりを深めた。

(1) 大学生等コースの事前研修

①目的

- ・将来のグローバルリーダーとしての動機付け
- ・留学目的・計画の明確化
- ・成長と活躍に必要な土台作り
- ・派遣留学生間の連帯感と使命感の醸成

②プログラム概要

- ・産業界からグローバルに活躍するリーダーたちを招聘した講演
  - ・多様な領域で活躍する若手リーダーによるパネルディスカッション
  - ・自分が留学期間中に意識すべきことの明確化や、日本についての理解の深化、自分の成長経験を共有するためのワークショップ・研修を通じて改善した留学計画のプレゼンテーション等
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の留学計画通りには留学できない可能性もあり、先が見えない状況の中で、今できることは何か等を考える研修内容とした。

③開催実績

<大学生等コースの事前研修開催状況>

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
開催回数	12 回	4 回	6 回
参加者数	970 人	236 人	388 人

(2) 大学生等コースの事後研修

①目的

- ・留学経験の振り返りと自己の軸の再確認
- ・リーダーに向けての意識転換
- ・留学機運醸成に対する意義付け
- ・長期的な展望の整理
- ・コミュニティの醸成

②プログラム概要

留学を終えて帰国した派遣留学生を対象として、留学での経験だけでなく、帰国後の活動や考えたこと等も含めて振り返り、参加者同士の繋がりを深めながら、今後どう活かしていくかについて検討する研修内容とした。

- ・留学成果のグループ内での共有
- ・多様な領域で活躍する若手リーダーやトピタテ OB 及び OG によるパネルディスカッション
- ・産業界からグローバルに活躍するリーダーを招聘した講演
- ・留学で得た経験を基に、派遣留学生の志を整理し、今後の活動を検討するためのワークショップ
- ・留学の成果と今後の活動方針についてのプレゼンテーション 等

③開催実績

<大学生等コースの事後研修開催状況>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	9回	15回	6回	7回
参加者数	748人	693人	103人	306人

(3) 高校生コースの事前・事後研修

採用した派遣留学生に対して事前研修を、オンライン環境下での学修を含め留学を終了した派遣留学生に対して事後研修を実施した。

新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、オンラインも活用し、実施した。

<事前研修の開催実績（高校生コース）>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数	3回	—	5回
参加者数	835人	—	691人

＜事後研修の開催実績（高校生コース）＞

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	12回	6回	1回	8回
参加者数	711人	117人	14人	283人

○メンタリング制度

「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」の一環として、留学中においても、アドバイザーとして、留學生生活上の様々な悩みについて相談を受け、派遣留學生のモチベーションの状態を把握しながら寄り添って考える「メンター」を支援企業の留学経験者・海外勤務経験者等から募り、希望する学生（メンティー）に対して一人のメンターを指定し、相談等に応じている。

新型コロナウイルス感染症の拡大以降はその影響により、留学スケジュールや計画の変更を余儀なくされた派遣留學生が、留学可能となるまで日本国内でできる留学準備や計画変更の進捗をメンターがバックアップ及びサポートする形で、留学ができない状況にあってもメンティーのモチベーションの維持（メンタルダウンの予防）に主眼をおいて実施し、渡航可能となつてからは留学中の計画遂行の進捗へのフィードバックやアドバイスする形で学生の成長のサポートを行った。

(1)目的

- ・留学計画の実践サポートによる学生の成長の促進
- ・留学準備中のモチベーションの維持（メンタルダウンの予防）

(2)実施形態

メンターとメンティーの1対1のコミュニケーションを、原則としてインターネット通話により行う（月1回程度）。

(3)実施状況

メンター及びメンティーを募集・採用し、両者をマッチングした上で、メンタリングを実施している。各年度の実施状況は表のとおりであり、派遣留學生の採用を行わなかった令和4年度においても、支援の継続の観点から、メンタリングを継続した。

＜メンタリング制度の実施状況＞

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
メンター数	25	9	21	21
メンティー数	45	14	45	45

4. その他参考情報

特になし



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8号、第9号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0158 0184

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
									予算額(千円)	308,712	302,594	306,708	291,288	—
									決算額(千円)	310,069	302,517	241,369	263,646	—
									経常費用(千円)	293,875	284,350	248,452	278,197	—
									経常利益(千円)	9,902	△11,754	261,866	296,233	—
									行政コスト(千円)	517,788	284,350	248,452	278,738	—
									従事人員数	20	18	16	19	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標、中期計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	(見込評価)
	(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供【B】 (2) 障害のある学生等に対する支援【B】 (3) キャリア教育・就職支援【B】	《評定》 B  《評定根拠》 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	評定 B  ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。  ＜今後の課題＞ (1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供 (2) 障害のある学生等に対する支援 (3) キャリア教育・就職支援 各項目の＜今後の課題＞を参照。  ＜その他事項＞ (1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供 (2) 障害のある学生等に対する支援 (3) キャリア教育・就職支援 各項目の＜その他事項＞を参照。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業 (1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8号、第9号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0158 0184

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
									予算額(千円)	308,712	302,594	306,708	291,288	—
									決算額(千円)	310,069	302,517	241,369	263,646	—
									経常費用(千円)	293,875	284,350	248,452	278,197	—
									経常利益(千円)	9,902	△11,754	261,866	296,233	—
									行政コスト(千円)	517,788	284,350	248,452	278,738	—
									従事人員数	20	18	16	19	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標、中期計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	(見込評価)
<24> 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の状況	<p>○学生生活調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の生活実態等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として「学生生活調査」を、高等専門学校(4、5年次)及び専修学校(専門課程)の学生・生徒を対象に「高等専門学校学生生活調査」及び「専門学校学生生活調査(令和2年度実施の「専修学校学生生活調査」を令和4年度に名称変更)を隔年で実施した(令和2年度、令和4年度)。調査実施に当たっては、外部有識者による学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、継続して実施した。</li> <li>・令和2年度調査では、高等専門学校(4、5年次)及び専修学校(専門課程)における調査について平成30年度の試行的な調査の実施を踏まえ、「高等専門学校学生生活調査」及び「専修学校学生生活調査」として、本格実施した。令和4年3月に機構のホームページにて調査結果を公表し、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校に集計結果を送付した。なお、大学昼間部の調査結果については、新たに速報値を公表(令和3年9月)することにより、情報提供の早期化を図り、調査結果の利活用を一層促進した。</li> <li>・令和4年度調査では、従前の紙面による調査からオンラインによる調査に変更して実施した。オンライン化にあたり、大学等担当者及び学校関係団体への事前周知を行い、円滑な実施に努めた。また、回答数確保のため、回答の進捗状況を踏まえて、回答期限の延長や回答率の低い大学等への個別の働きかけを実施した。また、次回調査(令和6年度)における課題の洗い出しを目的として、学生及び学校担当者のアンケート及び外部委託による調査システムの機能の検証等を行い、検証結果を踏まえ、次回調査の実施方法や設問内容の検討を進める予定。調査結果については、令和5年6月に大学昼間部の速報値を、令和5年12月に全体の結果を公表する予定。</li> </ul>	<p>(評定) B</p> <p>(評定根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生生活調査については、外部有識者による学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、必要に応じて改善を図るとともに、継続して調査を実施し、結果を公表したことは評価できる。</li> <li>・学生生活調査については、継続調査として着実に実施しつつ、高等専門学校及び専門学校の学生・生徒も対象とした調査を本格実施したことは評価できる。また、大学昼間部の速報値公表を開始し、より効率的かつ効果的な調査の実施に資するため、オンラインにより実施</li> </ul>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>実施する調査の項目や内容については、政策的必要性や社会的情勢、また大学・学生等にとっての分かりやすさの観点から、引き続き検討する必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインでのセミナーの開催を継続することで参加者の拡大につなげたことは評価できる。プロジェクト研究なども連動させて内容を深めていくこともできるのではないかと考えられる。</li> </ul>

○大学等における学生支援の取組状況に関する調査

- ・大学等における学生支援に関するニーズを把握するため、全国の大学・短期大学・高等専門学校を対象として、大学等における学生支援の取組状況について、隔年で調査を実施した（令和元年度、令和3年度、令和5年度）。調査実施に当たっては、外部有識者で構成される学生支援の取組状況に関する調査協力者会議での審議及び文部科学省との協議により調査内容を決定し、継続して調査を実施した。
- ・令和元年度調査では、調査項目については、LGBT(性的少数者)及びインターンシップに関する設問の充実を図った。また、大学等における先進的な取組を把握し情報提供するため、「キャリア・就職支援」「生活支援」「ピア・サポート」「学生相談(LGBT支援)」の4領域、計12校を対象に実地調査を行った。集計報告及び分析報告については、外部有識者による分析に関し令和元年度調査結果に留まらず、過去10年の調査結果を踏まえる方針のもとで、分析を行い、機構ホームページにて令和2年12月に公表し、大学・短期大学・高等専門学校に報告書を送付した。
- ・令和3年度調査では、新型コロナウイルス感染症の影響に関する設問を追加した他、大学等における学生支援について、先進的な取組などの実態を把握するため、「新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた取組」をテーマに10校を選定し、感染拡大防止の観点から、調査方法を現地調査からオンラインでの聞き取り調査に変更した上で実地調査を行った。なお、実地調査の結果については、従前はアンケート調査の結果と同時に公表していたものを、結果を取りまとめ次第機構のホームページにて公表（令和4年3月）することにより、情報提供の早期化を図った。また大学・短期大学・高等専門学校に報告書を送付した。また令和3年度調査の回答を活用してコロナ禍における学生間の交流の促進に有益と考えられる取組について事例集を取りまとめ、『コロナ禍における学生同士の交流に関する取組事例集』として公表し（令和4年8月）、その後増補版を公表した（令和5年1月）。
- ・令和5年度は、9～10月に調査を実施し、調査結果は、令和6年秋に公表する予定。

○「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」の開催

学生を取り巻く諸問題や大学等における学生支援に関する喫緊の課題をテーマに、具体的な問題事例や課題解決に向けた好事例の紹介等を行うことにより、先進的な取組等の普及、学生支援の充実を図ることを目的として実施した。また開催方法について令和2年度より新型コロナウイルス感染症拡大防止、参加者の利便性の確保及び積極的な情報提供の観点から、オンライン開催とし、主催者・講師・参加者全てがそれぞれの拠点からリモートで参加する形をとり、かつ当日参加できなかった人も視聴できるよう、セミナー終了後、録画のオンデマンド配信を実施した。

〈学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナーの開催状況〉

区分	テーマ	参加校数	参加者数／ 視聴者数	満足度
令和元年度	・外国人留学生のキャリア教育 ・今、学生に求められる金融リテラシー	146校	173人	95.3%
令和2年度	新型コロナウイルス感染症への対応と学生支援の課題	—	1,273人	91.8%
令和3年度	コロナ禍における学生のメンタルヘルスと支援	—	1,011人	93.8%
令和4年度	発達障害のある学生の支援：それぞれの未来に開かれた学生生活のためにできること	—	755人	94.8%

※令和2～4年度はオンライン開催のため参加校数は把握していない。

※令和5年度もオンラインにより実施予定。

したことは評価できる。

- ・大学等における学生支援の取組状況に関する調査については、外部有識者による調査協力者会議での審議等を踏まえ、高等教育機関にとって参考となるよう調査項目を充実させるとともに、過去10年の調査結果を踏まえる方針で分析を行ったことは評価できる。また、コロナ禍においても、調査方法を変更の上実地調査を行い、結果について、コロナ禍における学生支援に資するよう情報提供の早期化を図り、さらに令和3年度調査の回答を活用し、コロナ禍における学生間の交流の促進に有益と考えられる取組について事例集を取りまとめ公表したことは評価できる。
- ・「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」の開催により、学生生活において生じている喫緊の課題について専門的知見や優れた取組事例に関する情報提供を適時に行ったこと、また、コロナ禍以後はオンライン形式とすることにより、感染防止を図りつつ、多くの大学等教職員に参加機会を提供できたことは高く評価できる。
- ・障害学生本人が合理的配慮等の支援の決定プロセスにどのように参画し、支援についてどのように捉えているかという観点で行われたプロジェクト研究は、大学等と障害学生の間求められる建設的対話等に資する有益な情報を提供していると考えられ、評価できる。

	<p>○プロジェクト研究の実施</p> <p>学生生活支援に関わる政策上の重要課題に関連するテーマについて、今後の学生生活支援事業に活用することを主な目的として、国立大学法人筑波大学にプロジェクト研究を委託し、以下のとおり令和元年度及び令和2年度に実施した。</p> <p>(1)テーマ</p> <p>障害のある学生への修学支援における学生本人による効果評価に関する調査研究</p> <p>(2)背景</p> <p>障害学生に対して提供される合理的配慮の内容は、大学と障害学生間における不断の建設的対話・モニタリングを踏まえて決定することが重要とされているが、実際に、障害学生が合理的配慮等の支援の決定プロセスにどのように参画し、提供された支援についてどう捉えているかは明らかになっていないことから、今後の大学と学生間の合意形成過程や支援内容の改善・充実に資する有益なデータ等を得るため、障害学生本人を評価者とした合理的配慮等の支援に関する調査を実施する。</p> <p>(3)調査の目的</p> <p>①令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学と障害学生間の合意形成過程における好事例並びに課題を明らかにする。</li> <li>・大学から提供された合理的配慮等の支援に対して、障害学生本人による満足度評価により、支援の有効性を明らかにする。</li> <li>・上記について、学生の障害分類による差異を明らかにする。</li> </ul> <p>②令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等に申請した、あるいは提供された合理的配慮に対して、障害学生本人による効果評価を行い、配慮内容の有効性を明らかにする。</li> <li>・コロナ禍に伴う大学等におけるオンライン授業に対する障害学生の修学支援状況及び学生生活の変化を明らかにする。</li> <li>・上記について、学生の障害分類による差異を明らかにする。</li> </ul> <p>(4)調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度調査の結果：令和2年5月にホームページにおいて公表</li> <li>・令和2年度調査の結果：令和3年4月にホームページにおいて公表</li> </ul>		
--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>特になし</p>
-------------------------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業 (2)障害のある学生等に対する支援		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8号、第9号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0158 0184

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
									予算額(千円)	308,712	302,594	306,708	291,288	—
									決算額(千円)	310,069	302,517	241,369	263,646	—
									経常費用(千円)	293,875	284,350	248,452	278,197	—
									経常利益(千円)	9,902	△11,754	261,866	296,233	—
									行政コスト(千円)	517,788	284,350	248,452	278,738	—
									従事人員数	20	18	16	19	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標、中期計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	(見込評価)
<25> 障害のある学生等に対する支援に係る事業、調査・分析等の実施状況	<p>○大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査</p> <p>障害のある学生の今後の修学支援に関する方策の検討に資するため、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握することを目的として、毎年実施している。</p> <p>また、数値データだけでは把握できない実態に関する調査として合同ヒアリングを実施し、各年度のテーマに沿って聞き取りを行っている。</p> <p>(1) 調査の実施及び公表</p> <p>調査対象は全国の大学、短期大学及び高等専門学校約1,180校であり、毎年5月1日時点の障害学生数やその修学上の支援状況等について調査している。</p> <p>令和元年度から令和4年度に実施した調査の結果について、毎年度機構ホームページにて公表するとともに、大学等へ送付した。なお、令和2年度より、各大学等の負担軽減のため、調査回答期間を2か月延長し、結果公表は次年度の8月に行うものとした。</p> <p>令和5年度も同様に実施予定。</p> <p>また、令和2年度調査結果における障害学生数の減少等について、障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議による所見を公表した(令和3年10月)。</p> <p>(2) 合同ヒアリングについて</p> <p>各年度における実施概要は次のとおりである。</p> <p>令和元年度：5,000人未満の小・中規模の大学及び短期大学に対し、発達障害(診断書無・配慮有)学生への支援、支援体制や内容に関する課題等について実施</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、調査項目の改善・充実を図りつつ、調査を実施していることは、評価できる。</li> <li>数値データだけでは把握できない障害学生支援の実態に関し、高等専門学校における支援体制や課題、学生支援機関が把握するコロナ禍における障害学生支援、また近年増加傾向である発達障害・精神障害がある学生、オンライン授業に係る支援の実状等を</li> </ul>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実態調査における数値の遡及修正等が発生しないよう、集計作業をより効率的且つ正確に実施する体制を整備することが望ましい。</li> <li>今後、法人としても、障害者差別解消法の改正や国における障害のある学生の修学支援に関する検討会の議論や障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針、障害者基本計画等も踏まえた対応を行いつつ、大学等連携プラットフォームなど、関係機関等とも連携した取組の推進が期待される。</li> </ul> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>—</p>

令和2年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施せず。  
 令和3年度：①高等専門学校に対し、大学・短期大学とは異なる実態と課題等について実施  
 ②障害学生の支援を行っている機関に対し、同機関が把握するコロナ禍における障害学生支援について実施  
 令和4年度：主に私立大学に対し、次のテーマについて実施  
 ①発達障害・精神障害が疑われる学生の把握及び支援について  
 ②合理的配慮としてのオンライン授業について

(3) 調査項目の改善・充実

令和6年4月1日に施行予定である、改正後の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容を踏まえた調査項目の改訂について検討を行った。

(4) 「新型コロナウイルス感染症予防対策に係る大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生への取組事例について（概要）」の作成

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う緊急事態宣言の下、大学等において入構制限やオンライン授業等の対応が行われたところ、こうした状況が障害のある学生及び障害学生支援にどのような影響を及ぼしたかについて、調査し、各大学等がこの状況下において工夫・努力した支援事例の概要を障害種別に取りまとめ、令和3年1月8日に機構ホームページにて公表した。

(5) 調査結果の英訳

我が国の障害学生支援について海外へ情報発信し、国内外の研究者の研究交流を推進するため、令和元年から令和2年にかけて、平成30年度調査報告書の英語版を作成した。令和2年度協力者会議で承認の上、令和3年3月22日に機構ホームページに公開した。

○ 『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』の作成

平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行に伴い、障害のある学生と大学等との間において差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関しての相談や紛争の防止・解決に関して、各大学等が適切な対応を行うためにどのような体制を整えているかを調査するとともに、参考にできる具体例を収集・分析・公表・普及することを目的とし、『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』協力者会議の協力により、毎年度実施、公表している。

(1) 調査の実施・公表

毎年、各大学や相談機関等で発生した紛争の防止や解決等に関する具体例を調査・集計し、調査結果について機構ホームページにて、公表している。

<障害学生に関する紛争の防止・解決等の事例調査・収集状況>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調査対象機関	1,711 機関	1,607 機関	1,605 機関	1,715 機関
事例回答件数	401 件	391 件	354 件	303 件
公表事例	65 件	41 件	24 件	61 件

テーマとしたヒアリングを実施し、今後参考となる情報を収集、把握したことは、評価できる。

・毎年度、障害のある学生に関する紛争の防止・解決等に係る調査及び事例収集を実施し、事例集を公表していることは評価できる。

さらに、令和3年度、4年度には、改正障害者差別解消法施行に向けた体制整備をテーマとして、大学等の経営層や、学部長・学科長クラスの教員、授業担当教員等に対し、合理的配慮に関する理解をさらに深めるため、講演や障害学生支援の事例解説等を通じて広く情報を提供したことは評価できる。

・障害学生が在籍しない学校や思うように取組が進まない大学等を主対象として、障害学生支援体制を整えるための底上げを図る「障害学生支援理解・啓発セミナー」を実施したことは評価できる。また、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染拡大に対する参加者の安全を考慮し、かつ一般に公開し広く情報を提供することを目的としてオンラインでセミナーを実施したことは、障害学生支援に関する理解促進や支援体制の一層の充実に資するものであり評価できる。

・障害のある学生の修学支援に関して、「障害学生支援専門テーマ別セミナー」

(2) オンラインセミナーの開催

「障害者差別解消法」については、令和3年6月に改正法が公布され、民間事業者に相当する私立大学等においては、合理的配慮の不提供の禁止が、これまでの努力義務から義務に変更された。同法は令和6年度に施行する予定であり、私立大学等においては、障害学生支援についての体制整備が急務となっている。このような現状を踏まえ、新たな理解・啓発の取組として、令和3年度及び令和4年度においてオンラインセミナーを開催した。

令和3年度：

第一部講演

改正障害者差別解消法の施行に向けて～大学等が準備しておくべきこと～

第二部事例検討シンポジウム

改正障害者差別解消法の施行に向けて～合理的配慮提供の課題を読み解く～

令和4年度：

第一部講演

障害学生支援に必要な組織としての取組 ～改正障害者差別解消法施行に向けた体制整備～

第二部事例解説

他の学生と同等の機会を提供するために

<開催状況> (オンラインセミナー/オンデマンド配信)

区分	令和3年度	令和4年度
視聴回数	第一部 2,943回	第一部 4,340回
	第二部 346回	第二部 2,114回

(注) 視聴回数は、3月末時点のセミナー内のすべての動画の視聴回数の合計。

○「障害学生支援理解・啓発セミナー」の開催

(1) 目的

障害者差別解消法の一部改正により、私立大学等での合理的配慮の提供が令和6年度より義務化されるため、障害のある学生が在籍しない学校や、障害学生支援を初めて担当する教職員及び管理者を対象としたセミナーを実施し、障害学生支援の理解・啓発を図る。

(2) 対象者

高等教育機関の管理者及び障害学生支援に携わる高等教育機関の教職員（障害学生が在籍していない学校や、思うように取組が進まない大学等を主対象とする）のほか、一般に広く公開した。

(3) 実施概要

- ・主に、合理的配慮の提供に関する基本的な説明や、大学や高等専門学校における障害学生支援に関する取組の事例の紹介を行った。また、セミナーに関する資料の一部をホームページに掲載した。
- ・令和2年度から、新型コロナウイルス感染拡大防止、参加者の利便性の確保及び積極的な情報提供の観点から、セミナーはオンラインでの開催とした。また、誰でも何度でも視聴できるよう、YouTube（JASSO 学生生活支援事業チャンネル）でオンデマンドでの配信とした。令和5年度は「専修学校専門課程（専門学校）における障害のある学生・生徒への支援にかかる理解・啓発セミナー」と統合し、「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」として実施予定。

において時宜に合った専門的なテーマを取り上げたことは、大学等における障害学生支援に関する理解促進や支援体制の充実に資するものであることから評価できる。また、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染拡大に対する参加者の安全を考慮し、かつ広く情報を提供することを目的としてオンラインでセミナーを開催したことは評価できる。

・「障害学生支援実務者育成研修会」において基礎・応用プログラムにレベルを分けて研修を実施したことは、大学等の実践的な支援能力の向上に資するものである。また、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染拡大に対する参加者の安全を考慮してオンラインで開催したことは評価できる。

・「心の問題と成長支援ワークショップ」において、学生のメンタルヘルスやカウンセリングについて大学等教職員の理解を深めるとともに参加者の対応能力の向上を図ったことは、大学等の支援の充実・強化に資するものである。また、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染拡大に対する参加者の安全を考慮してオンラインで開催したことは評価できる。

・令和3年6月の障害者差別解消法の一部改正法の

<「障害学生支援理解・啓発セミナー」実施概要>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数／視聴回数	東京 160 人 大阪 127 人 オンライン 55 人	7,490 回	15,064 回	6,847 回

(注) 視聴回数は、3月末時点のセミナー内のすべての動画の視聴回数の合計。

○「障害学生支援専門テーマ別セミナー」の開催

(1)目的

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」の中で、各大学等が取り組むべき主要課題とされている障害学生支援における専門的な事項等をテーマとして、大学等での修学支援体制の充実・強化を図る。

(2)対象者

障害学生支援に携わる大学等の管理者及び教職員ほか

(3)実施概要

- ・ 障害のある学生の修学支援に関して、各大学等で今後の課題等と認識している専門的なテーマのセミナーを実施した。
- ・ 令和2年度から、新型コロナウイルス感染拡大防止、参加者の利便性の確保及び積極的な情報提供の観点から、セミナーはオンラインでの開催とした。また、何度でも視聴できるよう、YouTube（JASSO 学生生活支援事業チャンネル）でオンデマンドでの配信とした。

<「障害学生支援専門テーマ別セミナー」実施概要>

区分	テーマ	共催大学	参加者数／視聴回数
令和元年度	高大連携	関西学院大学	186 人
	ニューロダイバーシティ	筑波大学	253 人
	建設的対話	宮城教育大学	117 人
令和2年度	医療系学部における発達障害学生支援	富山大学	2,585 回
	発達障害学生の修学支援	筑波大学	2,000 回
	コロナ禍における障害学生支援	宮城教育大学	777 回

公布に伴い、私立学校等の事業者に係る合理的配慮の提供が法的義務にされたこと等から、専門学校に情報提供を図ることを目的として、障害のある生徒についての支援状況や課題を把握するためヒアリングを実施し、令和3年度より、「専修学校専門課程（専門学校）における障害のある学生・生徒への支援にかかる理解・啓発セミナー」を新たに開催したことは、計画を上回る成果として評価できる。



令和 3年度	With コロナ・Post コロナ社会における障害 学生支援（一般公開）	筑波大学	8,938回
	コロナ禍の大学生活とその支援に対する障 害学生の思い（登録制）	宮城教育大学	3,801回
令和 4年度	卒後を見据えた障害学生支援～卒業生の語 りから～	宮城教育大学	3,479回
	これからの修学支援体制と支援制度～合理 的で持続可能な取組とは～	広島大学	2,029回

（注）視聴回数は、3月末時点の各セミナー内のすべての動画の視聴回数の合計。

※令和5年度も同様に実施予定。

○「障害学生支援実務者育成研修会 基礎プログラム／応用プログラム」の開催

（1）目的

障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成する。

また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員としての能力向上を図る。

（2）対象者

大学、短期大学、高等専門学校の障害学生支援に関わる教職員

（3）期待される効果

①基礎プログラム

- ・障害のある学生が修学目的を達成するために必要なニーズに応じた円滑で効率的な支援を実施するための基本的な知識を得ることができる。
- ・学んだ基礎知識を元に支援方法の検討や情報共有を図ることができる。
- ・修学上必要な支援について関係者（学外者を含む）との連携・協力について手がかりを得ることができる。

②応用プログラム

- ・支援ニーズに応じた支援方法の検討や、具体的な支援計画の策定や関係者との連携を行なうために必要な知識を得ることができる。
- ・研修で得られた知識を元に、支援方法や改善案を実践に結びつけ、関係者と連携・協力することができる。
- ・他校で実践している障害学生支援の現状を共有し、問題意識を高めることができる。
- ・研修会を通して、学内連携や理解を深めるきっかけを作ることができる。

（4）実施概要

令和2年度から、新型コロナウイルス感染拡大防止、参加者の利便性の確保及び積極的な情報提供の観点から、研修会はオンラインでの開催とした。

〈障害学生支援実務者育成研修会実施状況〉

名称	区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
基礎プログラム	受講者数	東京 153 人 兵庫 130 人	160 人	203 人	246 人
	満足度	東京 97.2% 兵庫 95.7%	97.0%	99.0%	98.0%
応用プログラム	受講者数	63 人	56 人	58 人	49 人
	満足度	96.5%	98.0%	98.0%	100.0%

※令和5年度も同様に実施予定。

○「心の問題と成長支援ワークショップ」の開催

(1)目的

メンタルヘルス向上とカウンセリングに関する基礎知識の事前学習や講義、参加者間の討議などを通じて、学生の心の問題等に関する課題やニーズの理解を深め、大学等における学生の心のセーフティネットの充実に資すること。

(2)対象者

大学、短期大学、高等専門学校の学生支援に関わる教職員。

(3)期待される効果

- ・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生に対し、窓口で初期対応が適切にできる。
- ・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生に必要な支援につなぐために、関係者と連携・協力して対応できる。
- ・所属校における組織の在り方や学生支援方針を意識した支援に取り組むことができる。

(4)実施概要

令和2年度から、新型コロナウイルス感染拡大防止、参加者の利便性の確保及び積極的な情報提供の観点から、ワークショップはオンラインでの開催とした。

〈実施概要〉

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	東京 94 人 大阪 98 人	63 人	58 人	97 人
満足度	東京 97.4% 大阪 97.6%	97.0%	100.0%	98.0%

※令和5年度も同様に実施予定。

- 「専修学校専門課程（専門学校）における障害のある学生・生徒への支援にかかる理解・啓発セミナー」を開催
- (1)目的  
令和3年6月の障害者差別解消法の一部改正法の公布に伴い、私立学校等の事業者にかかる合理的配慮の提供について、努力義務から法的義務にされたこと等を契機として、専門学校に情報提供を図ることにより、一層の障害生徒支援の推進に資する。
- (2)対象者  
専修学校専門課程の教職員のほか、一般に広く公開した。
- (3)実施概要
- ・セミナーの企画にあたり、障害のある生徒の支援状況や課題を把握するため、複数校の専門学校にヒアリングを実施した。
  - ・専門学校の現状や障害者差別解消法改正についての基本的な説明や、専修学校専門課程における障害のある学生・生徒への支援に関する取組事例の紹介、対談形式での合理的配慮の解説等を行った。また、セミナーに関する資料の一部をホームページに掲載した。
  - ・新型コロナウイルス感染拡大防止、参加者の利便性の確保及び積極的な情報提供の観点から、セミナーはオンラインでの開催とした。また、誰でも何度でも視聴できるよう、YouTube（JASSO 学生生活支援事業チャンネル）でオンデマンドでの配信とした。
  - ・令和5年度は「障害学生支援理解・啓発セミナー」と統合し、「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」として実施予定。

<実施概要>（オンラインセミナー／オンデマンド配信）

区分	令和3年度	令和4年度
視聴回数	421回	544回

（注）視聴回数は、3月末時点のセミナー内のすべての動画の視聴回数の合計。

#### 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業 (3) キャリア教育・就職支援		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8号、第9号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0158 0184

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
									予算額(千円)	308,712	302,594	306,708	291,288	—
									決算額(千円)	310,069	302,517	241,369	263,646	—
									経常費用(千円)	293,875	284,350	248,452	278,197	—
									経常利益(千円)	9,902	△11,754	261,866	296,233	—
									行政コスト(千円)	517,788	284,350	248,452	278,738	—
									従事人員数	20	18	16	19	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																								
中期目標、中期計画																								
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																					
	業務実績		(見込評価)																					
<26> キャリア教育・就職支援の実施状況	<p>○「全国キャリア教育・就職ガイダンス」の開催</p> <p>(1)目的 大学等卒業予定者の就職・採用に関し、政府の行政説明、パネルディスカッション、「キャリア教育・就職支援の取組」の事例紹介等と情報交換・意見交換を行うことにより、産学官連携による人材育成等、キャリア教育・就職支援の充実を図る。</p> <p>(2)対象 大学等の役員及び部局長、教職員、キャリア教育・就職支援業務担当者、留学生支援業務担当者、障害学生支援業務担当者、企業等の人事採用担当者、地方公共団体の就職支援等担当者 等</p> <p>(3)開催状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施日</td> <td>6月11日</td> <td>11月24日</td> <td>6月30日</td> <td>6月22日・23日</td> </tr> <tr> <td>参加者数/視聴者数</td> <td>1,040人</td> <td>1,033人</td> <td>延べ1,046人</td> <td>延べ3,761人</td> </tr> <tr> <td>満足度</td> <td>91.9%</td> <td>78.6%</td> <td>94.4%</td> <td>88.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 令和元年度は対面による開催。 (注2) 令和2年度～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応としてオンラインによる開催。</p>		区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	実施日	6月11日	11月24日	6月30日	6月22日・23日	参加者数/視聴者数	1,040人	1,033人	延べ1,046人	延べ3,761人	満足度	91.9%	78.6%	94.4%	88.8%	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <p>・「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、政府の行政説明や産学の「キャリア教育・就職支援の取組」の事例紹介を発信する場の設置や資料を機構ホームページに掲載、大学等・学生・企業のパネルディスカッションを行ったことは、産学官の連携によりキャリア教育・就職支援の充実を図るものとして評価できる。また、外国人留学生や障害学生のキャリア教育・就職支援についてのセッションを行ったことは、多様な学生へのキャリア教育・就職支援を推進するものとして評価できる。</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; 「全国キャリア教育・就職ガイダンス」について、満足度が下がっていることに関して原因を分析し、満足度を高める取組を実施することに期待する。</p> <p>&lt;その他事項&gt; —</p>
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																			
実施日	6月11日	11月24日	6月30日	6月22日・23日																				
参加者数/視聴者数	1,040人	1,033人	延べ1,046人	延べ3,761人																				
満足度	91.9%	78.6%	94.4%	88.8%																				

- (注3) 令和5年度は参加者の利便性を考慮しオンラインによる開催を予定。  
 (注4) 令和2年度は視聴申込者数、令和3・4年度はプログラムのうちリアルタイムで実施した「キャリア教育・就職支援の取組」事例紹介を視聴した方の延べ人数を記載している。

- (4) 多様な学生に対応したキャリア・就職支援情報の提供  
 多様な学生へのキャリア教育及び就職支援の推進を目的として、外国人留学生及び障害のある学生のキャリア教育・就職支援についてのセッションを併せて開催した。

<各セッションの参加者数>

区分	令和元年度	令和2年度～令和4年度
外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション	311人	-
障害学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション	340人	

(注) 令和2年度～令和4年度はオンライン配信のため視聴者数の把握困難。

※令和5年度も同様に実施予定。

○キャリア教育・就職支援に関するセミナー及びワークショップの開催

- (1) キャリア教育・就職支援事業に係る協力者（外部有識者）との連携  
 学生支援に係るキャリア教育・就職支援に関わる機構の事業として、主に「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」及び「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施に当たっては、専門的な観点をも有する協力者（外部有識者）と連携し、効率的・効果的な実施が図れるよう検討した。

<協力者との連携実績>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	4回	14回	32回	14回

- (注1) 令和元年度は協力者会議を開催。  
 (注2) 令和2年度以降は主にオンラインでの打合せを実施。

(2) 「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」の開催

①目的

全国の大学等でインターンシップ等のキャリア教育に携わる教職員及びインターンシップに関心のある教職員に対し、専門家による講演やパネルディスカッション、グループワークを通じて、受講者の知見を広め、インターンシップ専門人材として必要になる実践的なスキルの向上を図る。

②対象

大学等でインターンシップ等のキャリア教育を担当する教職員及び大学等でインターンシップに関心のある教職員。

- ・キャリア教育・就職支援に係る協力者（外部有識者）と連携し、協力者会議の開催やオンライン方式により、セミナー及びワークショップの企画や実施内容の検討を行ったことは評価できる。
- ・「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」において、講演及びパネルディスカッション（令和2年度からはオンデマンド配信）を行い、グループワークを行うなど、大学等でインターンシップ等の実施に取り組む専門人材の育成に努めたことは評価できる。
- ・「キャリア教育・就職支援ワークショップ」において、企業等からの参加者と大学等の参加者との意見交換等を行い、キャリア教育・就職支援のための産学官連携教育の推進に向けた認識の共有を図ったことは評価できる。
- ・他機関と協力し、インターンシップ推進フォーラムを実施し情報共有を図ったことは評価できる。
- ・大学等におけるインターンシップの届出制度に関する情報発信を行ったことは評価できる。
- ・大学等におけるインターンシップの先進事例や学長等インタビューを『文部科学 教育通信』に掲載し、インターンシップの推進を図ったことは評価できる。

③実施状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受講者数	関西 160人 東京 222人	168人	141人	107人
満足度	関西 91.9% 東京 98.0%	78.4%	90.2%	83.7%

(注1) 令和元年度は対面による2日間開催の延べ人数である。

(注2) 令和2年度～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応としてオンラインによる実施。

(注3) 令和5年度は参加者の利便性を考慮しオンラインによる実施を予定。

(3)「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の開催

①目的

全国の大学等の管理者及びキャリア教育・就職支援に携わる教職員に対し、キャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、テーマ別に事例紹介やグループワーク等を実施している。教育界と産業界が双方の要望や課題等について認識を共有し、より実践的な産学連携教育の推進を図る。

②対象

大学等の管理者（学長、副学長、理事等）、課長相当職以上の幹部職員、キャリア教育・就職支援業務等に携わる教職員、企業等の代表・役員及び人事採用担当者

③実施状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受講者数	東京 131人 大阪 126人	150人	145人	延べ246人
満足度	東京 97.5% 大阪 90.9%	83.8%	88.7%	89.4%

(注1) 令和元年度は対面による実施。

(注2) 令和2年度～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応としてオンラインによる実施。

(注3) 令和5年度は参加者の利便性を考慮しオンラインによる実施を予定。

○大学等に対するインターンシップ等キャリア教育に関する情報の提供

(1)インターンシップ推進フォーラム ―大学を変える、未来を拓くインターンシップ―（令和元年度実施）

①目的

大学教育を変える、組織的なインターンシップの推進に向けた学長等のリーダーや、産業界との連携・協働によりインターンシップを実践している専門人材に、優れた実践の事例や取組内容等について意見を聞くことにより、情報共有を図る。

②対象

大学関係者、企業関係者。

③実施状況

区分	令和元年度
参加者数	117人

(注) 一般社団法人産学協働人材育成コンソーシアム (CIAC) との共催。

(2) 大学等におけるインターンシップの届出制度 (令和3年度、(未定) 令和5年度)

文部科学省において創設された「大学等におけるインターンシップの届出制度」において、教育的効果の高いインターンシップの普及・促進を図るため、正規の教育課程としてインターンシップを実施している大学等の取組の届出 (任意) の受付を行い、機構ホームページにて発信した。

区分	令和3年度
届出大学等数	106校

(3) インターンシップフォーラムへの協力

①目的

大学等や企業に普及するに相応しいモデルとなり得るインターンシップをグッドプラクティスとして表彰し、「大学等におけるインターンシップ表彰」受賞大学の事例を紹介するとともに、オンラインを活用したインターンシップやジョブ型研究インターンシップ、産官学で連携した人材育成等の取組について情報提供を行う。

②実施状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施日	中止	3月17日	3月30日	12月15日

(注1) 令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(注2) 令和2年度～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応としてオンラインによる実施。

※令和5年度も同様に実施予定。

(4) 大学等におけるインターンシップの先進事例を『文部科学 教育通信』に掲載

①目的

大学等の先進事例を『文部科学 教育通信』に掲載することにより、「大学教育改革」につなげるインターンシップの推進を図る。

②実施状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
掲載回数	15回	22回	14回	16回

(注) 令和元年度はインターンシップと大学教育改革に係る学長インタビューを含む。

※令和5年度も記事掲載予定。

4. その他参考情報

特になし

1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価(見込評価) 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積 値等、必要な情報	
(1) 一般管理費の削減 (計画値)	平成30年度予算を基準として中期目標期間中に16%以上削減する。	—	3億1,500万円以下 (削減率:3.1%以上)	3億500万円以下 (削減率:6.2%以上)	2億9,500万円以下 (削減率:9.2%以上)	2億8,500万円以下 (削減率:12.3%以上)	—		
(実績値)	—	3億2,451万円 ※平成30年度予算額	3億1,332万円 (削減率:3.6%)	3億291万円 (削減率:6.8%)	2億9,474万円 (削減率:9.3%)	2億7,982万円 (削減率:13.8%)	—		
(達成度) ※平成30年度予算に対する削減率の計画値を100%とする。	—	—	116.1%	109.7%	101.1%	112.2%	—		
(2) 業務経費の削減 (計画値)	平成30年度予算を基準として中期目標期間中に9%以上削減する。	—	54億6,300万円以下 (削減率:1.8%以上)	53億6,300万円以下 (削減率:3.6%以上)	52億6,300万円以下 (削減率:5.4%以上)	51億6,300万円以下 (削減率:7.2%以上)	—		
(実績値)	—	55億6,228万円 ※平成30年度予算額	54億5,583万円 (削減率:1.9%)	50億6,499万円 (削減率:9.0%)	50億5,727万円 (削減率:9.1%)	51億2,811万円 (削減率:7.8%)	—		
(達成度) ※平成30年度予算に対する削減率の計画値を100%とする。	—	—	105.6%	250.0%	168.5%	108.3%	—		



3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標・中期計画											
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
	業務実績	自己評価	(見込評価)								
	(1)一般管理費等の削減【B】 (2)人件費・給与水準の見直し【B】 (3)契約の適正化【B】	〈評定〉 B  〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2">           &lt;評定に至った理由&gt;            中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">           &lt;今後の課題&gt;            (1)一般管理費等の削減            (2)人件費・給与水準の見直し            (3)契約の適正化            各項目の&lt;今後の課題&gt;を参照         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">           &lt;その他事項&gt;            (1)一般管理費等の削減            (2)人件費・給与水準の見直し            (3)契約の適正化            各項目の&lt;その他事項&gt;を参照         </td> </tr> </table>	評定	B	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。		<今後の課題> (1)一般管理費等の削減 (2)人件費・給与水準の見直し (3)契約の適正化 各項目の<今後の課題>を参照		<その他事項> (1)一般管理費等の削減 (2)人件費・給与水準の見直し (3)契約の適正化 各項目の<その他事項>を参照	
評定	B										
<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。											
<今後の課題> (1)一般管理費等の削減 (2)人件費・給与水準の見直し (3)契約の適正化 各項目の<今後の課題>を参照											
<その他事項> (1)一般管理費等の削減 (2)人件費・給与水準の見直し (3)契約の適正化 各項目の<その他事項>を参照											

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－1－(1)	業務の効率化 (1)一般管理費等の削減		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5.年度	(参考情報) 当該年度までの累積 値等、必要な情報	
(1)一般管理費の削減 (計画値)	平成30年度予算を 基準として中期目 標期間中に16%以 上削減する。	—	3億1,500万円 以下 (削減率:3.1% 以上)	3億500万円 以下 (削減率:6.2% 以上)	2億9,500万円 以下 (削減率:9.2% 以上)	2億8,500万円 以下 (削減率:12.3% 以上)	—		
(実績値)	—	3億2,451万円 ※平成30年度予算 額	3億1,332万円 (削減率:3.6%)	3億291万円 (削減率:6.8%)	2億9,474万円 (削減率:9.3%)	2億7,982万円 (削減率:13.8%)	—		
(達成度) ※平成30年度予 算に対する削減率 の計画値を100% とする。	—	—	116.1%	109.7%	101.1%	112.2%	—		
(2)業務経費の削減 (計画値)	平成30年度予算を 基準として中期目 標期間中に9%以 上削減する。	—	54億6,300万円 以下 (削減率:1.8% 以上)	53億6,300万円以 下 (削減率:3.6% 以上)	52億6,300万円 以下 (削減率:5.4% 以上)	51億6,300万円 以下 (削減率:7.2% 以上)	—		
(実績値)	—	55億6,228万円 ※平成30年度予算 額	54億5,583万円 (削減率:1.9%)	50億6,499万円 (削減率:9.0%)	50億5,727万円 (削減率:9.1%)	51億2,811万円 (削減率:7.8%)	—		
(達成度) ※平成30年度予 算に対する削減率 の計画値を 100%とする。	—	—	105.6%	250.0%	168.5%	108.3%	—		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																							
中期目標・中期計画																							
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																			
	業務実績			自己評価	(見込評価)																		
	<主要な業務実績> ①一般管理費（人件費、公租公費及び土地借料を除く。）削減の進捗状況【B】 ②業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況【B】 ③奨学金貸与事業における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況【B】			<評定> B  <評定根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	評定 B  <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。  <今後の課題> 各項目の<今後の課題>を参照  <その他事項> 各項目の<その他事項>を参照																		
<27> 一般管理費（人件費、公租公費及び土地借料を除く。）削減の進捗状況 2億7300万円以下（削減率16.0%以上）	○一般管理費削減に係る取組 以下の事項を業務に支障のない範囲で実施することにより、次のとおり節電に取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・クールビズの励行による空調の適切な調整。</li> <li>・エレベーターの運転台数について業務に支障のない範囲で削減。</li> <li>・廊下、ロビー等共用部分の照明について安全を確保した上で業務上必要最小限の範囲で点灯。</li> <li>・パソコン・ディスプレイの省電力設定、離席時の電源オフ等の徹底。</li> <li>・タブレット端末の積極的な活用による会議等におけるペーパーレス化の推進。</li> <li>・テレワークの円滑な導入に向けて実施要領等を作成し、テレワーク勤務を導入。</li> <li>・業務の生産性・効率性の向上や職員のワーク・ライフ・バランスの更なる改善といった効果を目的としてテレワーク実施要領を改正。</li> </ul> <一般管理費の削減状況> (単位：千円) <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成30年度予算(基準)</th> <th>令和元年度実績</th> <th>令和2年度実績</th> <th>令和3年度実績</th> <th>令和4年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>324,515</td> <td>313,319</td> <td>302,909</td> <td>294,743</td> <td>279,817</td> </tr> <tr> <td>平成30年度予算に対する削減割合</td> <td>—</td> <td>△3.6%</td> <td>△6.8%</td> <td>△9.3%</td> <td>△13.8%</td> </tr> </tbody> </table>			区分	平成30年度予算(基準)	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	一般管理費	324,515	313,319	302,909	294,743	279,817	平成30年度予算に対する削減割合	—	△3.6%	△6.8%	△9.3%	△13.8%	<評定> B  <評定根拠> 経費の削減に努め、所期の目標を達成したことは評価できる。	<今後の課題> —  <その他事項> ・継続的な経費削減を実現していることは評価できる。一方で、経費の削減が業務の水準の低下を招くことがないように注意することも重要。
区分	平成30年度予算(基準)	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績																		
一般管理費	324,515	313,319	302,909	294,743	279,817																		
平成30年度予算に対する削減割合	—	△3.6%	△6.8%	△9.3%	△13.8%																		

<p>&lt;28&gt; 業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況 50億6,200万円以下 (削減率9.0%以上)</p>	<p>○業務経費削減に係る取組 新型コロナウイルス感染症の影響による留学生数の減少及びその回復という状況にあった第4期中期目標期間において、事業の実施方法を工夫して（イベントのオンライン実施等）経費の節減を図った結果、令和4年度時点においては、平成30年度予算に対し7.8%の効率化を達成した。</p> <p>&lt;業務経費の削減状況&gt; (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成30年度予算（基準）</th> <th>令和元年度実績</th> <th>令和2年度実績</th> <th>令和3年度実績</th> <th>令和4年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>5,562,286</td> <td>5,455,825</td> <td>5,064,993</td> <td>5,057,273</td> <td>5,128,109</td> </tr> <tr> <td>平成30年度予算に対する削減割合</td> <td>—</td> <td>△1.9%</td> <td>△9.0%</td> <td>△9.1%</td> <td>△7.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年度予算（基準）	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	業務経費	5,562,286	5,455,825	5,064,993	5,057,273	5,128,109	平成30年度予算に対する削減割合	—	△1.9%	△9.0%	△9.1%	△7.8%	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 新型コロナウイルス感染症の影響による留学生数の減少及びその回復という状況にあった第4期中期目標期間を通じて経費節減に努めたことにより、業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）が各年度計画値を下回ったことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; —</p> <p>&lt;その他事項&gt; ・留学生の増加と経費削減の両立を実現させたことは評価できる。一方、イベントのオンライン実施については、その効果について十分に検証し、経費削減のために安易にオンライン化を行うことのないよう注意が必要。</p>												
区分	平成30年度予算（基準）	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績																												
業務経費	5,562,286	5,455,825	5,064,993	5,057,273	5,128,109																												
平成30年度予算に対する削減割合	—	△1.9%	△9.0%	△9.1%	△7.8%																												
<p>&lt;29&gt; 奨学金貸与事業における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況</p>	<p>○奨学金貸与事業に関する費用の削減に係る取組 貸与奨学金の期首における要回収額の平成30年度から令和4年度への伸び率が8.2%であったのに対し、奨学金貸与事業に関する費用の同期間の伸び率は6.0%と、要回収額の伸び率以内となった。</p> <p>なお、奨学金事業業務経費については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、奨学金事業の業務改革に向けて検討を行い、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、住所調査の迅速化等を行った。</p> <p>&lt;奨学金貸与事業に関する費用の効率化状況&gt; (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成30年度予算（基準）</th> <th>令和元年度実績</th> <th>令和2年度実績</th> <th>令和3年度実績</th> <th>令和4年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期首要回収額</td> <td>730,195,318</td> <td>756,014,820</td> <td>777,954,316</td> <td>798,362,070</td> <td>789,741,290</td> </tr> <tr> <td>平成30年度基準に対する伸び率</td> <td>—</td> <td>3.5%</td> <td>6.5%</td> <td>9.3%</td> <td>8.2%</td> </tr> <tr> <td>奨学金貸与業務に関する費用</td> <td>7,246,621</td> <td>6,760,689</td> <td>7,695,436</td> <td>7,573,278</td> <td>7,682,047</td> </tr> <tr> <td>平成30年度基準に対する伸び率</td> <td>—</td> <td>△6.7%</td> <td>6.2%</td> <td>4.5%</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年度予算（基準）	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	期首要回収額	730,195,318	756,014,820	777,954,316	798,362,070	789,741,290	平成30年度基準に対する伸び率	—	3.5%	6.5%	9.3%	8.2%	奨学金貸与業務に関する費用	7,246,621	6,760,689	7,695,436	7,573,278	7,682,047	平成30年度基準に対する伸び率	—	△6.7%	6.2%	4.5%	6.0%	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）について、期首要回収額の伸び率を下回るよう削減を図ったことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; —</p> <p>&lt;その他事項&gt; —</p>
区分	平成30年度予算（基準）	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績																												
期首要回収額	730,195,318	756,014,820	777,954,316	798,362,070	789,741,290																												
平成30年度基準に対する伸び率	—	3.5%	6.5%	9.3%	8.2%																												
奨学金貸与業務に関する費用	7,246,621	6,760,689	7,695,436	7,573,278	7,682,047																												
平成30年度基準に対する伸び率	—	△6.7%	6.2%	4.5%	6.0%																												

<p>4. その他参考情報 特になし</p>
----------------------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1-(2)	業務の効率化 (2)人件費・給与水準の見直し		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
中期目標・中期計画													
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
	業務実績		(見込評価)										
<30> 政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況	○政府の方針等を踏まえた人件費の見直し 国家公務員の給与水準を十分に考慮しつつ、給与水準の適正化に努めた。		(評定) B  (評定根拠) ・国家公務員の給与水準を考慮しつつ、給与水準の検証を行い、検証結果等を公表したことは評価できる。										
	<人件費の状況> (単位：万円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績額</td> <td>352,683</td> <td>380,530</td> <td>375,631</td> <td>368,081</td> </tr> </tbody> </table>			区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	実績額	352,683	380,530	375,631	368,081
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度									
実績額	352,683	380,530	375,631	368,081									
	○給与水準の検証及び公表 機構の職員と国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス指数）については、以下のとおりである。												
	<機構職員と国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス指数）の推移> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラスパイレス指数</td> <td>93.9%</td> <td>92.8%</td> <td>93.9%</td> <td>96.0%</td> </tr> </tbody> </table>		区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	ラスパイレス指数	93.9%	92.8%	93.9%	96.0%	
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度									
ラスパイレス指数	93.9%	92.8%	93.9%	96.0%									
	国家公務員の給与水準を考慮しつつ、適切に給与水準を設定している。 なお、給与水準の検証結果等については、毎年度ホームページに公開している。												

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1-(3)	業務の効率化 (3)契約の適正化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	(政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシートの番号を記載)

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																																		
中期目標・中期計画																																																		
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																															
	業務実績		(見込評価)																																															
<31> 契約の適正化に係る実施状況	○契約監視委員会の開催 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、各年度に契約監視委員会を開催し、当該前年度における「調達等合理化計画自己評価(案)」及び当年度「調達等合理化計画(案)」を点検した。また、当該前年度の「競争性のない随意契約」についての事後承認及び2か年又は2回連続して一者応札・応募となった契約の対応策についての意見の具申がなされた。 「契約監視委員会規程(平成29年12月12日制定)」の第2条第2項に基づき、発注した建設工事等に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容について、案件を抽出して、その内容の審査及び意見の具申等を行った。		(評定) B  (評定根拠) ・契約監視委員会を開催し、当該前年度の「調達等合理化計画自己評価(案)」、「競争性のない随意契約」及び「一者応札・応募」の対応についての点検や、当年度の「調達等合理化計画(案)」の点検及び発注した建設工事等に係る入札及び契約の審査及び意見の具申が実施されたことは契約の適正化に資するという観点から評価できる。 ・「独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」に基づき、積極的に一般競争入札等の推進を図り、一者応札・応募となった原因の把握及び分析に努めるために聴き取りを行ったことは評価できる。また、前回一者応札・応募となった契約について公告期間を見直し、可能な限り公告期間の十分な確																																															
	○契約件数及び契約金額の状況 <契約件数及び契約金額の状況>			評定 B																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額(千円)</th> <th>件数</th> <th>金額(千円)</th> <th>件数</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争性のある契約</td> <td>(74.9%) 253</td> <td>(82.1%) 10,184,562</td> <td>(77.3%) 177</td> <td>(79.3%) 7,834,446</td> <td>(76.4%) 194</td> <td>(78.3%) 5,927,192</td> </tr> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(63.9%) 216</td> <td>(71.2%) 8,827,128</td> <td>(69.0%) 158</td> <td>(73.5%) 7,260,762</td> <td>(67.3%) 171</td> <td>(71.1%) 5,377,706</td> </tr> <tr> <td>企画競争、公募</td> <td>(10.9%) 37</td> <td>(10.9%) 1,357,434</td> <td>(8.3%) 19</td> <td>(5.8%) 573,684</td> <td>(9.1%) 23</td> <td>(7.3%) 549,486</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意契約</td> <td>(25.1%) 85</td> <td>(17.9%) 2,213,335</td> <td>(22.7%) 52</td> <td>(20.7%) 2,041,269</td> <td>(23.6%) 60</td> <td>(21.6%) 1,637,782</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100.0%) 338</td> <td>(100.0%) 12,397,897</td> <td>(100.0%) 229</td> <td>(100.0%) 9,875,715</td> <td>(100.0%) 254</td> <td>(100.0%) 7,564,973</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	競争性のある契約	(74.9%) 253	(82.1%) 10,184,562	(77.3%) 177	(79.3%) 7,834,446	(76.4%) 194	(78.3%) 5,927,192	競争入札等	(63.9%) 216	(71.2%) 8,827,128	(69.0%) 158	(73.5%) 7,260,762	(67.3%) 171	(71.1%) 5,377,706	企画競争、公募	(10.9%) 37	(10.9%) 1,357,434	(8.3%) 19	(5.8%) 573,684	(9.1%) 23	(7.3%) 549,486	競争性のない随意契約	(25.1%) 85	(17.9%) 2,213,335	(22.7%) 52	(20.7%) 2,041,269	(23.6%) 60	(21.6%) 1,637,782	合計	(100.0%) 338	(100.0%) 12,397,897	(100.0%) 229	(100.0%) 9,875,715	(100.0%) 254	(100.0%) 7,564,973	評定 B  <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。  <今後の課題> ー  <その他事項> ・競争性のない随意契約の比率が低下する傾向にあることはそれ自体評価できる。一方で、一定の基準の下に競争入札とするか、随意契約とするかの定めがあると思うので、むしろ一社応札・応募となったものの推移について見ることも重要と考えられる。
区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度																																													
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																																												
競争性のある契約	(74.9%) 253	(82.1%) 10,184,562	(77.3%) 177	(79.3%) 7,834,446	(76.4%) 194	(78.3%) 5,927,192																																												
競争入札等	(63.9%) 216	(71.2%) 8,827,128	(69.0%) 158	(73.5%) 7,260,762	(67.3%) 171	(71.1%) 5,377,706																																												
企画競争、公募	(10.9%) 37	(10.9%) 1,357,434	(8.3%) 19	(5.8%) 573,684	(9.1%) 23	(7.3%) 549,486																																												
競争性のない随意契約	(25.1%) 85	(17.9%) 2,213,335	(22.7%) 52	(20.7%) 2,041,269	(23.6%) 60	(21.6%) 1,637,782																																												
合計	(100.0%) 338	(100.0%) 12,397,897	(100.0%) 229	(100.0%) 9,875,715	(100.0%) 254	(100.0%) 7,564,973																																												

区分	令和4年度	
	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	(78.2%) 204	(85.7%) 13,413,646
競争入札等	(67.0%) 175	(77.8%) 12,176,156
企画競争、公募	(11.1%) 29	(7.9%) 1,237,490
競争性のない随意契約	(21.8%) 57	(14.3%) 2,229,414
合計	(100.0%) 261	(100.0%) 15,643,059

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

○調達等合理化計画に係る実施状況

- ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付総務大臣決定)に基づき、令和元年度以降も「独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページにおいて公表するとともに文部科学大臣に報告した。
- ・調達等合理化計画に対する取組内容及び実績は次のとおり。

(1) 重点的に取り組むべき分野

①. 一者応札・応募に関する調達

・目標

一者応札・応募となった原因の把握及び分析に努める。また、前回一者応札・応募となった契約については、公告期間の十分な確保に努める。

・目標達成に向けた取組内容

一者応札・応募となった契約のうち、複数者に入札資料を配付した全ての契約で理由の聴き取りを行い、次回以降の契約の改善に努めた。また、前回契約において一者応札・応募となった契約については公告期間を見直し、可能な限り公告期間の十分な確保に努めた。

(2) 調達に関するガバナンスの徹底

①随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約を締結した案件については、契約事務取扱細則に規定された「随意契約によることができる場合」との整合性を確認し、監査部門の事前点検等による随意契約に関する内部統制の確立を目的として事前に機構内監査部門に報告し点検を受け、承認を得たうえで随意契約を締結した。

②不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組

- ・不祥事発生を未然に防止するための取組

調達担当職員は、調達に関する業務マニュアル及び内部チェックマニュアルに基づく契約事務を確実に

保に努めたことは評価できる。  
・マニュアル等の随時チェックを行っていること、全職員に対する会計コンプライアンス研修を実施したこと、職員スキルの向上に取り組んでいることは、契約の適正化及び効率化のための積極的な取組として評価できる。

	<p>実施するとともに、外部の研修会への参加により、職員のスキル向上に取り組んだ。上記取組により、不祥事の発生を未然に防止しているところではあるが、更なる充実を図るため、マニュアル等の内容について逸脱がないか、下記の観点より随時、チェックを行った。チェックの結果、不祥事の発生を未然に防止する観点から改訂等を行ったマニュアルはなかった。</p> <p>[チェックの観点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律や規程等の改正による手続の変更。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他法人において発生した不祥事の事例の原因・対応等の調査。その結果、同様の事例が機構で発生した場合に既存マニュアル等で対応できるかの検証。</li> <li>・各職員が既存マニュアル等の内容をチェックし、改善点等について相互確認。</li> </ul> </li> </ul> <p>また、調達に係る事務手続きとルールの徹底を図るため、全職員に対する会計コンプライアンス研修を適時実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不祥事発生時の対応と再発防止のための取組 <p>万一、調達業務において不祥事が発生した際には、直ちに当該調達に係る調査委員会（調達の規模や案件の重要性に応じて内部又は第三者により構成）を設置し、原因を究明するとともに、今後の対応策を検討し、必要な措置を講ずることとしている。令和3年度において、不適切な行為が疑われる情報が寄せられたため、必要な調査等を行い、公平性を確保したうえで入札を行ったが、各年度とも不祥事の発生はなかった。</p> </li> </ul> <p>○共同調達等の実施</p> <p>効果的かつ効率的な業務運営を図るため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとしており、共有事務所を有する駒場事務所において、公益財団法人日本国際教育支援協会等と共同で施設の管理運営を実施した。また、コピー用紙の調達については独立行政法人大学入試センターと共同で実施した。</p> <p>○契約に関する情報の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づき、各年度に締結した公益法人等に対する会費支出の状況を公表した。</li> <li>・「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財務大臣から各省各庁の長宛財計第2017号）に基づき、各年度に締結した契約について、競争契約（総合評価及び政府調達を含む一般競争入札）及び随意契約（企画競争、公募、随意契約（不落随意契約を含む））別に区分し、機構ホームページにおいて毎月公表した。</li> <li>・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づき、各年度の公益法人に対する支出に係る見直しを行い、見直し結果を機構ホームページにおいて公表した。</li> </ul>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	組織の効果的な機能発揮		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標・中期計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	(見込評価)
<32> 組織改善、事業実施体制の構築状況	<p>○事業実施体制の構築に向けた検討</p> <p>業務の適正を確保し、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、令和元年度から令和5年度においては、事業実施体制の構築に向けて、主に以下について検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな給付奨学金制度の規模拡大を見据えた組織見直し</li> <li>・留学生事業部の部内業務の一部を一元化するための体制整備・高等教育の修学支援新制度や新型コロナウイルス感染症対策に対応するための組織見直し</li> </ul> <p>○組織の見直し</p> <p>機構の事務事業及び組織の見直しを以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 令和元年度における事務事業及び組織見直しの主なポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育の修学支援新制度の実施に伴う体制整備等 奨学金に係る情報提供の充実、スカラシップ・アドバイザー派遣事業の利用促進等を図るため、奨学事業戦略部に奨学情報課を新設した。</li> <li>・奨学金事業における各部の効率的な業務実施を支援するため、一元処理に適した業務の実施、マイナンバー活用業務の一元処理に向けた検討等を行う奨学事業支援部を新設し、基盤業務課、相談課を設置した。</li> <li>・情報部の体制強化 情報システムのソフト及び機器運用、情報セキュリティ管理を確実に行うため、情報部の体制を強化した。</li> </ul> <p>(2) 令和2年度における事務事業及び組織見直しの主なポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育の修学支援新制度実施に伴う体制整備 家計急変にかかる採用業務及び支援区分見直し業務等を採用課及び奨学指導課から切り</li> </ul>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 状況に合わせた業務効率化のための組織改編を行ったことは評価できる。</p>	<p>評定 B</p> <p>〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>〈今後の課題〉 —</p> <p>〈その他事項〉 ・業務の変化に合わせて柔軟に組織を見直していることは評価できる。</p>

	<p>離し、事務の効率化・迅速化を図るため貸与・給付部に特別採用課を設置した。 また、特別採用課の設置にあたり、貸与・給付部の組織を再編成し、採用課の海外貸与係を特別採用課に移管し、既存各課の人員配置を見直した。</p> <p>(3) 令和3年度における事務事業及び組織見直しの主なポイント 新型コロナウイルス感染症対策や高等教育の修学支援新制度への対応の際の組織改善による人員数の偏りを調整するため、以下の改編を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返還中債権を一元的に管理することによるガバナンスの強化、業務の効率化及び給付奨学金の複雑な返金パターン（月賦返還、不当利得の返金、不正利得の返金）等の処理における連携強化のため、返還部と債権管理部を統合した。</li> <li>・対象債権の属性（貸与中、返還中）に応じた分掌により、業務を効率化するため、返還免除課を廃止し、貸与・給付総務課に業績免除業務、返還総務課に特別免除及び一般免除業務を移管した。</li> <li>・マイナンバー受付・審査・情報照会に係る業務について一元管理を行うため、企画課及び返還促進課から基盤業務課に業務を移管した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受電、来訪、文書を含め、照会対応の一元化による回答内容の均一化、質の向上、効率化のため、来訪者や照会文書への対応業務を返還促進課から相談課に移管した。</li> <li>・寄附金事業について広報活動と一体となった事業実施を可能とするため、広報課内に寄附金室を移管した。</li> <li>・遠隔教育実施体制強化のため、東京日本語教育センターに遠隔教育推進室を設置した。</li> </ul> <p>(4) 令和4年度における事務事業及び組織見直しの主なポイント 市谷事務所再整備事業を着実に実施するため、市谷事務所再整備準備室を設置した。</p> <p>(5) 令和5年度における事務事業及び組織見直しの主なポイント 継続的な業務の改善等を図るため、業務移管やそれに伴う一部の人員の付け替え等を行った。</p>		
--	--	--	--

<p>4. その他参考情報 特になし</p>
----------------------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	学生支援に関する調査・分析・研究の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標・中期計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	(見込評価)
<p>&lt;33&gt; 学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況</p>	<p>○学生支援に関する調査・分析・研究の実施</p> <p>(1) 学生生活調査等【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生生活実態等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として「学生生活調査」を、高等専門学校（4、5年次）及び専修学校（専門課程）の学生・生徒を対象に「高等専門学校学生生活調査」及び「専門学校学生生活調査（令和2年度実施の「専修学校学生生活調査」を令和4年度に名称変更）を隔年で実施した（令和2年度、令和4年度）。調査実施に当たっては、外部有識者による学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、継続して実施した。</li> <li>令和2年度調査では、高等専門学校（4、5年次）及び専修学校（専門課程）における調査について平成30年度の試行的な調査の実施を踏まえ、「高等専門学校学生生活調査」及び「専修学校学生生活調査」として、本格実施した。令和4年3月に機構のホームページにて調査結果を公表し、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校に集計結果を送付した。なお、大学昼間部の調査結果については、新たに速報値を公表（令和3年9月）することにより、情報提供の早期化を図り、調査結果の利活用を一層促進した。</li> <li>令和4年度調査では、従前の紙面による調査からオンラインによる調査に変更して実施した。オンライン化にあたり、大学等担当者及び学校関係団体への事前周知を行い、円滑な実施に努めた。また、回答数確保のため、回答の進捗状況を踏まえて、回答期限の延長や回答率の低い大学等への個別の働きかけを実施した。また、次回調査（令和6年度）における課題の洗い出しを目的として、学生及び学校担当者のアンケート及び外部委託による調査システムの機能の検証等を行い、検証結果を踏まえ、次回調査の実施方法や設問内容の検討を進める予定。調査結果については、令和5年6月に大学昼間部の速報値を、令和5年12月に全体の結果を公表する予定。</li> </ul> <p>(2) 奨学事業に関する実態調査等</p> <p>① 令和元年度奨学事業に関する実態調査</p> <p>国内の奨学事業の実施状況を把握するため、全国の学校、地方公共団体、奨学事業実施団体等に対して、3年に1度調査を実施している。「令和元年度奨学事業に関する実態調査」を令和2</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生生活調査については、外部有識者による学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、必要に応じて改善を図るとともに、継続して調査を実施し、結果を公表したことは評価できる。</li> <li>学生生活調査については、継続調査として着実に実施しつつ、高等専門学校及び専門学校の学生・生徒も対象とした調査を本格実施したことは評価できる。また、大学昼間部の速報値公表を開始し、より効率的かつ効果的な調査の実施に資するため、オンラインにより実施したことは評価できる。</li> <li>奨学事業の実施状況をホームページに掲載したこと及び各自治体の奨学金制度に関する情報を収集したことは、評価できる。</li> <li>留学生に関する各種調査を確実に実施し、留学生政策の基礎資料及び経年比較による留学生交流の現状把握に資する調査結果を一般に公表したことは評価できる。</li> </ul>	<p>評定 B</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>〈今後の課題〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査のローデータを提供していることは評価できる。</li> </ul>

年10月～令和3年2月に実施し、令和3年度に結果を取りまとめ、ホームページに公表した。

②大学・地方公共団体等が行う奨学金制度に関する情報収集

- ・奨学金事業の実施状況をホームページに掲載した
- ・大学、地方公共団体、奨学金事業実施団体が行う奨学金制度に関する情報収集を行った。

(3)留学生に関する調査

留学生政策に関する基礎資料を得ることを目的として、第4期中期目標期間においては、以下の調査を実施し、調査結果についてホームページに公表した。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、出入国規制により渡日、出国できない学生についての集計方法について文部科学省と調整を図り、対応した。

[外国人留学生に関する調査]

- ①外国人留学生在籍状況調査（毎年度実施）
- ②外国人留学生年間受入れ状況調査（毎年度実施）
- ③短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査（毎年度実施）
- ④外国人留学生進路状況調査（毎年度実施）
- ⑤外国人留学生学位授与状況調査（毎年度実施）
- ⑥私費外国人留学生生活実態調査（隔年度実施）

[日本人留学生に関する調査]

- ⑦日本人学生留学状況調査（毎年度実施）

○調査分析機能の充実に向けた取組

(1)機構の情報資産の寄託

機構が保有する調査データの幅広い活用を目的として、平成28年度より東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター（以下「SSJDA」という。）へ原則として調査ローデータを寄託することとしており、SSJDAへ寄託した調査ローデータの件数は以下のとおりである。また、寄託後、公開された調査ローデータのうち、利用申請があり、SSJDAに対し提供の承認を行った件数は以下のとおりである。

<SSJDAへの調査データ寄託状況>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規寄託件数	7件	6件	11件	11回
データ利用申請承認件数	18件	4件	6件	22回

(2)若手研究者等を活用した公募による調査研究

- ・学生支援の推進に資する調査研究（JASSOリサーチ）として、令和元年度は8件の応募の中から5件を、令和2年度は15件の応募の中から10件を採択して研究者等に調査研究を依頼した。調査研究の成果については、成果報告書にまとめられ、成果発表会において各研究者より発表された。

・調査ローデータを、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター（SSJDA）へ寄託し、申請者に提供したことは、調査データの幅広い活用及び学生支援に関する研究等の発展に資するものであり、評価できる。

・学生支援に関する調査研究において若手研究者等を活用したJASSOリサーチを実施したことは評価できる。また、今後の新たな支援案の方向性や内容について検討したことは評価できる。

	<p>・今後の若手研究者等を活用した公募による調査研究について、新たな支援案の方向性や内容について検討を行った。</p> <p>(3)調査分析定例会議 各部の調査分析に係る情報の共有及び各部横断的な課題に対する検討を行うため、調査分析室定例会議を開催した（令和元年度2回、令和2年度1回）。</p> <p>(4)調査データの集約管理 過去に機構で実施した調査のローデータ散逸防止のため、調査データを集約し、適切に管理した。</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-4	情報システムの適切な整備及び管理		
当該項目の重要度、難易度	「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標・中期計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	(見込評価)
<34> PMO 設置等の体制整備状況	<p>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMO の設置等体制の整備検討、情報システムの適切な整備及び管理を実施すべく、以下の対応を行った。</p> <p>○PMO の設置等体制の整備 中期計画及び令和4年度計画変更に伴い、PMO の設置等体制整備について検討をすすめ、PMO の設置等体制整備、運用開始及び関連情報について、機構役職員に周知(令和5年3月)。</p> <p>○情報システムの適切な整備及び管理 毎年度、「情報システム台帳管理要領」に基づき、各部署において情報システム台帳の更新を随時行うとともに、年1回棚卸しを実施することにより、情報システムの適切な整備及び管理に努めた。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PMO の設置等体制について検討し、整備するとともにPMO の運用開始や関連情報を組織内に周知したことは評価できる。</li> <li>情報システムの適切な整備及び管理について実施したことは評価できる。</li> </ul>	<p>評定 B</p> <p>〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>〈今後の課題〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p>

4. その他参考情報
特になし

1-2-4-3 中期目標管理法 中期目標期間評価(見込評価) 項目別評定調書(財務内容の改善に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
III-1	収入の確保等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																	
中期目標・中期計画																	
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価														
	業務実績	自己評価	(見込評価)														
<p>&lt;35&gt; 収入の確保等の状況</p> <p>○外部資金の獲得</p> <p>(1) 学生支援寄附金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附金募集に係る広報の強化を図るため、令和2年4月に寄附金事業を専門的に行う寄附金室を新たに設置した。</li> <li>・ホームページでの周知、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」や特に優れた業績による「返還免除認定通知」及び返還完了時に発送する「返還完了通知」への「寄附金募集のご案内」の掲載など、寄附金募集に係る広報を行った。</li> <li>・社会貢献の一環として株主優待制度を活用した寄附制度を有する企業や、私募債発行手数料の一部をSDGs関係団体に寄附する商品や有する金融機関と連携し、機構を寄附先に指定する機関を増やすなど、寄附金獲得に努めた。</li> <li>・寄附者への感謝の気持ちを広く表明し、継続的な寄附や新規の寄附を促すことを目的として、一定額以上の寄附者の法人名又は個人名を寄附者の意向に応じて機構ホームページに公表した。</li> <li>・個人からの継続的な寄附及び多様な寄附受入方法を維持するため、平成29年11月より導入したオンライン寄附システムを引き続き運用した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的に困窮し修学の継続が困難となっている学生等に対し支援を行うことを目的として、令和2年5月29日から令和2年7月31日に「新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金」の募集を行い、寄附金の獲得拡大に努め、10.3億円を受け入れた。</li> </ul> <p>上記の取組により、寄附金の受入れは下表のとおりとなった。</p> <p>&lt;学生支援寄附金の受入状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>1,905</td> <td>2,837</td> <td>2,737</td> <td>2,957</td> </tr> <tr> <td>金額(円)</td> <td>523,777,706</td> <td>1,507,751,223</td> <td>868,411,750</td> <td>176,582,055</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 令和2年度においては、「新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金」10.3億円を含む。</p>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	件数(件)	1,905	2,837	2,737	2,957	金額(円)	523,777,706	1,507,751,223	868,411,750	176,582,055	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部署を新たに設置し、学生支援寄附金の獲得のため、返還者等への周知を図ったことは評価できる。また、企業や金融機関との連携や、一定額以上の寄附者をホームページで公表し、寄附金獲得に努めたことは評価できる。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金を募集し、10.3億円の寄附金を受け入れたことは評価できる。</li> <li>・「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金の募集をオンラインでの面談も併用して行い、コロナ禍における支援延長への寄附の獲得とともに、次期トビタテへの移行準備として寄附型自動販売機の設置、企業・学校等への引き続きの支援依頼、個人寄附拡大の取組及びき</li> </ul>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; —</p> <p>&lt;その他事項&gt; —</p>
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度													
件数(件)	1,905	2,837	2,737	2,957													
金額(円)	523,777,706	1,507,751,223	868,411,750	176,582,055													

(2)「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金

グローバル人材育成部及び文部科学省幹部等により、トビタテの原資を確保すべく企業等と面談（一部はオンラインで実施）し、寄附金募集活動を行った。

特に、個人寄附拡大のため、連携団体の開拓及び関係強化を進め、イベントの共催等、PR活動に注力し、新規寄附獲得につなげることができた。

具体的には、季節の挨拶状送付、トビタテの活動報告等、既存寄附者及び新規アプローチ先へのきめ細かなフォローに留意するとともに、返礼品としてトビタテ第2ステージの新しいロゴをデザインしたTシャツを制作する等、新規の取組を行った。

また、第2ステージに向けては、新・日本代表プログラムの新規募集や第1ステージ成果報告会等をきっかけとした新規アプローチで、寄附を獲得した。

【再掲】

＜「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入状況＞

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数(件)	1,222	1,286	1,270	1,398
金額(円)	1,423,551,113	914,032,945	201,115,587	652,011,422

○自己収入の確保

(1)日本留学試験

日本留学試験については、受験希望者への広報や大学等への利用促進を図ると共に、受験料の改定によって収入確保に努めた。

(2)日本語教育センター

日本語教育センターについては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、特に令和2年度は予定通りの渡日が出来ず、入学辞退や延期が多数出たものの、令和3年度以降、受入数は回復傾向にある。

(3)留学生宿舍

留学生宿舍については、大学による貸出方式の利用、推薦方式の推進などにより収入の確保に努めているが、新型コロナウイルス感染症の影響により入居率が低下したことにより、令和2年度及び令和3年度は収入が減少したが、令和4年3月に政府による外国人の新規入国制限の緩和措置が実施されたことにより、入居率が上昇したため、令和4年度の収入は増加した。

＜自己収入＞

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日本留学試験	728,435	361,060	593,263	547,748
日本語教育センター	321,235	256,869	305,944	313,751
留学生宿舍	567,281	533,181	510,000	563,588

め細かなフォローに留意し、大口個人寄附獲得に努めたことは評価できる。

・奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めたことは評価できる。



○適正な財務管理

(1)財投機関債の発行

奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めた。

<財投機関債発行状況>

(単位：億円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
財投機関債発行額	1,200	1,200	1,200	1,200

なお、財投機関債発行に関連して、格付機関による発行体格付の状況は以下のとおりである。

<発行体格付の状況>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日本格付研究所 (JCR)	AAA	AAA	AAA	AAA
格付投資情報センター (R&I)	AA+	AA+	AA+	AA+

(2)民間資金借入額実績(年度末残高)

(単位：億円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
民間資金借入額	1,883	1,228	1,470	1,170

○保有資産の有効活用

居室の有効活用を行うため、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の両会館について、積極的な大学推薦方式による入居者募集を行った。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び令和3年度は入居率が低下したが、令和4年3月に政府による外国人の新規入国制限の緩和措置が実施されたことにより、入居率が上昇した。

<国際交流会館等入居率>

(単位：%)

会館名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東京国際交流館	93.3	90.2	85.4	92.4
兵庫国際交流会館	91.8	75.6	73.7	81.8
会館全体の入居率	93.0	87.3	83.1	90.3

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ— 2	寄附金事業の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																	
中期目標・中期計画																	
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価														
	業務実績	自己評価	(見込評価)														
<p>&lt;36&gt; 寄附金事業の実施状況</p> <p>○学生支援寄附金の受入れ【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附金募集に係る広報の強化を図るため、令和2年4月に寄附金事業を専門的に行う寄附金室を新たに設置した。</li> <li>・ホームページでの周知、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」や特に優れた業績による「返還免除認定通知」及び返還完了時に発送する「返還完了通知」への「寄附金募集のご案内」の掲載など、寄附金募集に係る広報を行った。</li> <li>・社会貢献の一環として株主優待制度を活用した寄附制度を有する企業や、私募債発行手数料の一部をSDGs関係団体に寄附する商品や有する金融機関と連携し、機構を寄附先に指定する機関を増やすなど、寄附金獲得に努めた。</li> <li>・寄附者への感謝の気持ちを広く表明し、継続的な寄附や新規の寄附を促すことを目的として、一定額以上の寄附者の法人名又は個人名を寄附者の意向に応じて機構ホームページに公表した。</li> <li>・個人からの継続的な寄附及び多様な寄附受入方法を維持するため、平成29年11月より導入したオンライン寄附システムを引き続き運用した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的に困窮し修学の継続が困難となっている学生等に対し支援を行うことを目的として、令和2年5月29日から令和2年7月31日に「新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金」の募集を行い、寄附金の獲得拡大に努め、10.3億円を受け入れた。</li> </ul> <p>上記の取組により、寄附金の受入れは下表のとおりとなった。</p> <p>&lt;学生支援寄附金の受入状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>1,905</td> <td>2,837</td> <td>2,737</td> <td>2,957</td> </tr> <tr> <td>金額(円)</td> <td>523,777,706</td> <td>1,507,751,223</td> <td>868,411,750</td> <td>176,582,055</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 令和2年度においては、「新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金」10.3億円を含む。</p>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	件数(件)	1,905	2,837	2,737	2,957	金額(円)	523,777,706	1,507,751,223	868,411,750	176,582,055	<p>〈評定〉 A</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部署を新たに設置し、寄附金事業について返還者等への周知を図るなど寄附金獲得拡大に努めたことは評価できる。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金を募集し、10.3億円の寄附金を受け入れたことは評価できる。</li> <li>・災害救助法適用時に、速やかに JASSO 災害支援金の制度を周知し、支援金を支給したことは評価できる。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大に対応し、帰国を余儀なくされた日本人留学生へ支援金を支給したことは評価できる。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大に対応し、大学等が実施する学生等への経済的支援の取組に対し助成を行ったことは</li> </ul>	<p>評定 A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の達成が認められるため</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部署の設置等により寄附金拡大に向けた取組を強化し、新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金も含め、多額の寄附金の受入れにつなげ、災害支援金や新型コロナウイルス感染症対策助成等の多様な支援を実施したことは評価できる。</li> </ul> <p>&lt;今後の課題&gt; —</p> <p>&lt;その他事項&gt; —</p>
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度													
件数(件)	1,905	2,837	2,737	2,957													
金額(円)	523,777,706	1,507,751,223	868,411,750	176,582,055													

○JASSO 災害支援金

- ・自然災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅が半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒に対し、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続するための支援として、JASSO 災害支援金（1人10万円）を支給した。
- ・災害救助法適用時の緊急採用・返還期限猶予制度等を案内するプレスリリースや Twitter 等に、併せて JASSO 災害支援金の案内を行い、周知に努めた。

<JASSO 災害支援金支給状況>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給人数	1,407人	246人	128人 (うち留学生1人)	245人
支給総額	140,700千円	24,600千円	12,800千円 (うち留学生100千円)	24,500千円

○新型コロナウイルスに係る JASSO 災害支援金

海外留学支援制度又は官民協働海外留学支援制度による奨学金を受給し、海外留学をしている日本人留学生のうち、新型コロナウイルス感染症拡大により安全確保を図るため帰国した者の経済的負担を軽減することを目的とし、支援金（1人10万円）の支給を行った。

<新型コロナウイルスに係る JASSO 災害支援金支給状況>

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給人数	1,124人	13人	0人
支給総額	112,400千円	1,300千円	0千円

○新型コロナウイルス感染症対策助成事業

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として大学・短期大学（大学院を含む）、高等専門学校（4・5年）、専修学校専門課程及び日本語教育機関等が実施する学生等への経済的支援の取組に対し、その事業費の一部又は全部への助成事業（1校あたり20万円～120万円）を実施した。対象となる大学等4,419校のうち、3,450校からの申請を受け付け、合計約17億円の助成を行った。
- ・令和3年度は、「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（第2弾）」として、学生生活を送るための食費と家賃や契約時の費用等の住の支援事業を行う大学・短期大学（大学院を含む）、高等専門学校（4・5年）、専修学校専門課程及び日本語教育機関等に対し、当該支援に係る事業費の一部（2分の1以内、10万円～100万円）の額の助成を実施した。予算規模に合わせて先着順で申請を受け付け、事業を実施した306校に対し、合計約1.75億円の助成を行った。
- ・令和4年度においても、「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（食に対する支援）」（第3弾）として学生生活を送るための食費の支援事業を行う大学・短期大学（大学院を含む）、高等専門学校（4・5年）、専修学校専門課程及び日本語教育機関等に対し、当該支援に係る事業費の一部（2分の1以内かつ10万円～100万円以内）の額の助成を実施した。予算規模に合わせて先着順で申請を受け付け、事業を実施した432校に対し、合計約2.4億円の助成を行った。

評価できる。

- ・物価高に対し、大学等が実施する学生等への経済的支援の取組に対し助成を行ったことは評価できる。
- ・社会的養護のもとで育った生徒が大学等への進学をあきらめることのないよう、児童養護施設等の生徒への受験料等の支援を行うこととしたことは評価できる。
- ・優秀学生顕彰を実施し、経済的理由により修学に困難があり、かつ優れた業績を挙げた学生・生徒を奨励・支援したことは評価できる。
- ・学生支援に関する調査研究において若手研究者等を活用した JASSO リサーチを実施したことは評価できる。また、今後の新たな支援案の方向性や内容について検討したことは評価できる。

○物価高に対する経済対策支援事業

円安やウクライナ情勢等の国際情勢に端を発する資源価格上昇に伴う物価高の影響により厳しい生活を余儀なくされている学生等を支援するため、学生生活を送るための食費や修学に必要な消耗品（文房具・教材等）等の費用を支援する大学等に対し、当該支援に係る経費の一部（事業費の10分の9以内かつ100万円以下）の額の助成を行うこととし、プレスリリースにより、報道機関や大学等への周知を図り（令和4年11月11日）、予算規模に合わせて先着順で1,160校からの申請を受け付け、合計約8.7億円の支援金を交付した。

○児童養護施設等の生徒への受験料等支援

社会的養護のもとで育った生徒が大学等への進学をあきらめることのないようにするため、児童養護施設等に在籍する令和6年3月に高等学校等を卒業予定である生徒で、大学等への進学を希望し、大学等を受験する者に対して、受験に要する諸費用の支援を実施することとした。

○優秀学生顕彰

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程を対象として、経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、優れた業績を挙げた者を奨励・支援し、21世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的として、優秀学生顕彰を実施した（令和元年度までで廃止）。

〈優秀学生顕彰表彰結果〉

（単位：人）

区分	応募者数	入賞者数	大賞	優秀賞	奨励賞	
令和 元年度	学術	13	9	4	2	3
	文化・芸術	23	11	2	3	6
	スポーツ	43	28	4	6	18
	社会貢献	11	7	1	1	5
	産業イノベーション ・ベンチャー	3	2	0	2	0
	国際交流	12	4	2	1	1
	計	105	61	13	15	33

○若手研究者等を活用した公募による調査研究【再掲】

- ・学生支援の推進に資する調査研究（JASSO リサーチ）として、令和元年度は8件の応募の中から5件を、令和2年度は15件の応募の中から10件を採択して研究者等に調査研究を依頼した。調査研究の成果については、成果報告書にまとめられ、成果発表会において各研究者より発表された。
- ・今後の若手研究者等を活用した公募による調査研究について、新たな支援案の方向性や内容について検討を行った。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—3	奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																		
中期目標・中期計画																		
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
	業務実績	自己評価	(見込評価)															
<37> 適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況	○債権管理の状況 独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行った。	〈評定〉B  〈評定根拠〉 ・適切な債権管理を実施すべく、独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行っていることは評価できる。 ・独立行政法人会計基準に従って貸倒引当金を計上したことは評価できる。	評定 B  <評定に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。															
	○貸倒引当金の計上 貸倒引当金については、奨学金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、独立行政法人会計基準に従った債務者区分に基づく算定方法により計上した。		<今後の課題> —  <その他事項> —															
	〈貸倒引当金の計上額〉 (単位：億円)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種</td> <td>502</td> <td>470</td> <td>445</td> <td>423</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>1,148</td> <td>1,107</td> <td>1,082</td> <td>1,063</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	第一種	502	470	445	423	第二種	1,148	1,107	1,082	1,063		
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度														
第一種	502	470	445	423														
第二種	1,148	1,107	1,082	1,063														

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—4	予算の管理及び計画的な執行		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標・中期計画						
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
	業務実績				自己評価	
〈38〉予算、収支計画及び資金計画の実施状況	○令和元年度～令和4年度予算				〈評定〉 B	
	(単位：百万円)				〈評定根拠〉 適切に予算と実績を管理し、予算を計画的に執行したことは評価できる。	
	区 分	中期計画額	年度計画額 (A)	決算額 (B)	差引増減額 (B)-(A)	評定   B 〈評定に至った理由〉 中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。 〈今後の課題〉 — 〈その他事項〉 —
	収入					
	借入金等	5,732,438	4,245,558	3,909,194	△ 336,364	
	運営費交付金	77,114	59,955	62,072	2,117	
	育英資金返還免除等補助金	40,393	23,573	23,573	—	
	学資支給基金補助金	14,000	14,000	14,000	—	
	学資支給金補助金	1,198,023	721,939	459,594	△ 262,345	
	学生支援緊急給付金給付事業費補助金	—	—	126,832	126,832	
	学生支援緊急給付金給付事業自己収入	—	—	1	1	
	留学生交流支援事業費補助金	40,084	30,119	30,119	—	
	奨学金業務システム開発費補助金	—	—	3,451	3,451	
	施設整備費補助金	—	415	1,111	696	
	受託収入等	—	33	238	205	
	寄附金収入	6,372	8,044	7,056	△ 988	
	貸付回収金	4,477,748	3,425,895	3,523,619	97,724	
	貸付金利息等	172,234	101,218	102,300	1,082	
	政府補給金	48,710	319	82	△ 237	
	事業収入	4,613	3,690	3,425	△ 265	
	雑収入	16,960	13,780	17,561	3,781	
	計	11,828,688	8,648,538	8,284,228	△ 364,310	

支出					
奨学金貸与事業費	5,263,065	4,000,846	3,585,652	△ 415,194	
一般管理費	10,744	8,881	9,377	496	
うち、人件費（管理系）	5,594	4,195	4,226	31	
物件費	5,150	4,686	5,152	466	
業務経費	87,322	67,781	68,940	1,159	
うち、人件費（事業系）	19,482	14,714	13,988	△ 726	
物件費	67,840	53,067	54,952	1,885	
特殊経費	620	763	928	165	
借入金等償還	4,930,050	3,672,352	3,814,682	142,330	
借入金等利息償還	233,201	120,150	94,644	△ 25,506	
学資支給基金補助金経費	20,326	24,517	20,524	△ 3,993	
学資支給金補助金経費	1,198,023	721,939	414,104	△ 307,835	
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	-	111,589	111,589	
奨学金業務システム開発費補助金経費	-	-	3,451	3,451	
施設整備費	-	415	1,111	696	
留学生交流支援事業費補助金経費	40,084	30,119	16,422	△ 13,697	
受託経費等	-	33	237	204	
寄附金事業費	6,372	8,044	7,124	△ 920	
計	11,789,808	8,732,502	8,227,103	△ 505,399	

※単位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

※年度計画額及び決算額は、令和元年度～令和4年度までの年度計画額の合計である。

○令和元年度～令和4年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	中期計画額	年度計画額 (A)	決算額 (B)	差引増減額 (B)-(A)
費用の部				
経常費用	1,727,969	1,114,663	872,213	△ 242,450
業務経費	1,700,906	1,087,879	845,205	△ 242,674
寄附金事業費	6,373	8,045	6,742	△ 1,303
一般管理費	10,466	8,701	9,272	571
減価償却費	10,224	10,037	10,994	957
臨時損失	4,790	4,797	59,098	54,301
収益の部				
経常収益	1,760,094	1,125,713	867,958	△ 257,755
運営費交付金収益	69,587	53,378	53,660	282
施設費収益	-	415	123	△ 292
自己収入	193,627	118,523	123,173	4,650

受託収入	33	33	141	108
寄附金収益	6,373	8,044	6,905	△ 1,139
補助金等収益	1,340,230	878,523	667,685	△ 210,838
財源措置予定額収益	138,475	55,919	5,683	△ 50,236
賞与引当金見返に係る収益	1,735	1,443	1,427	△ 16
退職給付引当金見返に係る収益	1,551	1,384	843	△ 541
資産見返負債戻入	8,178	7,895	8,182	287
財務収益	304	156	135	△ 21
臨時収益	4,790	5,121	18,428	13,307
純利益	32,126	11,375	△ 44,925	△ 56,300
目的積立金取崩額	—	431	45,820	45,389
総利益	32,126	11,805	895	△ 10,910

※単位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

※年度計画額及び決算額は、令和元年度～令和4年度までの年度計画額の合計である。

○令和元年度～令和4年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	中期計画額	年度計画額 (A)	決算額 (B)	差引増減額 (B)-(A)
資金支出				
業務活動による支出	△ 36,104,019	△ 18,037,779	△ 14,527,622	3,510,157
学資金貸与	△ 5,263,065	△ 4,000,846	△ 3,585,652	415,194
学資金支給	△ 1,214,849	△ 742,955	△ 431,350	311,605
人件費支出	△ 26,147	△ 19,922	△ 19,097	825
短期借入金の返済による支出	△ 24,319,453	△ 9,387,930	△ 6,315,634	3,072,296
長期借入金の返済による支出	△ 4,930,050	△ 3,672,352	△ 3,814,682	△ 142,330
支払利息	△ 233,201	△ 120,150	△ 94,644	25,506
寄附金事業による支出	△ 6,087	△ 7,769	△ 6,980	789
その他の業務支出	△ 109,900	△ 85,855	△ 186,311	△ 100,456
国庫補助金の精算による返還金の支出	—	—	△ 71,335	△ 71,335
国庫納付金の支払額	△ 1,267	△ 1,267	△ 1,937	△ 670
投資活動による支出	△ 5,343	△ 4,814	△ 7,922	△ 3,108
財務活動による支出	△ 1,805	△ 1,584	△ 2,133	△ 549
次期中期目標期間への繰越金	222,797	304,912	312,489	7,577
資金収入				
業務活動による収入	36,146,581	18,036,191	14,597,221	△ 3,438,970
運営費交付金による収入	77,114	59,955	62,072	2,117
政府補助金による収入	48,710	319	82	△ 237
国庫補助金による収入	1,292,501	789,631	656,471	△ 133,160



貸付回収金による収入	4,477,749	3,425,895	3,523,549	97,654
学資金支給金の回収による収入	4	1,099	109	△ 990
短期借入による収入	24,319,453	9,387,930	6,315,634	△ 3,072,296
長期借入による収入	5,731,602	4,244,882	3,908,517	△ 336,365
貸付金利息	172,106	101,091	102,157	1,066
その他の業務収入	22,729	18,502	22,083	3,581
受託収入	-	-	185	185
寄附金収入	4,614	6,888	6,362	△ 526
投資活動による収入	2,500	22,915	23,122	207
施設整備費による収入		415	621	
その他の投資収入	2,500	22,500	22,501	1
財務活動による収入	-	-	-	-
前中期目標期間からの繰越金	184,883	184,883	229,772	44,889

※単位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。  
※年度計画額及び決算額は、令和元年度～令和4年度までの年度計画額の合計である。

<p>&lt;39&gt; 短期借入金の調達状況</p>	<p>学資貸与金の財源とするための短期借入金の借入残高の最大額は下表のとおりであった。  運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の実績はなかった。</p> <p>&lt;各年度における短期借入金の借入残高の最大額&gt;</p> <table border="1" data-bbox="383 783 1263 927"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期借入金の最大額</td> <td>5,338億円</td> <td>5,456億円</td> <td>5,875億円</td> <td>5,302億円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	短期借入金の最大額	5,338億円	5,456億円	5,875億円	5,302億円	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉  学資貸与金の財源として限度額の範囲内で短期借入金を調達できたことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt;  -</p> <p>&lt;その他事項&gt;  -</p>
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度									
短期借入金の最大額	5,338億円	5,456億円	5,875億円	5,302億円									

<p>&lt;40&gt; 剰余金の活用状況</p>	<p>第4期中期目標期間（令和3年度）の決算において、旧日本育英会から承継した学資貸与金に係る貸倒引当金の戻入により発生した剰余金について、未収財源措置予定額（法人化後新たに生じた学資貸与金に係る貸倒損失に対して、国が事後に回収不能債権補填金として負担する額）に充当するものとし、8,771百万円を取り崩した。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉  剰余金を承認された使途に充当しており、評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt;  -</p> <p>&lt;その他事項&gt;  -</p>
----------------------------	---	--	---

<p>4. その他参考情報  特になし</p>
-----------------------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	内部統制・ガバナンスの強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価 行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
中期目標・中期計画													
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
	業務実績	自己評価	(見込評価)										
	(1)事業運営への外部有識者の参画【B】 (2)外部評価の実施【B】 (3)理事会等によるガバナンスの確保【B】 (4)リスクの管理の推進【B】 (5)コンプライアンスの推進【B】 (6)内部監査の実施【B】	〈評定〉 B  〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	評定 B  〈評定に至った理由〉 中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。  〈今後の課題〉 —  〈その他事項〉 —										
<41> 事業運営への外部有識者の参画状況	○運営評議会の開催 外部有識者により組織される運営評議会を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた業務の実施状況や新規事業等の内容を踏まえた今後の機構の在り方等について審議を行い、高度な見識と知見に基づく客観的な助言をいただいた。  〈運営評議会の開催状況〉 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>議題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>・今後の日本学生支援機構の在り方について ・高等教育の修学支援新制度について</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>WITH/AFTER コロナにおける学生支援について</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>コロナ禍における学生支援について</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>コロナ禍を経た第5期に向けた学生支援について</td> </tr> </tbody> </table>	区分	議題	令和元年度	・今後の日本学生支援機構の在り方について ・高等教育の修学支援新制度について	令和2年度	WITH/AFTER コロナにおける学生支援について	令和3年度	コロナ禍における学生支援について	令和4年度	コロナ禍を経た第5期に向けた学生支援について	〈評定〉 B  〈評定根拠〉 ・外部有識者からなる運営評議会を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた機構の事業に関する重要事項について助言を得たことは評価できる。 ・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるために、各年度コンプライアンス推進委員会においてコンプライアンス・プログラムを策	〈今後の課題〉 —  〈その他事項〉 —
区分	議題												
令和元年度	・今後の日本学生支援機構の在り方について ・高等教育の修学支援新制度について												
令和2年度	WITH/AFTER コロナにおける学生支援について												
令和3年度	コロナ禍における学生支援について												
令和4年度	コロナ禍を経た第5期に向けた学生支援について												

	<p>○コンプライアンス・プログラムの策定とこれに基づくコンプライアンスの推進          コンプライアンスの推進を図るため、経営管理会議にて審議した上コンプライアンス推進委員会（外部有識者 1 人を含む約 20 人の委員で構成）において「日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を各年度策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での掲示により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修の実施などの取組を実施した。</p>	<p>定・周知し、研修資料を機構内に共有するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。</p>	
<p>&lt;42&gt; 外部評価の実施状況</p>	<p>○外部有識者の意見を踏まえた自己評価の実施          (1) 業務実績に関する評価の実施          中期目標期間の各年度の業務実績に関する評価に当たり、業務実績及び自己評価案を取りまとめた上で、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会を開催し、業務実績等に関する意見を聴取した。その後、評価委員会の意見を踏まえて評価を決定し、業務実績等報告書を取りまとめ、文部科学大臣に提出するとともに、評価委員会の意見と併せてホームページにて公表した。</p> <p>(2) 業務実績に係る評価指標の決定          中期目標期間の各年度の業務実績について客観的な評価を行うために、計画事項に沿って、評価指標及び定量的指標の評定基準（S、A、B、C、Dの基準）の案を策定し、独立行政法人日本学生支援機構評価委員会において意見を聴取した上で決定した。</p> <p>○評価結果の事業の改善への活用          中期目標期間の各年度の業務実績に関する評価の結果については、各部等にフィードバックし、毎年 10 月に、評価結果や評価における指摘事項等の反映状況に留意しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響や業務の進捗状況等を確認し、計画の達成状況について取りまとめを行った。課題が認められた事項については改善を促し、当該改善状況に係るフォローアップを行った。          なお、進捗状況やフォローアップの結果については、経営管理会議や経営管理会議業務報告部会にて報告した。</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;          ・外部有識者により構成される評価委員会において業務実績等に関する意見等を聴取し、厳格かつ客観的な評価の実施に努めたことは評価できる。          ・中期目標期間の各年度の業務実績に対する評価及び指摘事項等への対応状況等に留意して翌年度の業務の進捗状況を確認し、特に指摘に対する対応状況について、フォローアップを行ったことは、評価を活用した事業の改善等という点において評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt;          -</p> <p>&lt;その他事項&gt;          -</p>
<p>&lt;43&gt; ガバナンス確保の状況</p>	<p>業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行するため、以下の取組を行った。</p> <p>○理事会等によるガバナンスの確保          (1) 理事会等の運営          以下のとおり、重要事項について審議、報告及び決定等を行う会議を運営した。</p> <p>①理事会          機構の重要な方針及び施策に関し、理事長が必要と認める事項について適時理事会を開催し、審議を行った（理事長、理事長代理及び理事が出席）。</p> <p>②経営管理会議          ・経営管理会議を原則として毎月 2 回開催し、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関し、理事長が必要と認める事項について、審議等を行い、必要に応じて改善策を指示した（令和元年度から令和 4 年度においては役員、政策企画部長、総務部長及び財務部長が出席。令和 5 年度においては役員及び各部等の長が出席。）。          ・令和元年度から令和 4 年度においては経営管理会議業務報告部会を原則として毎月 1 回開催し、各部等における業務に関し、理事長が必要と認める事項について、報告を行った（役員及び各部等の長が出席）。          ・経営管理会議業務報告部会の配付資料については、一部の取扱注意となる資料を除いて、会議後にグループウ</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;          重要な施策等について、理事会等において審議の上、決定している。また、理事長は、理事会及び経営管理会議等を通して重要課題の実施状況の把握に努めるなど内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt;          -</p> <p>&lt;その他事項&gt;          -</p>

ェアを通して全職員に共有した。

なお、経営管理会議業務報告部会等における報告等の内容については、各部等における部門会議や筆頭課長会議を通じて周知を図り、業務の進捗状況や懸案事項についての問題意識の共有及び各課等における業務改善に向けた取組の実施に努めた。

(2)重要事項の審議・決定

①予算配分・決算

・各年度の予算については、理事長決定の予算編成方針に基づき、各予算責任者が作成した予算執行計画を財務部が取りまとめ、理事会での審議を経て理事長が決定した。

また、各年度の途中において、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた事業の実施状況や年度末までの見直しを踏まえ、予算の見直しを行った。

・各年度の決算において作成した財務諸表については、理事会での審議を経て理事長が決定した。その後、文部科学大臣へ承認申請を行い、承認を受けた。

②組織改編

業務の適正を確保し、年度計画に係る進捗状況を踏まえて中期計画事項の実施を推進するために、組織改編に係る各部署に対するヒアリングを必要に応じて実施した上で組織改編案を作成し、経営管理会議における調整を経て、理事長が各年度における組織改編事項を決定した。

③年度計画

年度計画については、年度計画案及びこれに伴う具体的実施事項について検討・調整の上、取りまとめ、経営管理会議及び理事会における審議を経て決定した。また、年度計画を変更する際も、同様の手続を経て決定した。

④業務実績評価

中期目標期間の各年度の業務実績に関する評価について、業務実績及び自己評価案を取りまとめ、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会の意見を聴取した上で、理事会での審議を経て、業務実績に関する機構の自己評価を理事長が決定した。

○改正独立行政法人通則法に基づく内部統制システムの整備

内部統制の状況を把握するため、各年度において内部統制担当役員と職員との面談を行った。

○事業執行管理

各年度上半期の中期計画・年度計画の執行状況について、評価結果や評価における指摘事項等の反映状況に留意しつつ、各部等からの報告に基づき新型コロナウイルス感染症の影響や業務の進捗状況等の確認をし、計画の達成状況について取りまとめを行った。当該改善状況に係るフォローアップを行った。

なお、進捗状況やフォローアップの結果については、経営管理会議や経営管理会議業務報告部会にて報告した。

<p>&lt;44&gt; リスク管理の推進状況</p>	<p>○リスクの把握・管理</p> <p>(1) リスク管理委員会の開催 各部等におけるリスク管理の PDCA サイクルの確実な実行を促すため、各年度においてリスク管理委員会を適宜開催し、各年度のリスク管理の実施に係る計画の策定及び下記(2)及び(3)の取組についての検討と実施状況の確認を行った。なお、令和2年度から、より迅速で効果的なリスク管理を行うため、経営管理会議や経営管理会議業務報告部会をリスク管理に係る報告に活用し、リスク管理委員会は原則年1回(3月)の開催とし、必要に応じて臨時に開催することとしている。</p> <p>(2) 機構の組織全体を対象としたリスク管理体制の構築 各部等におけるリスク管理の PDCA サイクルを実行するため、リスク管理委員会での検討を踏まえ、以下の取組を行った。</p> <p>① リスク対応計画の策定・対応状況報告 各年度に選定した優先対応リスクについて、対応計画を策定して実施し、対応状況をリスク管理委員会に報告した。</p> <p>② リスクの洗い出し・評価結果の見直し リスクの洗い出し及び評価結果について、次年度のリスク対応に向け、機構内外の環境変化やこれまでの取組等を踏まえ、見直しを行った。</p> <p>(3) 金融業務(奨学金事業)に係るリスク管理体制の構築 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」(平成27年2月12日財務省理財局長通知)における金融業務のリスク管理に関する指摘等を踏まえ、金融リスク(信用リスク、自己査定リスク、金利リスク、流動性リスク等)の管理体制の構築に向け、以下の取組を行った。</p> <p>① モニタリング実施状況報告 リスク対応状況を踏まえ、必要なモニタリングを実施した上でリスク対応計画を策定し、策定したリスク対応計画に沿って課題対応策を実施するとともに、実施状況をリスク管理委員会等で報告した。</p> <p>② リスクの洗い出し・評価結果の見直し 平成27年度に金融検査マニュアルのチェックリストに基づいて実施したリスクの洗い出し及び評価結果について、次年度のリスク対応に向け、機構内外の環境変化やこれまでの取組を踏まえ、見直し、更新を行った。</p> <p>(4) 危機管理の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理に係る防災対策として、防災訓練の実施、安否確認サービスの登録、運用の徹底の取組を引き続き実施した。</li> <li>・平成30年度に策定した「独立行政法人日本学生支援機構事業継続計画(感染症編)」に基づき、優先事業である奨学金の貸与に係る資金調達や振込み等を継続するため、担当する各部がマニュアルの策定、業務従事者の対応者の確認を実施した。</li> <li>・危機発生時における事業継続への取組の着実な実現に向けて「日本学生支援機構危機管理対策要綱」及び「自然災害時における初動対応マニュアル」を改正した(令和4年3月)。</li> <li>・非常時参集要員を指定し、参集時の経路確認等を目的とした徒歩訓練を実施した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症への対応として、感染拡大防止の観点から対応方針の策定並びに役職員等への周知等を図るとともに、感染対策に向けた執務環境の維持、整備を継続して行った。</li> </ul>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; リスク管理委員会を開催するとともに、リスク対応に係る計画の策定・実施の取組により、各部等におけるリスク管理の PDCA サイクルを確実に実行したことは評価できる。また、その中において、金融業務(奨学金事業)に係るリスク管理体制の構築により、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図ったことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; -</p> <p>&lt;その他事項&gt; -</p>
------------------------------	--	---	---

<p>&lt;45&gt; コンプライアンス職員研修の実施状況</p>	<p>○コンプライアンス・プログラムの策定とこれに基づくコンプライアンスの推進【再掲】          コンプライアンスの推進を図るため、経営管理会議にて審議した上コンプライアンス推進委員会（外部有識者1人を含む約20人の委員で構成）において「日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を各年度策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での掲示により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修の実施など、以下の取組を実施した。</p> <p>○コンプライアンス職員研修          コンプライアンスの一層の推進・強化を図る上で、コンプライアンス管理者等に指定されている職員だけではなく、業務に関わる職員一人ひとりが高い意識を持ち業務執行にあたる必要があることから、「第4期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」（令和元年5月15日策定）に基づいて、コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図るため、以下のとおり職員研修を実施した。</p> <p>(1) コンプライアンス・ハラスメント防止・情報セキュリティ研修          「コンプライアンス・ハラスメント防止・情報セキュリティ研修」として、対象職員全員に対し研修を実施した（令和3年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策を考慮して対面での実施を避け、研修用DVD・動画の視聴及び検査室・人事課・情報管理課からの関係資料の配付により研修を実施した）。</p> <p>&lt;コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修の実施状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="365 746 1402 1118"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象者</th> <th>日程</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>課長補佐級（25人）</td> <td>令和元年11月18日</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>部長・次長等及び支部長（31人）</td> <td>令和2年10月1日 ～12月18日</td> <td>31人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>各部等の課長級職員及び地方ブロック支部の副支部長・主査（68人）</td> <td>令和3年10月18日～令和4年1月17日</td> <td>68人</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>奨学金事業関係の各部・地方ブロック支部の係長級（計62名）</td> <td>令和4年10月14日～令和4年12月9日</td> <td>62人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 参加できなかった職員には、研修資料による自習を義務付け、確認テストを実施した。</p> <p>(2) 新入職員等（非常勤職員・派遣職員を含む）研修          新入職員等に対して、採用の都度研修を実施し、コンプライアンスに係る理解の促進を図った。</p>	対象者		日程	参加者数	令和元年度	課長補佐級（25人）	令和元年11月18日	22人	令和2年度	部長・次長等及び支部長（31人）	令和2年10月1日 ～12月18日	31人	令和3年度	各部等の課長級職員及び地方ブロック支部の副支部長・主査（68人）	令和3年10月18日～令和4年1月17日	68人	令和4年度	奨学金事業関係の各部・地方ブロック支部の係長級（計62名）	令和4年10月14日～令和4年12月9日	62人	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;          ・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるために、各年度コンプライアンス推進委員会においてコンプライアンス・プログラムを策定・周知し、研修資料を機構内に共有するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。          ・「第4期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」に基づき、各年度に対象者を職位ごとに指定して個々の職責を考慮の上、研修を行ったことは、機構の事業の適切な運営に資するという観点から評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt;          -</p> <p>&lt;その他事項&gt;          -</p>
対象者		日程	参加者数																				
令和元年度	課長補佐級（25人）	令和元年11月18日	22人																				
令和2年度	部長・次長等及び支部長（31人）	令和2年10月1日 ～12月18日	31人																				
令和3年度	各部等の課長級職員及び地方ブロック支部の副支部長・主査（68人）	令和3年10月18日～令和4年1月17日	68人																				
令和4年度	奨学金事業関係の各部・地方ブロック支部の係長級（計62名）	令和4年10月14日～令和4年12月9日	62人																				

<46> 個人情報保護の徹底に係る実施状況

○研修等の実施

役職員等の個人情報保護に対する意識向上に資するため、全役職員、派遣職員・委託業者（※）、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者、実務担当者並びに新規採用職員等を対象とした個人情報保護研修を継続的に実施した。個人情報保護に対する意識の定着化、より高い保護意識の啓発を促すことで、個人情報保護の徹底を図った。  
 ※個人情報を取り扱う派遣職員・委託業者については、契約上、研修の義務づけが可能な場合は必ず参加させ、そうでない場合は教材等を提供し参加を勧奨。

○個人情報保護規程施行状況調査及び個人情報保護監査フォローアップの実施

「個人情報保護規程」第38条及び第45条第1項に基づき、各部等の個人情報保護管理者に個人情報の管理に関する点検作業及び同規程の施行状況報告を求めた。また、個人情報保護監査結果において、指摘事項のあった部署に対して、対応措置状況を調査した。

○個人情報漏えい等事案に対する再発防止策の取組

個人情報漏えい等事案が発生した部署において、事案の共有及び対応プロセスの振り返り、原因や再発防止策の議論等を目的として、職場ミーティングを適宜実施するとともに、発生後には速やかに理事長及び個人情報総括保護管理者に報告の上、再発防止策を検討し、後日報告書にて必ず報告するよう適宜周知を図った。また、必要に応じ、再発防止策や業務遂行の見直し等依頼を行った。さらに、「リスク管理委員会」及び「経営管理会議業務報告部会」にて、個人情報漏えい等事案の発生状況や個人情報保護の取組状況等を定期的に報告した。令和3年度より、全役職員等研修及び個人情報保護管理者等研修において使用した研修テキスト並びに個人情報漏えい等事案の発生状況等について、個人情報保護管理者等向けのスペースに共有し、各部等での研修の充実化や再発防止策の徹底を図った。令和4年度においては、近年の公的機関における外部委託先による個人情報漏えい等事例を踏まえ、保有個人情報を取り扱う外部委託先に対する実地検査の遺漏ない実施を周知した。これらの対策を通じ、令和元年度に29件発生した個人情報漏えい等事案は、令和4年度においては14件と半減した。

<個人情報漏えい等事案（郵便物誤発送等）発生（発覚）状況> (単位：件)

種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
機構職員によるもの	7	13	6	9
委託業者によるもの	5	1	7 (1)	2
当該者の住所変更未届等に起因するもの	14	3	2	0
郵便事故等によるもの	3	5 (2)	3	3
計	29	22	18	14

(注) ()内の件数は、うち特定個人情報の漏えい等件数

<評定> B

<評定根拠>

・役職員の個人情報保護に対する意識向上に資するため、研修の多様化を図り、全役職員研修、実務担当者研修、個人情報保護管理者及び担当者向け研修、新規採用職員等研修を実施し、個人情報保護に対する意識の底上げを図ったことは評価できる。  
 ・各年度において、個人情報漏えいの再発防止に向けて取り組んだことにより、個人情報漏えいに係る全体件数を削減できたことは評価できる。  
 ・個人情報漏えい等事案の一層の削減に向けて、個人情報保護に係る取組は引き続き行っていく必要がある。

<今後の課題>

—

<その他事項>

—

<p>&lt;47&gt; 情報公開の実施状況</p>	<p>○情報開示請求への対応 法人文書開示請求及び保有個人情報開示請求に対し、情報の公開等に関する規定等に基づき、適切に対処した。</p> <p>&lt;情報開示請求の状況&gt; (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人文書開示請求件数</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>19</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>  うち全部開示</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  うち部分開示</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>保有個人情報開示請求件数</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  うち全部開示</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  うち部分開示</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	法人文書開示請求件数	6	10	19	22	うち全部開示	0	1	3	3	うち部分開示	5	5	7	9	保有個人情報開示請求件数	6	7	5	1	うち全部開示	5	0	1	1	うち部分開示	1	3	1	0	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 情報開示請求及び審査請求に対して適切に対処したことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; -</p> <p>&lt;その他事項&gt; -</p>
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																		
法人文書開示請求件数	6	10	19	22																																		
うち全部開示	0	1	3	3																																		
うち部分開示	5	5	7	9																																		
保有個人情報開示請求件数	6	7	5	1																																		
うち全部開示	5	0	1	1																																		
うち部分開示	1	3	1	0																																		
<p>&lt;48&gt; 内部監査の実施状況</p>	<p>業務部門から独立した検査室において、以下のとおり内部監査を実施した。</p> <p>○内部監査計画の策定 「第4期中期計画期間（令和元年度～令和5年度）における内部監査の実施方針（重点事項等）について」（平成31年4月19日理事長決定）を踏まえ、内部監査計画を策定した。令和5年度においても同様に計画を策定した。</p> <p>○内部監査の実施 機構内の特定課題を調査し、課題改善につなげることを目的として、以下のとおり内部監査を実施した。</p> <p>&lt;内部監査実施概要&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>監査内容</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">令和元年度</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令和元年10月～ 令和2年2月</td> <td rowspan="3">業務監査</td> <td>奨学事業戦略課</td> </tr> <tr> <td>相談課</td> </tr> <tr> <td>東海北陸支部 九州支部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和元年12月～ 令和2年2月</td> <td rowspan="2">会計監査</td> <td>東海北陸支部 九州支部</td> </tr> <tr> <td>奨学事業戦略課 法務課</td> </tr> <tr> <td>令和元年5月～8月</td> <td>自己査定監査</td> <td>奨学事業戦略課 法務課</td> </tr> <tr> <td>令和元年5月～7月</td> <td>法人文書監査</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>令和元年12月～ 令和2年3月</td> <td>個人情報保護監査</td> <td>奨学事業戦略課 他</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	監査内容	対象	令和元年度			令和元年10月～ 令和2年2月	業務監査	奨学事業戦略課	相談課	東海北陸支部 九州支部	令和元年12月～ 令和2年2月	会計監査	東海北陸支部 九州支部	奨学事業戦略課 法務課	令和元年5月～8月	自己査定監査	奨学事業戦略課 法務課	令和元年5月～7月	法人文書監査	総務課	令和元年12月～ 令和2年3月	個人情報保護監査	奨学事業戦略課 他	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・業務部門から独立した検査室において、内部監査の実施方針を定めた上で、それに基づいて計画的に業務監査、会計監査、自己査定監査、法人文書監査を実施し、その結果を関係部署にフィードバックしたことは評価できる。 ・監査結果についてフォローアップを実施したことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; -</p> <p>&lt;その他事項&gt; -</p>											
実施時期	監査内容	対象																																				
令和元年度																																						
令和元年10月～ 令和2年2月	業務監査	奨学事業戦略課																																				
		相談課																																				
		東海北陸支部 九州支部																																				
令和元年12月～ 令和2年2月	会計監査	東海北陸支部 九州支部																																				
		奨学事業戦略課 法務課																																				
令和元年5月～8月	自己査定監査	奨学事業戦略課 法務課																																				
令和元年5月～7月	法人文書監査	総務課																																				
令和元年12月～ 令和2年3月	個人情報保護監査	奨学事業戦略課 他																																				



令和元年10月～ 令和2年3月	情報セキュリティ監査	情報管理課
令和2年度		
令和2年7月～ 令和3年3月	業務監査	返還促進課
		情報部
		日本語教育センター
		中国四国支部
令和2年10月～ 令和3年3月	会計監査	中国四国支部
		日本語教育センター
令和2年5月～8月	自己査定監査	奨学事業戦略課 法務課
令和2年5月～9月	法人文書監査	総務課
令和2年11月～ 令和3年3月	個人情報保護監査	政策企画部、奨学事業戦略課 他
令和2年6月～ 令和3年3月	情報セキュリティ監査	情報管理課 他
令和3年度		
令和3年11月～ 令和4年3月	業務監査	奨学事業戦略部、貸与・給付部、返還部
	業務監査・情報セキュリティ監査	近畿支部
		東北支部
令和3年11月～ 令和4年1月	会計監査	近畿支部
		東北支部
令和3年5月～9月	自己査定監査	奨学事業戦略課 法務課
令和3年5月～9月	法人文書監査	総務課
令和3年11月～ 令和4年3月	個人情報保護監査	留学生事業部、グローバル人材育成部
令和3年6月～ 令和4年3月	情報セキュリティ監査	総務部
令和4年度		
令和4年5月～ 令和5年2月	業務監査	返還部
	業務監査・情報セキュリティ監査	北海道支部
		関東甲信越支部
令和4年10月～ 令和4年12月	会計監査	北海道支部
		関東甲信越支部
令和4年5月～8月	自己査定監査	奨学事業戦略課 法務課
令和4年4月～12月	法人文書監査	総務課
令和4年4月～ 令和5年3月	情報セキュリティ監査	情報部、留学生事業部（青海事務所）

(1)業務監査

各年度において、以下のとおり業務監査を実施した。

<令和元年度>

①奨学金業務に係るコールセンター業務

機構の奨学金事業において、奨学生や学校関係者などからの照会や相談等のコールセンター業務につき、委託先を含めたトラブル防止策が有効に機能しているかをヒアリング及び現場実査等により監査を実施した。

②支部の法的処理及び法人文書の管理状況

東海北陸支部及び九州支部の法的処理について、業務とマニュアルへの準拠性、個人情報保護体制、事務所のセキュリティ管理の状況及び法人文書管理の状況について確認した。

<令和2年度>

①個人信用情報機関の活用

機構の奨学金事業においては、延滞3か月を超える貸与奨学金の返還者について、多重債務に陥ることを防止するため、個人信用情報機関の登録を行っているが、登録者数は、返還者の増加等に伴い、毎年度累増している中で、過去の点検等の結果判明した不備事例を踏まえ、個人信用情報機関の活用につき講じられた改善策の定着度等を確認するとともに、入金反映迅速化の準備状況について監査を実施した。

②日本語教育センターの対外貢献

我が国の高等教育機関への進学を希望する外国人留学生に対し、日本語教育及び基礎科目の教育を行うため、東京及び大阪に設置している機構の日本語教育センターについて、特に、これまでの日本語教育センターの対外的な貢献に着目しながら、事業の実施状況や法人文書の管理状況等について監査を実施した。

③支部の法的処理及び法人文書の管理状況

中国四国支部の法的処理について、業務とマニュアルへの準拠性、個人情報保護体制、事務所のセキュリティ管理の状況及び法人文書管理の状況について確認した。

<令和3年度>

①給付奨学金の返還について

給付奨学金の適格認定(学業)等において、要返還者の要件に該当した場合は、給付奨学生としての認定を遡って取消され、認定の効力を失った日以降に支給された給付奨学金を機構に返還することになる。令和2年度から開始した新たな奨学金及び平成29年度より実施している給付奨学金に共通する要返還者への回収業務の実施状況と関連する規程、マニュアル、業務フロー等の確認を中心に、奨学事業戦略部、貸与・給付部及び返還部に対して、監査を実施した。

②支部の法的処理、法人文書の管理状況及び情報セキュリティ管理

近畿支部及び東北支部の法的処理業務等の管理状況について、業務とマニュアルへの準拠性、個人情報保護体制、法人文書管理の状況及び事務所のセキュリティ管理の状況について確認した。

<令和4年度>

①減額返還・返還期限猶予の適切な運用について

奨学金の返還において、経済困難等の事情により返還が困難となった場合には、減額返還及び返還期限猶予といった救済制度が設けられている。令和3年7月に委託業者が変更され、委託開始からしばらくの間業務処理に遅延が生じたことも踏まえながら、関係資料の確認を中心に返還部に対して監査を実施した。

②支部の法的処理、法人文書の管理状況及び情報セキュリティ管理

北海道支部及び関東甲信越支部の法的処理業務等の管理状況について、業務とマニュアルへの準拠性、個人情報保護体制、法人文書管理の状況及び事務所のセキュリティ管理の状況について確認した。

(2) 会計監査

各年度において、以下のとおり会計監査を実施した。

<令和元年度>

支部の会計処理について、令和元年12月に東海北陸支部、令和2年2月に九州支部のそれぞれにおいて、小口現金の出納事務、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約に基づく履行管理の状況について、ヒアリング及び現物実査による監査を実施した。

<令和2年度>

支部・日本語教育センターの会計処理について、令和2年10月に中国四国支部、令和3年2月及び3月に日本語教育センター（東京・大阪）のそれぞれにおいて、小口現金の出納事務、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約に基づく履行管理の状況等について、ヒアリング及び現物実査による監査を実施した。

<令和3年度>

支部の会計処理について、令和3年11月に近畿支部、令和3年12月に東北支部のそれぞれにおいて、小口現金の出納事務、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約に基づく履行管理の状況等について、ヒアリング及び現物実査による監査を実施し、令和4年1月に両支部に監査結果報告を通知した。

<令和4年度>

支部の会計処理について、令和4年10月に北海道支部、令和4年12月に関東甲信越支部のそれぞれにおいて、小口現金の出納事務、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約に基づく履行管理の状況等について、ヒアリング及び現物実査による監査を実施し、令和5年1月に両支部に監査結果報告を通知した。

(3) 自己査定監査

各年度において、以下のとおり自己査定監査を実施した。

<令和元年度>

令和元年5月～8月に、平成30年4月1日～平成31年3月31日までの期間内における「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「貸倒引当金算定及び償却処理業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」、「新たに『実質破綻先』、『破綻先』に移行した債権及び『実質破綻先』、『破綻先』から改善された債権の債務者区分の設定処理」、「2以上の貸与契約のある債務者の全債権についての債務者区分の設定処理」について、監査を実施した。

<令和2年度>

令和2年5月～8月に、平成31年4月1日～令和2年3月31日までの期間内における「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「貸倒引当金算定及び償却処理業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」、「新たに『実質破綻先』、『破綻先』に移行した債権及び『実質破綻先』、『破綻先』から改善された債権の債務者区分の設定処理」、「2以上の貸与契約のある債務者の全債権についての債務者区分の設定処理」について、監査を実施した。

<令和3年度>

令和3年5月～9月に、令和2年4月1日～令和3年3月31日までの期間内における「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「貸倒引当金算定及び償却処理業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」、「新たに『実質破綻先』、『破綻先』に移行した債権及び『実質破綻先』、『破綻先』から改善された債権の債務者区分の設定処理」、「債務者の回収の危険性の度合いに応じた債務者区分の設定処理」について、奨学事業戦略課及び法務課に対して、監査を実施した。

<令和4年度>

令和4年5月～8月に、令和3年4月1日～令和4年3月31日までの期間内における「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「貸倒引当金の算定及び償却処理業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」、「新たに『実質破綻先』、『破綻先』に移行した債権及び『実質破綻先』、『破綻先』から改善された債権の債務者区分の設定処理」、「債務者の回収の危険性の度合いに応じた債務者区分の設定処理」について、奨学事業戦略課及び法務課に対して、監査を実施した。

#### (4) 法人文書監査

各年度において、以下のとおり法人文書監査を実施した。

<令和元年度>

令和元年5月～7月に、平成30年4月1日～平成31年3月31日までの期間内における法人文書の管理状況について総務課が点検を行った際の資料の提出を求め、それを踏まえてヒアリングを行うとともに、文書管理規程、マニュアル等と業務処理の状況及び法人文書ファイル管理簿を中心に監査を実施した。

<令和2年度>

令和2年5月～9月に、平成31年4月1日～令和2年3月31日までの期間内における法人文書の管理状況について総務課が点検を行った際の資料の提出を求め、それを踏まえてヒアリングを行うとともに、文書管理規程、マニュアル等と業務処理の状況及び法人文書ファイル管理簿を中心に監査を実施した。

<令和3年度>

令和3年6月～9月に、令和2年4月1日～令和3年3月31日までの期間内における法人文書の管理状況について総務課が点検を行った際の資料の提出を求め、それを踏まえてヒアリングを行うとともに、文書管理規程、マニュアル等と業務処理の状況及び法人文書ファイル管理簿を中心に監査を実施した。

<令和4年度>

令和4年4月～12月に、令和3年4月1日～令和4年3月31日までの期間内における法人文書の管理状況について総務課が点検を行った際の資料の提出を求め、それを踏まえてヒアリングを行うとともに、文書管理規程、マニュアル等と業務処理の状況及び法人文書ファイル管理簿を中心に監査を実施した。

なお、上記(1)～(4)の各監査の結果については、関係部署に通知し、経営管理会議業務報告部会において適時報告を行った。

(5) 個人情報保護監査

各年度において、以下のとおり個人情報保護監査を実施した。

<令和元年度>

特定個人情報の管理状況について、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」を受けて、機構では平成 27 年 12 月 1 日付で個人情報保護規程を改正し、その後も必要な改正をしてきた。また令和元年 10 月には個人情報保護委員会の立入検査を受けている。関係部署における前年度監査指摘事項や個人情報保護委員会検査指摘事項への対応策の十分性等について、令和元年 12 月～令和 2 年 3 月に監査を実施した。監査の結果については、個人情報総括保護管理者へ報告を行った。

<令和 2 年度>

特定個人情報の管理状況について、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」を受けて、機構では平成 27 年 12 月 1 日付で個人情報保護規程を改正し、その後も必要な改正をしてきた。前年度監査指摘事項や個人情報保護委員会検査指摘事項への改善策の状況を踏まえて、特定個人情報等を取り扱う部署において、当該部署における当該規程全体の遵守状況、マニュアルや手順書等の改定対応状況について、令和 2 年 11 月～令和 3 年 3 月に監査を実施した。監査の結果については、個人情報総括保護管理者へ報告を行った。

<令和 3 年度>

令和 3 年 8 月に個人情報総括保護管理者（政策企画部長）から各部等個人情報保護管理者（部長等）への依頼に基づき提出された「個人情報保護規程施行状況及び監査指摘事項への対応の報告（「施行状況調査」という。）」の回答内容について、留学生事業部及びグローバル人材育成部を対象に、令和 3 年 11 月～令和 4 年 3 月に監査を実施し、回答趣旨や回答根拠の詳細を検証し、課題の有無を確認した。監査の結果については、個人情報総括保護管理者へ報告を行った。

<令和 4 年度>

過失事故案件（個人情報漏洩事案）について、業務監査等の折に再発防止策が機能しているか確認し、必要に応じて改善を求めた。

(6) 情報セキュリティ監査

各年度において、以下のとおり情報セキュリティ監査を実施した。

<令和元年度>

機構の情報セキュリティ対策に係る関係規程及びその実施状況を網羅的に把握・評価するため、リスク対応計画に記載された情報セキュリティ点検の一環として、前年度監査への対応、及び個人情報保護委員会立入検査指摘事項への対応策の十分性等を重点事項として、令和元年 10 月～令和 2 年 3 月に監査を実施した。監査の結果については、最高情報セキュリティ責任者へ報告を行った。

<令和 2 年度>

機構の情報セキュリティ対策に係る関係規定及びその実施状況を網羅的に把握・評価するため、情報部を対象として、前年度の監査における指摘事項において継続対応となっていた課題を重点項目として令和 2 年 12 月～令和 3 年 3 月に監査を実施した。また、情報部以外の部署を対象に、事務所のセキュリティ、情報システム台帳に基づく重要なシステムの管理、重要なシステムに係る ID の管理等について令和 2 年 6 月～令和 3 年 3 月に監査を実施した。監査の結果については、最高情報セキュリティ責任者へ報告を行った。

<令和3年度>

機構の情報セキュリティ対策に係る関係規定及びその実施状況を網羅的に把握・評価するため、総務部を対象として、本部事務所のセキュリティ、情報システム台帳に基づく重要なシステムの管理、重要なシステムに係るIDの管理等について、令和3年6月～令和4年3月に監査を実施した。監査の結果については、最高情報セキュリティ責任者へ報告を行った。

また近畿支部及び東北支部に対する会計監査及び業務監査と併せて、情報セキュリティ監査を実施した。

<令和4年度>

令和4年4月に機構の情報セキュリティ対策基準が改定されたことを踏まえ、令和4年5月～令和5年3月に、情報セキュリティ対策に係る関係規定及びその実施状況を網羅的に把握・評価するため、情報部等を対象として監査を実施した。

また青海事務所の事務所管理における情報セキュリティ対策の状況について、所管する留学生事業部を対象として監査を実施した。

監査の結果については、最高情報セキュリティ責任者へ報告を行った。

また北海道支部及び関東甲信越支部に対する会計監査及び業務監査と併せて、情報セキュリティ監査を実施した。

#### (7) 監査結果のフォローアップ

各年度において、以下のとおり監査結果のフォローアップを実施した。

<令和元年度>

平成27年度及び平成30年度並びに令和元年度において内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策の検討及び計画的な取組を行い、速やかに一定の結論を得よう求めた以下の事項について監査対象部署に対し、指摘事項に関する取組状況の提出を求めた。その結果、各部署における内部監査結果のフィードバック及び指摘事項に対する改善が着実に実施されていることを確認した。

- ・自己査定監査「債務整理・債権償却」（令和元年5月）
- ・業務監査「支部法的処理」（令和元年7月及び令和2年3月）
- ・会計監査「支部会計処理」（令和元年7月及び令和2年3月）
- ・業務監査「外部委託先管理（奨学金業務システムデータエントリー業務）」（令和元年9月）
- ・業務監査「返還誓約書の審査（未提出者対応）」（令和元年11月）
- ・法人文書監査「法人文書の管理状況」（令和2年4月）
- ・業務監査「自然災害に係る事業継続計画」（令和2年4月）

<令和2年度>

令和元年度及び令和2年度において内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策の検討及び計画的な取組を行い、速やかに一定の結論を得よう求めた以下の事項について監査対象部署に対し、指摘事項に関する取組状況の提出を求めた。その結果、各部署における内部監査結果のフィードバック及び指摘事項に対する改善が着実に実施されていることを確認した。

- ・業務監査「奨学金相談にかかるコールセンター業務」（令和2年4月）
- ・業務監査「支部法的処理」（令和3年1月）
- ・会計監査「支部会計処理」（令和3年1月）
- ・法人文書監査「法人文書の管理状況」（令和3年2月）

	<p>&lt;令和3年度&gt;          令和2年度及び令和3年度において内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策の検討及び計画的な取組を行い、速やかに一定の結論を得るよう求めた以下の事項について監査対象部署に対し、指摘事項に関する取組状況の提出を求めた。その結果、各部署における内部監査結果のフィードバック及び指摘事項に対する改善が着実に実施されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務監査「個人情報情報機関の活用」（令和3年9月）</li> <li>・業務監査「日本語教育センターの対外貢献」（令和3年12月）</li> <li>・業務監査「支部法的処理等」（令和4年3月）</li> <li>・会計監査「支部会計処理」（令和4年3月）</li> </ul> <p>&lt;令和4年度&gt;          令和3年度及び令和4年度において内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策の検討及び計画的な取組を行い、速やかに一定の結論を得るよう求めた以下の事項について監査対象部署に対し、指摘事項に関する取組状況の提出を求めた。その結果、各部署における内部監査結果のフィードバック及び指摘事項に対する改善が着実に実施されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務監査「給付奨学金の返還について」（令和4年10月）</li> <li>・情報セキュリティ監査（総務部）（令和4年10月）</li> <li>・情報セキュリティ監査（青海事務所）（令和4年10月）</li> <li>・業務監査「支部法的処理等」（令和5年4月）</li> <li>・会計監査「支部会計処理」（令和5年4月）</li> </ul>		
--	---	--	--

<p>4. その他参考情報          特になし</p>
-------------------------------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-2	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標・中期計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	(見込評価)
<49> 情報セキュリティ対策の実施状況	<p>情報セキュリティに関する最新動向及び政府の方針を踏まえ、機構が保有する情報資産の安全及び信頼を確保するため、情報セキュリティ対策基準等に基づくセキュリティ対策の更なる向上を図るべく以下の対応を行った。</p> <p>○情報セキュリティ対策基準等の改定 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、情報セキュリティポリシーについて見直しを行い、機構内の情報セキュリティ委員会の審議を経て、毎年度3月に改定した。また、情報セキュリティ対策に係る実施手順についても適宜改定を実施した。</p> <p>○リスクアセスメントの実施（セキュリティアセスメント） 毎年度、前年度までに更改した情報システムのうちの一部を対象としてリスクアセスメントを行い、専門的知見を有する外部事業者より重大なリスクがないとの結果報告を受けた。</p> <p>○情報セキュリティ対策の強化 (1)情報セキュリティポリシー等を踏まえたセキュリティ対策の強化 情報セキュリティポリシー及び政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、以下のセキュリティ対策を実施した。 ①インターネットを介して通信する電子メールが第三者に傍受又は改ざんされる事態を防止するためのサーバ間通信の暗号化、及び、セキュリティインシデントを検知・解析・解決するためのエンドポイントセキュリティの端末への導入拡大（令和元年度）。</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、「情報セキュリティ対策基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」及び情報セキュリティ対策に係る実施手順の改定を適切に行うとともに、これを踏まえて情報セキュリティ対策を強化したことは評価できる。</li> <li>専門的知見を有する外部事業者によるリスクアセスメント等を実施し、重大なリスクがないことを確認したことは評価できる。</li> <li>役職員全員を対象として標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ研修及び情報セキュリティポリシー自己点検を実施し、役職員の情報セキュリティに関する意識向上を図ったことは評価できる。</li> <li>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、セキュリティ面に留意しながらオンライン会議システムを導入し、かつ継続的に運用できるよう周知していることは評価できる。</li> </ul>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; —</p> <p>&lt;その他事項&gt; —</p>



	<p>②標的型攻撃メール及び有害サイト等に起因する被害を防止するため、インターネットの出入り口に関するセキュリティ対策を実施（令和2年度）。</p> <p>③標的型攻撃から防御するため、すでに導入したセキュリティ対策（インターネット用ファイアウォール、セキュリティインシデント監視・対応の外部委託、エンドポイント、クラウド型のファイアウォール）を継続実施（令和3年度～令和5年度）。</p> <p>(2)情報セキュリティ緊急時対応体制（CSIRT）の運用 専門的知見を有する外部事業者及び機構内他部署とともに JASSO-CSIRT 緊急対応訓練を毎年度実施した。また、訓練結果を踏まえ、必要に応じ、情報セキュリティインシデントに係る実施手順を見直し、情報セキュリティに係るインシデント発生時に適切に対応できるようにした。</p> <p>(3)その他のセキュリティ対策</p> <p>①脆弱性診断 専門的知見を有する外部事業者による支援のもと、悪意ある第三者等がインターネット公開サービスへのアクセスを行うことを模した診断（ペネトレーション診断）及びサーバ単体に対して脆弱性検査ツールを用いる診断（ツール診断）を行い、危険性・影響度の高い指摘はないことを確認した。</p> <p>②ウイルス対策 コンピュータウイルス対策として、毎日最新のウイルス情報を取得し、ファイルの参照及び更新時にリアルタイムでウイルスチェックを実施するとともに、毎週1回全ファイルのウイルスチェックを実施した。</p> <p>○情報セキュリティに対する役職員の意識向上のための取組</p> <p>(1)標的型攻撃メール訓練及び情報セキュリティ研修の実施 役職員の情報セキュリティ意識向上を目的として、毎年度、標的型攻撃メール訓練及び情報セキュリティ研修を役職員全員に対し実施した。情報セキュリティ研修は、配付資料による自己学習形式（理解度テストの受験必須）とした。</p> <p>(2)職員研修等の実施 情報セキュリティ対策を周知徹底するため、以下の研修を実施した。</p> <p>①コンプライアンス・ハラスメント防止・情報セキュリティ研修 毎年度、検査室等と共同で、対象を限定し、対面及びDVD等を活用し実施。</p> <p>②新入職員等（非常勤職員・派遣職員を含む）研修（採用の都度実施）</p> <p>(3)情報セキュリティポリシー自己点検 情報セキュリティに対する理解の浸透度を確認するため、役職員全員を対象とした情報セキュリティ自己点検を毎年度実施した。</p>		
--	---	--	--

	<p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応</p> <p>(1) オンライン会議システムの導入、周知  政府の緊急事態宣言を踏まえた「三つの密」回避等に対応する必要性から、外部有識者との会議や委託業者との打合せ等のオンライン化のため、オンライン会議システムを導入するとともに、利用ガイドラインを機構内に周知した（令和2年9月）。また、説明会を少人数及びオンライン会議で開催し、具体的な利用方法を機構内に周知した（令和2年11月）。</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策に係る実施手順の新たな策定  政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版、令和3年7月7日改定）を踏まえ、「Web 会議サービス利用時の情報セキュリティ対策実施手順」及び「テレワーク実施時の情報セキュリティ対策実施手順」を策定した（令和4年3月）。</p>		
--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV—3	広報・広聴の充実		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標・中期計画											
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
	業務実績	自己評価	(見込評価)								
	<50>広報活動の実施状況【B】 <51>広聴活動の実施状況【B】	<評定> B  <評定根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	評定 B  <評定に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。  <今後の課題> —  <その他事項> 各項目の<その他事項>を参照								
<50> 広報活動の実施状況	○組織全体に関する広報 (1)報道対応 報道機関に対し、各種制度の募集情報や災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用について等、プレスリリースを行い、迅速に情報を提供することに努めた。 [主な内容] ・給付奨学金(家計急変採用)、貸与奨学金(緊急採用・応急採用)、減額返還・返還期限猶予制度やJASSO災害支援金の受付 ・各種制度の選考結果 ・各種調査の結果報告 ・イベント等の開催情報  <プレスリリース件数> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> <tr> <td>29件</td> <td>25件</td> <td>19件</td> <td>23件</td> </tr> </table>	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	29件	25件	19件	23件	<評定> B  <評定根拠> ・報道機関に対し、各種制度の募集情報や災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用等について、迅速に情報提供を行ったことは評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症への対応について、ホームページのトップページにポータルサイトを設置し、利用者がすぐに情報を探せるようにしたことは評価できる。 ・ホームページにおける情報へ	<今後の課題> —  <その他事項> ・SNSやYoutubeなど多様な媒体を用いて広報していることは評価できる。今後は、こうした媒体へのアクセスをいかに増やすかが重要。
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度								
29件	25件	19件	23件								

(2) ホームページの運営

- ・新型コロナウイルス感染症への対応について、トップページにポータルページを設置し、利用者がすぐに情報を探せるように対応した。
- ・情報への到達のしやすさ、探しやすさを実現するため、①ユーザファースト②モバイルファースト③先端技術活用の基本方針に基づき、ホームページの全面刷新を行った（令和3年8月）。
- ・JASSO サイトの Web アクセシビリティ試験を実施し、結果を公表するとともに、結果に基づきサイトの改善を行った。
- ・ホームページ更新担当者を対象にホームページ作成・更新研修を実施し、ホームページの更新作業を迅速に行うとともに、よくあるご質問及びAI チャットボットを活用し、利用者の利便性の向上に努めた。

<ホームページ年間アクセス件数>

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アクセス件数	101,966,159	117,275,365	113,562,266	123,508,169

(3) SNS の活用

- ・奨学金制度の周知と正しい理解を促進することを目的として、ソーシャル・メディア・ネットワーク上での拡散を狙い、有名タレントをキャスティングした動画を平成29年4月からYouTubeで公開している。令和4年度には新たな動画「進学応援委員会ゴリエダさんの奨学金のススメ」を作成し、公開した（令和4年4月8日）。
- ・学生等に対し、各種支援情報をより一層迅速・広範に周知するため、JASSO 公式 Twitter でホームページの更新に合わせたツイートを行った。

<JASSO公式Twitterツイート件数>

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
126件	109件	87件	94件

(4) メールマガジンの配信

学校の教職員等を対象に月1回（毎月15日）、合計12回5,107件配信し、奨学金・留学生支援・学生生活支援事業の最新情報を提供した（令和元年度までで廃止）。

の到達のしやすさ、探しやすさを実現するため、全面刷新を行ったことは評価できる。

- ・ホームページの更新を迅速に行うとともに、よくあるご質問及びAI チャットボットを活用し、利便性の向上に努めたことは評価できる。
- ・SNS を活用し、情報の周知に努めたことは評価できる。

<p>&lt;51&gt; 広聴活動の実施状況</p>	<p>○広聴調査の活用          広聴活動で得られた結果をより充実した広報に活かすことを目的として、広聴モニターを活用して、高等教育への進学を希望する高校生及び高校生の子供を持つ保護者を対象とした調査を実施した（令和3年1月及び令和5年1月実施）。調査結果はホームページに公表するとともに、効果的な情報提供を行うための参考とした。</p> <p>○意見専用フォームの運用          ホームページ上で運用している意見専用フォームに投稿された意見について、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議業務報告部会で報告するとともに、ご意見と機構の対応状況をホームページに掲載し、奨学金制度の各種手続きに関する疑問点の解消などを行った。          [奨学金制度の各種手続等に関する疑問・意見の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学への編入学の取り扱い</li> <li>・スカラネット等システムエラー</li> <li>・給付奨学金と併せて受ける場合の貸与月額</li> <li>・口座変更時のWEB 手続についての意見</li> <li>・インターネット専業銀行からの口座振替</li> <li>・スカラネット・パーソナルの推奨環境</li> <li>・海外留学支援制度の申請システム</li> <li>・情報の記載場所 など</li> </ul>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広聴調査から得られた結果をより充実した広報に活かすことを目的として、対象を高校生及び高校生の子供を持つ保護者と定めて広聴調査を実施したことは評価できる。</li> <li>・意見専用フォームに寄せられた意見等について、機構の対応状況をホームページに掲載し、奨学金制度の各種手続等に関する疑問解消などを行ったことは評価できる。</li> </ul>	<p>〈今後の課題〉          -</p> <p>〈その他事項〉          -</p>
-----------------------------	--	---	---

<p>4. その他参考情報          特になし</p>
-------------------------------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV—4	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標・中期計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	(見込評価)
<52> 施設及び設備の整備状況	<p>○施設・設備の整備等の実施</p> <p>「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の維持管理に係る行動計画及び個別施設計画を策定するとともに、取組の進捗状況や情報・知見の蓄積状況等を踏まえ計画の更新を行った。</p> <p>また、各年度において国際交流会館等の改修工事の工事監理を適切に行った。機構が所有する施設等について、施設保全マニュアルに基づいた点検等を適切に実施していることを確認し、安全性の向上や省エネルギーの推進等を目的とした修繕等を行い、必要な保全を適切に行った。</p> <p>○市谷事務所等再整備</p> <p>老朽化、狭隘化が著しい市谷事務所について、移転及び他の都内事務所との集約化も視野に入れた事務所等再整備計画の検討を行った。これらの検討を踏まえ、事務所等移転整備が可能な物件の探索を実施し、候補物件を選定したが、その後、市谷事務所現地における改築等工事も視野に入れて検討を進めることとなり、国と調整を進めてきた結果、令和4年度第二次補正予算において整備予算が措置されることとなった。</p> <p>これを受け、設計業務や各種調査等に着手し、工事発注に向けた準備を進めた。令和5年度においては、新館の解体、本館の改修及び増築棟の建設を進める予定。</p> <p>また、工事期間中には仮事務所への移転が必要となることから、仮事務所として使用する物件の賃貸借契約を締結した。仮事務所への移転については、各部署とのスケジュール調整の上、業務への影響を最小限に抑え適切に移転を行う予定。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有する施設等について工事監理及び保全を適切に行ったことは評価できる。</li> <li>・業務継続性と安全性の確保、業務効率の向上等に向けて、事務所整備の実現のために不断の取組を進めてきたことは評価できる。</li> <li>・事務所再整備に向け、移転を含めた検討を行ってきたことは評価できる。</li> </ul> <p>市谷事務所現地における改築等工事を進めたことは評価できる。</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; —</p> <p>&lt;その他事項&gt; —</p>

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV—5	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																		
中期目標・中期計画																		
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
	業務実績	自己評価	(見込評価)															
	(1)方針【B】 (2)人事に係る指標【B】	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。</p>	<p>評定 B</p> <p>〈評定に至った理由〉 中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。</p> <p>〈今後の課題〉 —</p> <p>〈その他事項〉 各項目の〈その他事項〉を参照</p>															
<53> 人材の確保、適正配置、育成のための取組状況	<p>○独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画に基づいた実施事項</p> <p>(1)第3期中期目標期間中に策定した「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」について、機構を取り巻く状況や機構内の状況が様々に変化してきたことを受けて、第4期中期目標期間において、現在の状況や課題に適切に対応できる人材育成・確保と適正配置を図るために見直しを行った。</p> <p>[参考：令和2年度における「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」の主な見直し内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採用プロセスについて、文部科学省文教団体職員採用試験の利用に加えて、面接試験を中心とした通年採用試験を実施する等、複線化及び多様化を図ることとした。</li> <li>管理職のマネジメント能力の発揮状況について「気付き」を促すことによって、マネジメント能力の向上を図るための多面観察を実施することとした。</li> </ul> <p>(2)幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、一斉採用に加えて通年採用を行った。</p> <p>〈職員の採用状況〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採用者数</td> <td>43人</td> <td>60人</td> <td>30人</td> <td>51人</td> </tr> <tr> <td>うち任期付採用</td> <td>15人</td> <td>32人</td> <td>17人</td> <td>32人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	採用者数	43人	60人	30人	51人	うち任期付採用	15人	32人	17人	32人	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 ・「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、新規職員の採用及び内部登用を実施した他、女性職員の管理職への登用を実施したことは多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置するという観点から評価できる。 ・他機関との積極的な人事交流の実施や、各業務の特性に</p>	<p>〈今後の課題〉 —</p> <p>〈その他事項〉 ・管理職にしめる女性の割合が順調に向上している点は評価することができる。</p>
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度														
採用者数	43人	60人	30人	51人														
うち任期付採用	15人	32人	17人	32人														

(3) 上司・同級・部下職員の視点を通して対象者を観察することで、対象者のマネジメント能力の発揮状況に係る「気付き」を促し、マネジメント能力の向上を図ることにより、組織全体のパフォーマンスの向上に資することを目的とした多面観察を実施した。

<多面観察の実施状況>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	-	64人	55人	27人

○職員の計画的な採用及び配置

(1) 幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、一斉採用に加えて通年採用を行った。【再掲】

(2) 非常勤職員から任期付職員、任期付職員から常勤職員への内部登用に係る選考対象の設定を行い、常勤職員及び任期付職員への登用を行った。

<内部登用の実施状況>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
任期付職員から常勤職員	13人	8人	31人	9人
非常勤職員から任期付職員	2人	6人	8人	6人

(3) 職員の適性、経験等を考慮するとともに、業務に関する希望等も勘案し適材適所の配置を行った。

(4) 女性職員の部長級、課長級への登用を行った。また今後の登用への対応として、その前段階の課長補佐の登用・育成に努めた。

<女性職員の管理職等への登用状況（各年度末現在）>

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
部長級	27人	28人	28人	27人
うち女性	4人 (14.8%)	4人 (14.3%)	5人 (17.9%)	5人 (18.5%)
課長級	61人	65人	67人	62人
うち女性	17人 (27.9%)	20人 (30.8%)	22人 (32.8%)	23人 (37.1%)
課長補佐級	74人	79人	70人	65人

応じた専門知識・スキルの獲得を目的とした分野別研修等の実施は、高度な実務能力と使命感を持った人材の育成という観点から評価できる。



	うち女性	23人 (31.1%)	24人 (30.4%)	24人 (34.3%)	23人 (35.4%)
計		162人	172人	165人	154人
	うち女性	44人 (27.2%)	48人 (27.9%)	51人 (30.9%)	51人 (33.1%)

○公正な人事評価の実施

勤勉手当について、期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価及び上司による評価等を総合的に勘案し、適正に評価した。

○人事交流の実施

高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学法人、私立大学、公益法人及び民間企業等と積極的に人事交流を行った。

〈人事交流の実施状況〉

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
他機関への出向者	13人	15人	13人	10人
他機関からの出向者	32人	33人	27人	23人

○職員研修の実施状況

(1)管理職研修

第4期中期計画の着実な達成に向け、機構職員の意識改革と組織の活性化に資するため、各年度において、管理職研修を実施した。

(2)階層別研修

各年度において、次の階層別研修を重点的に実施した。

区分	内容
令和元年度	新職員研修、新職員フォローアップ研修、初任者研修、主任研修、係長研修、課長補佐研修
令和2年度	新職員研修、新職員フォローアップ研修、係長研修
令和3年度	新職員研修、新職員フォローアップ研修、係長研修
令和4年度	新職員研修、新職員フォローアップ研修、係長研修

	<p>(3)分野別研修 各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的に、分野別研修を各年度実施した。</p> <p>(4)JASSO 講演会 外部の有識者等を招き、講演及び意見交換を行うことにより、機構役職員の意識改革・意識向上を図るとともに、組織の将来を担う若年層職員の一層の意欲奮起を促すことを目的とするJASSO講演会を実施した。</p>		
<p>&lt;54&gt; 業務量に応じた適正な人員配置の実施状況</p>	<p>○業務量に応じた人員配置</p> <p>(1)組織の見直し【再掲】 機構の事務事業及び組織の見直しを以下のとおり実施した。</p> <p>①令和元年度における事務事業及び組織見直しの主なポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等教育の修学支援新制度の実施に伴う体制整備等 奨学金に係る情報提供の充実、スカラシップ・アドバイザー派遣事業の利用促進等を図るため、奨学事業戦略部に奨学情報課を新設した。</li> <li>・ 奨学金事業における各部の効率的な業務実施を支援するため、一元処理に適した業務の実施、マイナンバー活用業務の一元処理に向けた検討等を行う奨学事業支援部を新設し、基盤業務課、相談課を設置した。</li> <li>・ 情報部の体制強化 情報システムのソフト及び機器運用、情報セキュリティ管理を確実にを行うため、情報部の体制を強化した。</li> </ul> <p>②令和2年度における事務事業及び組織見直しの主なポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等教育の修学支援新制度実施に伴う体制整備 家計急変にかかる採用業務及び支援区分見直し業務等を採用課及び奨学指導課から切り離し、事務の効率化・迅速化を図るため貸与・給付部に特別採用課を設置した。 また、特別採用課の設置にあたり、貸与・給付部の組織を再編成し、採用課の海外貸与係を特別採用課に移管し、既存各課の人員配置を見直した。</li> </ul> <p>③令和3年度における事務事業及び組織見直しの主なポイント</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策や高等教育の修学支援新制度への対応の際の組織改善による人員数の偏りを調整するため、以下の改編を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 返還中債権を一元的に管理することによるガバナンスの強化、業務の効率化及び給付奨学金の複雑な返金パターン（月賦返還、不当利得の返金、不正利得の返金）等の処理における連携強化のため、返還部と債権管理部を統合した。</li> <li>・ 対象債権の属性（貸与中、返還中）に応じた分掌により、業務を効率化するため、返還免除課を廃止し、貸与・給付総務課に業績免除業務、返還総務課に特別免除及び一般免除業務を移管した。</li> <li>・ マイナンバー受付・審査・情報照会に係る業務について一元管理を行うため、企画課及び返還促進課から基盤業務課に業務を移管した。</li> <li>・ 受電、来訪、文書を含め、照会対応の一元化による回答内容の均一化、質の向上、効率化のため、来訪者や照会文書への対応業務を返還促進課から相談課に移管した。</li> <li>・ 寄附金事業について広報活動と一体となった事業実施を可能とするため、広報課内に寄附金室を移管した。</li> <li>・ 遠隔教育実施体制強化のため、東京日本語教育センターに遠隔教育推進室を設置した。</li> </ul>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 円滑な事業実施のために必要な職員数の適切な確保に努めたことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; —</p> <p>&lt;その他事項&gt; —</p>

④令和4年度における事務事業及び組織見直しの主なポイント  
市谷事務所再整備事業を着実に実施するため、市谷事務所再整備準備室を設置した。

⑤令和5年度における事務事業及び組織見直しの主なポイント  
継続的な業務の改善等を図るため、業務移管やそれに伴う一部の人員の付け替え等を行った。

(2) 人員配置の状況

円滑な事業実施のために新規採用及び任期付職員への登用を行うなど、自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保に努めた。

< 役職員数（各年度末現在） >

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
役員	7人	7人	7人	7人
常勤職員	531人	543人	532人	531人

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV—6	その他		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標・中期計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	(見込評価)
<55> 中期目標の期間を超える債務負担の状況	—	<評定> —  <評定根拠> —	評定 B  —
<56> 積立金の利用状況	○積立金の使途 当該積立金のうち、第3期中期目標期間までの決算において旧日本育英会から承継した学資貸与金に係る貸倒引当金の戻入により発生した剰余金について、未収財源措置予定額(法人化後新たに生じた学資貸与金に係る貸倒損失に対して、国が事後に回収不能債権補填金として負担する額)に充当するものとし、45,241百万円を取り崩した。 その他、第3期中期目標期間に自己収入財源で取得し、第4期中期目標期間に繰り越した資産の当年度の減価償却費に充当し、578百万円を取り崩した。	<評定> B  <評定根拠> 前中期目標期間繰越積立金を承認された使途に充当しており、評価できる。	<評定に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。  <今後の課題> —  <その他事項> —

4. その他参考情報
特になし

項目別調書 No.	中期目標	中期計画
<p>I-1 奨学金事業</p>	<p><b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>1 奨学金事業</p> <p>機構では、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。</p> <p>(1) 貸与奨学金</p> <p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないように、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。貸与中においては、大学等との連携によって、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を促し、奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>本事業が返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。</p> <p>奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。</p> <p>保証制度のうち機関保証制度については、関係者に対する情報提供・周知に努めるとともに、教育的配慮を払いつつ運用を行い、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p>	<p><b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</b></p> <p>1 奨学金事業</p> <p>教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。</p> <p>(1) 貸与奨学金</p> <p>① 奨学金の的確な貸与</p> <p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないように、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。</p> <p>② 適格認定の実施</p> <p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収</p> <p>奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、計画的に返還金の確実な回収に取り組み、今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率や貸与奨学金の要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を今中期目標期間中に91.4%以上とする。</p> <p>また返還金の回収状況について、定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、必要な改善を図る。</p> <p>④ 機関保証制度の運用</p> <p>奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。</p> <p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。</p> <p>また、機関保証制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p> <p>⑤ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用</p> <p>減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。</p> <p>また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図る。</p>

	<p>(2) 給付奨学金</p> <p>給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき、支給を行う。</p> <p>なお、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（修学支援法の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。</p> <p>また、支給中においては、大学等との連携によって、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p> <p>(3) 奨学金事業に共通する事項</p> <p>奨学金制度を必要とする者に確実に情報が届くよう努めるとともに、奨学金制度の正しい利用に資するため、関係者に対し多様な機会及び媒体を活用した広報により、正確で分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>また、機構の奨学金事業を運営するうえでは学校の協力が必要不可欠であることから、奨学金に関する周知や申込手続について、高等学校や大学等と一層の連携を図るとともに、奨学金制度に対する理解や奨学生としての自覚の増進、貸与奨学金に係る返還意識の涵養を適切に実施する。</p> <p>さらに、奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策や、寄附金獲得の拡大等を図るべく、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討を行う。</p>	<p>⑥ 所得連動返還方式の運用</p> <p>奨学金の返還額が返還者の所得に連動する「所得連動返還方式」について、学生等に対して適切に情報提供、周知を行うとともに、対象者の増加に対応しつつ効率的な運用に努め、確実に実施する。</p> <p>(2) 給付奨学金</p> <p>① 奨学金の的確な支給</p> <p>給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき、支給を行う。</p> <p>なお、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。</p> <p>② 適格認定の実施</p> <p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>(3) 奨学金事業に共通する事項の実施</p> <p>① 奨学金制度の周知及び広報の充実</p> <p>学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、説明会の開催やスカラシップ・アドバイザー、インターネット等を活用した広報により、正確でわかりやすい情報の提供に努める。</p> <p>また、奨学金制度の概要、手続の詳細について、奨学金を希望する学生、保護者、返還者等からの照会に対応できるコールセンター機能の充実を図る。</p> <p>② 学校との連携強化</p> <p>奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。</p> <p>特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。</p> <p>また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。</p> <p>なお、学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実に効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。</p>
--	---	--

		<p>③ 効果検証方策等の検討 奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策について検討を行うとともに、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について検討を行う。</p>
<p>I-2 留学生支援事業</p>	<p>2 留学生支援事業 「留学生 30 万人計画」、「日本再興戦略」、「第 3 期教育振興基本計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）等の国の戦略を踏まえ、引き続き、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を支援するため、次の目標に従い事業を実施することとする。</p> <p>(1) 外国人留学生に対する支援 大学のグローバル化の推進や我が国で活躍する高度外国人材受入れ促進等の国の方針を踏まえ、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するため、関係府省庁や日本貿易振興機構（JETRO）等の独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業（修了）後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。</p> <p>① 日本留学が期待される者を中心に、関係機関との連携の下、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信する。また、国内外の大学・関係機関とのネットワークを構築し、日本留学に関する情報の収集・整理及び提供を行う。</p> <p>② 国内外における日本留学試験の実施を通じ、日本の大学等への進学に必要な日本語力及び学力を客観的に評価するとともに、海外における日本留学試験の利用の促進及び渡日前入学許可など日本の大学等における試験結果の活用促進に努める。 なお、前中期目標期間に収支の継続的な欠損については改善が見られたことから、引き続き効率的な事業運営を行いつつ収支の均衡が取れるよう努める。</p> <p>③ 学生等のニーズに応じたきめ細かく、質の高い日本語教育を実践するとともに、大学等進学のための日本語教育のモデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。</p>	<p>2 留学生支援事業 「留学生 30 万人計画」、「日本再興戦略」、「第 3 期教育振興基本計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）等の国の戦略を踏まえ、各種奨学金制度や大学等の留学生交流を支援する施策等を適切に実施するとともに、留学に関する情報発信を積極的に行い、外国人留学生の受入れ及び日本人生徒・学生の留学支援を推進する。</p> <p>(1) 外国人留学生に対する支援 ① 日本留学に関する情報提供等の充実 日本留学情報サイト等の活用により、日本留学が期待される者を中心に、留学前、留学中及び卒業（修了）後のキャリアパス等日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行う。一元的な情報発信機能の強化に向けては、政府機関、大学等関係機関との連携を強化するとともに、関係機関からの積極的な情報提供を促す。 日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。</p> <p>② 日本留学試験の適切な実施 得点の等化、海外実施に対応する複数問題の作成、厳正な試験監督の実施、不測の事態における受験機会の確保等により、日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。 なお、試験実施にあたっては、令和 3 年度から国内・国外会場とも受験料を段階的に見直すとともに、効率的な運営により、収支の均衡に努める。 また、コンピュータ試験の実施に向けた必要な準備を計画的に行う。さらに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策を検討・実施するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、現地の需要や経費を踏まえつつ海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。 今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度（平成 30 年度）における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることに努める。</p> <p>③ 日本語教育センターにおける教育の実施 日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施し、大学等への進学率や日本語レベルの入学時からの伸長率に留意のうえ、卒業予定者への教育内容等に係る満足度に関する調査において回答者の 80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。また、モデルと</p>

	<p>④ 大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、国費外国人留学生や私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。</p> <p>また、留学生受入れに係る事業については、大学等の留学生の在籍管理の適正化を図る観点から、不法残留者数等に応じた推薦依頼・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用する。</p> <p>⑤ 東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用し、外国人留学生・日本人学生・地域住民等の交流推進・相互理解の促進、将来につながる人的ネットワークの構築、留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進を図る。</p> <p>⑥ 日本留学の総合的な魅力を高めるため、関係機関との連携の下、外国人留学生の卒業・修了後の就職支援や帰国後のフォローアップの取組を強化するとともに、支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。</p> <p>(2) 日本人留学生に対する支援</p> <p>意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。</p> <p>① 海外留学への機運醸成に向けて、海外留学に関する幅広い情報を収集・整理のう</p>	<p>なるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。</p> <p>④ 学資金の支給等</p> <p>大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。</p> <p>なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。</p> <p>ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施する。</p> <p>イ. 留学生受入れ促進プログラムについては、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、学資金を重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。</p> <p>ウ. 海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して重点的に支援を行う。</p> <p>エ. 外国人留学生が借り上げ宿舎に居住する場合等に費用の一部を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施する。</p> <p>⑤ 宿舎の支援及び交流促進</p> <p>東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、より多くの大学等の優秀な国内外の学生等が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舎の提供、居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流、並びに外国人留学生の就職支援の充実等の取組を行う。</p> <p>また、外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。</p> <p>⑥ 卒業・修了後の支援</p> <p>優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するため、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援や大学等に対する情報提供等を関係機関等と連携して行う。</p> <p>帰国外国人留学生に対しては、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供するほか、有益な情報の提供等、留学経験者のネットワーク化に向けた支援の充実を図るとともに、機構と日本留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。</p> <p>(2) 日本人留学生に対する支援</p> <p>① 海外留学に関する情報提供等の充実</p> <p>留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。</p>
--	---	---



	<p>え、留学希望者や国内外の関係機関等に提供する。</p> <p>② 諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生の経済的負担を軽減するための学資金支給に取り組むとともに、大学間交流協定等に基づく留学への支援を通じ、大学等における留学期間の長期化を促す取組や短期留学の成果を生かしたグローバルに活躍する人材の育成に向けての取組など、留学の効果を高めるための取組を実施する。</p> <p>③ 意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した仕組みによる、経済的負担を軽減するための学資金の支給事業について、引き続き2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向け日本人の海外留学を促進する。また、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2020年度以降の事業の在り方について検討する。</p>	<p>また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。今中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数が、前中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を上回ることをとする。</p> <p>② 学資金の支給 グローバルに活躍する人材を育成する国の方針のもと、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、学資金を適切に支給する。</p> <p>また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第3期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的に支援を行う。</p> <p>官民協働留学支援策である「トビタテ！留学JAPAN」について、民間企業等からの寄附金を募り、2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向けて計画的な運営に努めるとともに、「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た経験を活用し、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施する。</p> <p>さらに、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2020年度以降の事業の在り方について検討する。</p>
<p>I-3 学生生活支援事業</p>	<p>3 学生生活支援事業 機構は、大学等における就職率の動向等を踏まえ事業を重点化していくこととし、特に障害のある学生や留学生、社会人等の受入れにより多様性が拡大する大学等におけるきめ細やかで的確な学生相談やメンタルヘルス対策、修学・就職指導、キャリア形成支援などの学生支援の全体の底上げを図るほか、大学経営層や企業等への働きかけを行う等により総合的・戦略的に事業を推進することが期待されている。 このことを踏まえ、次の目標に従い事業を実施することとする。</p> <p>(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実 大学等における学生生活状況についての調査や学生生活支援の取組に関する調査を実施し、分析を行うとともに、学生生活支援の充実に資するよう、戦略的な情報提供等を実施する。</p> <p>(2) 障害のある学生等に対する支援 障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、大学等における支援について、体制の全体的な底上げを図るとともに、大学等全体としての理解・啓発を促す。また、実態調査や取組事例の収集に基づく問題の把握・分析・情報提供等を総合的に実施する。</p>	<p>3 学生生活支援事業 機構は、「第4次障害者基本計画」（平成30年3月30日閣議決定）、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）、「未来投資戦略」等の政府方針に基づき、大学等における就職率の動向等を踏まえ、大学等における学生生活支援において、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものについて、重点的に問題の把握・分析、先進的取組の共有等の取組を行うとともに、総合的な情報提供の充実を図る。</p> <p>(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供 国や機構の施策等の基礎となる大学等における学生生活状況について調査・分析を充実するとともに、学生生活支援の充実に資するよう情報提供等を実施する。 また、大学等における学生生活支援の取組について調査を実施し、実態や課題を把握するとともに、先進的な取組や喫緊の課題について大学等の理解・啓発に資するよう情報提供等を実施する。</p> <p>(2) 障害のある学生等に対する支援 障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、修学支援に関する実態調査を通じて問題の把握・分析を行うとともに、高大連携や就労支援など主要課題に関する理解・啓発に重点を置いたセミナー等を実施する。 また、障害学生等に対する支援体制の全体的な底上げを図るために、取組事例の収集</p>

	<p>(3)キャリア教育・就職支援          大学等におけるキャリア教育、就職支援の推進に向けて産学協働による教育的効果の高いインターンシップにかかるセミナーなど、総合的な情報提供に関する事業等を実施し、大学等の教職員の資質向上を支援する。</p>	<p>を含めた総合的な情報提供等を推進し、体制整備が進まない大学等に対してはより重点的に、全学を挙げた取組の実施や学外機関との連携の働きかけを強化する。</p> <p>(3)キャリア教育・就職支援          各大学等の教職員の資質向上や、企業等との産学連携に資するよう、総合的な情報提供等の推進を図り、各大学等におけるキャリア教育・就職支援の全学的な取組を促進する。          特に、産学協働により教育的効果の高いインターンシップが推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や好事例の収集・発信等を行い、各大学等と産業界との取組を支援する。</p>
<p>II-1          業務の効率化</p>	<p><b>II. 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p>1 業務の効率化</p> <p>(1)一般管理費等の削減          業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。          また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、令和5年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。          なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p> <p>(2)人件費・給与水準の見直し          総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。          給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3)契約の適正化          「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。</p>	<p><b>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>1 業務の効率化</p> <p>(1)一般管理費等の削減          業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。          また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、令和5年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。          なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p> <p>(2)人件費・給与水準の見直し          総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3)契約の適正化          「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。</p>
<p>II-2          組織の効果的な機能発揮</p>	<p>2 組織の効果的な機能発揮          課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての的確で効果的な事業実施体制を構築する。</p>	<p>2 組織の効果的な機能発揮          課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。</p>
<p>II-3          学生支援に関する調査・分析・研究の実施</p>	<p>3 機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。          課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての的確で効果的な事業実施体制を構築する。</p>	<p>3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施          機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を、若手研究者等の活用を図りつつ実施する。</p>

<p>II-4 情報システムの適切な整備及び管理</p>	<p>4 情報システムの適切な整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p>	<p>4 情報システムの適切な整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p>
<p>III-1 収入の確保等</p>	<p><b>III. 財務内容の改善に関する事項</b> 1 収入の確保等 寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。</p>	<p><b>III. 財務内容に関する事項</b> 1 収入の確保等 寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。</p>
<p>III-2 寄附金事業の実施</p>	<p>2 寄附金事業の実施 学生等の支援に資するよう寄附金募集の取組を強化するとともに寄附金事業を適切に実施する。</p>	<p>2 寄附金事業の実施 寄附金募集に係る広報の取組を強化することによって一層の寄附金獲得拡大を図り、これを元に被災した学生、留学生等への支援金の支給、優秀な学生の顕彰等の寄附金事業を適切に実施する。</p>
<p>III-3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施</p>	<p>3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。</p>	<p>3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。</p>
<p>III-4 予算の管理及び計画的な執行</p>	<p>4 予算の管理及び計画的な執行 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。</p>	<p>4 予算、収支計画及び資金計画 別紙のとおり</p> <p>5 短期借入金の限度額 奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、9,250億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、54億円とする。</p> <p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画 なし</p> <p>7 重要な財産の処分等に関する計画 なし</p> <p>8 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。</p>
<p>IV-1 内部統制・ガバナンスの強化</p>	<p><b>VI. その他業務運営に関する重要事項</b> 1 内部統制・ガバナンスの強化 機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その</p>	<p><b>IV. その他業務運営に関する重要事項</b> 1 内部統制・ガバナンスの強化 (1) 事業運営への外部有識者の参画 運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得る。 (2) 外部評価の実施</p>

	<p>実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。</p>	<p>外部有識者で構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事業の改善に活用する。</p> <p>(3)理事会等によるガバナンスの確保  「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき、理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。</p> <p>(4)リスク管理の推進  「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、各年度のリスク管理実施計画を策定のうえ、各種リスク管理の一層の推進を図る。</p> <p>(5)コンプライアンスの推進  コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定のうえ、一層の推進を図る。特に、個人情報保護については、研修の改善・充実等により、さらなる徹底を図る。</p> <p>(6)内部監査の実施  業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部監査を実施するとともに個人情報保護、情報セキュリティ等の内部統制上重要な事項について監査を実施する。</p>
<p>IV-2  情報セキュリティ対策の推進</p>	<p>2 情報セキュリティ対策の推進  「サイバーセキュリティ基本法」（平成 26 年法律第 104 号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成 30 年 7 月 25 日改定）等の政府の方針を踏まえ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。</p>	<p>2 情報セキュリティ対策の推進  「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成 30 年 7 月 25 日改定）等に基づき、機構が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。</p>
<p>IV-3  広報・広聴の充実</p>	<p>3 広報・広聴の充実  SNS 等の新たな媒体を活用しつつ、正確でわかりやすい情報の提供に努めるとともに、幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広報・広聴の充実を図る。</p>	<p>3 広報・広聴の充実  国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、SNS やウェブ動画等の新たな媒体も活用しつつ、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供する。  また、幅広く国民や関係者の声を把握し、施策に活かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の充実を図る。</p>
<p>IV-4  施設及び設備に関する計画</p>	<p>4 施設及び設備に関する計画  施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。</p>	<p>4 施設及び設備に関する計画  施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。  特に、機構の事業が拡大する中、奨学金事業の実施拠点となる市谷事務所の老朽化、狭隘化が著しく、継続利用が困難であることから、事務所再整備に向けた対策を講ずる。</p>

<p>IV-5 人事に関する計画</p>	<p>5 人事に関する計画 機構の業務を適切に実施するため、人事基本計画を見直し、戦略的に人材の確保・育成を実施するとともに適正配置を図る。</p>	<p>5 人事に関する計画 (1)方針 ① 戦略的に人材を確保・育成するために、人事基本計画の見直しを実施する。 ② 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。 ③ 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を実施する。 (2)人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。 (参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 19,431 (百万円) ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。</p>
<p>IV-6 その他</p>		<p>6 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。 7 積立金の使途 前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前期中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。</p>